

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>129F 発電器 2H</th> <th>機能化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">第1号</td> <td>想定・地震・圧力/暴風の天候/放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及び他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>汚濁</td> <td>(官公に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設間からの影響</td> <td>(周辺施設等から放射線により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>試験・検証(保安性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電機設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>代替性</td> <td>本機の用途として使用・代替可能</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号</td> <td rowspan="3">原形型防止</td> <td>系統設計</td> <td>BB 試験と同一系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号</td> <td rowspan="2">設置場所</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第10号</td> <td rowspan="3">第1号</td> <td>常設 SA の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第11号</td> <td rowspan="3">共同原因発生防止</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>対象外(共同原因の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サボート系原因</td> <td>対象外(サボート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		129F 発電器 2H	機能化区分	第1項	第1号	想定・地震・圧力/暴風の天候/放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及び他の建屋内	C	汚濁	(官公に機能を発揮する)	—	海水	海水を海水しない	対象外	施設間からの影響	(周辺施設等から放射線により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	—	—	第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第3号	試験・検証(保安性、系統構成・外部入力)	その他電機設備	J	関連資料	—	—	第4号	代替性	本機の用途として使用・代替可能	Bb	関連資料	—	—	第5号	原形型防止	系統設計	BB 試験と同一系統構成	Aa	その他(飛散物)	対象外	対象外	関連資料	—	—	第9号	設置場所	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第10号	第1号	常設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	—	—	共有の禁止	(未用しない設備)	—	第11号	共同原因発生防止	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共同原因の考慮対象設備なし)	対象外	サボート系原因	対象外(サボート系なし)	対象外	関連資料	—	—		<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		129F 発電器 2H	機能化区分																																																																																						
第1項	第1号	想定・地震・圧力/暴風の天候/放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及び他の建屋内	C																																																																																					
		汚濁	(官公に機能を発揮する)	—																																																																																					
		海水	海水を海水しない	対象外																																																																																					
		施設間からの影響	(周辺施設等から放射線により機能を失うおそれがない)	—																																																																																					
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																					
		関連資料	—	—																																																																																					
		第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																				
			関連資料	—	—																																																																																				
		第3号	試験・検証(保安性、系統構成・外部入力)	その他電機設備	J																																																																																				
			関連資料	—	—																																																																																				
第4号	代替性	本機の用途として使用・代替可能	Bb																																																																																						
	関連資料	—	—																																																																																						
第5号	原形型防止	系統設計	BB 試験と同一系統構成	Aa																																																																																					
		その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																																					
		関連資料	—	—																																																																																					
第9号	設置場所	設置場所	操作不要	対象外																																																																																					
		関連資料	—	—																																																																																					
第10号	第1号	常設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																					
		関連資料	—	—																																																																																					
		共有の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																					
第11号	共同原因発生防止	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共同原因の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																					
		サボート系原因	対象外(サボート系なし)	対象外																																																																																					
		関連資料	—	—																																																																																					

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

<内容比較のため再掲(補足1-3)>

項目	大飯発電所3号炉		大飯発電所4号炉	
	仕様	備考	仕様	備考
設置場所	屋内		屋内	
設置高さ	約10m		約10m	
設置面積	約100㎡		約100㎡	
設置重量	約100t		約100t	
設置コスト	約10億円		約10億円	
設置時期	平成10年		平成10年	
設置業者	三菱重工		三菱重工	
設置経緯	新規設置		新規設置	
設置目的	発電		発電	
設置場所	屋内		屋内	
設置高さ	約10m		約10m	
設置面積	約100㎡		約100㎡	
設置重量	約100t		約100t	
設置コスト	約10億円		約10億円	
設置時期	平成10年		平成10年	
設置業者	三菱重工		三菱重工	
設置経緯	新規設置		新規設置	
設置目的	発電		発電	

女川原子力発電所2号炉

<内容比較のため再掲(補足1-4)>

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬型)

第57条: 電源設備

項目	仕様	相違比較
設置場所	屋内	B
設置高さ	約10m	
設置面積	約100㎡	
設置重量	約100t	
設置コスト	約10億円	
設置時期	平成10年	
設置業者	三菱重工	
設置経緯	新規設置	
設置目的	発電	
設置場所	屋内	
設置高さ	約10m	
設置面積	約100㎡	
設置重量	約100t	
設置コスト	約10億円	
設置時期	平成10年	
設置業者	三菱重工	
設置経緯	新規設置	
設置目的	発電	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬)

項目	仕様	相違比較
設置場所	屋内	C
設置高さ	約10m	
設置面積	約100㎡	
設置重量	約100t	
設置コスト	約10億円	
設置時期	平成10年	
設置業者	三菱重工	
設置経緯	新規設置	
設置目的	発電	
設置場所	屋内	
設置高さ	約10m	
設置面積	約100㎡	
設置重量	約100t	
設置コスト	約10億円	
設置時期	平成10年	
設置業者	三菱重工	
設置経緯	新規設置	
設置目的	発電	

相違理由

【大飯, 女川】
 記載表現の相違
 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																																																																																																							
<内容比較のため再掲(補足1-3)>		<内容比較のため再掲(補足1-5)>		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可観)		【大飯, 女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)																																																																																																																																																																																							
<p>大飯 3, 4号炉 SA設備基準適合性一覧表(可観)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯3号炉</th> <th>大飯4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第37条 電源設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第38条 保安設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第39条 放射線防護設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第40条 炉内設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第41条 炉外設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第42条 送電設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第43条 変圧設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第44条 変電設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第45条 配電設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第46条 照明設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第47条 空調設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第48条 衛生設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第49条 消防設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第50条 警備設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第51条 情報通信設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第52条 試験設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第53条 保守設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第54条 検査設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第55条 測定設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第56条 記録装置</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第57条 電源設備</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table>		項目	大飯3号炉	大飯4号炉	第37条 電源設備		対象外	対象外	第38条 保安設備	対象外	対象外	第39条 放射線防護設備	対象外	対象外	第40条 炉内設備	対象外	対象外	第41条 炉外設備	対象外	対象外	第42条 送電設備	対象外	対象外	第43条 変圧設備	対象外	対象外	第44条 変電設備	対象外	対象外	第45条 配電設備	対象外	対象外	第46条 照明設備	対象外	対象外	第47条 空調設備	対象外	対象外	第48条 衛生設備	対象外	対象外	第49条 消防設備	対象外	対象外	第50条 警備設備	対象外	対象外	第51条 情報通信設備	対象外	対象外	第52条 試験設備	対象外	対象外	第53条 保守設備	対象外	対象外	第54条 検査設備	対象外	対象外	第55条 測定設備	対象外	対象外	第56条 記録装置	対象外	対象外	第57条 電源設備	対象外	対象外	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可観型)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>女川2号炉</th> <th>相違化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第37条 電源設備</td> <td>タンクローリ</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第38条 保安設備</td> <td>温度・風速・圧力 / 震外の監視/放射線</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> </tr> <tr> <td>布設物からの影響</td> <td>(震出線設備から影響により機能を失うおそれがない)</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配電図, 57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第39条 放射線防護設備</td> <td>操作性</td> <td>現場操作(設備の運転・調整、操作スイッチ操作、弁操作、接続作業)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配電図, 57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td>制御・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>専用</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td>切替え性</td> <td>本来の用途として使用・切替不要</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>過電流は開断又は分離</td> </tr> <tr> <td>その他(建築物)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図, 57-4 パンダリシステム</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>現場操作(設置場所での操作可能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第40条 炉内設備</td> <td>関連資料</td> <td>57-2 配電図</td> </tr> <tr> <td>可搬SAの容量</td> <td>その他可搬設備</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-5 容量設定機能, 57-11 燃料増量に関する補足説明資料</td> </tr> <tr> <td>可搬SAの検検性</td> <td>より簡便な検検方式等による検検</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配電図, 57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td>異なる種別の監視器の検検</td> <td>単独の機能で検検</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配電図</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(放射線量の高くなるおそれのない場所を指定)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配電図</td> </tr> <tr> <td>作業場所</td> <td>屋外(出線部での考慮対象設備あり)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第41条 炉外設備</td> <td>関連資料</td> <td>57-2 配電図</td> </tr> <tr> <td>アクセスルート</td> <td>屋外アクセスルートの確保</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-6 アクセスルート図</td> </tr> <tr> <td>凍結防止、自然現象、人為事象、雷水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象 DR 設備あり)-屋外</td> </tr> <tr> <td>キボート高範囲</td> <td>対象外(キボート高なし)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配電図, 57-3 系統図</td> </tr> </tbody> </table>		項目	女川2号炉	相違化区分	第37条 電源設備	タンクローリ		第38条 保安設備	温度・風速・圧力 / 震外の監視/放射線	屋外	荷重	(有効に機能を発揮する)	海水	海水を海水しない	布設物からの影響	(震出線設備から影響により機能を失うおそれがない)	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	関連資料	57-2 配電図, 57-3 系統図	第39条 放射線防護設備	操作性	現場操作(設備の運転・調整、操作スイッチ操作、弁操作、接続作業)	関連資料	57-2 配電図, 57-3 系統図	制御・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	専用	関連資料	57-4 試験及び検査	切替え性	本来の用途として使用・切替不要	関連資料	57-3 系統図	系統設計	過電流は開断又は分離	その他(建築物)	対象外	関連資料	57-3 系統図, 57-4 パンダリシステム	設置場所	現場操作(設置場所での操作可能)	第40条 炉内設備	関連資料	57-2 配電図	可搬SAの容量	その他可搬設備	関連資料	57-5 容量設定機能, 57-11 燃料増量に関する補足説明資料	可搬SAの検検性	より簡便な検検方式等による検検	関連資料	57-2 配電図, 57-3 系統図	異なる種別の監視器の検検	単独の機能で検検	関連資料	57-2 配電図	設置場所	(放射線量の高くなるおそれのない場所を指定)	関連資料	57-2 配電図	作業場所	屋外(出線部での考慮対象設備あり)	第41条 炉外設備	関連資料	57-2 配電図	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	関連資料	57-6 アクセスルート図	凍結防止、自然現象、人為事象、雷水、火災	防止設備-対象(代替対象 DR 設備あり)-屋外	キボート高範囲	対象外(キボート高なし)	関連資料	57-2 配電図, 57-3 系統図	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第37条 電源設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第38条 保安設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第39条 放射線防護設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第40条 炉内設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第41条 炉外設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第42条 送電設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第43条 変圧設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第44条 変電設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第45条 配電設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第46条 照明設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第47条 空調設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第48条 衛生設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第49条 消防設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第50条 警備設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第51条 情報通信設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第52条 試験設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第53条 保守設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第54条 検査設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第55条 測定設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第56条 記録装置</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第57条 電源設備</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table>		項目	相違理由	第37条 電源設備	対象外	第38条 保安設備	対象外	第39条 放射線防護設備	対象外	第40条 炉内設備	対象外	第41条 炉外設備	対象外	第42条 送電設備	対象外	第43条 変圧設備	対象外	第44条 変電設備	対象外	第45条 配電設備	対象外	第46条 照明設備	対象外	第47条 空調設備	対象外	第48条 衛生設備	対象外	第49条 消防設備	対象外	第50条 警備設備	対象外	第51条 情報通信設備	対象外	第52条 試験設備	対象外	第53条 保守設備	対象外	第54条 検査設備	対象外	第55条 測定設備	対象外	第56条 記録装置	対象外	第57条 電源設備
項目	大飯3号炉	大飯4号炉																																																																																																																																																																																											
第37条 電源設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第38条 保安設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第39条 放射線防護設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第40条 炉内設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第41条 炉外設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第42条 送電設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第43条 変圧設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第44条 変電設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第45条 配電設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第46条 照明設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第47条 空調設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第48条 衛生設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第49条 消防設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第50条 警備設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第51条 情報通信設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第52条 試験設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第53条 保守設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第54条 検査設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第55条 測定設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第56条 記録装置	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
第57条 電源設備	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
項目	女川2号炉	相違化区分																																																																																																																																																																																											
第37条 電源設備	タンクローリ																																																																																																																																																																																												
第38条 保安設備	温度・風速・圧力 / 震外の監視/放射線	屋外																																																																																																																																																																																											
	荷重	(有効に機能を発揮する)																																																																																																																																																																																											
	海水	海水を海水しない																																																																																																																																																																																											
	布設物からの影響	(震出線設備から影響により機能を失うおそれがない)																																																																																																																																																																																											
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)																																																																																																																																																																																											
	関連資料	57-2 配電図, 57-3 系統図																																																																																																																																																																																											
	第39条 放射線防護設備	操作性	現場操作(設備の運転・調整、操作スイッチ操作、弁操作、接続作業)																																																																																																																																																																																										
		関連資料	57-2 配電図, 57-3 系統図																																																																																																																																																																																										
		制御・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	専用																																																																																																																																																																																										
		関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																																																																																																																										
切替え性		本来の用途として使用・切替不要																																																																																																																																																																																											
関連資料		57-3 系統図																																																																																																																																																																																											
系統設計		過電流は開断又は分離																																																																																																																																																																																											
その他(建築物)		対象外																																																																																																																																																																																											
関連資料		57-3 系統図, 57-4 パンダリシステム																																																																																																																																																																																											
設置場所		現場操作(設置場所での操作可能)																																																																																																																																																																																											
第40条 炉内設備	関連資料	57-2 配電図																																																																																																																																																																																											
	可搬SAの容量	その他可搬設備																																																																																																																																																																																											
	関連資料	57-5 容量設定機能, 57-11 燃料増量に関する補足説明資料																																																																																																																																																																																											
	可搬SAの検検性	より簡便な検検方式等による検検																																																																																																																																																																																											
	関連資料	57-2 配電図, 57-3 系統図																																																																																																																																																																																											
	異なる種別の監視器の検検	単独の機能で検検																																																																																																																																																																																											
	関連資料	57-2 配電図																																																																																																																																																																																											
	設置場所	(放射線量の高くなるおそれのない場所を指定)																																																																																																																																																																																											
	関連資料	57-2 配電図																																																																																																																																																																																											
	作業場所	屋外(出線部での考慮対象設備あり)																																																																																																																																																																																											
第41条 炉外設備	関連資料	57-2 配電図																																																																																																																																																																																											
	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保																																																																																																																																																																																											
	関連資料	57-6 アクセスルート図																																																																																																																																																																																											
	凍結防止、自然現象、人為事象、雷水、火災	防止設備-対象(代替対象 DR 設備あり)-屋外																																																																																																																																																																																											
	キボート高範囲	対象外(キボート高なし)																																																																																																																																																																																											
	関連資料	57-2 配電図, 57-3 系統図																																																																																																																																																																																											
	項目	相違理由																																																																																																																																																																																											
	第37条 電源設備	対象外																																																																																																																																																																																											
	第38条 保安設備	対象外																																																																																																																																																																																											
	第39条 放射線防護設備	対象外																																																																																																																																																																																											
第40条 炉内設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第41条 炉外設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第42条 送電設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第43条 変圧設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第44条 変電設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第45条 配電設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第46条 照明設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第47条 空調設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第48条 衛生設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第49条 消防設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第50条 警備設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第51条 情報通信設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第52条 試験設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第53条 保守設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第54条 検査設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第55条 測定設備	対象外																																																																																																																																																																																												
第56条 記録装置	対象外																																																																																																																																																																																												
第57条 電源設備	対象外																																																																																																																																																																																												

※記号「A」は「装置及びその設置内容」に記号を付与するが、その設置場所等については記載せず、対象外とすることで示す。
 ※「B」は「装置及びその設置内容」に記号を付与するが、その設置場所等については記載せず、対象外とすることで示す。
 ※「C」は「装置及びその設置内容」に記号を付与するが、その設置場所等については記載せず、対象外とすることで示す。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																	
		泊発電所3号炉 S A基準適合性 一覧表(可視)																																																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>可視化された設備</th> <th>規格記号</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">機</td> <td>機軸駆動機・発電機</td> <td>機軸</td> <td>C 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸</td> <td>機軸(機軸を駆動する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機軸</td> <td>機軸(機軸を駆動しない)</td> <td>J 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸</td> <td>機軸(機軸を駆動しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機軸</td> <td>機軸(機軸を駆動しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動する)と機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動する)</td> <td>A 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動する)</td> <td>A 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動する)</td> <td>A 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> <tr> <td>機軸駆動機</td> <td>機軸駆動機(機軸を駆動しない)</td> <td>B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	可視化された設備	規格記号	相違理由	機	機軸駆動機・発電機	機軸	C 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸	機軸(機軸を駆動する)	-	機軸	機軸(機軸を駆動しない)	J 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸	機軸(機軸を駆動しない)	-	機軸	機軸(機軸を駆動しない)	-	機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動する)と機軸駆動機(機軸を駆動しない)	-	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動する)	A 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動する)	A 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動する)	A 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機	<p>【大飯、女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
項目名	可視化された設備	規格記号	相違理由																																																																																																																	
機	機軸駆動機・発電機	機軸	C 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸	機軸(機軸を駆動する)	-																																																																																																																	
	機軸	機軸(機軸を駆動しない)	J 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸	機軸(機軸を駆動しない)	-																																																																																																																	
	機軸	機軸(機軸を駆動しない)	-																																																																																																																	
機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動する)と機軸駆動機(機軸を駆動しない)	-																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動する)	A 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動する)	A 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
機	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動する)	A 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
	機軸駆動機	機軸駆動機(機軸を駆動しない)	B 【機軸駆動機】 21-4 機軸駆動機																																																																																																																	
		<p>・項目は「A」～「F」の欄に記述された内容に該当する場合は「A」～「F」の欄に記述する。相違内容を明示しての記載とする。 ・「J」は当該設備が駆動することはない、駆動しない状態であることを示す。 ・「B」は当該設備が駆動することはない、駆動しない状態であることを示す。</p>																																																																																																																		

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
＜内容比較のため再掲(補足1-2)＞		＜内容比較のため再掲(補足1-7)＞		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)		
						<p>【大飯, 女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

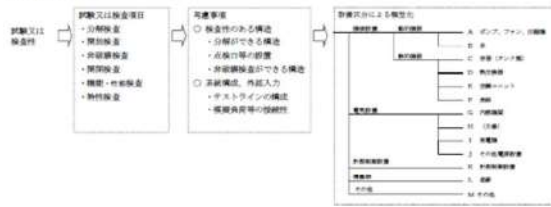


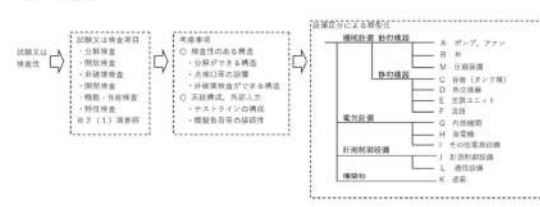
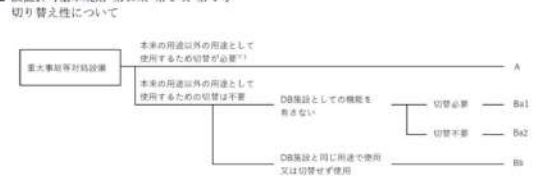
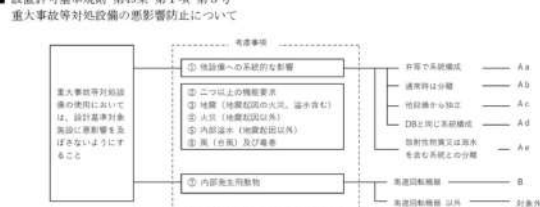
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>①漏洩防止・遮断能力・強度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響 (熱ばく/輻照) ④汚染 ⑤漏れを透過する系統への影響 ⑥周辺機器等からの放射線</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 原子炉格納容器内の屋外設備 BWR LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SARJH時に使用する設備 その他の屋内設備 屋外設備 (耐震設計以外の機器を含む) 系統ごとに考慮 する しない 対象外</p> <p>①漏れを透過する系統については、1：遮断時に漏れを透過する系統、2：閉水又は閉水から遮断できる系統、3：漏れを透過しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1号 第2号 操作の確実性について</p> <p>操作の確実性の確保 操作に必要な設備 考慮事項 ・操作環境 ①環境条件 (熱ばく/影響等) ②空間確保 ③防護具、照明の確保 ・操作手順 ④工具 ⑤設備の運搬、設置 ・操作内容 ⑥操作スイッチ操作 ⑦電源操作 ⑧冷却操作 ⑨ガスシフトシステム取替作業 ・その他、設備ごとの考慮事項</p> <p>既設操作 中央操作 対象外</p> <p>⑧：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。(例：A⑧、A⑨、A⑩等)</p>		<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1号 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響 (熱ばく/輻照) ④汚染 ⑤漏れを透過する系統への影響 ⑥周辺機器等からの放射線</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 原子炉格納容器内の屋外設備 BWR LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SARJH時に使用する設備 その他の屋内設備 屋外設備 (耐震設計以外の機器を含む) 系統毎に考慮 する 漏水遮断 閉水又は漏水 しない 対象外</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1号 第2号 操作の確実性について</p> <p>操作の確実性の確保 操作に必要な設備 考慮事項 ・操作環境 ①環境条件 (熱ばく/影響等) ②空間確保 ③防護具、照明の確保 ④防護具、照明の確保 ・操作手順 ⑤工具 ⑥設備の運搬、設置 ・操作内容 ⑦操作スイッチ操作 ⑧電源操作 ⑨冷却操作 ⑩放射線作業 ・その他、設備毎の考慮事項</p> <p>既設操作 中央操作 対象外</p>	<p>【女川】 記載の充実 (大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <p>※：Aについては、Aと考慮事項の要件を記載する。（例：A①、A②等）</p> <p>57-1-5</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> 	<p>相違理由</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因設備について</p> <p>①：記号の記載については、考慮事項の番号+ a又はbを記載する。(例：①a、①b、②a、②b)</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1" data-bbox="1276 638 1814 718"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因設備について</p>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-		<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>
区分	設計方針	関連資料	備考								
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉補助機等の外から又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型電源電路設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか <p>①、②以外</p> <p>下線対象</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① プラント定盤中や可搬型重大事故等対処設備の機能を要さない時期に保守点検を実施するかどうか ② 保守点検中でも使用可能（内蔵目視、絶縁・絶縁、メガオーム、機能確認、一式試験（点検済みの設備上の取替含む）の際に、事前に取替を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか <p>①、②以外</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 単素子かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> コネクタ接続 より巻掛け接続規格等による接続 <p>配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ボルト締フランジ接続 より巻掛け接続規格等による接続 その他の構造 接続なし <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の特徴について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線による影響因子 ・腐食、火災 ・自然現象 ・外部人為事故 <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内（取込含む） 屋内及び屋外 その他（送電） 接続箇所なし 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋又は原子炉補助機等の外から又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか ③、④以外 <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> 母線接続 絶縁・計装型設備電源 <p>ボ・空気配管</p> <ul style="list-style-type: none"> 大口径等 小口径等 <p>油配管、計装付属配管</p> <p>原子のボルト・ネジによる接続</p> <p>専用の接続方法による接続</p> <p>ボルト締フランジ接続</p> <p>より巻掛け接続規格等による接続</p> <p>専用の接続方法による接続</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の特徴について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腐食条件 ・腐食、火災 ・自然現象 ・外部人為事故 <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内（取込含む） その他（空気） 	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。） 	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因故障について</p> <p>※：記号の記載については、可搬事項の番号+ a又はbを記載する。(例：①a、①b、②a、②b)</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因故障について</p>	<p>【女川】 記載の充実 (大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
57-1-8			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-2 配置図	57-2 配置図	57-2 配置図	【女川】 記載内容の相違 ・女川は「設置場所、保管場所、接続箇所」を記載しているが、泊は「設計基準事故対処設備等、重大事故等対処設備」のみの記載である。

設置場所：常設設備の配置及び可搬型設備を使用時に設置する場所
 保管場所：可搬型設備を保管している場所
 接続箇所：可搬型設備の接続先となる常設設備の設置場所
 □：設計基準対象施設
 □：重大事故等対処設備

凡例
 □：設計基準対象施設
 □：重大事故等対処設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">3号炉</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 193 640 979" style="border: 2px solid black; height: 493px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="136 979 618 997" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-2 </div>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は複数号炉での申請であるのに対し、女川及び泊は単独号炉での申請であるため記載していない。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足2-1)></p> <div data-bbox="89 207 649 981" style="border: 2px solid black; height: 485px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="168 986 526 1005">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="582 986 627 1005">57-2-3</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2072 196">記載箇所の相違 (57-2-33 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

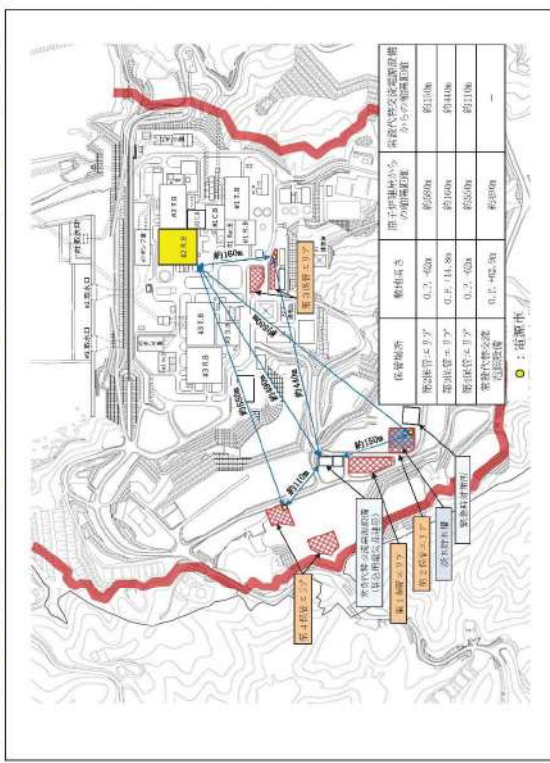
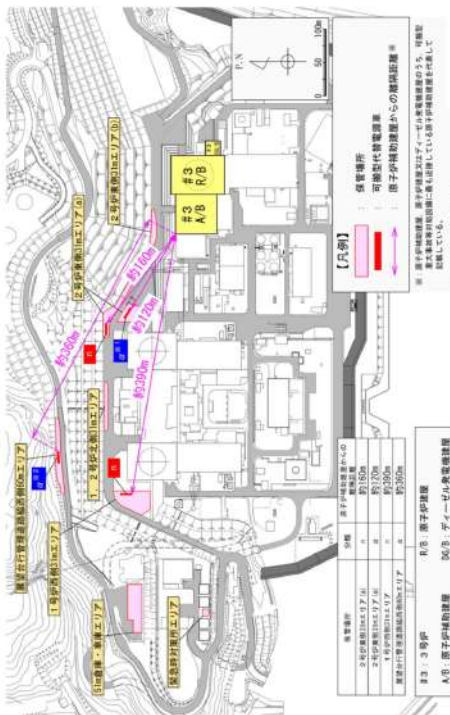
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 161 642 951" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 251px;"></div> <div data-bbox="141 949 611 967" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は複製に際する事項ですので公開することはできません。 57-2-4 </div>			<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

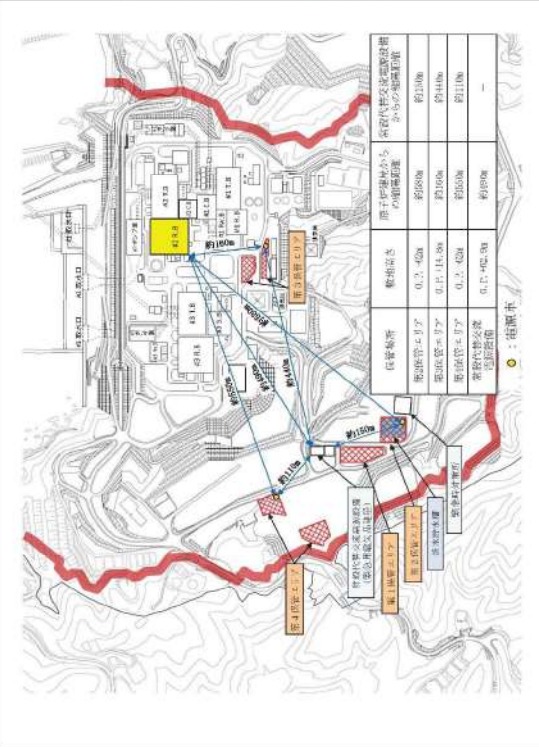
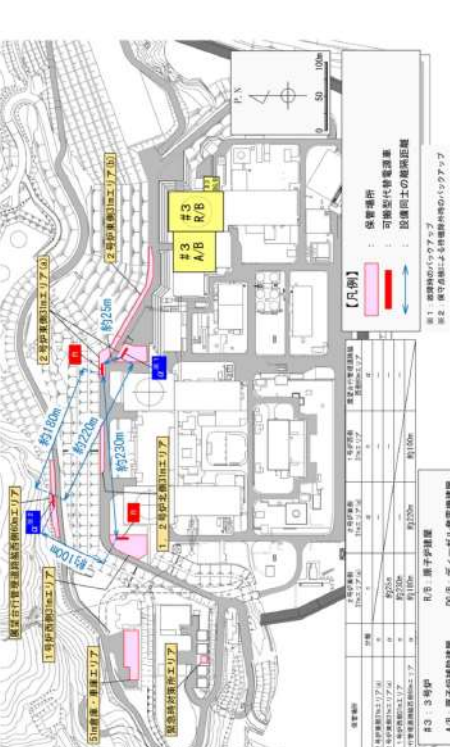
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 191"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足2-2)></p> <div data-bbox="80 209 638 997" style="border: 2px solid black; height: 494px; width: 249px;"></div> <p data-bbox="156 1002 627 1018">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-6</p>			<p data-bbox="1848 145 2072 193">【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-20 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

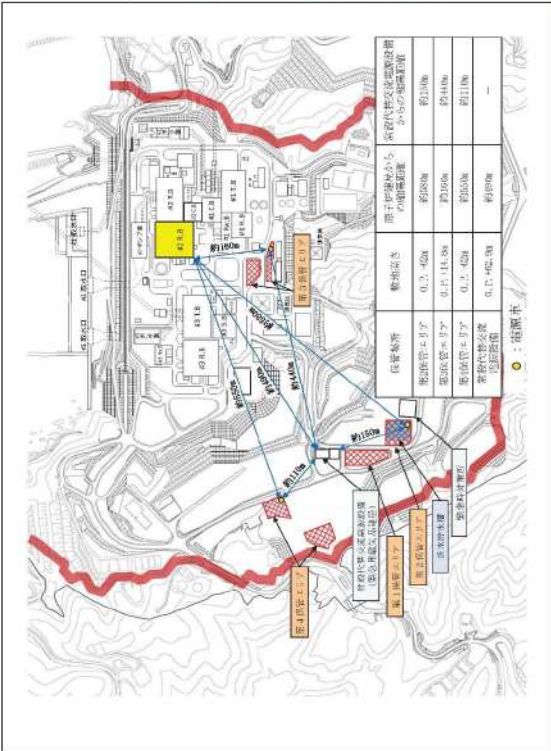
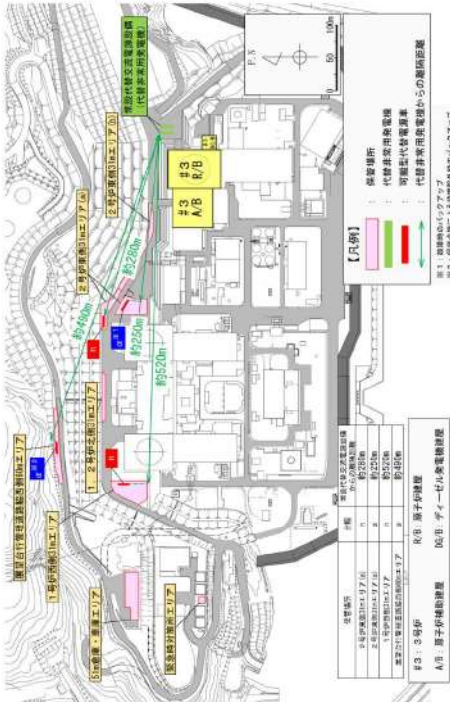
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p style="text-align: center;"><泊の記載箇所と比較(補足2-3)></p>  <table border="1" data-bbox="1041 247 1176 614"> <tr> <td>設備名称</td> <td>敷地はさ</td> <td>原子炉建屋から、施設内から電源設備からの距離</td> </tr> <tr> <td>保冷機室エリア</td> <td>0.7 - 0.2a</td> <td>約500m</td> </tr> <tr> <td>重油保管エリア</td> <td>0.1E - 111.8a</td> <td>約100m</td> </tr> <tr> <td>重油保管エリア</td> <td>0.2 - 0.2a</td> <td>約500m</td> </tr> <tr> <td>重油保管エリア</td> <td>0.2 - 0.2a</td> <td>約500m</td> </tr> <tr> <td>重油保管エリア</td> <td>0.1E - 111.8a</td> <td>約100m</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">○：電源車</p>	設備名称	敷地はさ	原子炉建屋から、施設内から電源設備からの距離	保冷機室エリア	0.7 - 0.2a	約500m	重油保管エリア	0.1E - 111.8a	約100m	重油保管エリア	0.2 - 0.2a	約500m	重油保管エリア	0.2 - 0.2a	約500m	重油保管エリア	0.1E - 111.8a	約100m	 <table border="1" data-bbox="1590 694 1713 965"> <tr> <td>設備名称</td> <td>原子炉建屋からの距離</td> </tr> <tr> <td>3号炉建屋エリア</td> <td>約150m</td> </tr> <tr> <td>2号炉建屋エリア</td> <td>約120m</td> </tr> <tr> <td>重油保管エリア</td> <td>約200m</td> </tr> <tr> <td>重油保管エリア</td> <td>約200m</td> </tr> </table> <p>※1 設備間のリンクアップ ※2 原子炉建屋による機能間のリンクアップ</p>	設備名称	原子炉建屋からの距離	3号炉建屋エリア	約150m	2号炉建屋エリア	約120m	重油保管エリア	約200m	重油保管エリア	約200m	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするという点において同等である。</p>
設備名称	敷地はさ	原子炉建屋から、施設内から電源設備からの距離																													
保冷機室エリア	0.7 - 0.2a	約500m																													
重油保管エリア	0.1E - 111.8a	約100m																													
重油保管エリア	0.2 - 0.2a	約500m																													
重油保管エリア	0.2 - 0.2a	約500m																													
重油保管エリア	0.1E - 111.8a	約100m																													
設備名称	原子炉建屋からの距離																														
3号炉建屋エリア	約150m																														
2号炉建屋エリア	約120m																														
重油保管エリア	約200m																														
重油保管エリア	約200m																														
	<p>図 57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2～4保管エリア)</p>	<p>図 57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・ディーゼル発電機建屋・55m倉庫・車庫エリア・緊急時待機所エリア・1号炉西側31mエリア・展望台管理道路脇西側60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (1/6)</p>																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

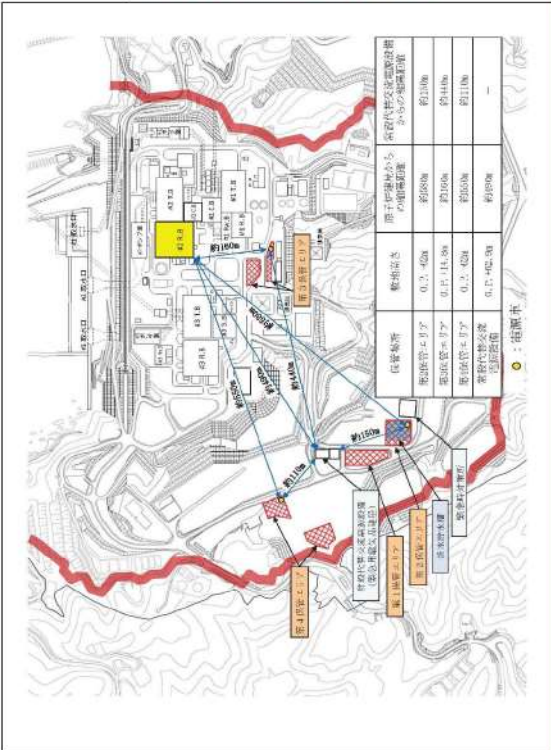
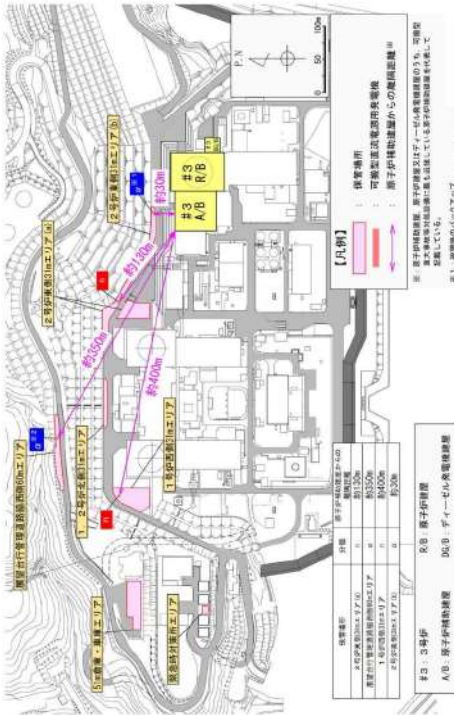
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2/4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図57-2-2 屋外配置図 (原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・5m介庫・車庫エリア・緊急時貯留庫エリア・1号炉西側3mエリア・展望台管理道路西側60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (2/6)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

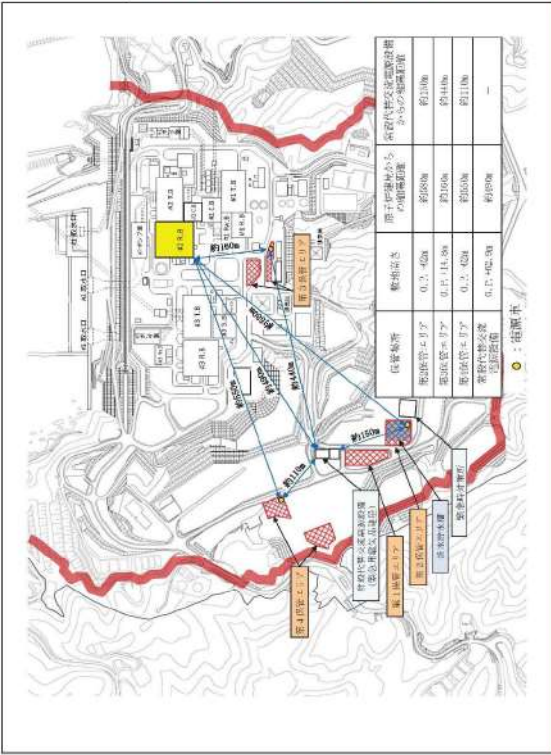
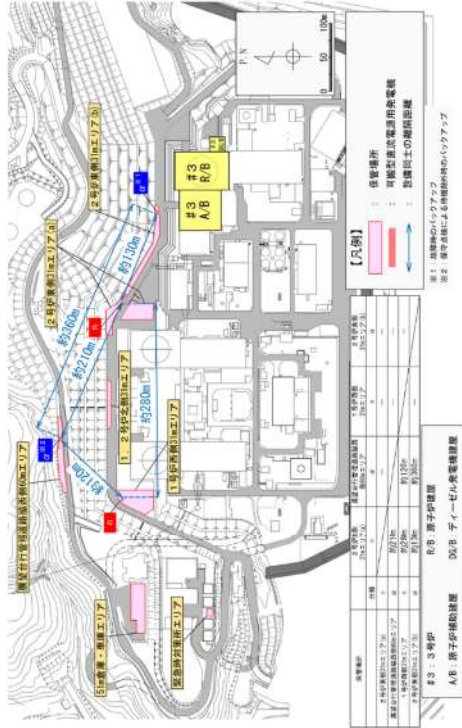
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図 57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2/4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-2-3 屋外配置図 (原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・5m倉庫・車庫エリア・緊急時対策用エリア・1号炉西側31mエリア・燃焼炉管理用機器設置用60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (3/6)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

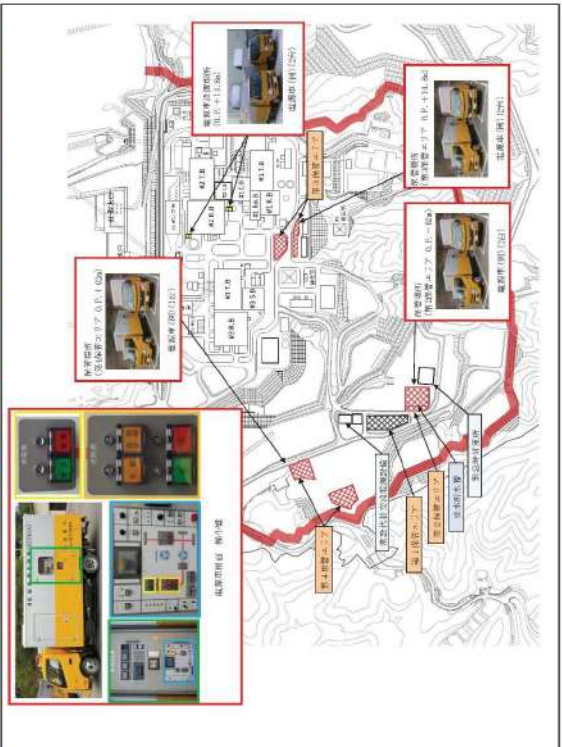
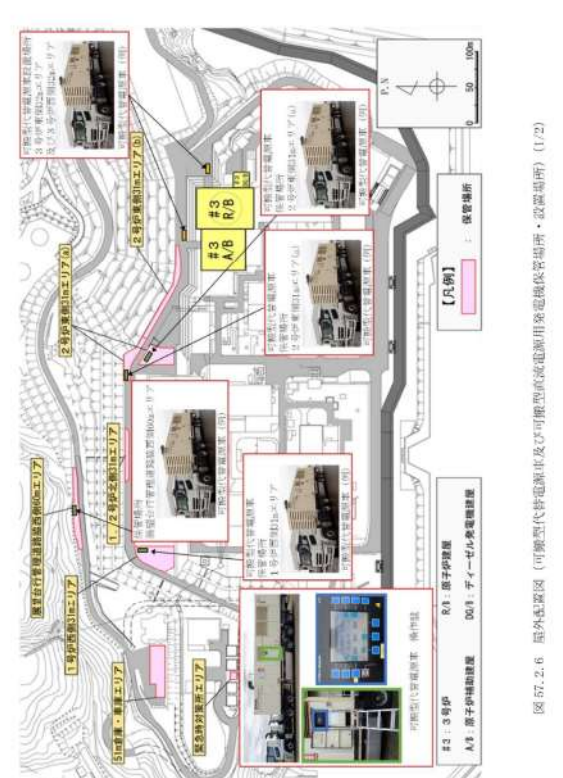
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2/4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図57-2-4 屋外配置図 (原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・51m倉庫・車庫エリア・緊急時貯蔵所エリア・1号炉南側31mエリア・既設台行政管理直轄部時刻60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側51mエリア(a)及び(b)) (4/6)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図 57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2/4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-2.5 屋外配置図 (原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・51m倉庫・車庫エリア・緊急時対応所エリア・1号炉側31mエリア・底梁台管理道路側側面60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (b/b)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><女川、泊の記載箇所を比較(補足2-4)></p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-6</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-2-2 屋外配置図 (電源車保管場所・設置場所)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.2.6 屋外配置図 (甲種型代替電源車及びBWR型高圧電源用発電機保管場所・設置場所) (1/2)</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は電源車とタンクローリーの配置図を同じ図に記載している。 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によつて同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 560 223" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <女川, 泊の記載箇所と比較(補足2-5)> </div> <div data-bbox="89 239 645 1021" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-bottom: 10px;"> </div> <div data-bbox="152 1029 627 1045" style="font-size: small;"> 特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-7 </div>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-27～)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 199 560 223"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足2-6)></p> <div data-bbox="85 239 638 1029" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 247px;"></div> <p data-bbox="145 1034 616 1053">模写みの範囲は機器に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-8</p>			<p data-bbox="1848 146 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 175 2072 199">記載箇所の相違 (57-2-27～)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 199 560 223"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足2-7)></p> <div data-bbox="85 231 645 1021" style="border: 1px solid black; height: 495px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="156 1021 627 1037">内容の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-9</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 175 2072 199">記載箇所の相違 (57-2-18 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 199 560 223"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足2-8)></p> <div data-bbox="89 247 638 1013" style="border: 2px solid black; height: 480px; width: 245px;"></div> <p data-bbox="156 1013 616 1029">特開の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-10</p>			<p data-bbox="1848 143 2072 199">【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-27～)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="123 151 582 805" style="border: 2px solid black; height: 410px; width: 205px;"></div> <div data-bbox="179 810 481 826" style="font-size: 8px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-11 </div> <div data-bbox="212 837 526 869" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: blue;"> <内容比較のため再掲(補足 2-7)> </div> <div data-bbox="190 885 560 1420" style="border: 2px solid black; height: 335px; width: 165px;"></div>	<div data-bbox="672 191 1220 949" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> </div> <p data-bbox="795 973 1086 997" style="text-align: center;">図 57-2-3 屋外配置図 (電源車接続箇所)</p>	<div data-bbox="1265 215 1713 925" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> </div> <p data-bbox="1780 327 1803 821" style="text-align: center;">図 57.2.8 屋外配置図 (可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用車電機接続箇所)</p>	<p data-bbox="1848 135 1915 159">【女川】</p> <p data-bbox="1848 167 1937 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p data-bbox="1848 287 1915 311">【大飯】</p> <ul data-bbox="1848 319 2150 422" style="list-style-type: none"> ・大飯は電源車と可搬型整流器の接続図を別の図に記載している。 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。

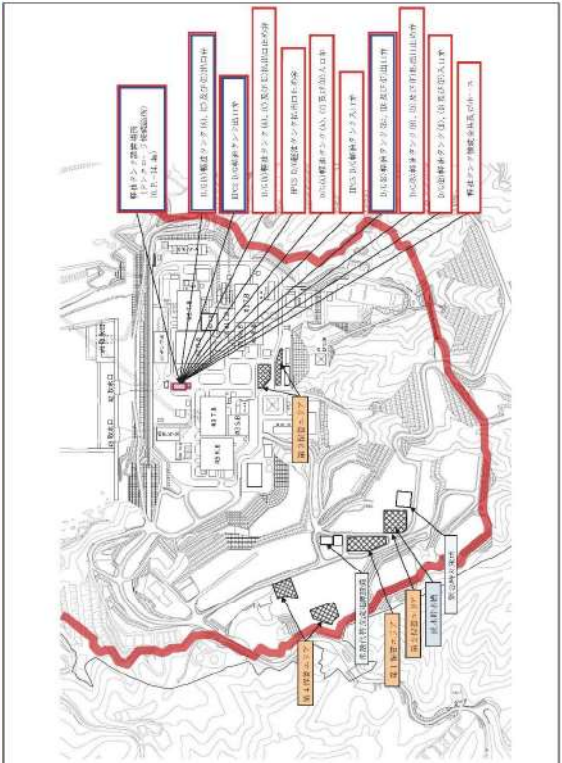
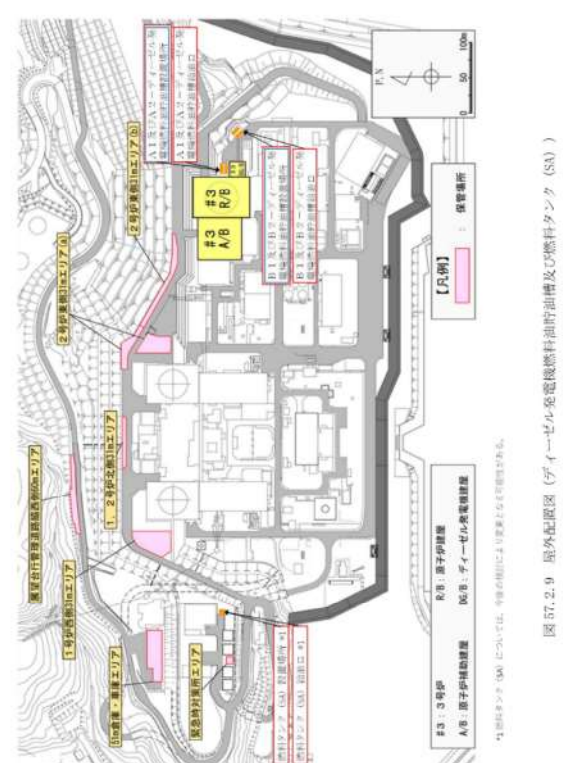
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4号炉</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p>

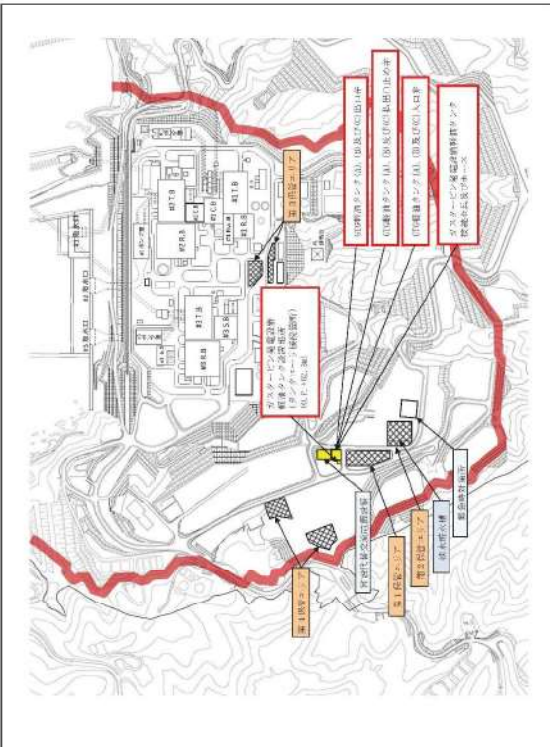
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足2-2)></p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p style="text-align: center;">図57-2-4 屋外配設図 (軽油タンク)</p>	 <p style="text-align: center;">図57.2.9 屋外配設図 (ディーゼル発電機燃料油貯留槽及び燃料タンク (SA))</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
<p style="text-align: right;">57-2-5</p>			

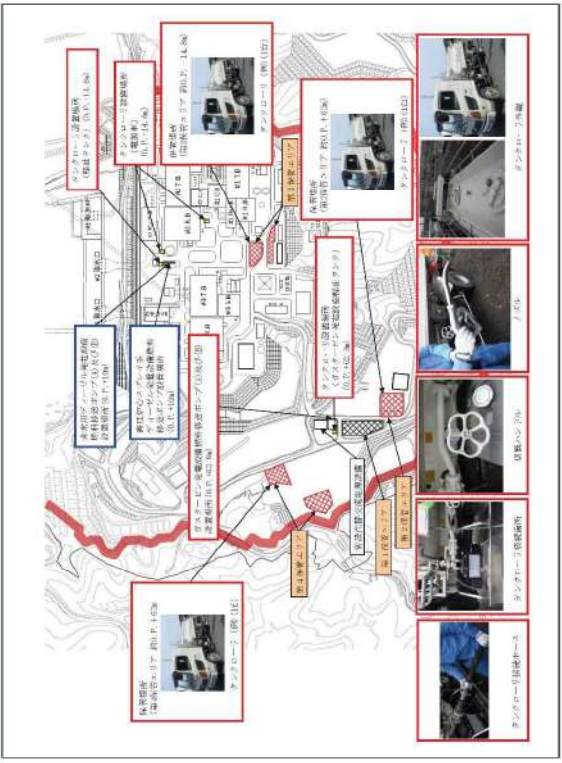
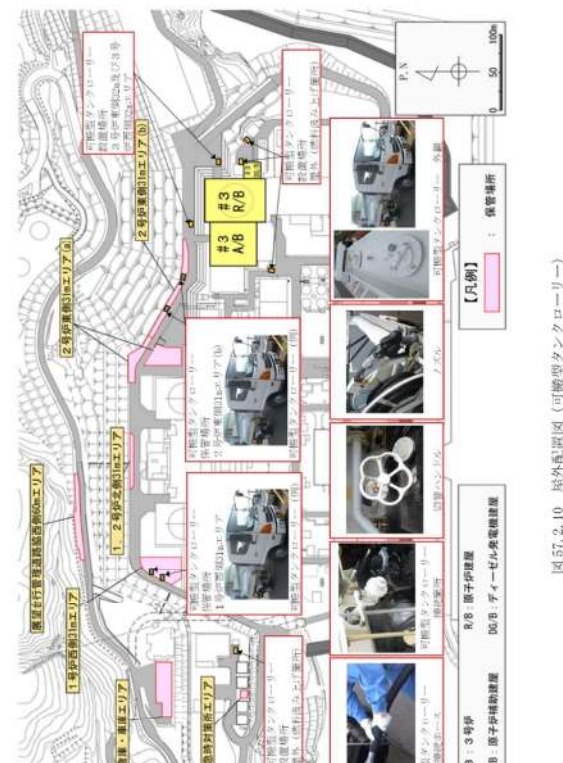
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 957 1131 973">図 57-2-6 屋外配置図 (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

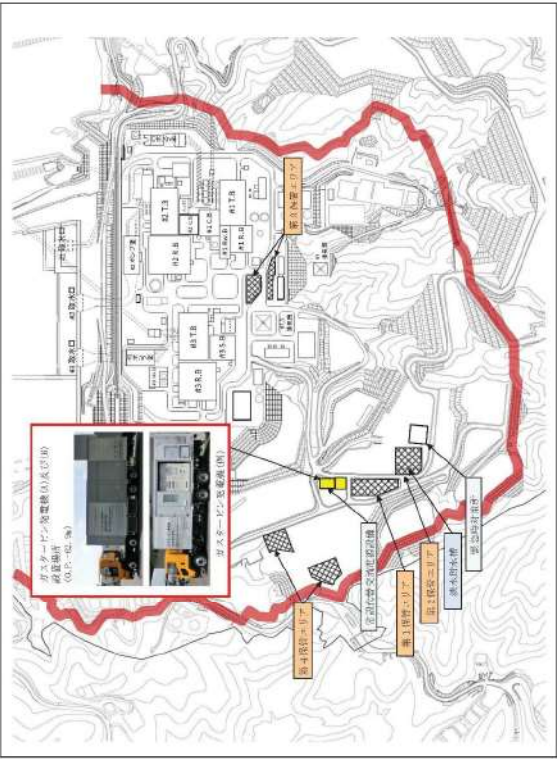
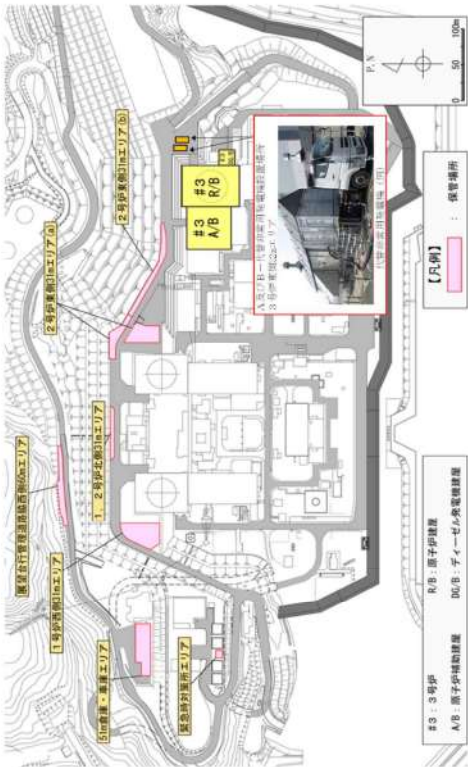
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-4)＞</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p style="font-size: small;">特図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-2-6 屋外配置図 (タンクローリー)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.2.10 屋外配置図 (可搬型タンクローリー)</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

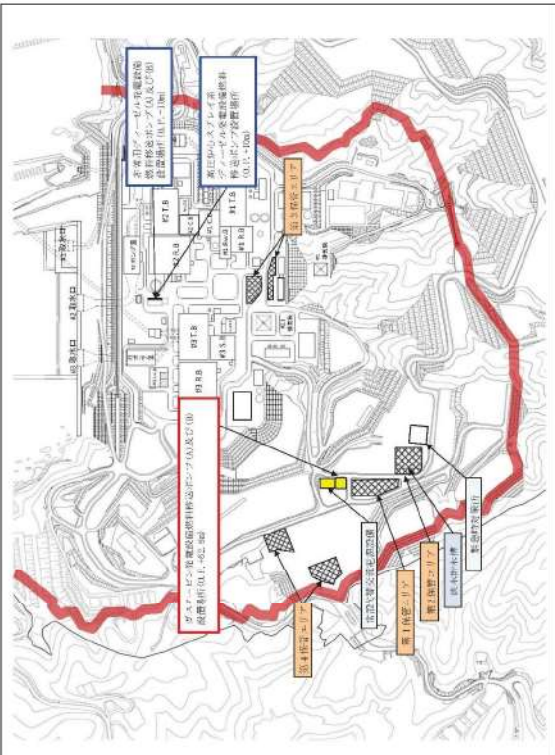
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-2-7 屋外配置図 (ガスタービン発電機)</p>	 <p>図57.2.11 屋外配置図 (代替非常用発電機)</p>	<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とする点において同等である。

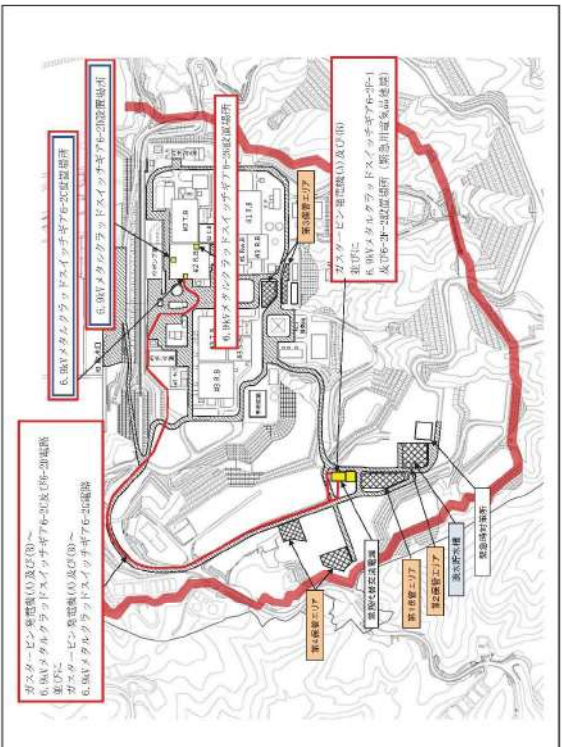
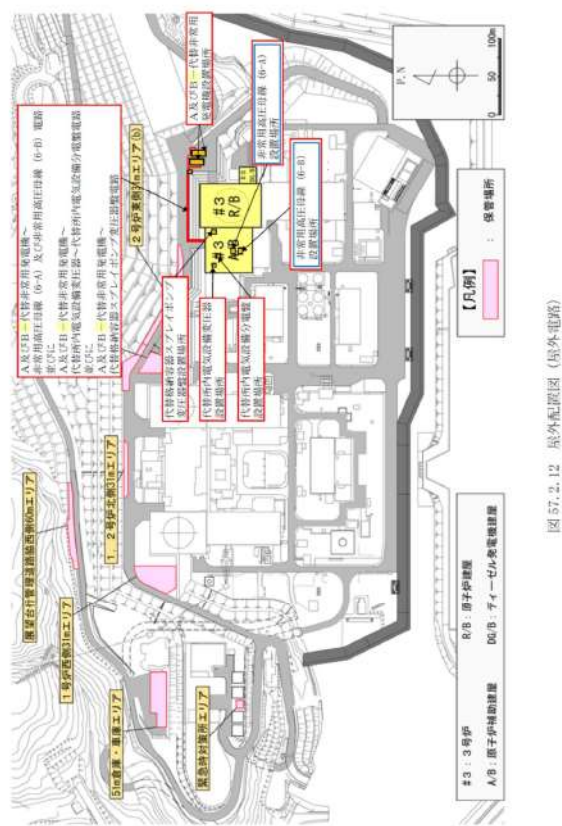
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="728 965 1142 989">図57-2-8 屋外配置図 (ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 287" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

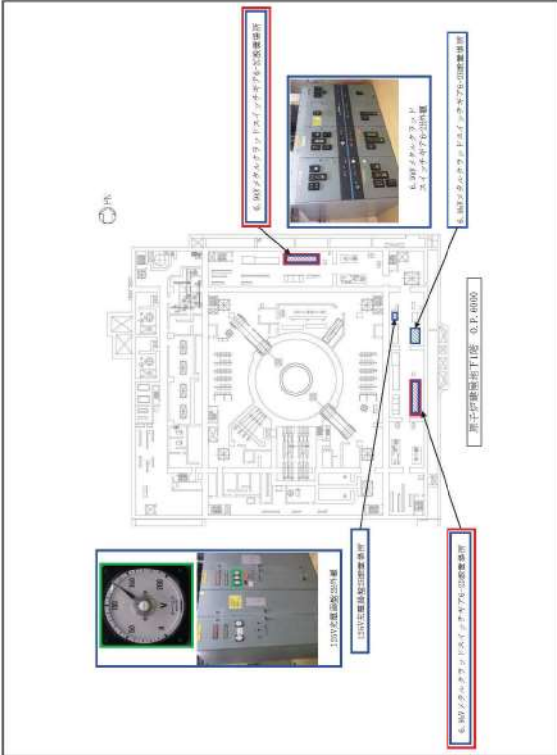
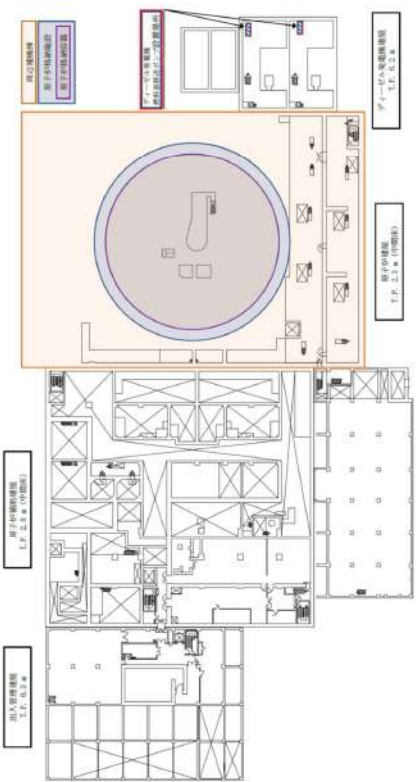
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-9 屋外配置図 (屋外電路)</p>	 <p>図 57.2.12 屋外配置図 (屋外電路)</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-10 配置図 (原子炉建屋 地下1階)</p>	 <p>図 57.2.13 配置図 (B1F)</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足2-5, 6, 8)></p> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">図 57-2-11 配置図 (原子炉建屋 地上1階)</p>	<p style="text-align: center;">図 57.2.14 配置図 (2/5)</p>	<p>【大飯, 女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 196 640 986" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="152 986 519 1002" style="font-size: small;">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="573 986 622 1002" style="font-size: small;">57-2-13</div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

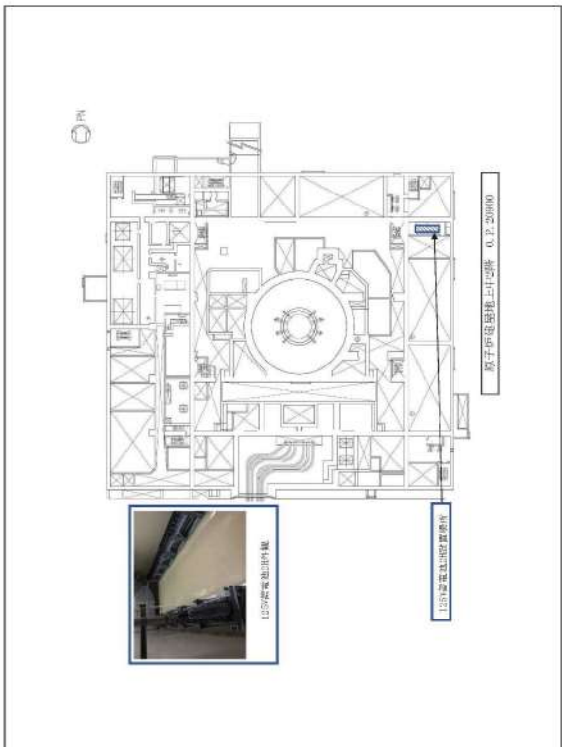
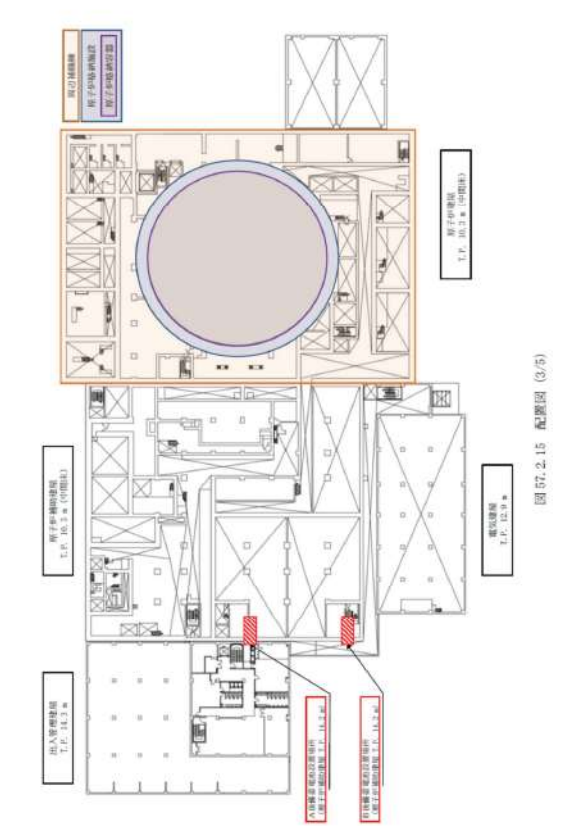
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 193 633 991" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="136 991 622 1010" style="font-size: small; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 67-2-14 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-12 配置図 (原子炉建屋 地上中2階)</p>	 <p>図 57.2.15 配置図 (3/5)</p>	<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

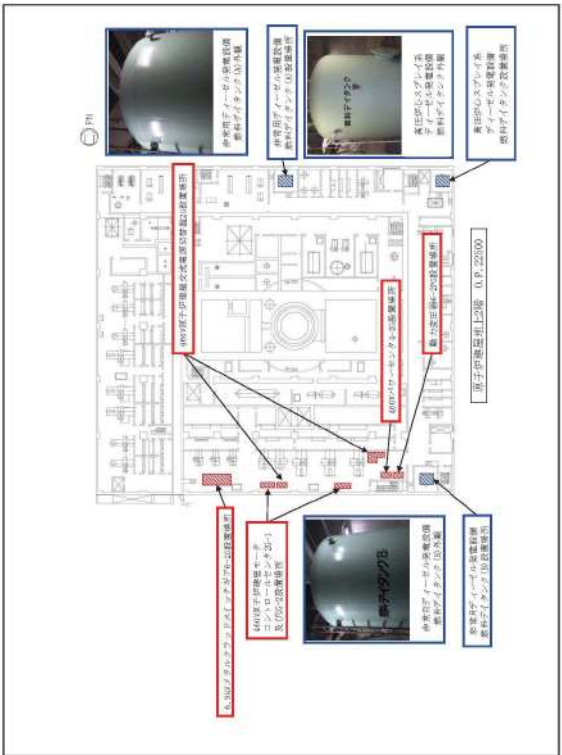
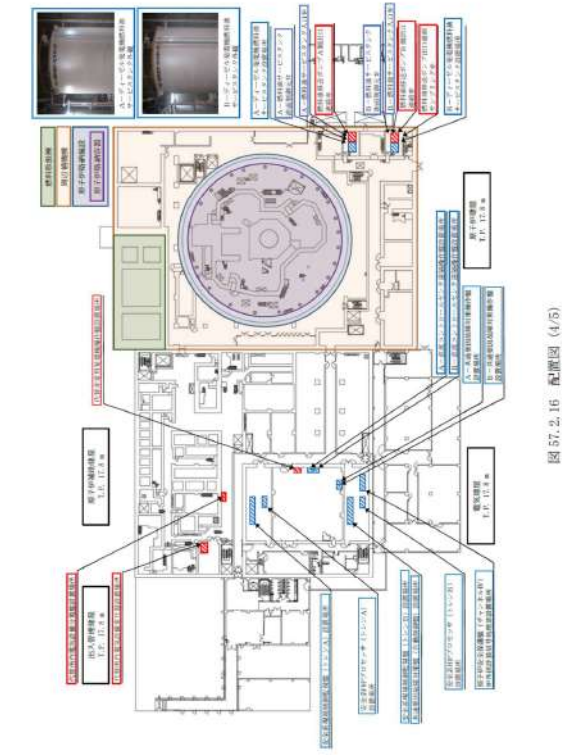
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 191 642 981" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 249px;"></div> <div data-bbox="138 981 510 997" style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="577 981 627 997" style="font-size: small;">57-2-15</div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

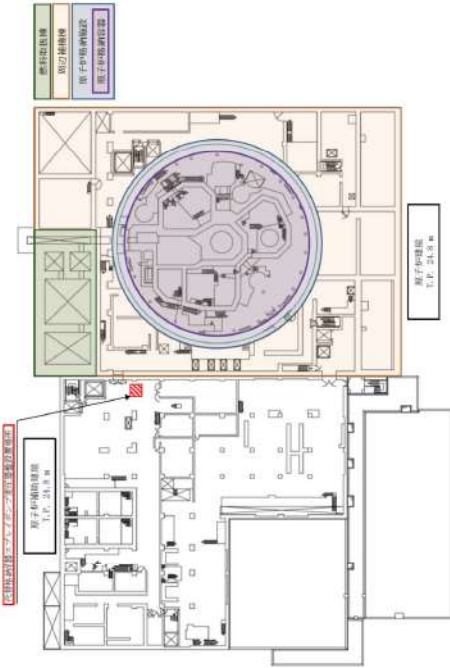
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-13 配置図 (原子炉建屋 地上2階)</p>	 <p>図 57.2.16 配置図 (4/5)</p>	<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするといふ点において同等である。

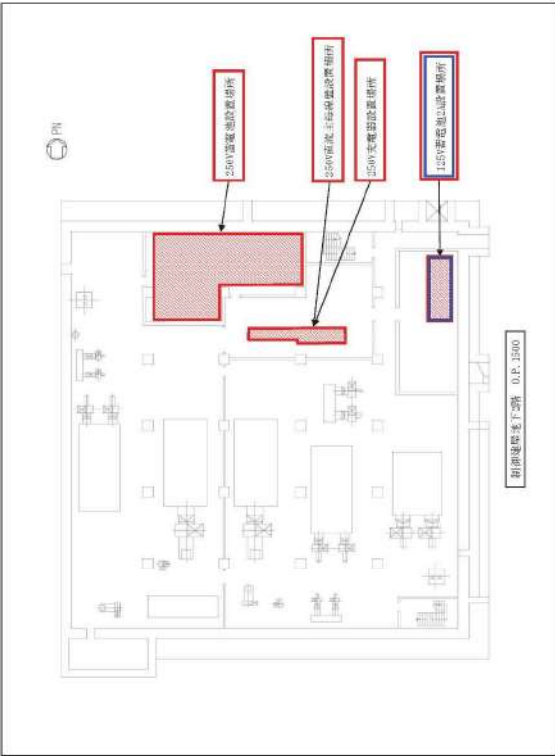
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足2-1)></p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; margin: 10px auto;"></div> <p style="font-size: small; text-align: center;">特開みの範囲は秘密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-3</p>		 <p style="text-align: center;">図 57-2.17 配置図 (5/5)</p>	<p>【大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="801 975 1088 994">図 57-2-14 配置図 (制御建屋 地下2階)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 395" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

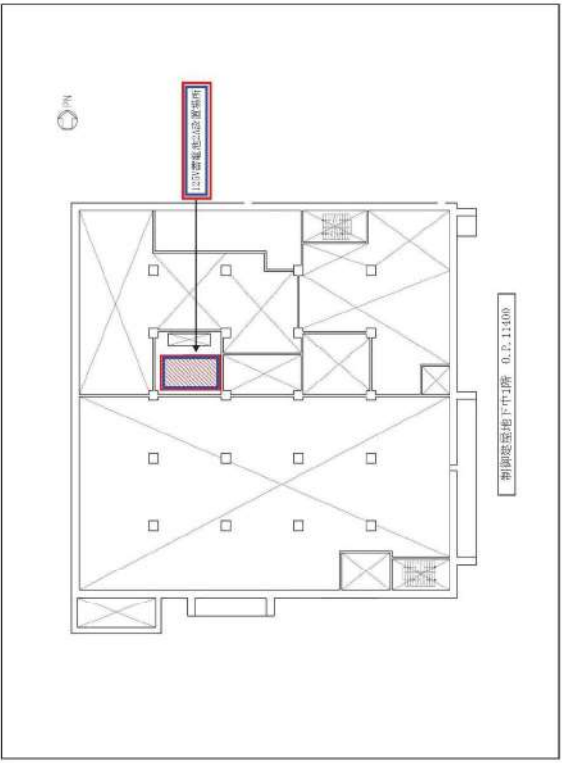
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 193 636 970" style="border: 2px solid black; height: 487px; width: 246px;"></div> <div data-bbox="145 970 515 992" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

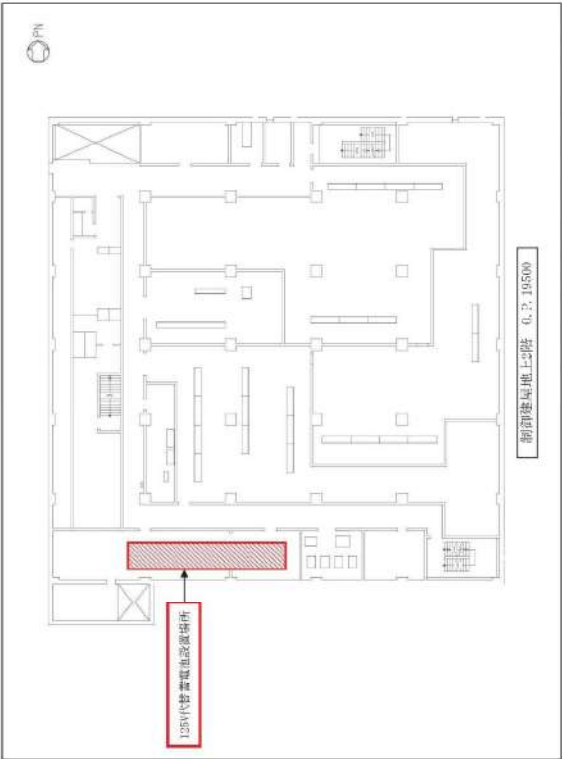
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="784 965 1097 997">図 57-2-16 配線図 (制御建屋 地下中1階)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 399" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

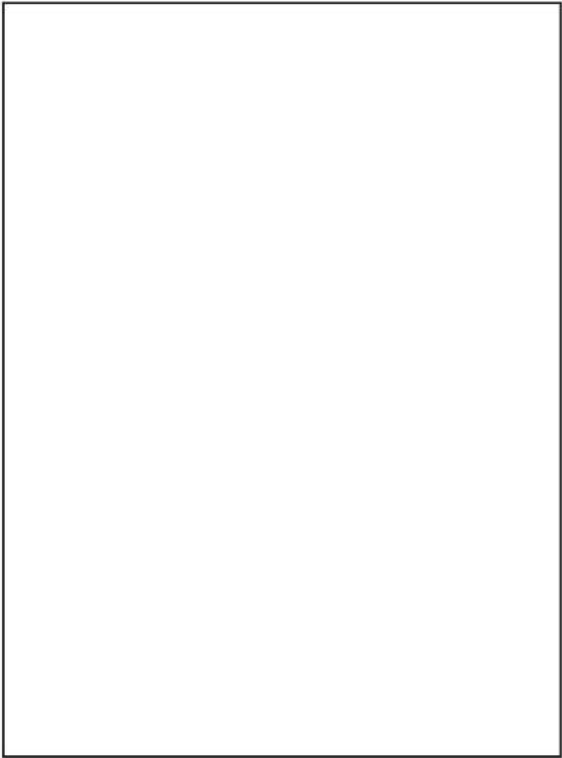
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="801 986 1079 1005">図 57-2-17 配置図 (制鋼建屋 地上2階)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 395" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

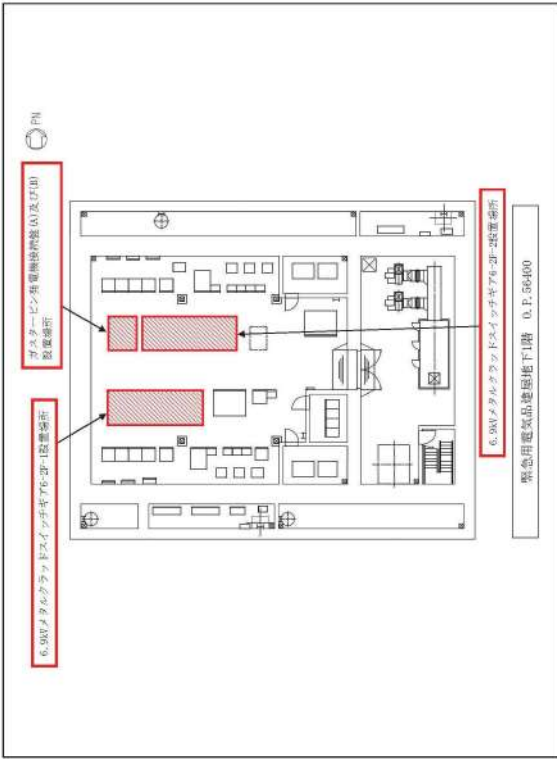
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 981 1126 1002">図57-2-18 配置図 (中央制御室 (新築建屋 地上3階))</p> <p data-bbox="891 1008 1227 1029">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 395" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 962 1115 981">図 57-2-19 配置図 (緊急用電気品建屋 地下1階)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 395" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 193 640 991" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="152 991 524 1005" style="font-size: small;"> 付添みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="80 197 645 991" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 252px;"></div> <div data-bbox="159 991 633 1010" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-18 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="78 191 645 989" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="129 992 622 1008" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-19 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 197 640 986" style="border: 2px solid black; height: 494px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="138 986 510 1002" style="font-size: small;"> 枠内みの範囲は補記に該当事項ですので削除することはできません。 </div> <div data-bbox="577 986 627 1002" style="font-size: small;"> 57-2-20 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-4 試験・検査説明資料</p>	<p>57-4 試験及び検査</p>	<p>57-3 試験・検査説明資料</p>	<p>【女川・大飯】 項目番号の相違 【女川】 記載表現の相違 ・女川：試験及び検査一泊：試験・検査説明資料</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">3号炉</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は3号炉分のみを比較対象とするため4号炉の記載はしない(次頁以降、同様とする)。 ・大飯の申請書では、3/4号炉に記載しているが、3/4号炉での差は共通設備(タンクローリー、重油タンク、号炉間融通設備)であり、共通設備分が記載されている3号炉を比較対象とする。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199"><女川、泊の記載箇所と比較(補足3-1)></p> <div data-bbox="80 213 640 1011" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="134 1018 526 1037">抄読みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="582 1018 638 1037">57-4-2</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2072 196">記載箇所の相違 (57-3-21～)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199"><女川、泊の記載箇所と比較(補足3-2)></p> <div data-bbox="85 207 649 997" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 252px;"></div> <p data-bbox="145 1005 638 1029">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-3</p>			<p data-bbox="1848 143 2139 199">【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-22 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足3-3)></p> <div data-bbox="85 204 645 1002" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="161 1008 631 1029">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-4</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2072 196">記載箇所の相違 (57-3-23 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 167 560 191"><女川、泊の記載箇所と比較(補足3-4)></p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; margin: 10px 0;"></div> <p data-bbox="156 917 582 933">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="582 981 638 997">57-4-5</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 1904 159">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 2072 191">記載箇所の相違 (57-3-24～)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 196 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <内容比較のため再掲(補足3-5)> </div> <div data-bbox="80 233 645 1031" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="161 1031 629 1050" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-39 </div>	<div data-bbox="669 204 719 392" style="border: 1px solid red; padding: 2px; font-size: x-small;"> 電源車の各部品は分解検査が可能な構造とする。 </div> <div data-bbox="669 177 1223 927" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="833 975 1039 995" style="text-align: center;"> 図57-4-1 構造図(電源車) </div>	<div data-bbox="1305 922 1346 1118" style="border: 1px solid red; padding: 2px; font-size: x-small;"> 可搬型代替電源車の各部品は分解点検が可能な構造とする。 </div> <div data-bbox="1263 188 1715 1091" style="text-align: center;"> </div>	<p>【女川、大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

図 57-3.1 可搬型代替電源車構造図

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block;"><内容比較のため再掲(補足3-6)></p> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-40</p>			<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 197 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <内容比較のため再掲(補足3-7)> </div> <div data-bbox="85 236 645 1034" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="159 1034 629 1054" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-11 </div>			<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 197 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <内容比較のため再掲(補足3-8)> </div> <div data-bbox="80 236 647 957" style="border: 1px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="159 954 551 973" style="font-size: small;"> 特異みの範囲は機能に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="568 967 627 986" style="text-align: right;"> 57-4-42 </div>	<div data-bbox="667 145 1227 957"> </div> <div data-bbox="833 970 1052 994" style="text-align: center;"> 図 57-4-2 電源車試験系統図 </div>	<div data-bbox="1254 167 1803 957"> </div> <div data-bbox="1792 454 1818 710" style="text-align: center; font-size: small;"> 図 57-3-2 可搬型代替電源車試験系統図 </div>	<p>【女川、大飯】 記載表現の相違 ・試験・検査方法に相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-3 電源車用ケーブル試験系統図</p>	<p>図 57-3-3 可燃性代替電源車用ケーブル試験系統図</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・試験・検査方法に相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別又は設備名</th> <th>種別名(設備名)</th> <th>品目及び仕様</th> <th>品名又は品番</th> <th>種別名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他の発電機(原子炉用) その他の発電機(非原子炉用)</td> <td>ターボ発電機(機組別)</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td>(1)中圧蒸気発生器(高圧ターボ発電機用)</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他の発電機(原子炉用) その他の発電機(非原子炉用)</td> <td>ターボ発電機(機組別)</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他の発電機(原子炉用) その他の発電機(非原子炉用)</td> <td>ターボ発電機(機組別)</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9号機</td> <td>1式</td> <td>高圧ターボ発電機</td> <td>高圧ターボ発電機(機組別)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別又は設備名	種別名(設備名)	品目及び仕様	品名又は品番	種別名	備考	その他の発電機(原子炉用) その他の発電機(非原子炉用)	ターボ発電機(機組別)	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)	(1)中圧蒸気発生器(高圧ターボ発電機用)	2号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		3号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		4号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		5号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		6号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		7号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		8号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		9号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		10号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		その他の発電機(原子炉用) その他の発電機(非原子炉用)	ターボ発電機(機組別)	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		1号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		2号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		3号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		4号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		5号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		6号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		7号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		8号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		9号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		その他の発電機(原子炉用) その他の発電機(非原子炉用)	ターボ発電機(機組別)	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		1号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		2号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		3号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		4号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		5号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		6号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		7号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		8号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)		9号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)				<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>
種別又は設備名	種別名(設備名)	品目及び仕様	品名又は品番	種別名	備考																																																																																																																																																													
その他の発電機(原子炉用) その他の発電機(非原子炉用)	ターボ発電機(機組別)	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)	(1)中圧蒸気発生器(高圧ターボ発電機用)																																																																																																																																																													
	2号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	3号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	4号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	5号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	6号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	7号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	8号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	9号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	10号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
その他の発電機(原子炉用) その他の発電機(非原子炉用)	ターボ発電機(機組別)	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	1号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	2号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	3号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	4号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	5号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	6号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	7号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	8号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	9号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
その他の発電機(原子炉用) その他の発電機(非原子炉用)	ターボ発電機(機組別)	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	1号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	2号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	3号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	4号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	5号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	6号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	7号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	8号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														
	9号機	1式	高圧ターボ発電機	高圧ターボ発電機(機組別)																																																																																																																																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 165 651 970" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="159 975 636 995" data-label="Text"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-7</p> </div>	<div data-bbox="663 165 1223 995" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="837 1023 1055 1043" data-label="Caption"> <p>図 57-4-4 軽油タンク構造図</p> </div>	<div data-bbox="1272 165 1738 903" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1794 379 1816 826" data-label="Caption"> <p>図 57.3.4 A.1, A.2 ディーゼル発電機燃料油貯油槽構造図 (1/2)</p> </div>	<p>【女川, 大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

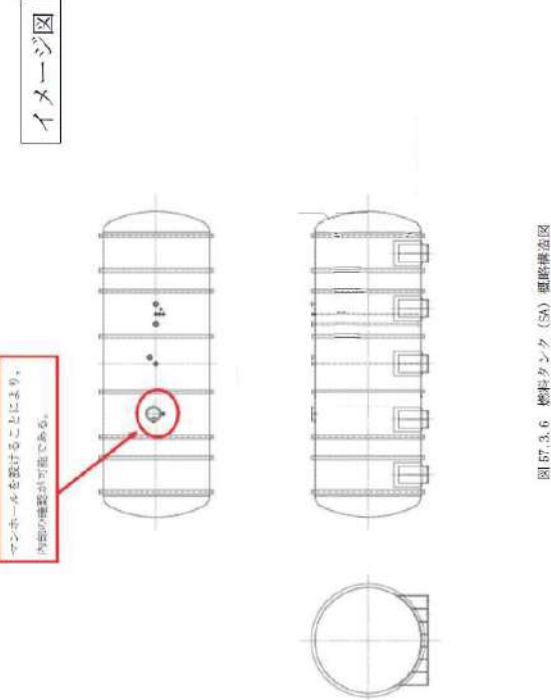
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図E7.3.6 B1, B2-データーセンター電機燃料油貯留槽構造図 (3/2)</p>	<p>【女川, 大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">イメージ図</p> 	<p>【女川、大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

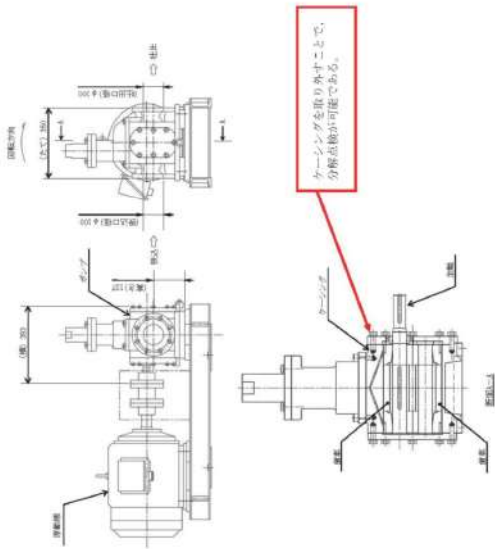
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 167 651 976" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="161 976 640 997" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-8 </div>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

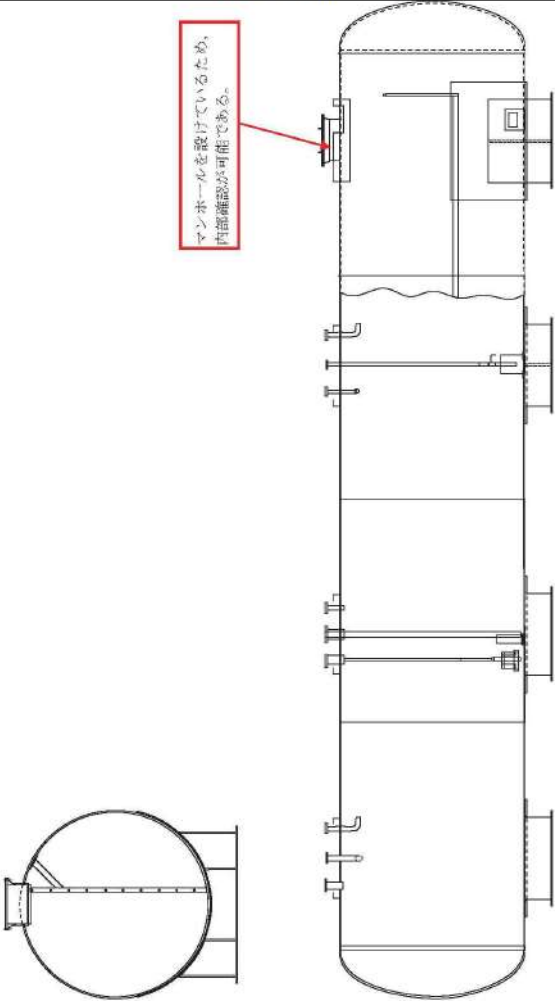
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川、大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="712 1187 1167 1209">図 57-4-5 ガスタービン発電設備軽油タンク構造図</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 252" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="73 177 651 975" style="border: 2px solid black; height: 500px;"></div> <p data-bbox="145 981 627 997">特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-9</p>	<div data-bbox="667 156 1232 997"> </div> <p data-bbox="817 1029 1064 1045">図57-4-6 タンクローリ構造図</p>	<div data-bbox="1265 223 1780 933"> </div> <p data-bbox="1792 478 1814 726">図57.3.8 可搬型タンクローリ構造図</p>	<p data-bbox="1848 143 1960 167">【女川、大飯】</p> <p data-bbox="1848 175 1937 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 255" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

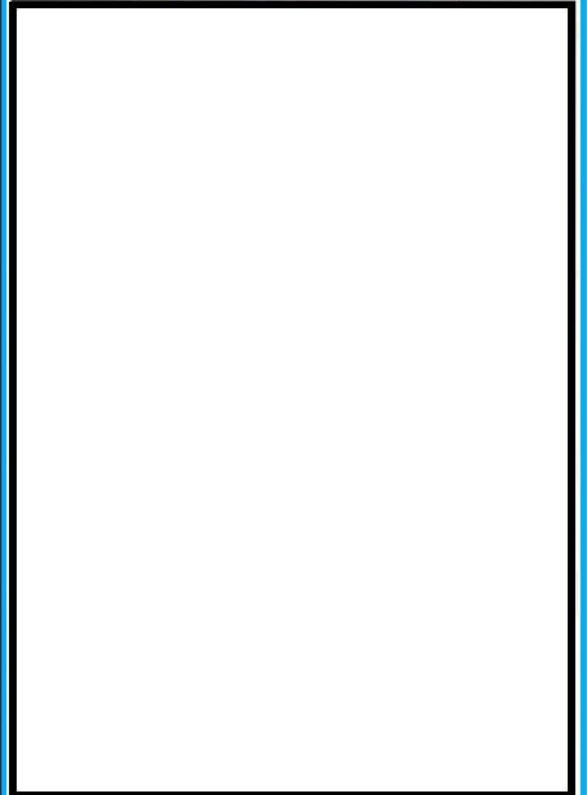
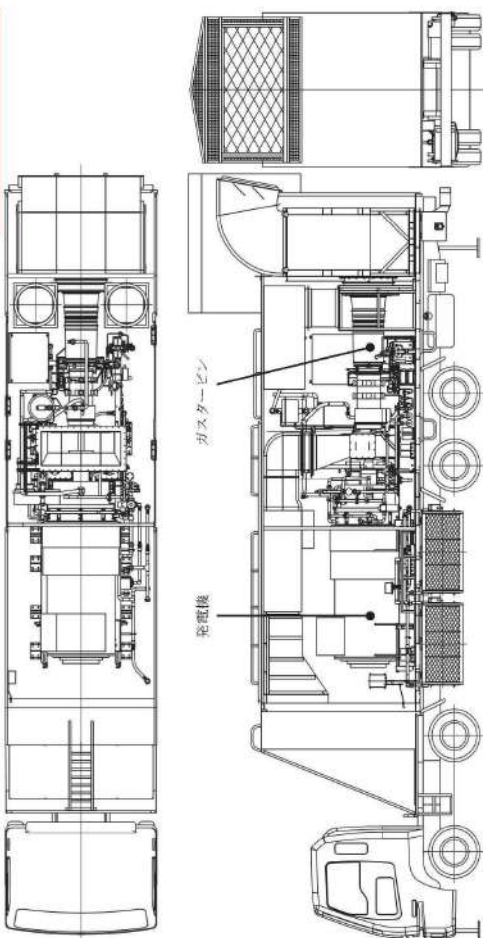
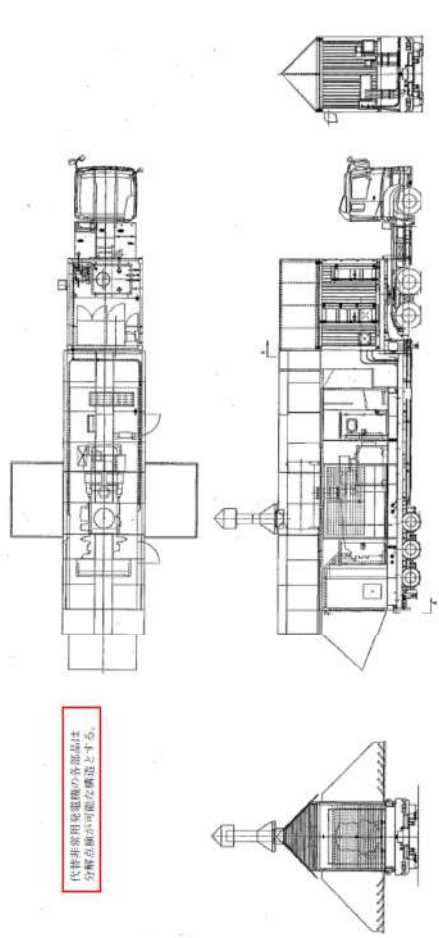
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 181 600 995" style="border: 2px solid black; height: 510px; width: 230px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="136 997 645 1018" style="font-size: small; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-10 </div>			<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

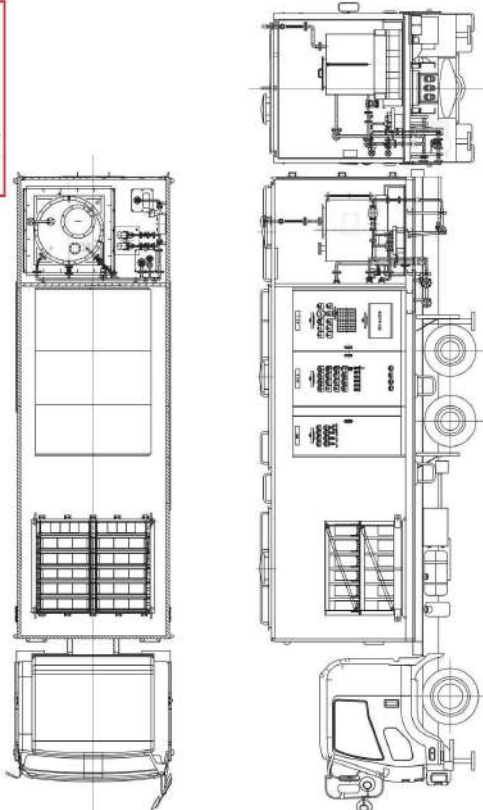
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足3-1)＞</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin: 10px 0;">  </div> <p style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-2</p>	<p style="border: 1px solid red; padding: 2px; font-size: x-small;">ガスタービン発電機(充電機車)の各部品は分解検査が可能な構造とする。</p>  <p style="text-align: center;">図 57-4-7 ガスタービン発電機(充電機車)構造図</p>	<p style="border: 1px solid red; padding: 2px; font-size: x-small;">代替非常用発電機の各部品は分解点検が可能な構造とする。</p>  <p style="text-align: center;">図 57.3.9 代替非常用発電機構造図</p>	<p>【女川、大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足3-2)＞</p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small;">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-3</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; font-size: x-small; margin-bottom: 10px;"> ガスタービン発電機(制御車)の各部品は分解検査が可能を構成とする。 </div>  <p style="text-align: center;">図 57-4-8 ガスタービン発電機(制御車)構造図</p>		<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

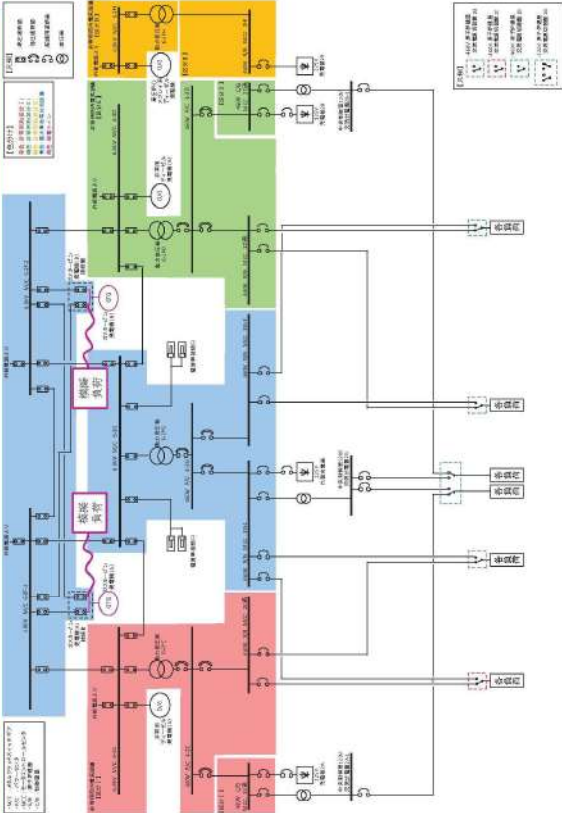
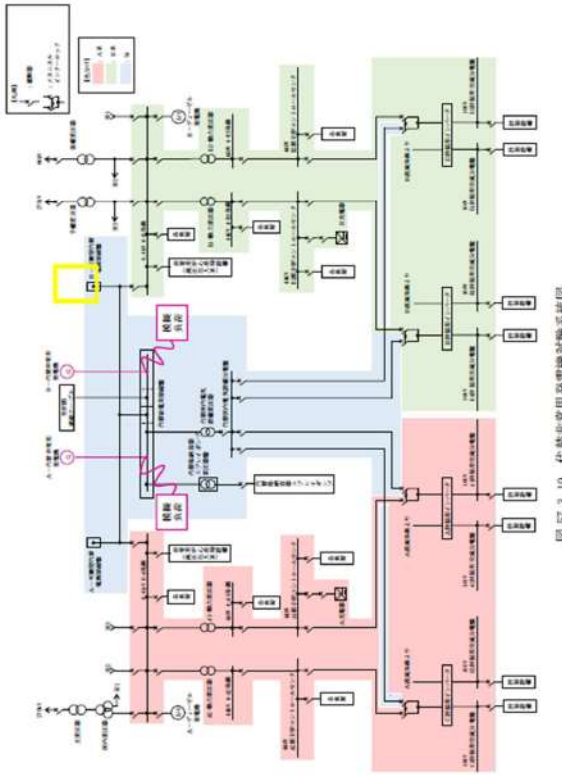
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="206 197 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <内容比較のため再掲(補足3-3)> </div> <div data-bbox="80 252 645 1050" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="156 1054 633 1075" style="font-size: small;"> 特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-4 </div>			<p>【女川、大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 196 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <内容比較のため再掲(補足3-4)> </div> <div data-bbox="85 244 645 954" style="border: 1px solid black; height: 445px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="152 959 573 975">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="584 1026 629 1042">57-4-5</p>	 <p data-bbox="779 991 1077 1007">図 57-4-9 ガスタービン発電機試験系統図</p>	 <p data-bbox="1805 467 1827 722">図 57.3.10 代替非常用電源機試験系統図</p>	<p data-bbox="1845 145 1957 161">【女川、大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1957 189">記載表現の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2085 218" style="list-style-type: none"> ・試験・検査方法に相違はない。

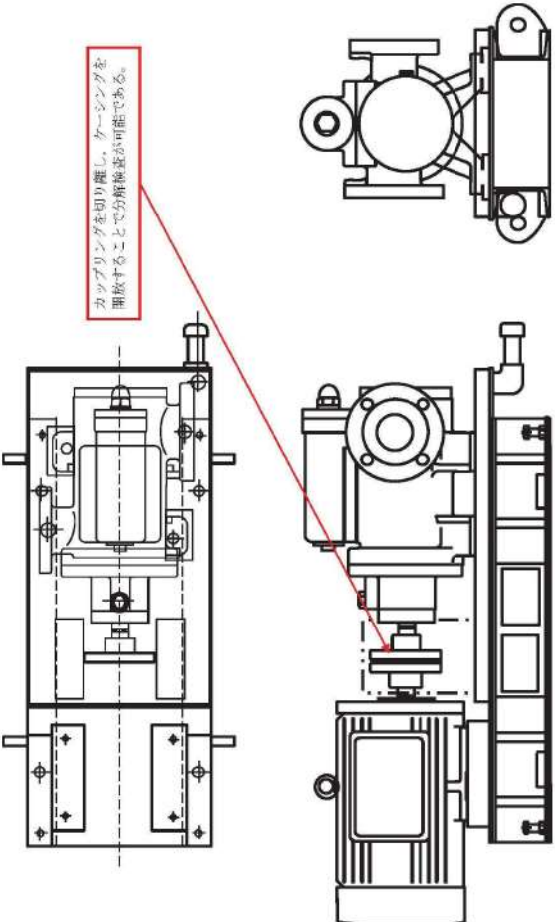
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-10 ガスタービン発電機用ケーブル試験系統図</p>	<p>図 57.3.11 代替非常用発電機用ケーブル試験系統図</p>	<p>【女川、大飯】 記載表現の相違 ・試験・検査方法に相違はない。</p>

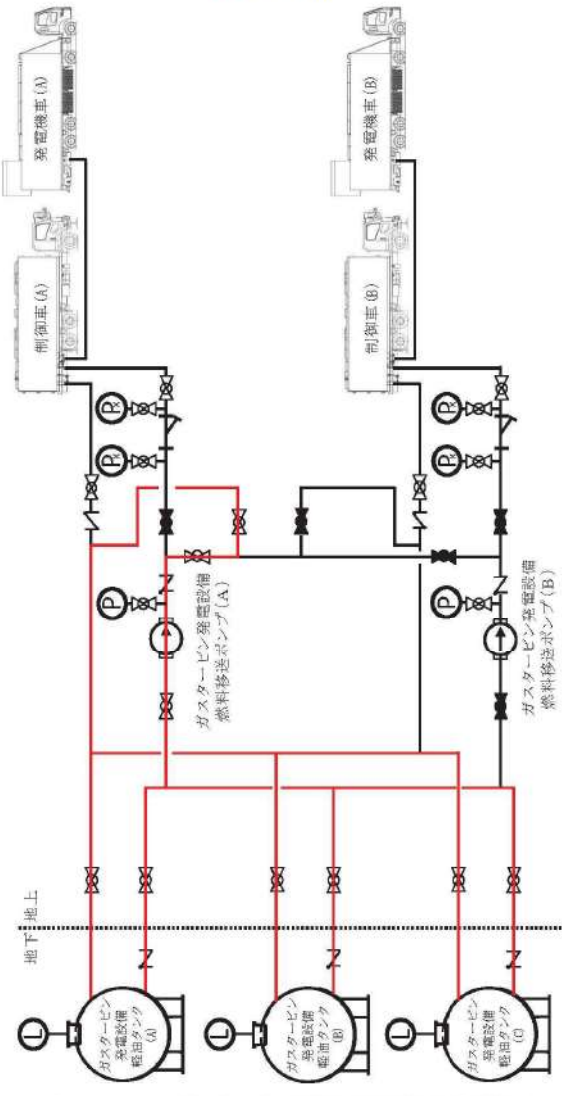
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="712 1114 1169 1136">図 57-4-11 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ構造図</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1928 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 247" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="694 1252 1209 1276">図 57-4-12 ガスタービン発電設備燃料移送系系統図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 255" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

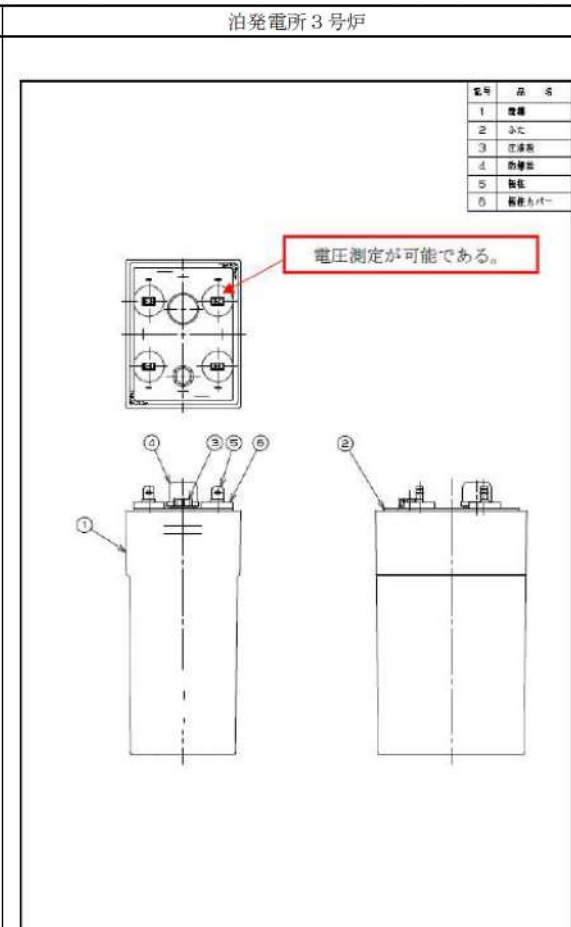
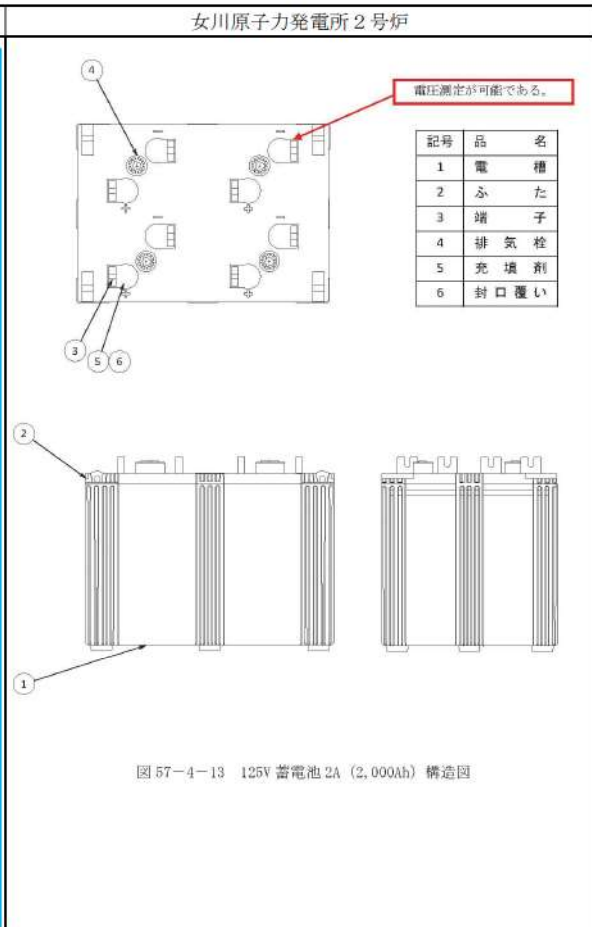
赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

<内容比較のため再掲(補足3-9)>

項目	設備名	型式	容量	単位	設置場所	備考
蓄電池	蓄電池(非常用)	1F			蓄電池室	1F
	蓄電池(非常用)	2F			蓄電池室	2F
	蓄電池(非常用)	3F			蓄電池室	3F
	蓄電池(非常用)	4F			蓄電池室	4F
	蓄電池(非常用)	5F			蓄電池室	5F
	蓄電池(非常用)	6F			蓄電池室	6F
	蓄電池(非常用)	7F			蓄電池室	7F
	蓄電池(非常用)	8F			蓄電池室	8F
	蓄電池(非常用)	9F			蓄電池室	9F
	蓄電池(非常用)	10F			蓄電池室	10F

57-4-43



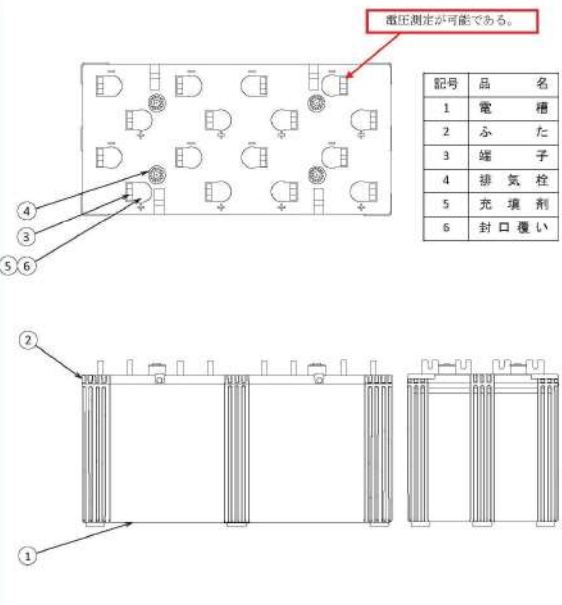
相違理由

【女川、大飯】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

【大飯】
 記載方針の相違(女川審査実績の反映)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足3-10)></p> <p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備 検査名：非常用予備発電装置動作検査 要領書番号：O3-16-173</p> <p style="text-align: right;">57-4-44</p>	<p style="text-align: center;">電圧測定が可能である。</p>  <table border="1" data-bbox="1086 231 1220 399"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>電 槽</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ふ た</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>罐 子</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>排 気 柱</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>充 填 剤</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>封 口 覆 い</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図 57-4-14 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B (3,000Ah) 構造図</p>	記号	品名	1	電 槽	2	ふ た	3	罐 子	4	排 気 柱	5	充 填 剤	6	封 口 覆 い		<p>【女川、大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>
記号	品名																
1	電 槽																
2	ふ た																
3	罐 子																
4	排 気 柱																
5	充 填 剤																
6	封 口 覆 い																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足3-11)＞</p> </div> <p style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-45</p>			<p>【女川、大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足3-12)></p> <p style="text-align: right;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用発電設備 検査名：非常用予備発電装置機能検査 (直流電源系状態確認検査) 要領書番号：O3-16-172</p> <p style="text-align: right;">57-4-46</p>			<p>【女川、大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

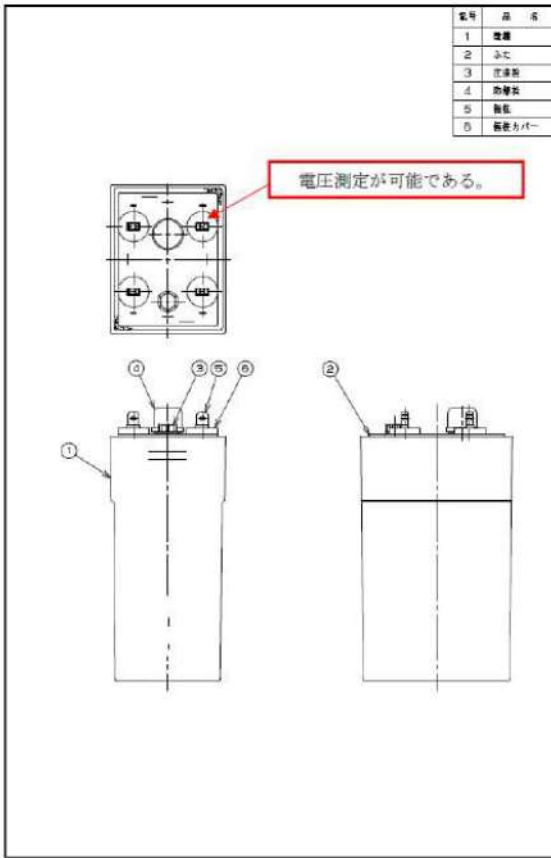
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足3-13)></p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; margin: 10px auto;"></div> <p style="font-size: small;">特例みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-47</p>			<p>【女川, 大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

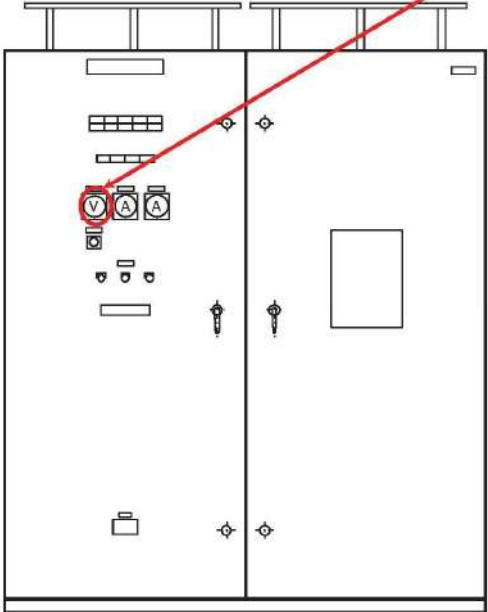
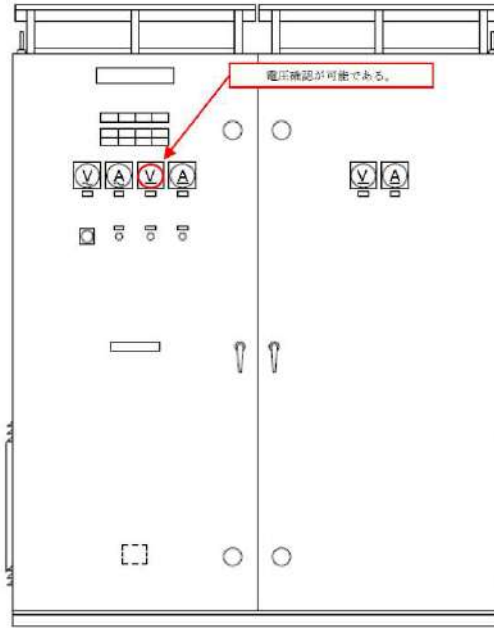
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p style="text-align: center;">図 57.3.13 後備蓄電池構造図</p>	<p>【女川, 大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

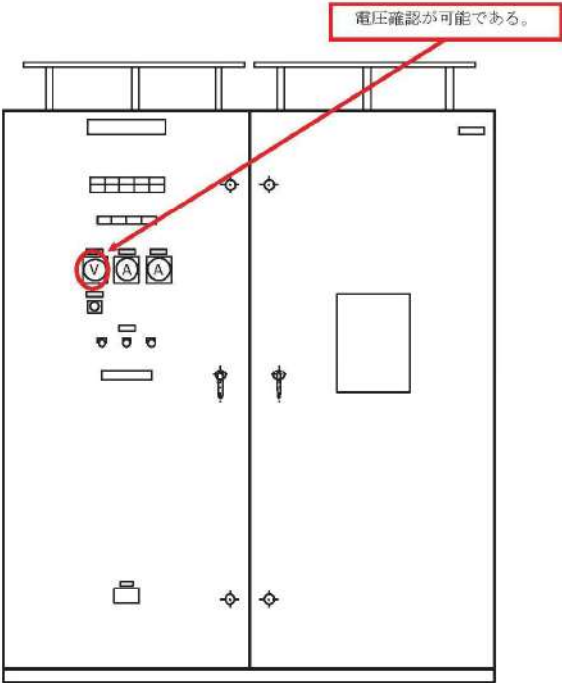
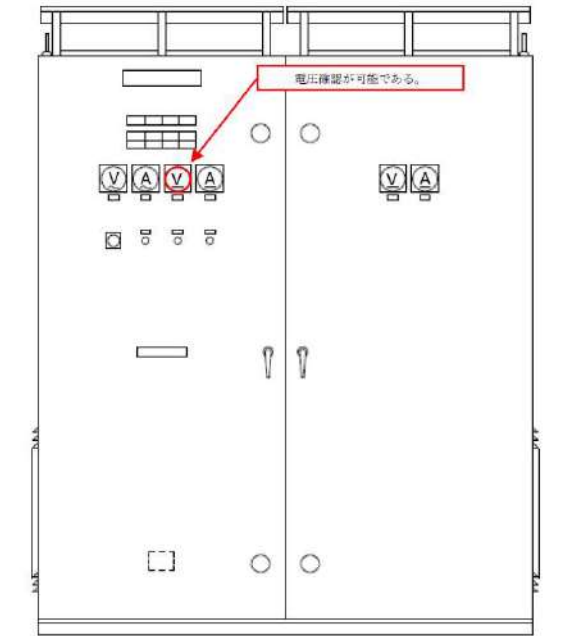
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 845 1075 869">図 57-4-15 125V 充電器 2A 構造図</p>	 <p data-bbox="1444 885 1624 909">図 57.3.14 A 充電器構造図</p>	<p data-bbox="1848 143 1915 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2139 196">記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 201 1915 225">【女川】</p> <p data-bbox="1848 229 1937 253">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 258 2157 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

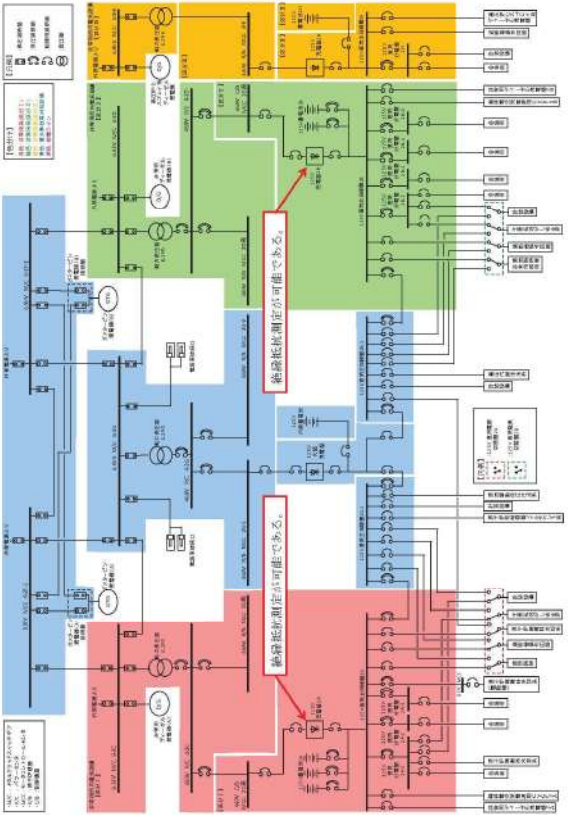
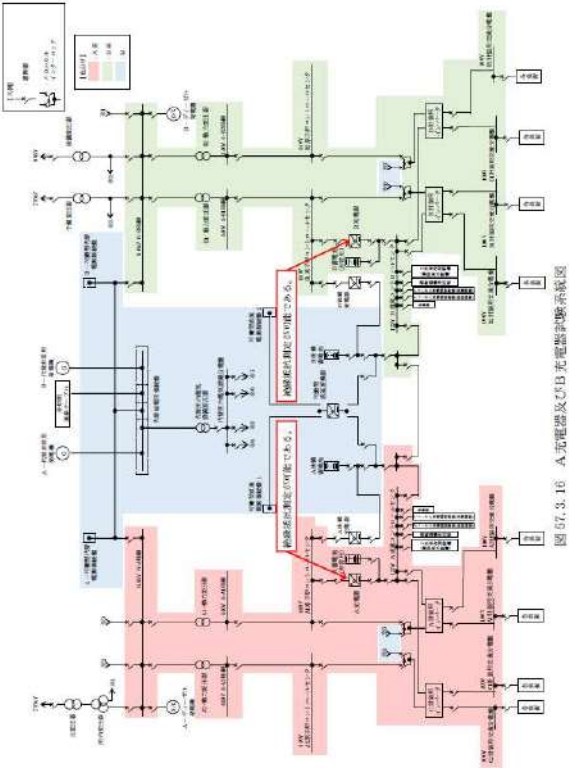
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="745 890 1079 914">図 57-4-16 125V 充電器 2B 構造図</p>	 <p data-bbox="1435 922 1606 941">図 57.3.15 B 充電器構造図</p>	<p data-bbox="1845 145 1906 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 2136 191">記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 199 1906 218">【女川】</p> <p data-bbox="1845 226 1928 245">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 255 2157 308" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

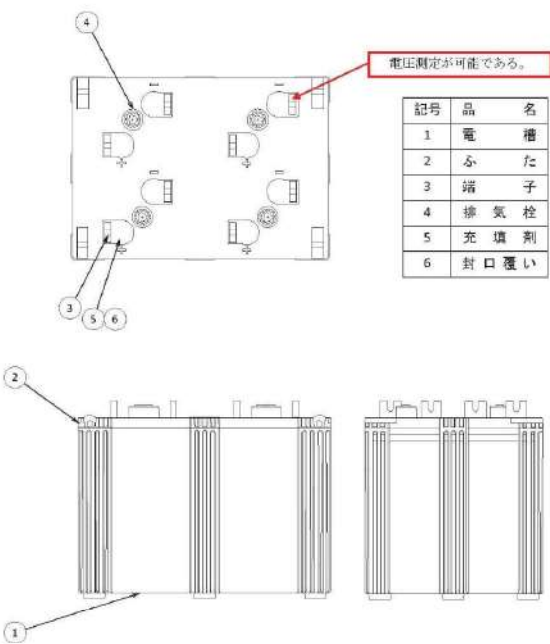
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-4-17 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B 試験系統図</p>	 <p>図 57.3.16 A 充電器及び B 充電器試験系統図</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・試験・検査方法に相違はない。</p>

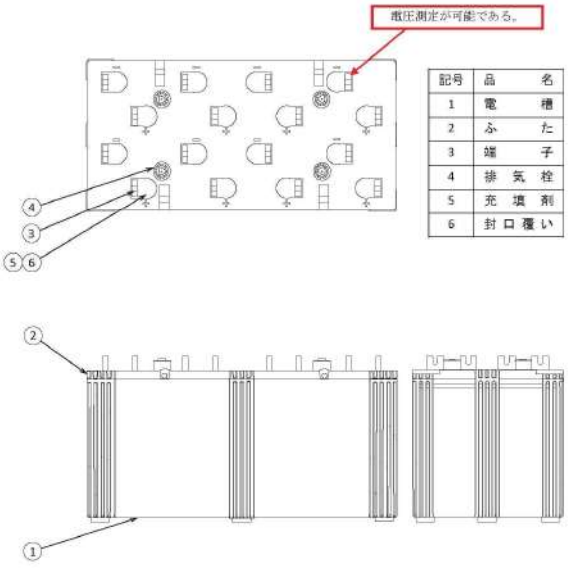
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	 <table border="1" data-bbox="1070 247 1214 427"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>電槽</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ふた</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>端子</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>排気栓</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>充填剤</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>封口覆い</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="772 845 1137 869">図 57-4-18 125V 代替蓄電池 (2,000Ah) 構造図</p>	記号	品名	1	電槽	2	ふた	3	端子	4	排気栓	5	充填剤	6	封口覆い		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 252" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。
記号	品名																
1	電槽																
2	ふた																
3	端子																
4	排気栓																
5	充填剤																
6	封口覆い																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 57-4-19 250V 蓄電池 (3,000Ah) 構造図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

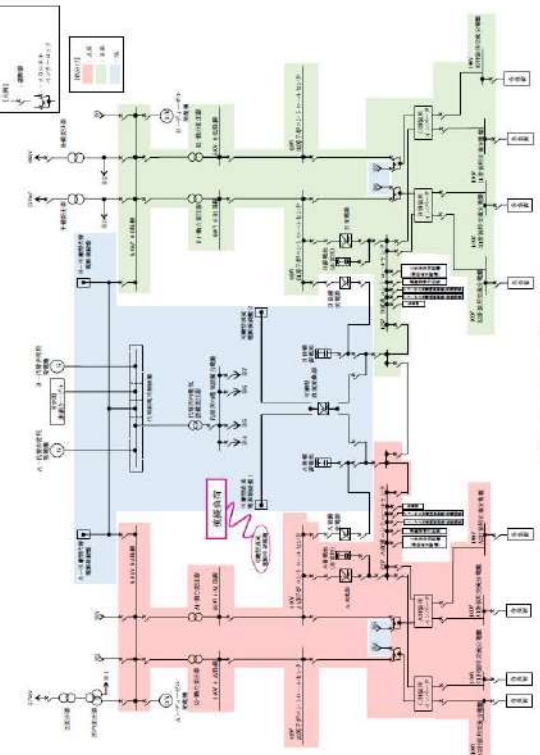
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川、大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

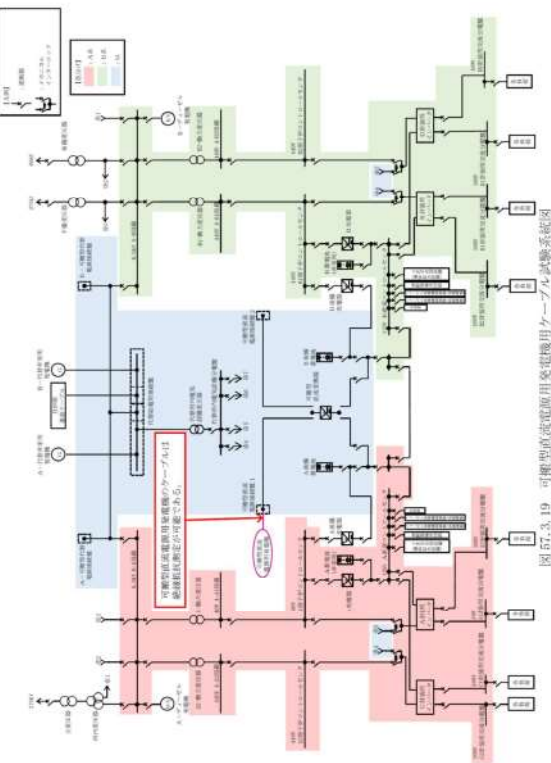
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p style="text-align: right;">図 57.3.19 可搬型直流電源用発電機試験系統図</p>	<p>【女川、大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

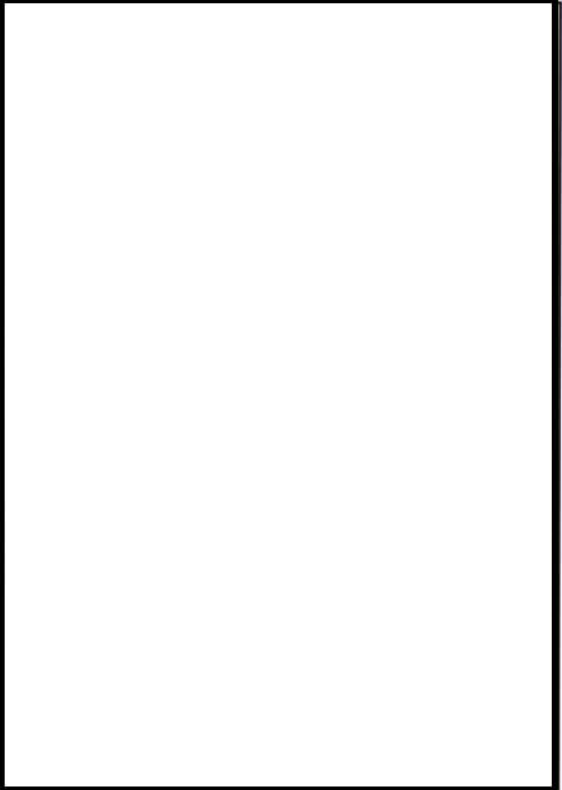
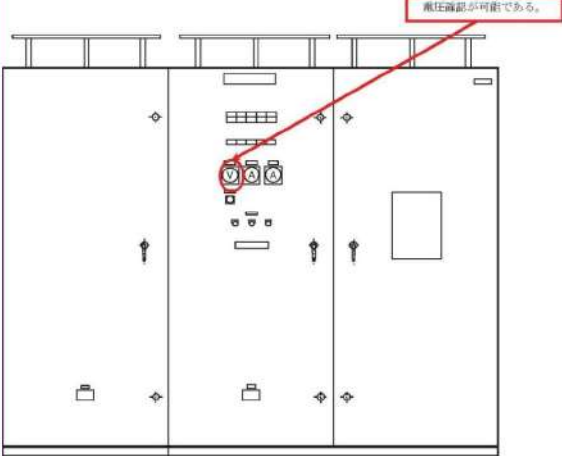
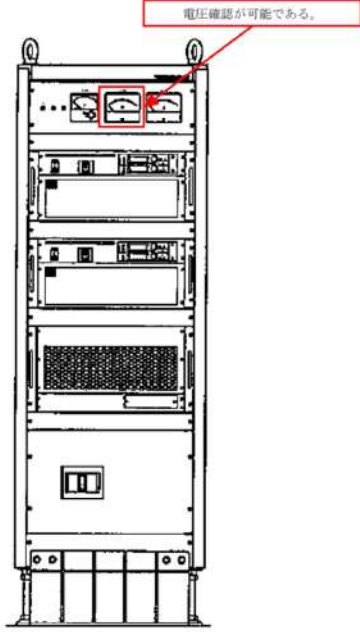
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川、大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

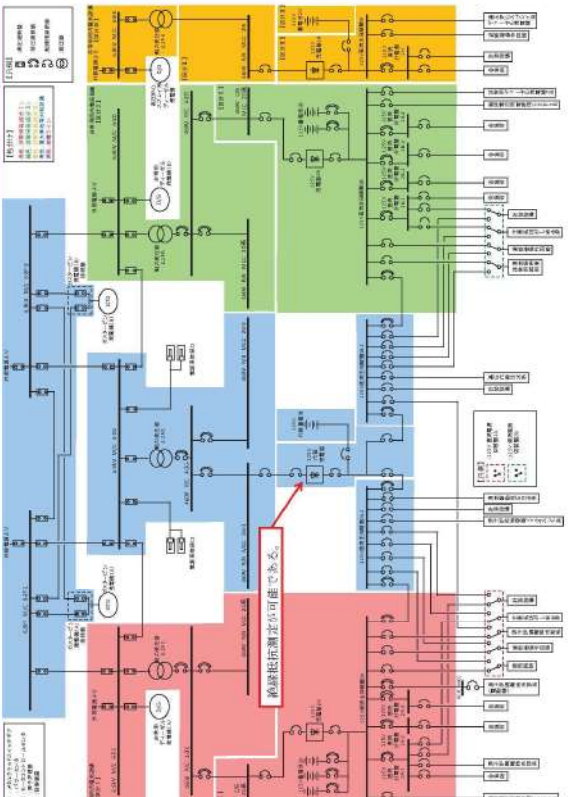
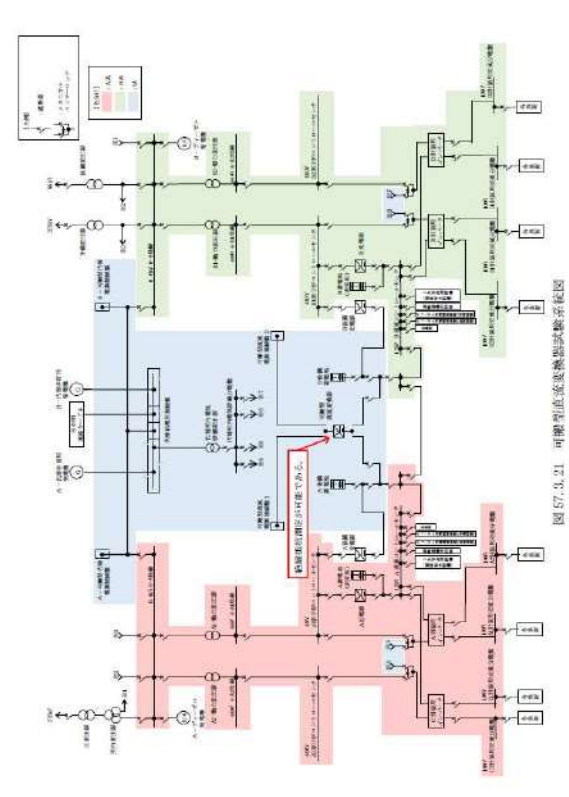
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="203 169 528 193"><内容比較のため再掲(補足3-14)></p>  <p data-bbox="141 1010 633 1026">補図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-48</p>	 <p data-bbox="797 643 1032 659">図 57-4-29 125V 代替電器構造図</p>	 <p data-bbox="1417 914 1637 930">図 57.3.20 可搬型直流変換器構造図</p>	<p data-bbox="1843 145 1955 161">【女川、大飯】</p> <p data-bbox="1843 172 1928 188">設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 201 2157 248" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

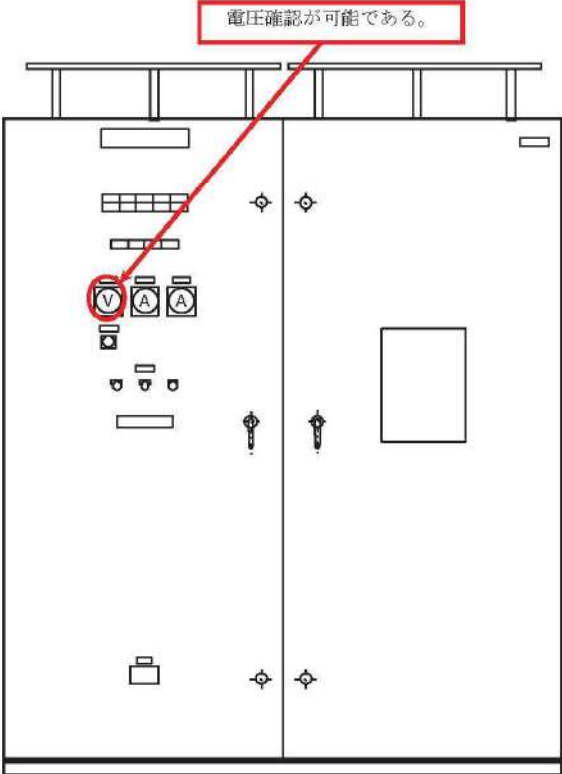
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足3-15)></p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機器に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p style="text-align: right;">57-4-19</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-4-21 125V 代替充電器試験系統図</p>	 <p style="text-align: right;">図 57-3-21 可搬型直交変換器試験系統図</p>	<p>【女川、大飯】 記載表現の相違 ・試験・検査方法に相違はない。</p>

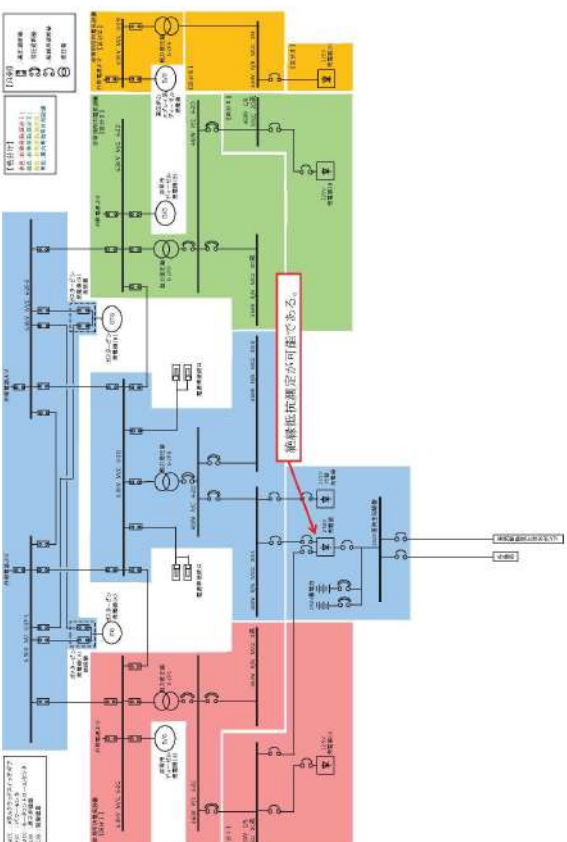
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="772 1037 1120 1061">図 57-4-22 250V 充電器構造図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 252" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="806 1021 1075 1045">図 57-4-23 250V 充電器試験系統図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 255" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-24 ガスタービン発電機接続系統図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

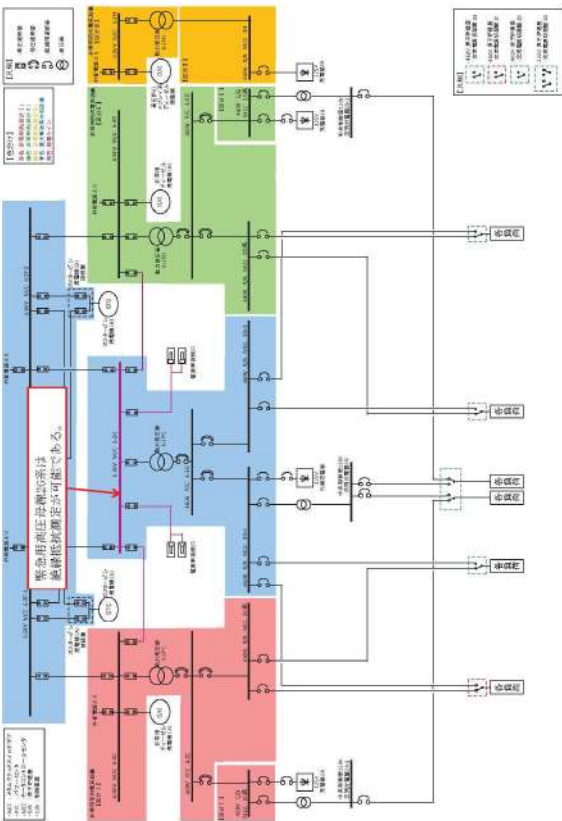
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-25 緊急用高圧母線2F系統試験系統図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

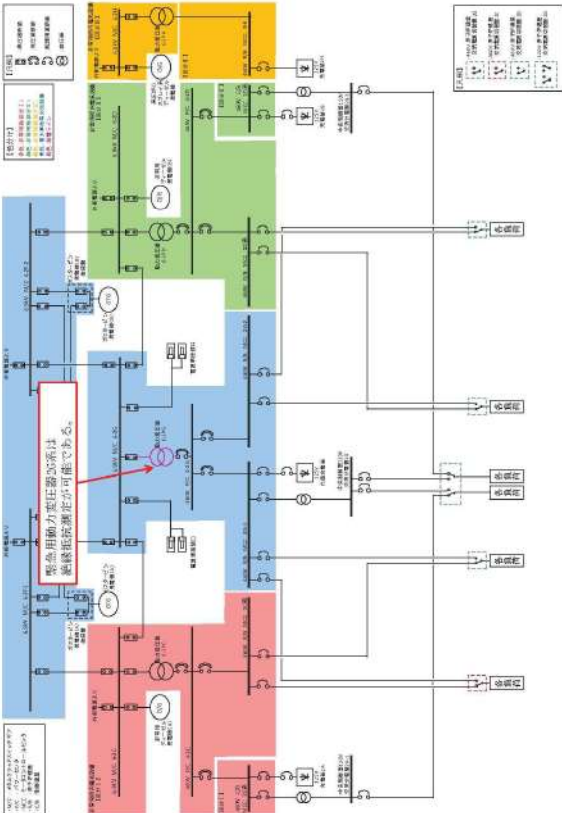
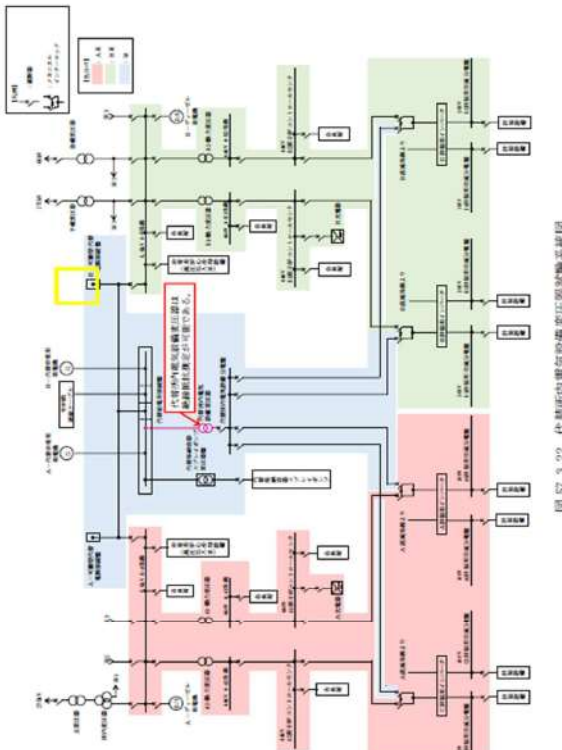
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 1005 1102 1029">図 57-4-26 緊急用高圧母線2G系試験系統図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2157 252" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

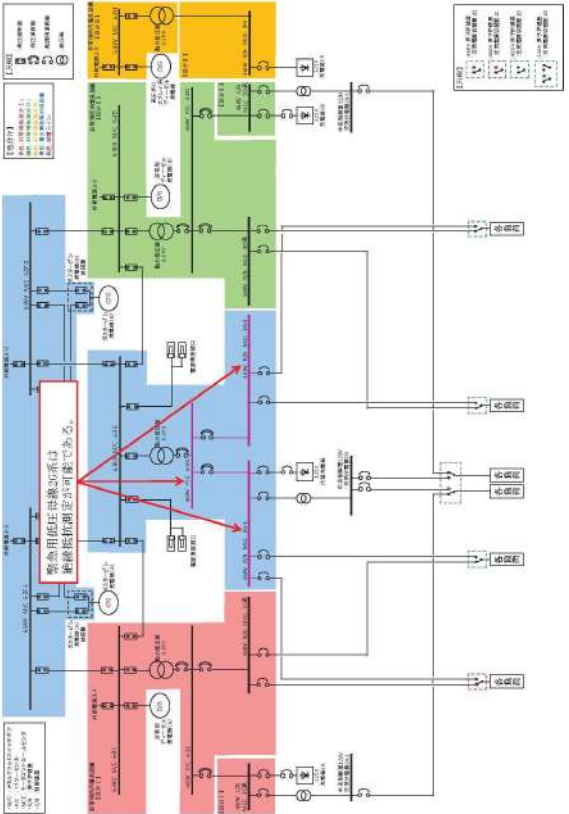
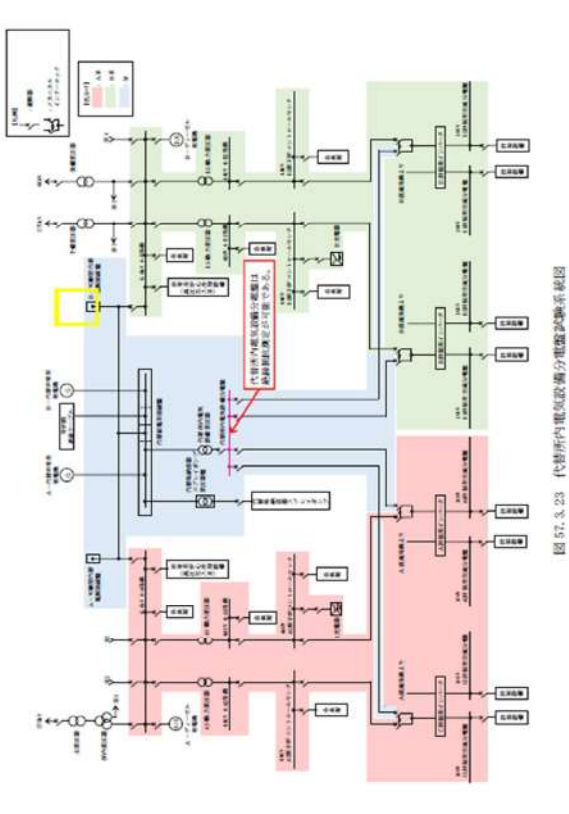
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>緊急用動力変圧器系統試験系統図</p>	 <p>代替所内電気設備変圧器系統図</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・試験・検査方法に相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>緊急用低圧母線2C系試験系統図</p>	 <p>代替所内電気設備分電盤試験系統図</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・試験・検査方法に相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.3.24 代替格納容器スプレッドポンプ駆動試験系統図</p>	<p>【女川、大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

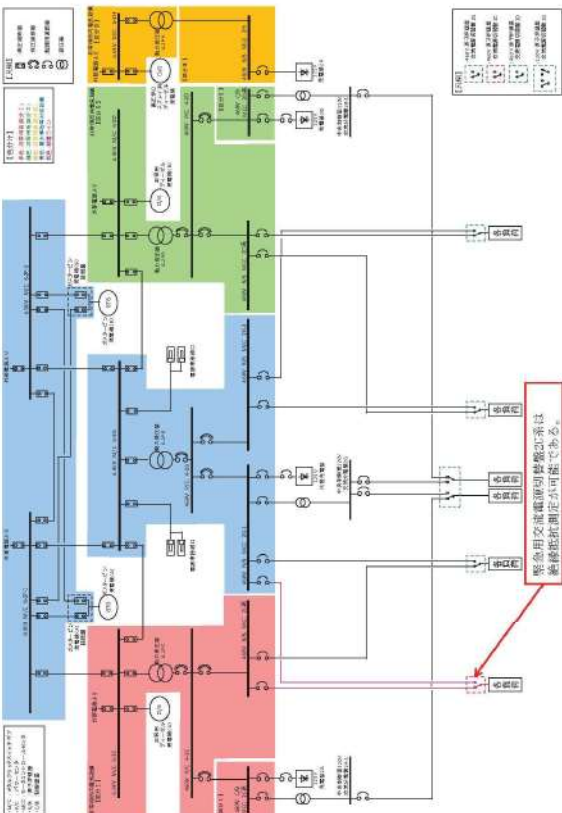
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-4-29 緊急用交流電源切替盤2G系試験系統図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 1002 1120 1021">図 57-4-30 緊急用交流電源切替盤2C系試験系統図</p>		<p data-bbox="1845 146 1904 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 175 1926 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2157 252" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>緊急時交流電源切替装置は老朽化を調査可能なものである。</p> <p>図57-4-31 緊急用交流電源切替装置2D系試験系統図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-32 非常用高圧母線2C系試験系統図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-33 非常用高圧母線 2D 系試験系統図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="89 159 638 917" style="border: 2px solid black; height: 475px; width: 245px;"></div> <div data-bbox="145 917 504 933" style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="571 917 627 933" style="font-size: small;">57-4-11</div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 151 638 917" style="border: 2px solid black; height: 480px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="138 917 499 935" style="font-size: small;">特囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="568 917 622 935" style="font-size: small;">57-4-12</div>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="67 135 246 175">種別又は名称 定常運転時原子炉の所 属設備（本機組設備）</td> <td data-bbox="67 175 246 215">機器名（標準名） 原子炉内タービン発電機</td> <td data-bbox="67 215 246 255">機器の主要仕様 1 号機</td> <td data-bbox="67 255 246 295">種別又は名称 タービン発電機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 135 425 175">備考又は補足 本機組は、原子力発電所 の運転停止時に、原子炉 内タービンを駆動し、電 力系統に電力を送るた り、原子炉内タービンを 駆動し、原子炉の冷却 水を循環させるための 設備である。</td> <td data-bbox="246 175 425 215">機器の主要仕様 60 台</td> <td data-bbox="246 215 425 255">機器の主要仕様 1 号機</td> <td data-bbox="246 255 425 295">備考 本機組は、原子力発電所 の運転停止時に、原子 炉内タービンを駆動し、 電力系統に電力を送る たり、原子炉内タービ ンを駆動し、原子炉の 冷却水を循環させるた り、原子炉内タービン を駆動し、原子炉の冷 却水を循環させるため の設備である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="425 135 604 175">機器の主要仕様 1 号機</td> <td data-bbox="425 175 604 215">機器の主要仕様 1 号機</td> <td data-bbox="425 215 604 255">機器の主要仕様 1 号機</td> <td data-bbox="425 255 604 295">機器の主要仕様 1 号機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="604 135 660 175">機器の主要仕様 1 号機</td> <td data-bbox="604 175 660 215">機器の主要仕様 1 号機</td> <td data-bbox="604 215 660 255">機器の主要仕様 1 号機</td> <td data-bbox="604 255 660 295">機器の主要仕様 1 号機</td> </tr> </table>	種別又は名称 定常運転時原子炉の所 属設備（本機組設備）	機器名（標準名） 原子炉内タービン発電機	機器の主要仕様 1 号機	種別又は名称 タービン発電機	備考又は補足 本機組は、原子力発電所 の運転停止時に、原子炉 内タービンを駆動し、電 力系統に電力を送るた り、原子炉内タービンを 駆動し、原子炉の冷却 水を循環させるための 設備である。	機器の主要仕様 60 台	機器の主要仕様 1 号機	備考 本機組は、原子力発電所 の運転停止時に、原子 炉内タービンを駆動し、 電力系統に電力を送る たり、原子炉内タービ ンを駆動し、原子炉の 冷却水を循環させるた り、原子炉内タービン を駆動し、原子炉の冷 却水を循環させるため の設備である。	機器の主要仕様 1 号機	機器の主要仕様 1 号機	機器の主要仕様 1 号機	機器の主要仕様 1 号機	機器の主要仕様 1 号機	機器の主要仕様 1 号機	機器の主要仕様 1 号機	機器の主要仕様 1 号機			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>
種別又は名称 定常運転時原子炉の所 属設備（本機組設備）	機器名（標準名） 原子炉内タービン発電機	機器の主要仕様 1 号機	種別又は名称 タービン発電機																
備考又は補足 本機組は、原子力発電所 の運転停止時に、原子炉 内タービンを駆動し、電 力系統に電力を送るた り、原子炉内タービンを 駆動し、原子炉の冷却 水を循環させるための 設備である。	機器の主要仕様 60 台	機器の主要仕様 1 号機	備考 本機組は、原子力発電所 の運転停止時に、原子 炉内タービンを駆動し、 電力系統に電力を送る たり、原子炉内タービ ンを駆動し、原子炉の 冷却水を循環させるた り、原子炉内タービン を駆動し、原子炉の冷 却水を循環させるため の設備である。																
機器の主要仕様 1 号機	機器の主要仕様 1 号機	機器の主要仕様 1 号機	機器の主要仕様 1 号機																
機器の主要仕様 1 号機	機器の主要仕様 1 号機	機器の主要仕様 1 号機	機器の主要仕様 1 号機																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備 検査名：非常用予備発電装置機能検査 （ディーゼル発電機の作動検査） 要領書番号：O4-15-169</p> <p style="text-align: right;">57-4-15</p>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 177 622 970" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 240px;"></div> <p data-bbox="120 970 537 986">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="324 1023 344 1038">20</p> <p data-bbox="586 1034 642 1050">57-4-16</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 161">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 189">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 250" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 3</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="font-size: small;">施設名：非常用電源設備 検査名：非常用予備発電装置機能検査 (ディーゼル発電機定格容量検査) 要領書番号：O4-15-108</p> <p style="text-align: right;">57-4-17</p>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 636 976" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="168 981 593 1005">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="331 1037 358 1061">14</p> <p data-bbox="593 1034 649 1053">57-4-18</p>			<p data-bbox="1848 143 1915 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1937 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 247" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備 検査名：非常用ディーゼル発電機分解検査 要領書番号：O4-15-107</p> <p style="text-align: right;">57-4-19</p>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 647 1018" style="border: 2px solid black; height: 526px; width: 251px;"></div> <div data-bbox="136 1027 638 1050" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-20 </div>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="font-size: small;">施 設 名：非常用電源設備 検 査 名：非常用電源機付属設備検査(1/2)[電気編] 要領書番号：04-15-250</p> <p style="text-align: right;">57-4-21</p>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 185 645 1046" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 252px;"></div> <p data-bbox="129 1050 560 1072">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="577 1075 640 1098">57-4-22</p>			<p data-bbox="1845 143 1908 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 1930 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2157 252" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 164 645 965" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="145 970 616 1005" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-23 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備 検査名：非常用予備発電機付異状機検査(2/3)〔計装編〕 要領書番号：O4-15-359</p> <p style="text-align: right;">57-4-24</p>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 183 645 1053" style="border: 2px solid black; height: 545px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="112 1061 548 1077">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="548 1077 616 1093">57-4-25</p>			<p data-bbox="1848 143 1915 159">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 1937 183">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 247" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 183 645 1013" style="border: 2px solid black; height: 520px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="134 1013 627 1045"> <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-26</p> </div>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 172 645 1023" style="border: 2px solid black; height: 533px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="136 1023 622 1050" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-27 </div>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 156 651 959" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="134 962 620 991" style="font-size: small; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-28 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備 検査名：非常用電源設備付属設備検査(3.2)「接続線」 要領書番号：O4-15-359</p> <p style="text-align: right;">57-4-29</p>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="89 143 649 957" style="border: 2px solid black; height: 510px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="134 965 616 997">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-30</p>			<p data-bbox="1848 143 2150 247">【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 647 981" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="159 992 629 1011">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-31</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 252" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 204 651 1034" style="border: 2px solid black; height: 520px; width: 255px;"></div> <div data-bbox="129 1038 613 1062" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-32 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 175 645 997" style="border: 2px solid black; height: 515px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="145 1002 638 1029">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-33</p>			<p data-bbox="1848 143 1915 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1937 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 252" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 651 1018" style="border: 2px solid black; height: 530px; width: 253px;"></div> <p data-bbox="118 1026 633 1050">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-34</p>			<p data-bbox="1843 145 1906 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1843 172 1928 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 252" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 177 647 1027" style="border: 2px solid black; height: 533px; width: 251px;"></div> <div data-bbox="125 1027 618 1046" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-35 </div>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 175 645 965" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="161 965 631 986" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-37 </div>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="80 183 651 986" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="134 997 638 1021" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-38 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 167 560 191"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足3-5)></p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="168 1005 627 1021" style="font-size: small;">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-3-85</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 2060 191">【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-7へ)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 167 560 191" style="text-align: center;"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足3-6)></p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="145 1029 638 1053" style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-40</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 2128 191">【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-8へ)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199"><女川、泊の記載箇所と比較(補足3-7)></p> <div data-bbox="85 207 645 1005" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="156 1005 627 1029">付図の範囲は機能に係る事項ですので公開することはありません。 57-41</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 2060 191">記載箇所の相違 (57-3-9) へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 191"><女川、泊の記載箇所と比較(補足3-8)></p> <div data-bbox="85 204 651 922" style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="163 922 548 938">作図中の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="573 933 627 949">57-4-42</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2072 196">記載箇所の相違 (57-3-10) へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<女川, 泊の記載箇所を比較(補足3-9)>			【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-28) へ															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は設備名</th> <th>機器又は設備の概要</th> <th>型式</th> <th>規格又は技術仕様</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予備用電源装置</td> <td>予備用電源装置(保安防衛用)</td> <td>予備用電源装置</td> <td>予備用電源装置</td> <td>予備用電源装置(保安防衛用)</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>蓄電池(保安防衛用)</td> <td>蓄電池</td> <td>蓄電池</td> <td>蓄電池(保安防衛用)</td> </tr> </tbody> </table>	機器又は設備名	機器又は設備の概要	型式	規格又は技術仕様	備考	予備用電源装置	予備用電源装置(保安防衛用)	予備用電源装置	予備用電源装置	予備用電源装置(保安防衛用)	蓄電池	蓄電池(保安防衛用)	蓄電池	蓄電池	蓄電池(保安防衛用)			【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯は蓄電池(安全防護系用)は泊の蓄電池(非常用)と女川の蓄電池2Aおよび2Bが比較対象であるが、大飯は定事検査領書を用いて、試験検査の内容を記載している。
機器又は設備名	機器又は設備の概要	型式	規格又は技術仕様	備考														
予備用電源装置	予備用電源装置(保安防衛用)	予備用電源装置	予備用電源装置	予備用電源装置(保安防衛用)														
蓄電池	蓄電池(保安防衛用)	蓄電池	蓄電池	蓄電池(保安防衛用)														
57-4-43																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 10px;"> <p data-bbox="185 172 566 196"><女川、泊の記載箇所と比較(補足3-10)></p> <p data-bbox="510 260 566 284">改 1</p> <p data-bbox="152 459 477 587">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p data-bbox="197 922 454 978">施設名：非常用電源設備 検査名：非常用予備発電装置作動検査 要領書番号：O3-16-173</p> <p data-bbox="537 1042 593 1066">57-4-44</p> </div>			<p data-bbox="1843 148 2078 196">【大飯】 記載箇所の相違（57-3-29）へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="185 172 566 196"><女川、泊の記載箇所と比較(補足3-11)></p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="152 1034 645 1058">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-45</p> </div>			<p data-bbox="1845 145 2074 196">【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-30) へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"> <p data-bbox="185 199 566 225"><女川、泊の記載箇所と比較(補足3-12)></p> <p data-bbox="526 258 577 280">改 0</p> <p data-bbox="185 448 488 571">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p data-bbox="226 887 465 962">施設名：非常用発電設備 検査名：非常用予備発電装置機能検査 （高圧電源系統稼働検査） 要領書番号：03-16-172</p> <p data-bbox="555 1008 607 1026">57-4-46</p> </div>			<p data-bbox="1845 145 2074 196">【大飯】 記載箇所の相違（57-3-31）へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><女川、泊の記載箇所と比較(補足3-13)></p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small;">仲例みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-47</p> </div>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-32) へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><女川、泊の記載箇所と比較(補足3-14)></p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; margin: 10px 0;"></div> <p style="font-size: small;">特図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-48</p> </div>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-42) へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><女川、泊の記載箇所と比較(補足3-15)></p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-49</p> </div>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-43) へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 177 647 932" style="border: 2px solid black; height: 473px; width: 251px;"></div> <div data-bbox="116 938 620 959" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-50 </div>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は組立名</th> <th>実名称(機器名)</th> <th>品名及び仕様書の品名</th> <th>出力(定格)及び出力率</th> <th>設置名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高出力2.5MWの発電機</td> <td>1式</td> <td>1.1号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>(1)単位別とする(設置位置別)</td> </tr> <tr> <td>その他のBWR用発電機</td> <td>1式</td> <td>2.2号発電機</td> <td>低 2.5MW-50%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.2号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.3号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.4号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.5号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.6号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.7号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.8号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.9号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.10号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.11号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.12号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.13号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.14号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.15号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.16号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.17号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.18号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.19号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> <tr> <td>その他BWR用発電機</td> <td></td> <td>1.20号発電機</td> <td>高 2.5MW-100%</td> <td></td> <td>ブレンダー機能付又は駆動用補機付</td> </tr> </tbody> </table>	機器又は組立名	実名称(機器名)	品名及び仕様書の品名	出力(定格)及び出力率	設置名	備考	最高出力2.5MWの発電機	1式	1.1号発電機	高 2.5MW-100%		(1)単位別とする(設置位置別)	その他のBWR用発電機	1式	2.2号発電機	低 2.5MW-50%		ブレンダー機能付	その他BWR用発電機		1.2号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.3号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.4号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.5号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.6号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.7号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.8号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.9号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.10号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.11号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.12号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.13号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.14号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.15号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.16号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.17号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.18号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.19号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付	その他BWR用発電機		1.20号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>
機器又は組立名	実名称(機器名)	品名及び仕様書の品名	出力(定格)及び出力率	設置名	備考																																																																																																																																		
最高出力2.5MWの発電機	1式	1.1号発電機	高 2.5MW-100%		(1)単位別とする(設置位置別)																																																																																																																																		
その他のBWR用発電機	1式	2.2号発電機	低 2.5MW-50%		ブレンダー機能付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.2号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.3号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.4号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.5号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.6号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.7号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.8号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.9号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.10号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.11号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.12号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.13号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.14号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.15号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.16号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.17号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.18号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.19号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		
その他BWR用発電機		1.20号発電機	高 2.5MW-100%		ブレンダー機能付又は駆動用補機付																																																																																																																																		

57-4-51

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>東電版(機器名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>基本方式 電圧(1)又は周波数</th> <th>機器名</th> <th>備考 (1)内は適用する 試験仕様は別記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の動作試験計</td> <td>No.1~4の12</td> <td>200</td> <td>ボイラー本體の動作試験計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視</td> <td>No.3~4の13~18</td> <td>200</td> <td>ボイラー本體の監視</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視</td> <td>1.分報点検</td> <td>130V~150V</td> <td>ボイラー本體の監視</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.3.9</td> <td>130V</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.4.10</td> <td>130V</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.4.11</td> <td>130V</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.4.12</td> <td>130V</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.4.13</td> <td>130V</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.4.14</td> <td>130V</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.4.15</td> <td>130V</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.4.16</td> <td>130V</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.1~4の12</td> <td>200</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.3~4の13~18</td> <td>200</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.1~4の12</td> <td>200</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.3~4の13~18</td> <td>200</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.1~4の12</td> <td>200</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.3~4の13~18</td> <td>200</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.1~4の12</td> <td>200</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td>No.3~4の13~18</td> <td>200</td> <td>ボイラー本體の監視の運転記録</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	東電版(機器名)	点検及び試験の項目	基本方式 電圧(1)又は周波数	機器名	備考 (1)内は適用する 試験仕様は別記		ボイラー本體の動作試験計	No.1~4の12	200	ボイラー本體の動作試験計			ボイラー本體の監視	No.3~4の13~18	200	ボイラー本體の監視			ボイラー本體の監視	1.分報点検	130V~150V	ボイラー本體の監視			ボイラー本體の監視の運転記録	No.3.9	130V	ボイラー本體の監視の運転記録			ボイラー本體の監視の運転記録	No.4.10	130V	ボイラー本體の監視の運転記録			ボイラー本體の監視の運転記録	No.4.11	130V	ボイラー本體の監視の運転記録			ボイラー本體の監視の運転記録	No.4.12	130V	ボイラー本體の監視の運転記録			ボイラー本體の監視の運転記録	No.4.13	130V	ボイラー本體の監視の運転記録			ボイラー本體の監視の運転記録	No.4.14	130V	ボイラー本體の監視の運転記録			ボイラー本體の監視の運転記録	No.4.15	130V	ボイラー本體の監視の運転記録			ボイラー本體の監視の運転記録	No.4.16	130V	ボイラー本體の監視の運転記録			ボイラー本體の監視の運転記録	No.1~4の12	200	ボイラー本體の監視の運転記録			ボイラー本體の監視の運転記録	No.3~4の13~18	200	ボイラー本體の監視の運転記録			ボイラー本體の監視の運転記録	No.1~4の12	200	ボイラー本體の監視の運転記録			ボイラー本體の監視の運転記録	No.3~4の13~18	200	ボイラー本體の監視の運転記録			ボイラー本體の監視の運転記録	No.1~4の12	200	ボイラー本體の監視の運転記録			ボイラー本體の監視の運転記録	No.3~4の13~18	200	ボイラー本體の監視の運転記録			ボイラー本體の監視の運転記録	No.1~4の12	200	ボイラー本體の監視の運転記録			ボイラー本體の監視の運転記録	No.3~4の13~18	200	ボイラー本體の監視の運転記録				<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>
機器又は系統名	東電版(機器名)	点検及び試験の項目	基本方式 電圧(1)又は周波数	機器名	備考 (1)内は適用する 試験仕様は別記																																																																																																																						
	ボイラー本體の動作試験計	No.1~4の12	200	ボイラー本體の動作試験計																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視	No.3~4の13~18	200	ボイラー本體の監視																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視	1.分報点検	130V~150V	ボイラー本體の監視																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.3.9	130V	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.4.10	130V	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.4.11	130V	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.4.12	130V	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.4.13	130V	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.4.14	130V	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.4.15	130V	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.4.16	130V	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.1~4の12	200	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.3~4の13~18	200	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.1~4の12	200	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.3~4の13~18	200	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.1~4の12	200	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.3~4の13~18	200	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.1~4の12	200	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							
	ボイラー本體の監視の運転記録	No.3~4の13~18	200	ボイラー本體の監視の運転記録																																																																																																																							

57-4-52

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備 検査名：非常用予備発電装置機能検査 （ディーゼル発電機の作動検査） 要領書番号：O3-16-169</p> <p style="text-align: right;">57-4-54</p>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 212 645 1018" style="border: 2px solid black; height: 505px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="136 1023 645 1043">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-55</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 252" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 3</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備 検査名：非常用予備発電装置機能検査 （ディーゼル発電機定格容量検査） 要領書番号：03-16-168</p> <p style="text-align: right;">57-4-56</p>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 209 645 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="129 994 645 1013">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-57</p>			<p data-bbox="1848 140 1904 159">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 247" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第1.6保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備 検査名：非常用ディーゼル発電機分解検査 要領書番号：O3-1.6-1.67</p> <p style="text-align: right;">57-4-58</p>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 209 645 991" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="143 995 622 1018" style="font-size: small;"> 特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-59 </div>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="font-size: small;">施設名：非常用電源設備 検査名：非常用電源設備付属設備検査(1/3)〔電気編〕 要領書番号：O3-16-359</p> <p style="text-align: right;">57-4-60</p>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 204 645 978" style="border: 2px solid black; height: 485px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="138 1002 645 1024" style="font-size: small; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-61 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 197 651 957" style="border: 2px solid black; height: 476px; width: 255px;"></div> <p data-bbox="145 970 613 991">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-62</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 252" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備 検査名：非常用予備発電機付異設備検査(28) [計装編] 実施年度：2014年度</p> <p style="text-align: right;">57-4-63</p>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 204 645 1002" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="145 1029 638 1053">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-64</p>			<p data-bbox="1848 143 1915 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 175 1937 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2161 255" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 204 645 1013" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="134 1021 627 1045">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-65</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 252" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 204 651 962" style="border: 2px solid black; height: 475px; width: 253px;"></div> <div data-bbox="138 1002 636 1026" style="font-size: small; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-66 </div>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 207 645 965" style="border: 2px solid black; height: 475px; width: 250px; margin: 10px auto;"></div> <p data-bbox="134 965 537 989">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			<p data-bbox="1836 135 1904 159">【大飯】</p> <p data-bbox="1836 167 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 247" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 3</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>送 附 名：非常用電源設備 検 査 名：非常用予備発電機付属設備検査(3/3) [機械編] 要領書番号：03-16-359</p> <p style="text-align: right;">57-4-68</p>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 209 645 1007" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="123 1018 645 1038">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-09</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 252" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 181 647 976" style="border: 2px solid black; height: 498px; width: 251px;"></div> <div data-bbox="112 981 618 1007" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-70 </div>			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="78 199 638 997" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="123 997 627 1029">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-71</p>			<p data-bbox="1836 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1836 167 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 255" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 188 645 976" style="border: 2px solid black; height: 494px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="145 981 627 997">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-72</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 252" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 645 981" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="118 997 633 1018">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-73</p>			<p data-bbox="1843 143 1906 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1843 172 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 201 2157 248" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 181 645 1018" style="border: 2px solid black; height: 524px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="107 1027 616 1050">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-74</p>			<p data-bbox="1845 146 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 175 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2159 252" style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

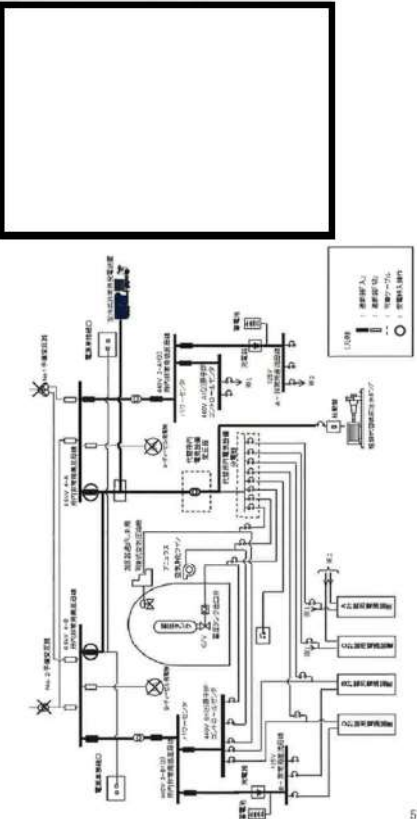
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 57-5 系統図	女川原子力発電所2号炉 57-3 系統図	泊発電所3号炉 57-4 系統図	相違理由
			【女川, 大飯】 項目番号の相違

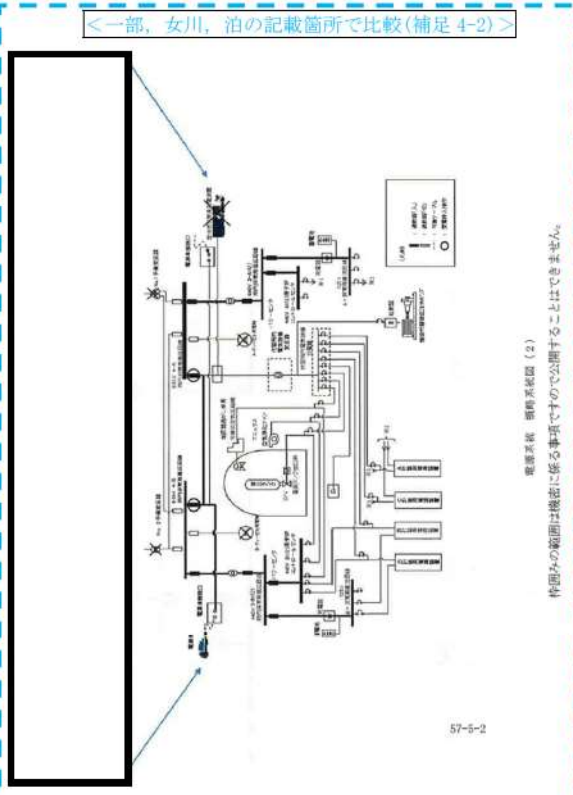
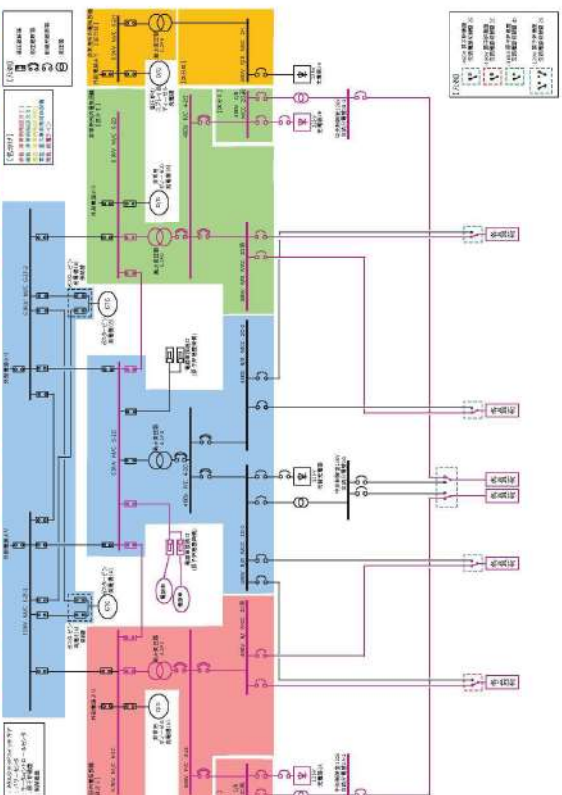
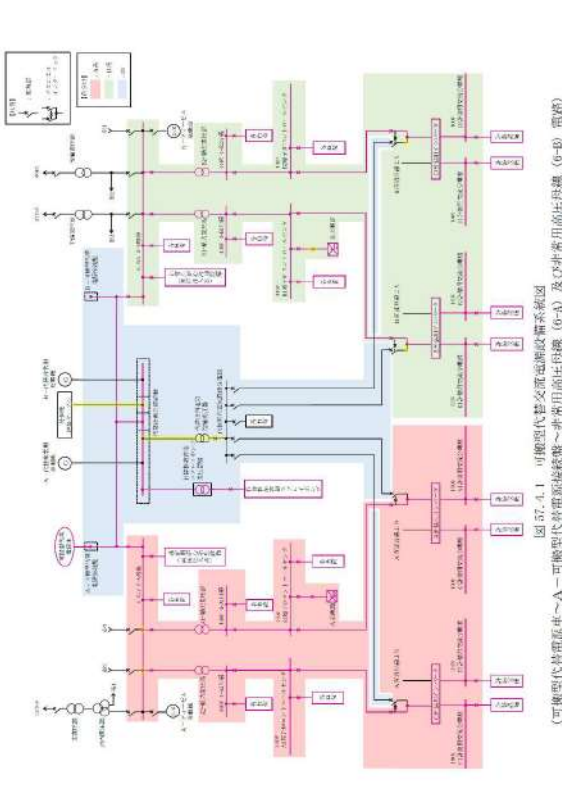
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199"><女川、泊の記載箇所と比較(補足4-1)></p>  <p data-bbox="593 614 616 766">電源系統、燃料系統図(1)</p> <p data-bbox="622 526 645 933">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。</p> <p data-bbox="492 1037 537 1061">57-5-1</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2072 196">記載箇所の相違 (57-4-15 ~)</p>

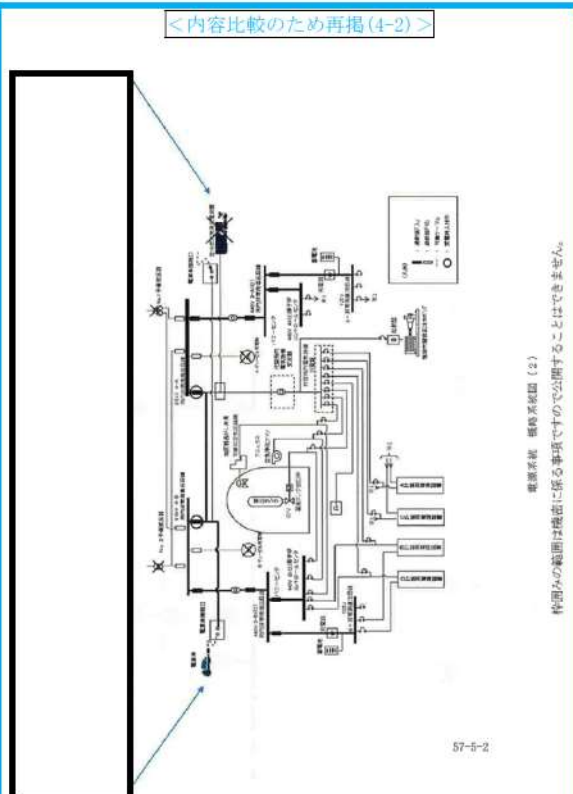
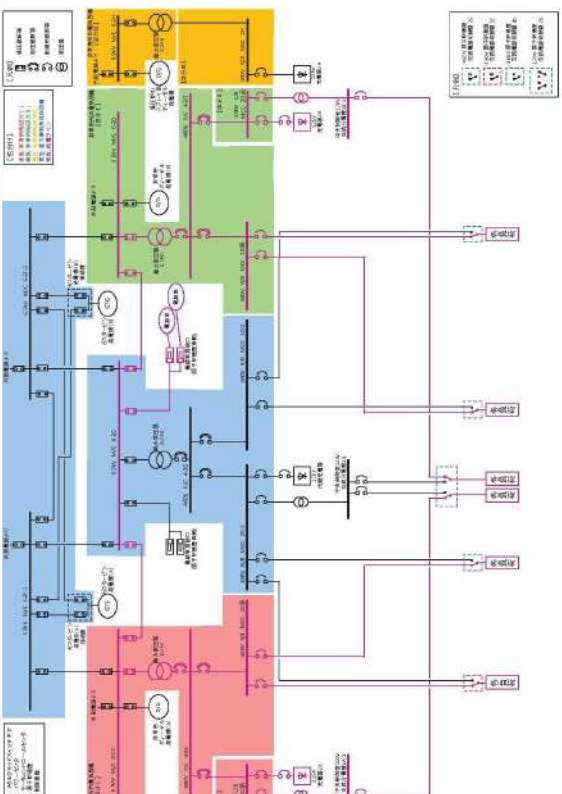
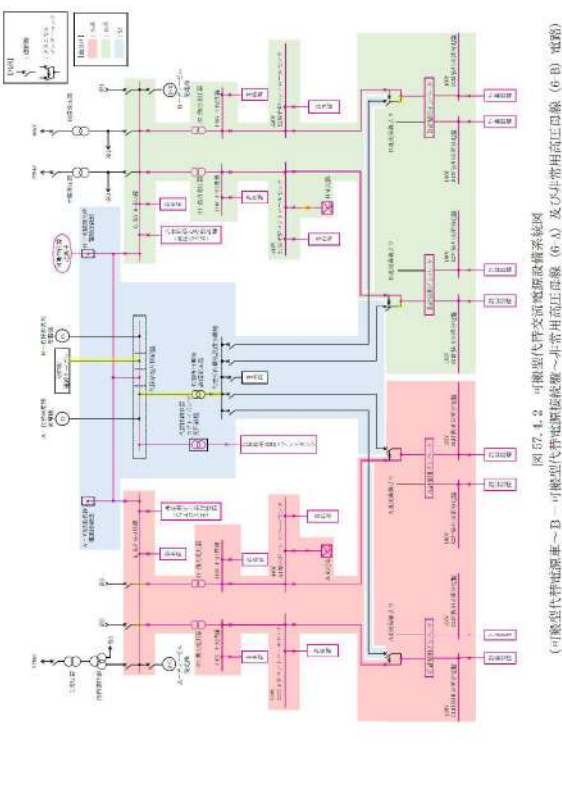
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p><一部、女川、泊の記載箇所と比較(補足4-2)></p>  <p>57-5-2</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図57-3-1 可搬型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側) ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系回路)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図57-4-1 可搬型代替交流電源設備系統図 (可搬型代替電源車～A～可搬型代替電源系統～非常用高圧母線 (0-B) 回路)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-4-4へ)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(4-2)></p>  <p style="text-align: center;">57-5-2</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-3-2 可搬型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側) ～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-4-2 可搬型代替交流電源設備系統図 (可搬型代替電源車～B～可搬型代替電源車～非常用高圧母線 (6 A) 及び非常用高圧母線 (6 B) 電路)</p>	<p>【大飯, 女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は電源車の接続先について、片方のみを代表として記載している。 ・泊は女川と同様に複数の接続先について記載している。

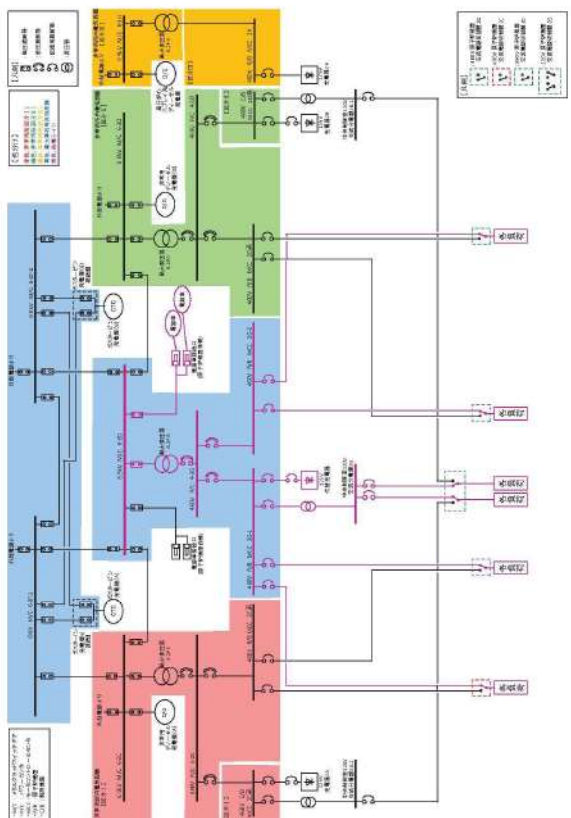
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-3-3 可搬型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側) ～緊急用低圧母線2G系電路)</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備・運用の相違(常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先) ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 997 1120 1069">図 57-3-4 可搬型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側) ～緊急用低圧母線26系電路)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 343" style="list-style-type: none"> ・設備・運用の相違(常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先) ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 設計・運用の相違 (号炉間電力融通設備)</p>

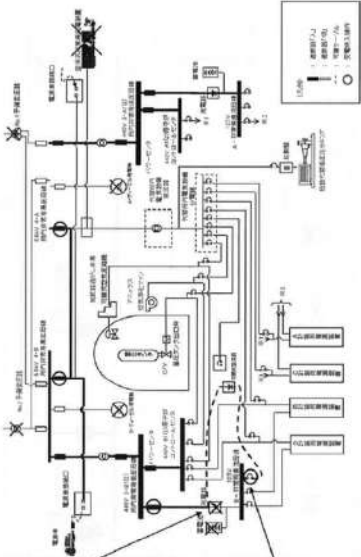
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">電源系統 聯絡系統図 (4)</p> <p style="text-align: right;">57-5-4</p>			<p>【大飯】 設計・運用の相違 (号炉間電力融通設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 140 560 167"><女川、泊の記載箇所と比較(補足4-3)></p> 			<p data-bbox="1848 143 2072 191">【大飯】 記載箇所の相違 (57-4-22 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

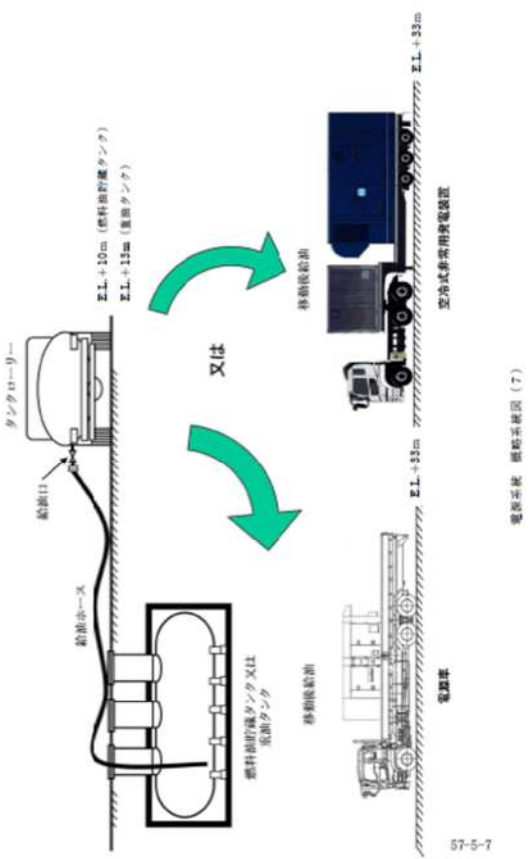
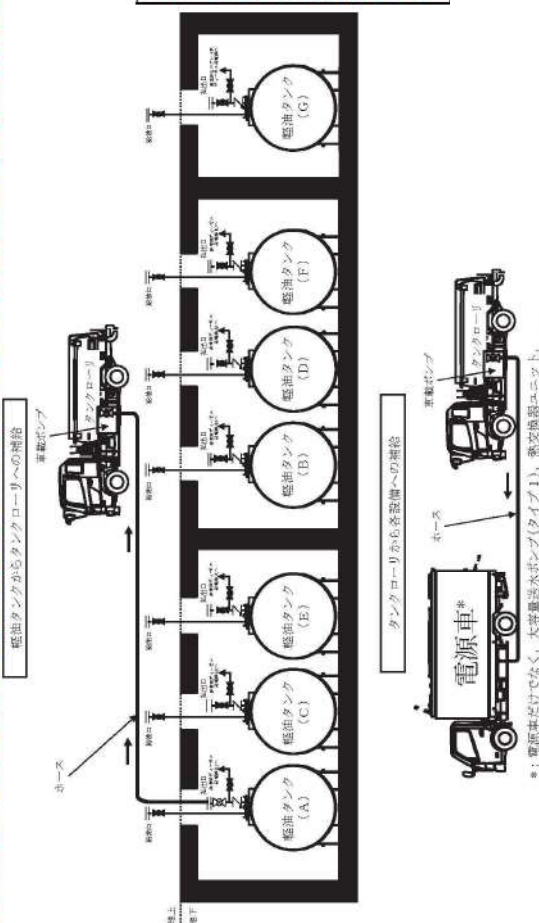
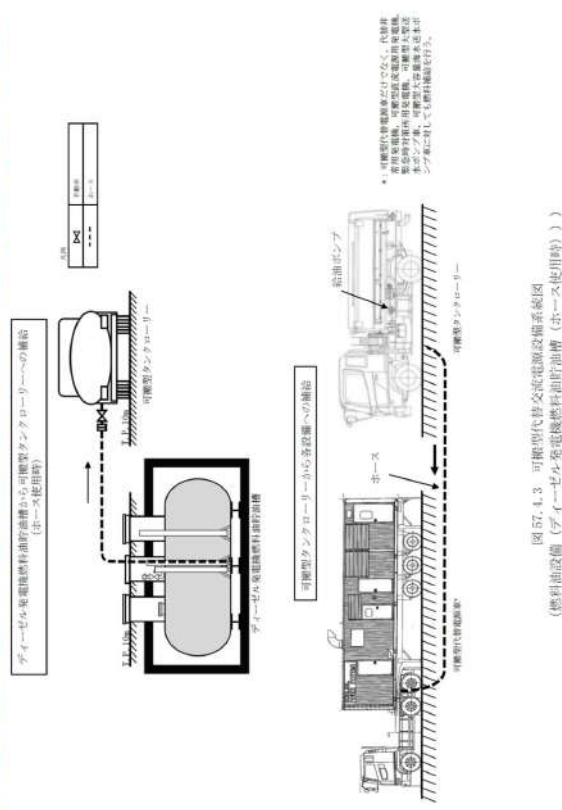
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜女川、泊の記載箇所と比較(補足4-4)＞</p> <p style="text-align: right;">57-5-6</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-4-43 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足 4-5)></p>  <p style="text-align: center;">57-5-7</p>	<p style="text-align: center;"><泊の記載箇所と比較(補足 4-6)></p>  <p style="text-align: center;">図 57-3-5 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料移送系 (軽油タンク))</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.4.3 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料移送系 (ディーゼル発電機燃料油タンク (ホース使用時)))</p>	<p>【大飯, 女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯】 (補足 4-5) 記載箇所の相違 (57-4-19, 41, 48, 53 へ)</p> <p>【女川】 (補足 4-6) 記載箇所の相違 (57-4-41 へ)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>電源系統概観図 (S)</p> <p>57-5-5</p>		<p>図 57.4.4 可搬型代替交流電源設備系統図 (ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク・燃料供給ポンプ・可搬型タンクローリー使用時)</p> <p>(燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク・燃料供給ポンプ・可搬型タンクローリー使用時))</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <p>【大飯・女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、美浜と同様に重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

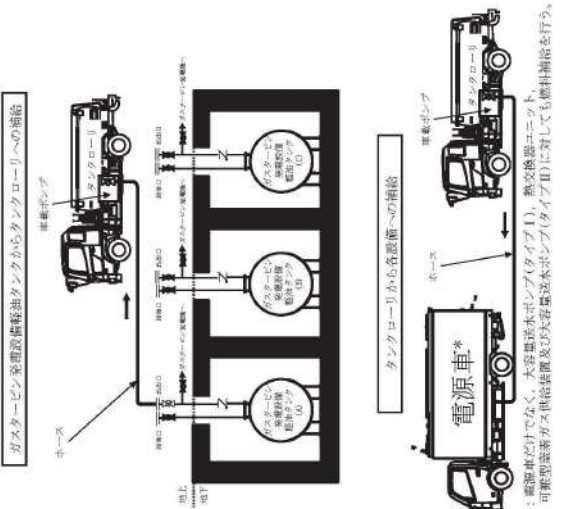
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの構造</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>給油ポンプ</p> <p>ボース</p> <p>可搬型代替電源</p> <p>図 57.4.5 可搬型代替電源設備系統図 (燃料タンク (SA))</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

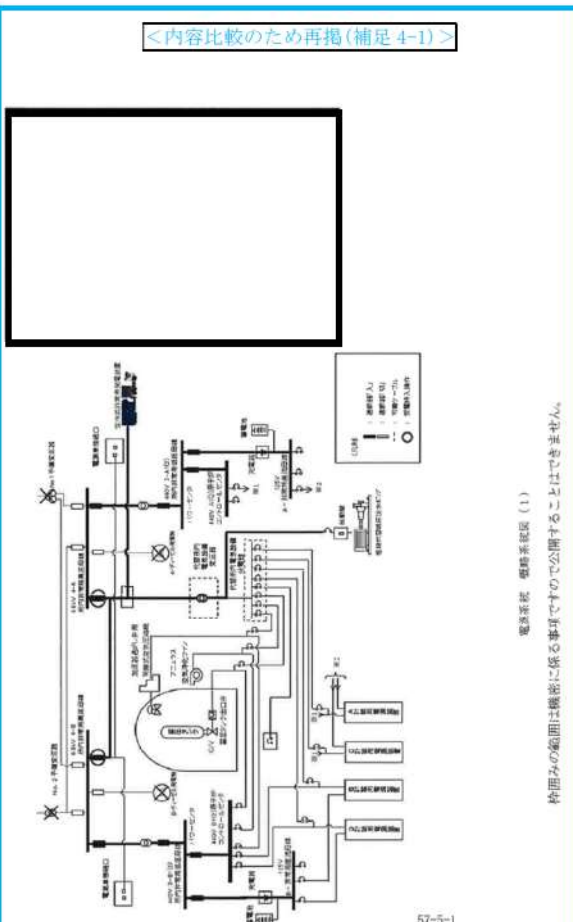
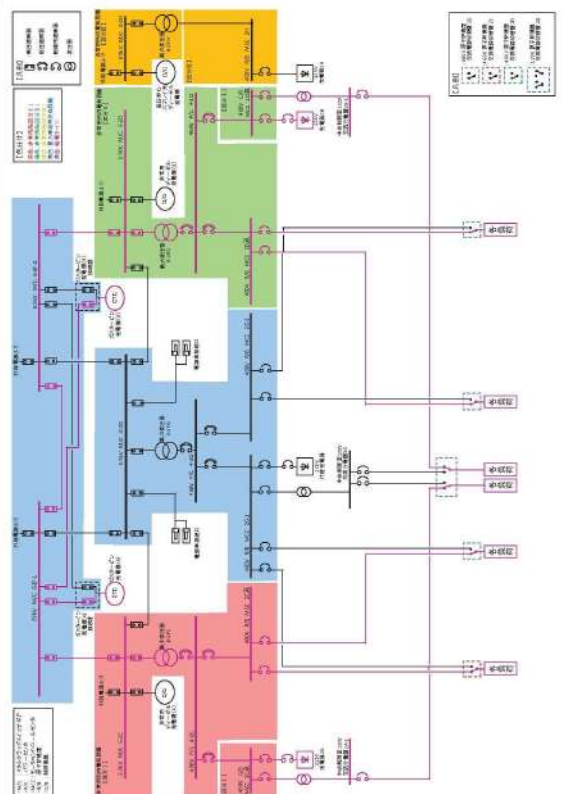
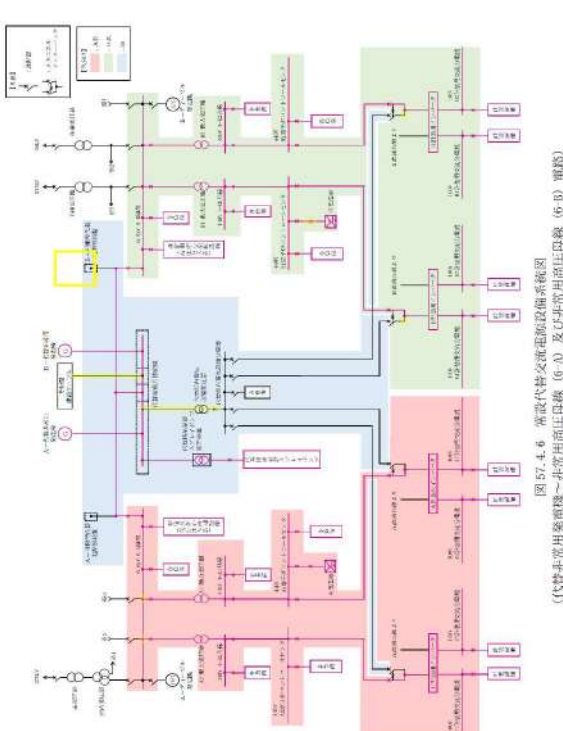
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-3-6 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料移送系 (ガスタービン発電設備軽油タンク))</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備) <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

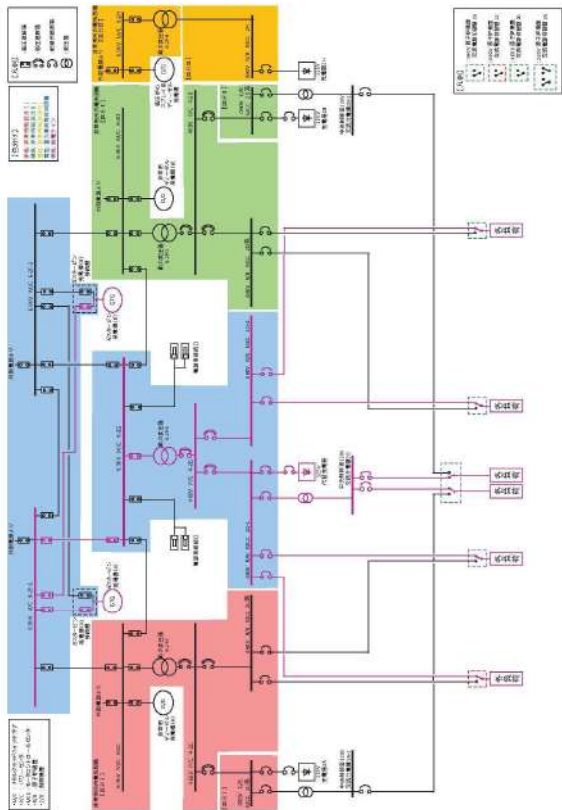
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足4-1)></p>  <p style="text-align: center;">57-5-1</p>	 <p style="text-align: center;">図57-3-7 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系回路)</p>	 <p style="text-align: center;">図57-4-6 常設代替交流電源設備系統図 (代替非常用発電機～非常用高圧母線(6-7D)及び非常用高圧母線(6-7B)電線)</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

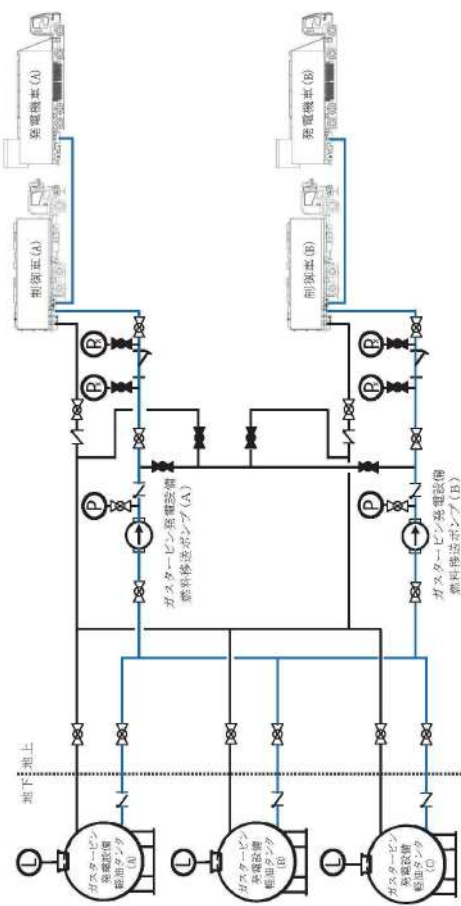
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="763 1013 1128 1058">図 57-3-8 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 2C 系電路)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 336" style="list-style-type: none"> ・設備・運用の相違 (常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先) ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

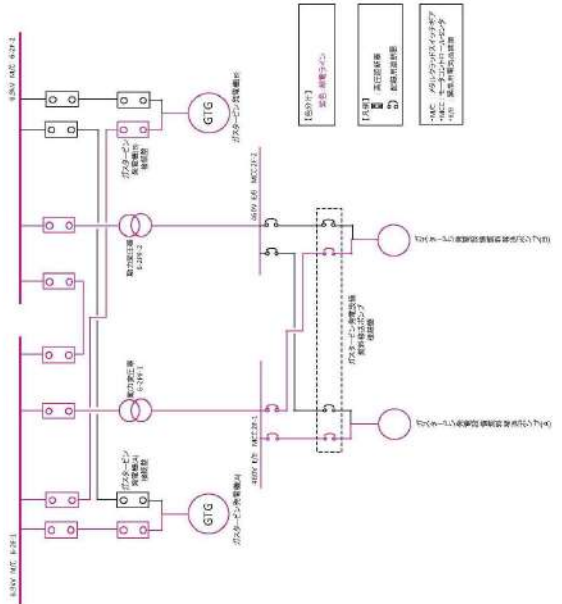
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-3-9 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電設備燃料移送系)</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 (代替非常用発電機の燃料補給)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

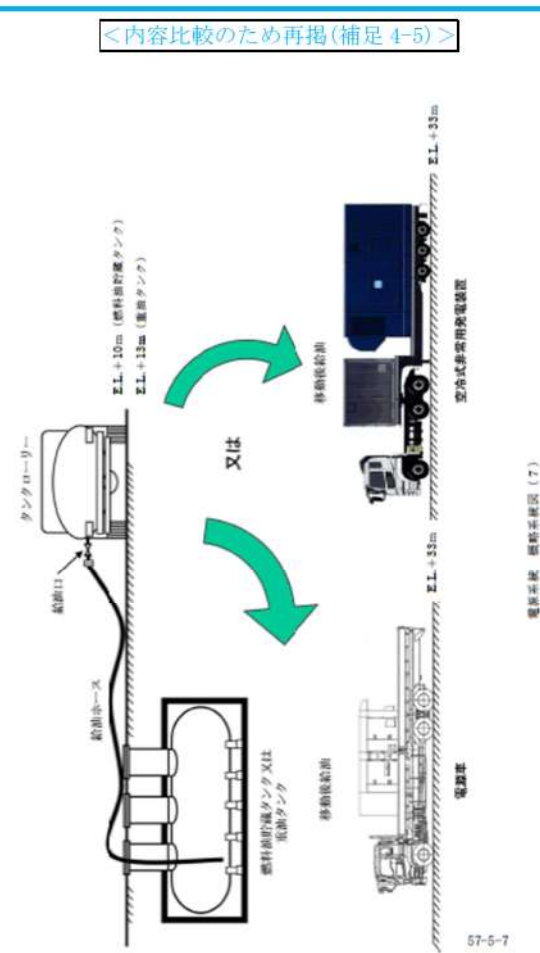
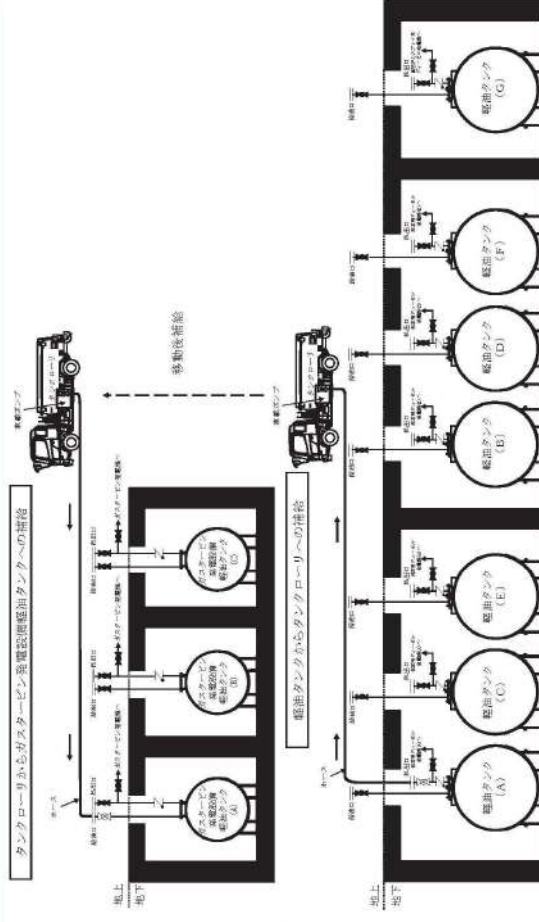
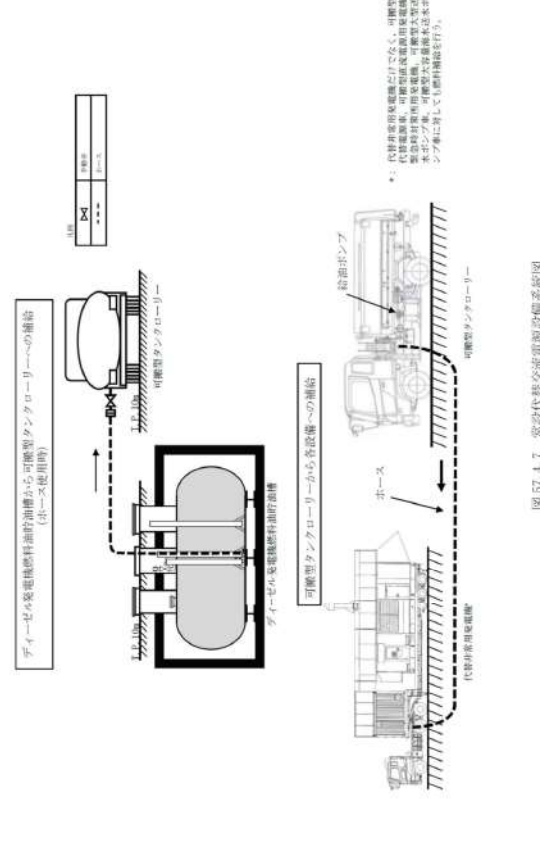
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="761 845 1120 893">図 57-3-10 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ電源)</p>		<p data-bbox="1836 143 2150 367">【女川】 設備・運用の相違 (代替非常用発電機の燃料補給) 【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足4-5)></p>  <p style="text-align: center;">57-5-7</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-3-11 常設代替交流電源設備系統図 (燃料系統)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.4.7 常設代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (ホース使用時)))</p>	<p>【大飯, 女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

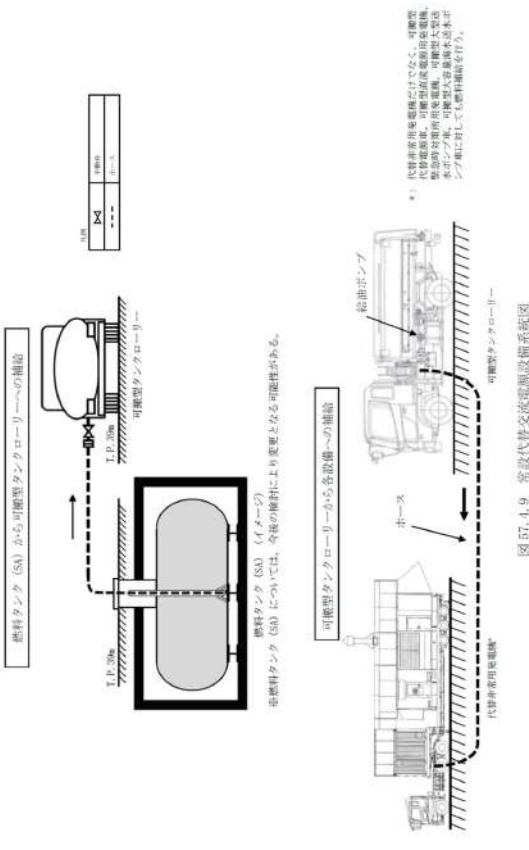
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p style="text-align: right;">電源系統要図 (5)</p>		<p style="text-align: center;">図 57.4.8 常設代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯蔵ポンプ使用時))</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <p>【大飯・女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、美浜と同様に重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

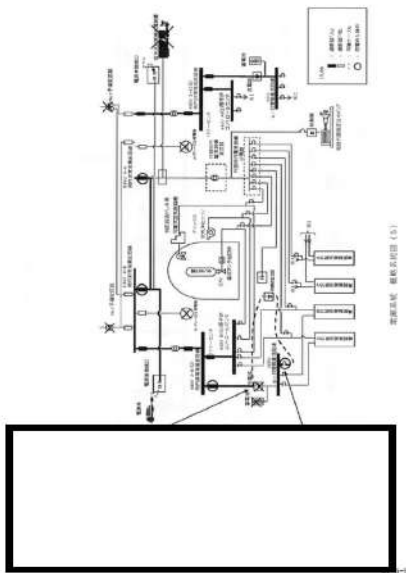
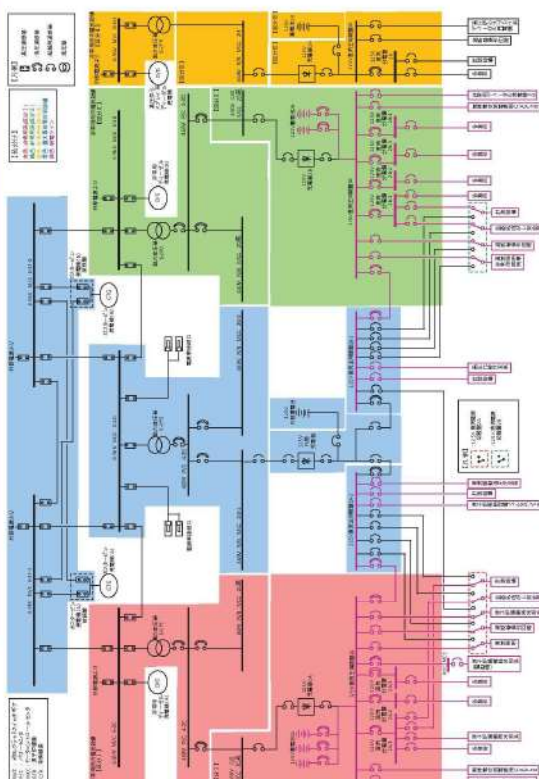
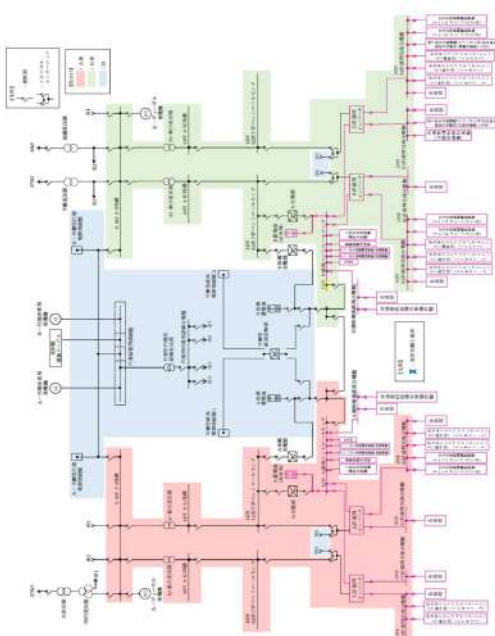
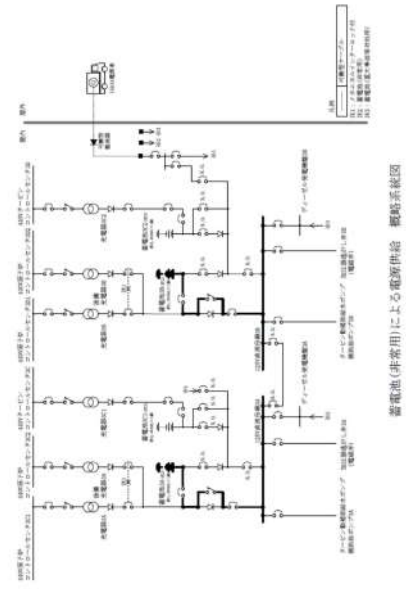
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		 <p>燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの供給</p> <p>I.P. 30kg</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>I.P. 20kg</p> <p>燃料タンク (SA) (イメージ)</p> <p>可搬型タンク (SA) については、今後の検討により重要となる可能性がある。</p> <p>可搬型タンクローリーからの各設備への供給</p> <p>給油ポンプ</p> <p>ホース</p> <p>代替用非常用発電機</p> <p>*：代替用非常用発電機は電機だけでなく、可搬型代替用発電機、可搬型固定油圧発電機、可搬型燃料電池発電機、可搬型太陽電池発電機、可搬型風力発電機、可搬型水素燃料電池発電機等、各種非常用電源装置を採用し、システムに対しては燃料機能を代行する。</p> <p>図 57.4.9 常設代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (燃料タンク (SA)))</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p><内容比較のため再掲(補足4-3)></p>  <p>【内容比較のため再掲(補足4-3)】</p> <p>※重要事項 電機系統図(5)</p> <p>特記事項が適用は施された事項でその分限することはできません。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 57-3-12 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失直後～1時間以内)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図 57-4-10 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流母線及びB蓄電池～B直流母線) (全交流動力電源喪失直後～1時間以内)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p>【大飯, 女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>器電流(非常用)による電源供給 系統系統図</p> <p>27-4-3</p>			

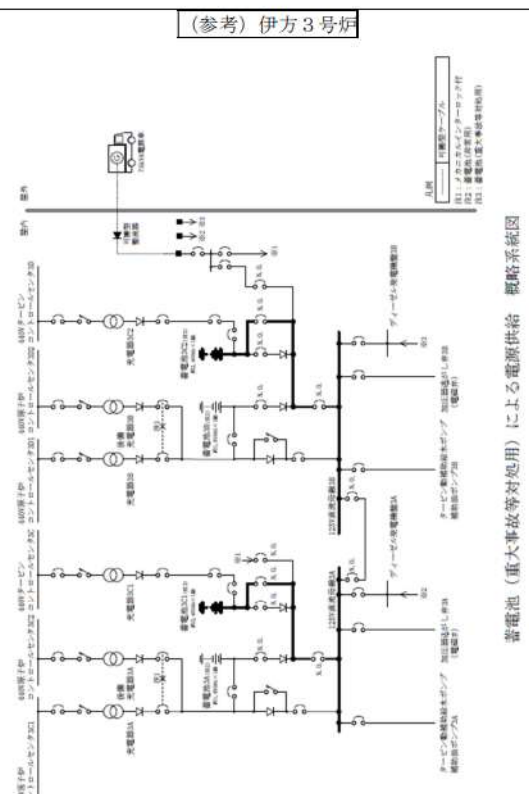
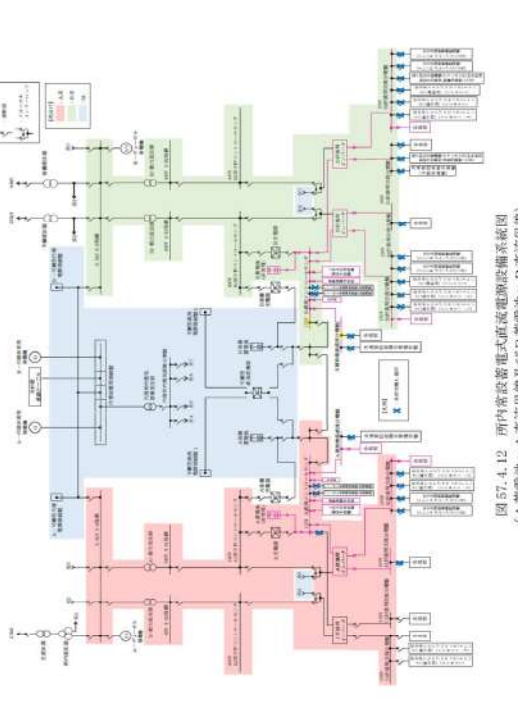
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="761 965 1120 1013">図 57-3-13 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失1時間後～8時間後)</p>	 <p data-bbox="1758 359 1803 678">図 57.4.11 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (A蓄電池～B蓄電池及びB蓄電池～8時間後) (全交流動力電源喪失1時間後～8時間後)</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 2128 279">記載の充実 (女川審査実績の反映) ・泊は女川と同様に、全交流動力電源喪失後における直流電源の負荷切離しについて、系統図に記載している。</p> <p data-bbox="1848 287 1904 311">【女川】</p> <p data-bbox="1848 311 2105 343">設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p data-bbox="1848 351 1904 375">【女川】</p> <p data-bbox="1848 375 1926 399">設備の相違</p> <p data-bbox="1848 399 2150 486">・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

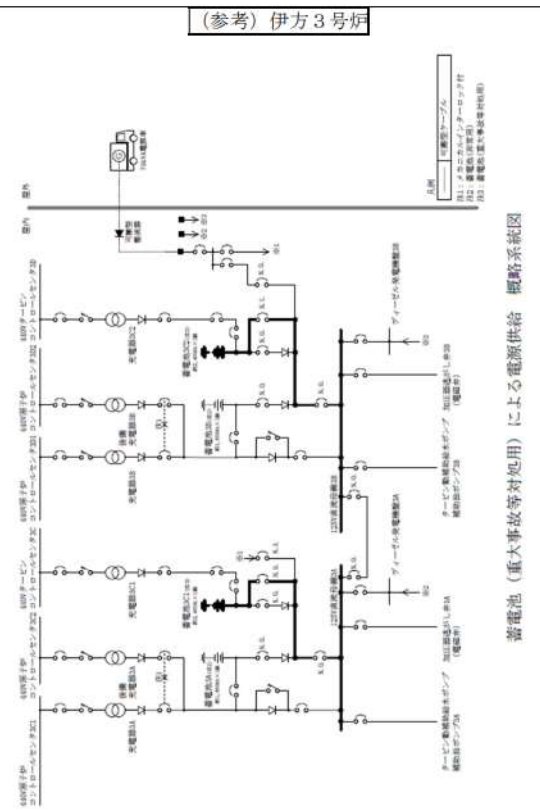
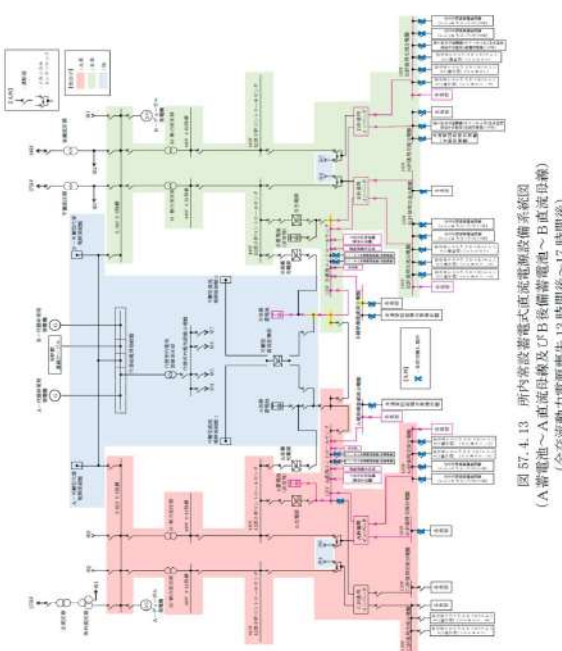
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>蓄電池 (重大事故等対処用) による電源供給 概略系統図</p> <p>57-4-4</p>		 <p>図 57.4.12 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流母線及びB蓄電池～B直流母線) (全交流動力電源喪失8時間後～19時間後)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) ・泊は女川と同様に、全交流動力電源喪失後における直流電源の負荷切離しについて、系統図に記載している。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>蓄電池 (重大事故等対応用) による電源供給 概略系統図</p> <p>57-4-4</p>		 <p>図 57.4.13 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流母線及びB設備常電直～B直流母線) (全交流動力電源喪失13時間後～17時間後)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) ・泊は女川と同様に、全交流動力電源喪失後における直流電源の負荷切離しについて、系統図に記載している。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

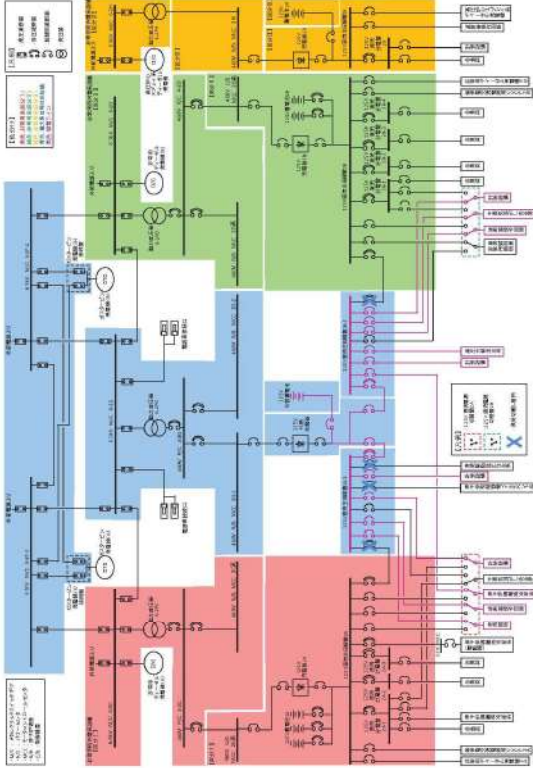
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>蓄電池 (重大事故等対処用) による電源供給 概略系統図</p> <p>57-4-1</p>	 <p>図 57-3-14 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失8時間後~24時間後)</p>	 <p>図 57.4.14 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A後備蓄電池~A直流母線及びB後備蓄電池~B直流母線) (全交流動力電源喪失17時間後~24時間後)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) ・泊は女川と同様に、全交流動力電源喪失後における直流電源の負荷切離しについて、系統図に記載している。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

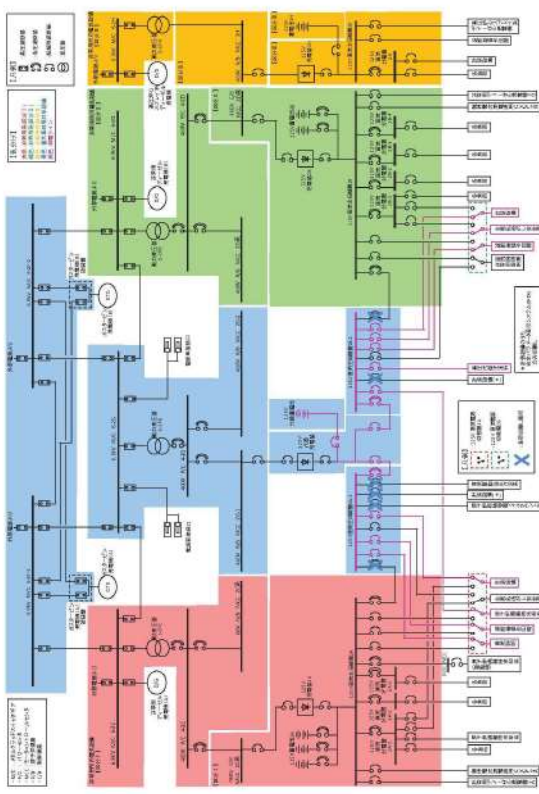
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 959 1128 995">図 57-3-15 常設代替直流電源設備系統図 (125V 系統) (全交流動力電源喪失直後～8 時間後)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 2157 193">設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

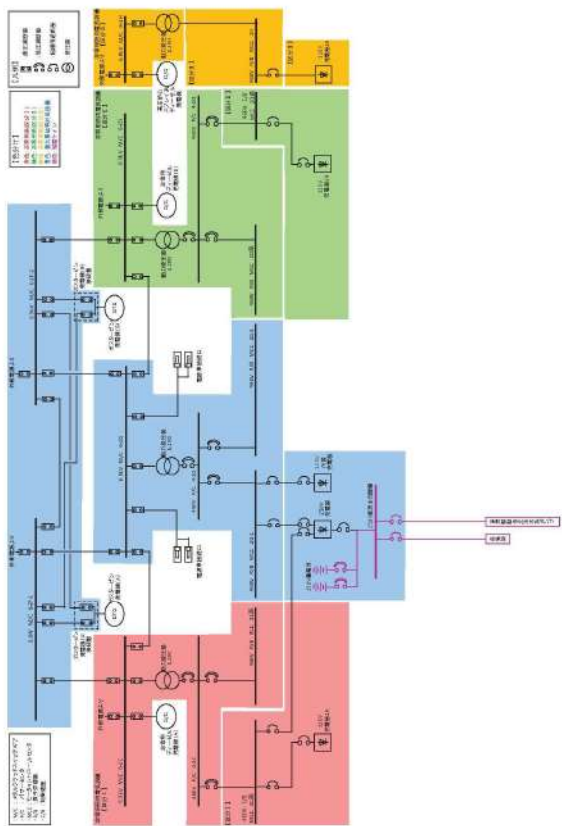
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-3-16 常設代替直流電源設備系統図 (125V系統) (全交流動力電源喪失8時間後～24時間後)</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

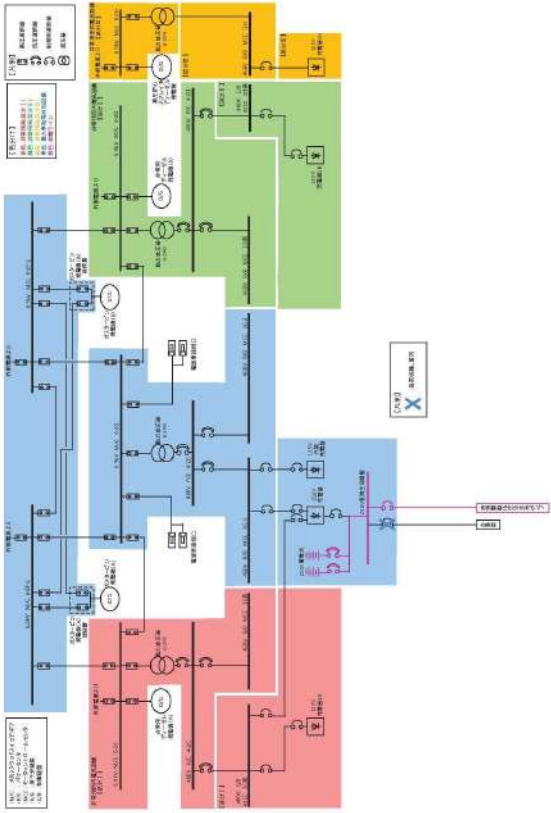
灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>図 57-3-17 常設代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流動力電源喪失直後～1 時間後)</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 (常設代替直流電源設備)</p>

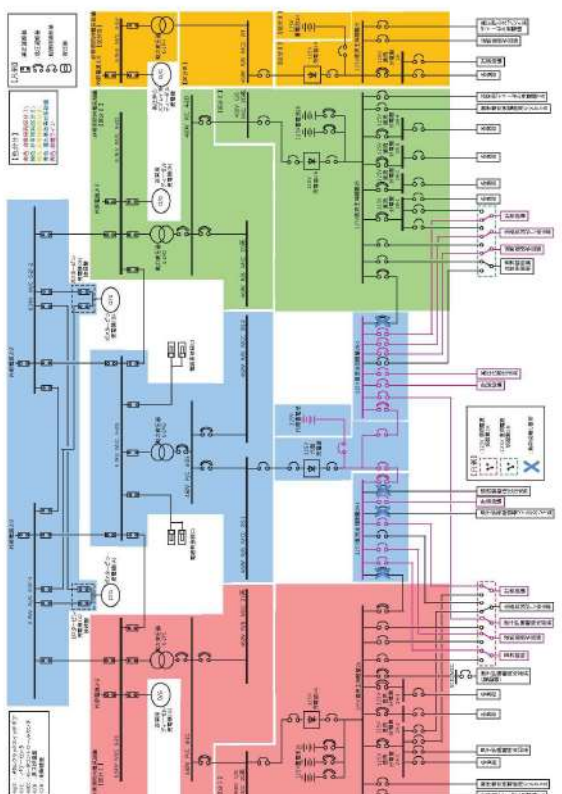
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 991 1144 1034">図 57-3-18 常設代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流動力電源喪失 1 時間後～24 時間後)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 2157 193">設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

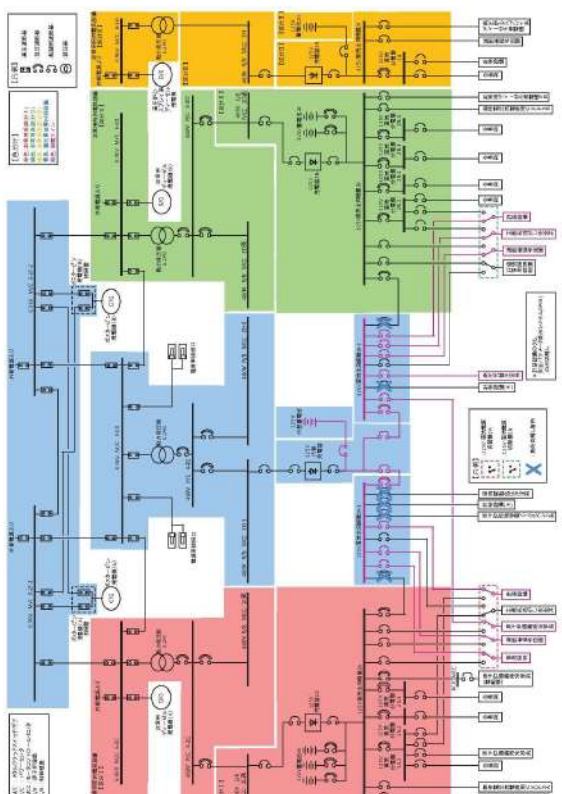
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 973 1232 1021">図57-3-19 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失直後～8時間後)</p>		<p data-bbox="1848 143 2139 223">【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 973 1232 1021">図 57-3-20 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V 系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失 8 時間後～24 時間後)</p>		<p data-bbox="1848 143 2139 223">【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

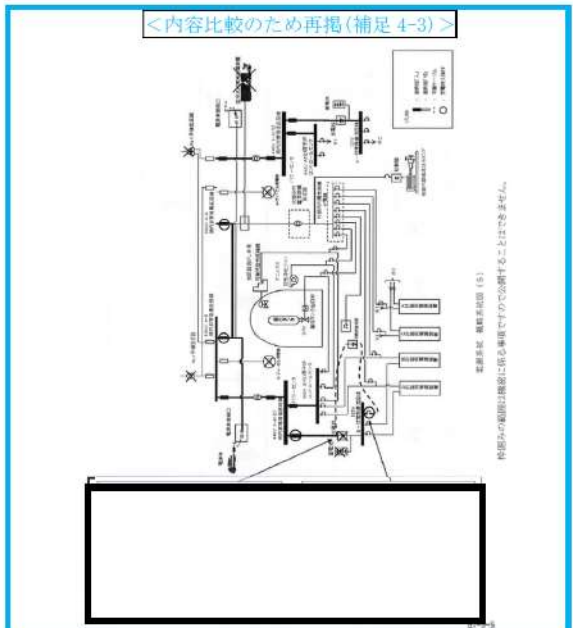
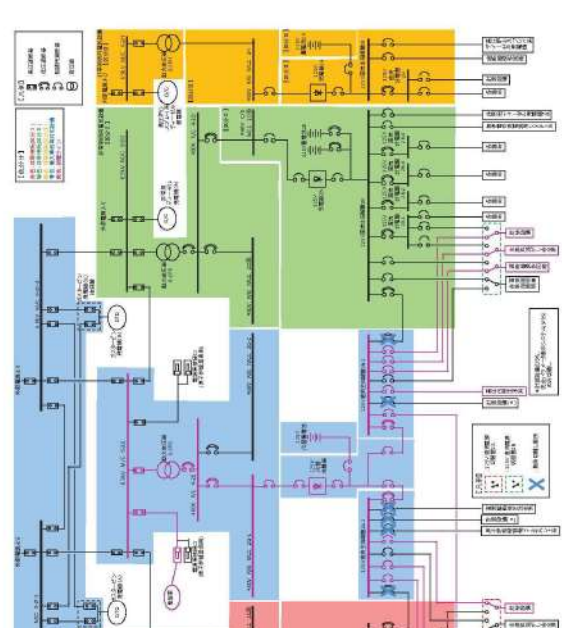
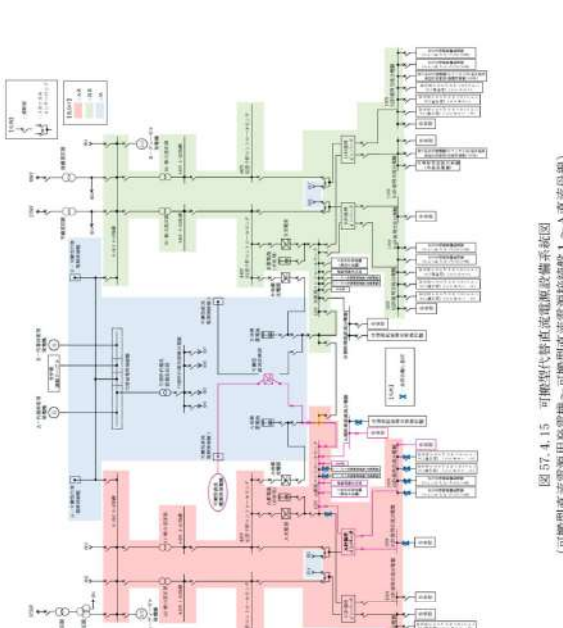
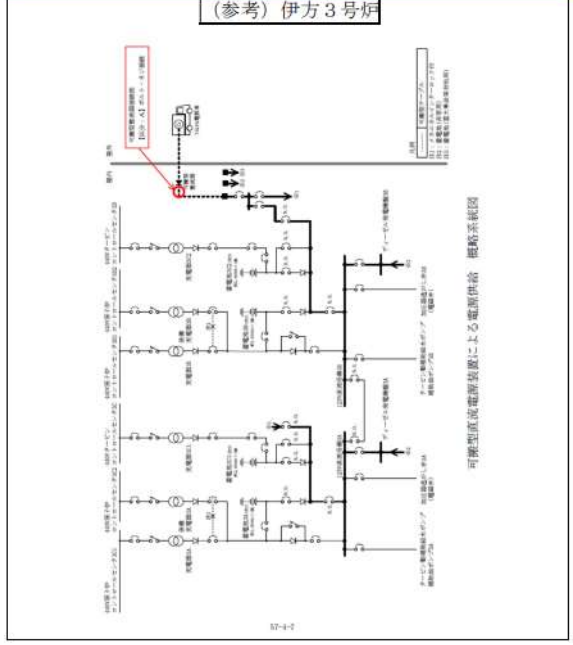
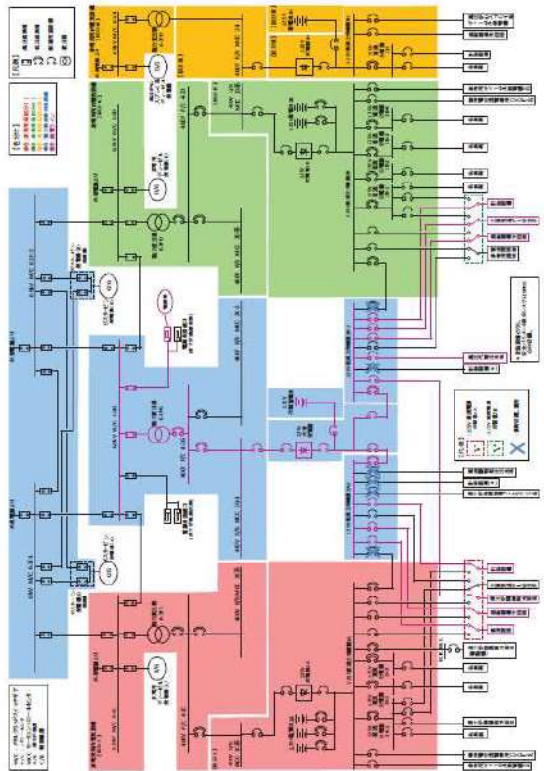
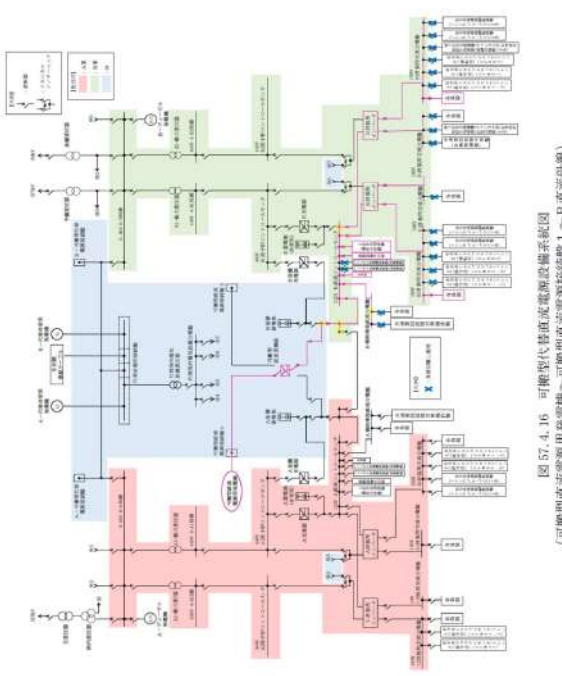
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(補足4-3)></p>  <p>図57-3-21 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V系統) (全交流動力電源喪失及びF所内常設蓄電式直流電源設備喪失24時間後以降) (電源車接続口(原子炉建屋西側)接続)</p>	 <p>図57-3-21 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V系統) (全交流動力電源喪失及びF所内常設蓄電式直流電源設備喪失24時間後以降) (電源車接続口(原子炉建屋西側)接続)</p>		<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成) 【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機) 【大飯, 女川】 設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 【大飯】 ・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>可搬型直流電源装置による電源供給 概略系統図</p>			

図57-4.15 可搬型代替直流電源設備系統図 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源経路1～A直流母線)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="683 981 1198 1053"> 図57-3-22 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失24時間後以降) (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 接続) </p>	 <p data-bbox="1780 343 1825 750"> 図57.4.16 可搬型代替直流電源設備系統図 (可搬型直流電源用発電機1～B直流接続) </p>	<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 167 2150 223">設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p data-bbox="1848 231 1960 255">【大飯, 女川】</p> <p data-bbox="1848 255 2150 311">設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</p> <p data-bbox="1848 319 1960 343">【大飯, 女川】</p> <p data-bbox="1848 343 2150 454">設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p data-bbox="1848 462 1904 486">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 486 2150 630"> ・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。 </p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

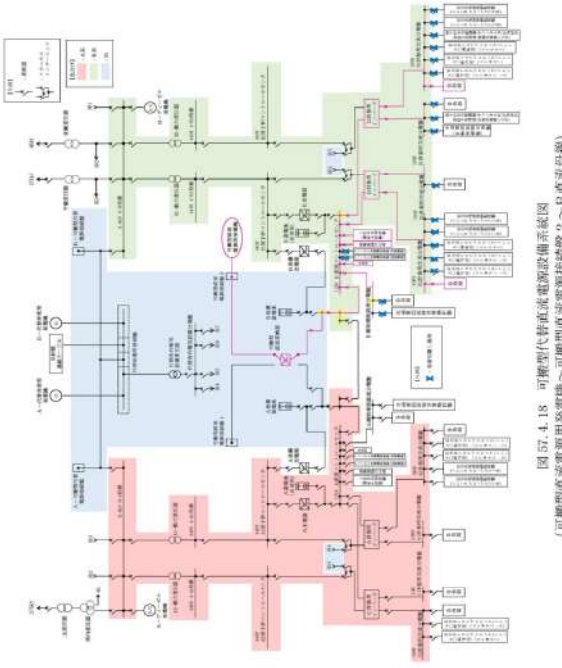
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>相違理由</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p>【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</p> <p>【大飯, 女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。

図 57.4.17 可搬型代替直流電源設備系統図 (可搬型直流電源用発電機) 2~A 直流系統

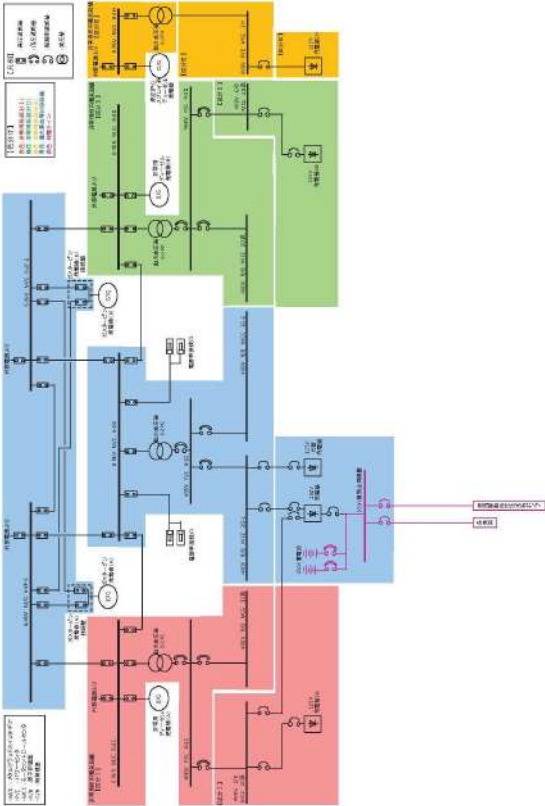
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.4.18 可搬型代替直流電源設備系図 (可搬型直流電源用変電機～可搬型直流電源接続機器2～B直流合巻)</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p>【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</p> <p>【大飯, 女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。

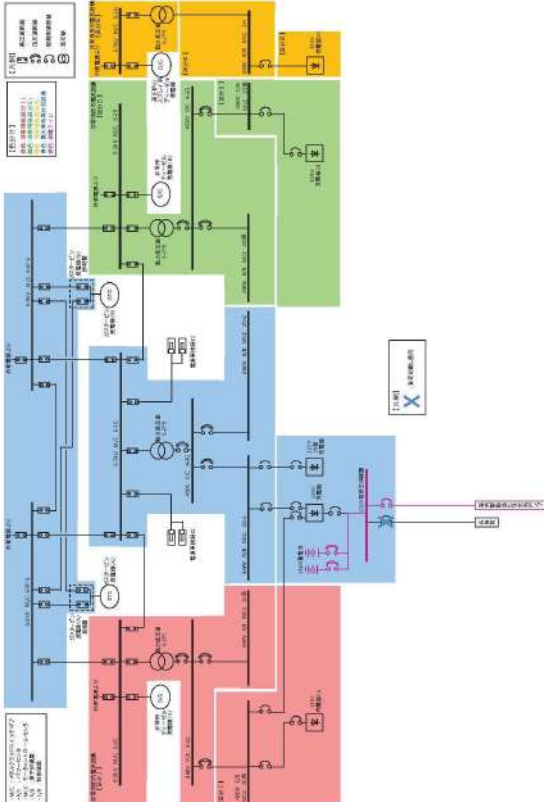
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="689 991 1211 1034">図 57-3-23 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電池式直流電源設備喪失直後～1時間後)</p>		<p data-bbox="1845 145 2145 220">【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p data-bbox="1845 233 2145 368">【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

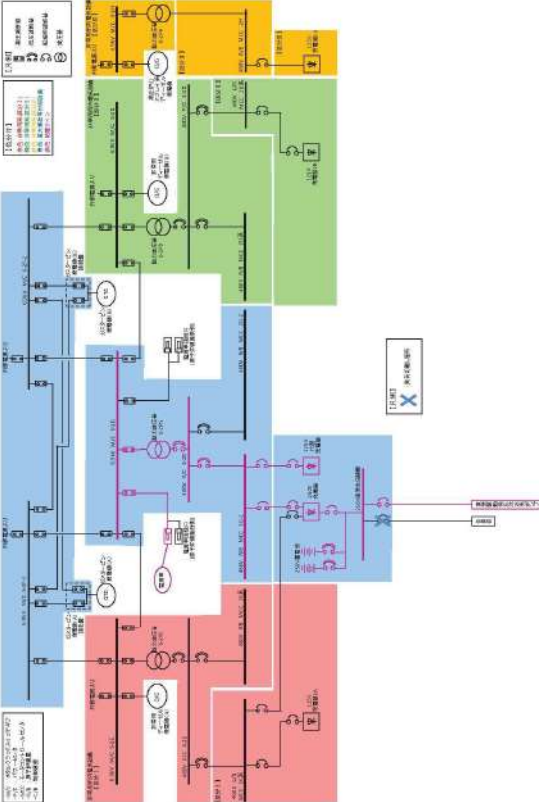
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="678 989 1220 1029">図 57-3-24 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失1時間後~24時間後)</p>		<p data-bbox="1848 143 2139 215">【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p data-bbox="1848 231 2139 367">【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>

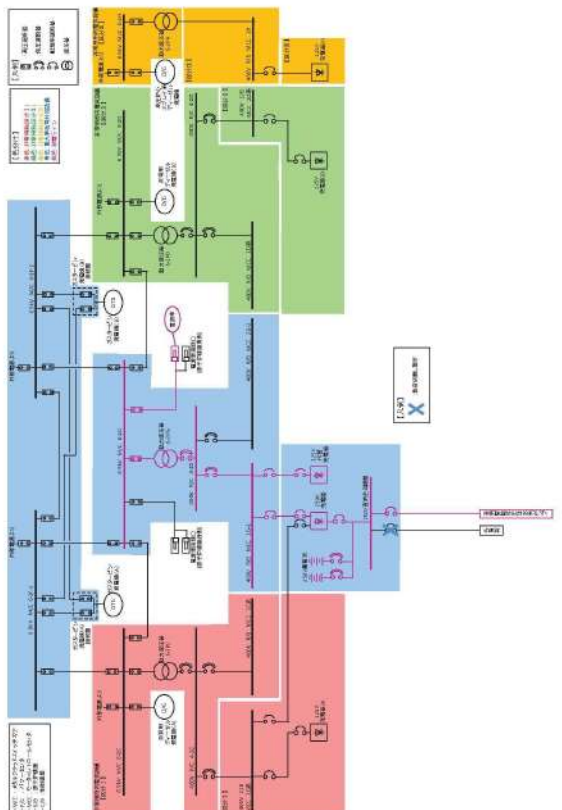
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="683 981 1220 1053"> 図 57-3-25 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失 24 時間後以降) (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 接続) </p>		<p data-bbox="1848 143 2145 215">【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p data-bbox="1848 231 2145 367">【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>

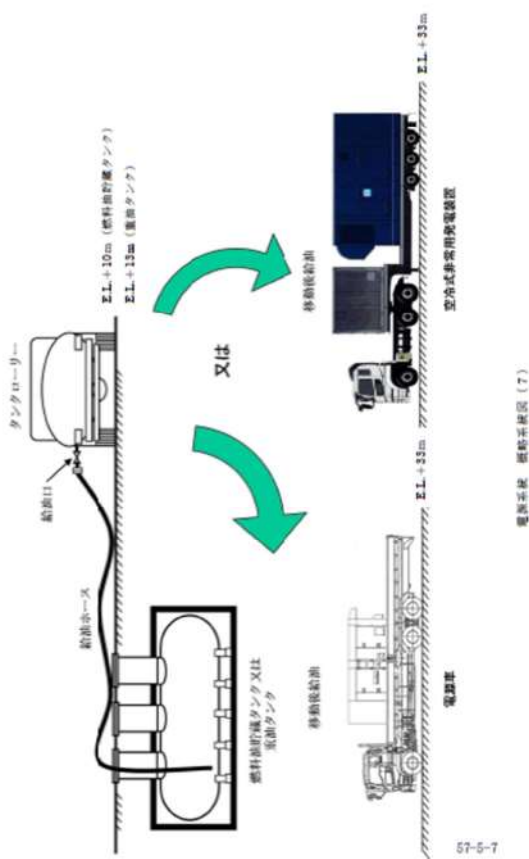

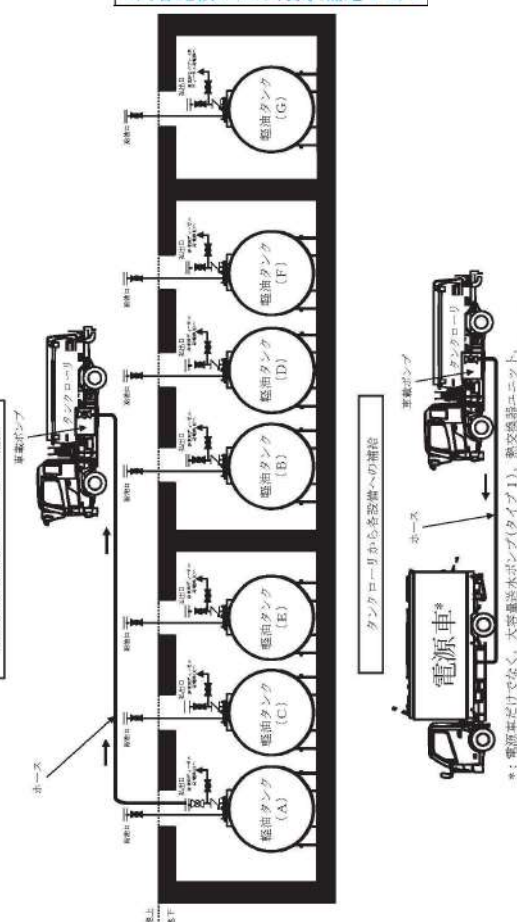
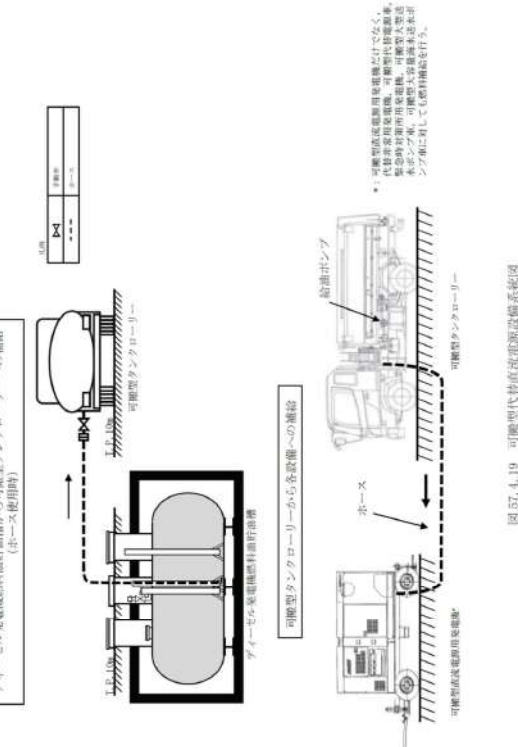
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 989 1232 1053"> 図57-3-26 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V系統) (全交流動力電源喪失及びC所内常設蓄電池式直流電源設備喪失24時間後以降) (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 接続) </p>		<p data-bbox="1848 143 2150 215">【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p data-bbox="1848 231 2150 367">【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足 4-5)></p>  <p style="text-align: center;">又は</p>  <p style="text-align: center;">57-5-7</p>	<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足 4-6)></p>  <p style="text-align: center;">57-3-5</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p>  <p style="text-align: center;">57-4-19</p>	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 (可搬型代替直流電源設備) ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備) 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <p>【大飯、女川】 ・大飯及び女川は可搬型代替直流電源設備として電源車を使用することから、電源車の燃料補給図面を再掲する。</p>

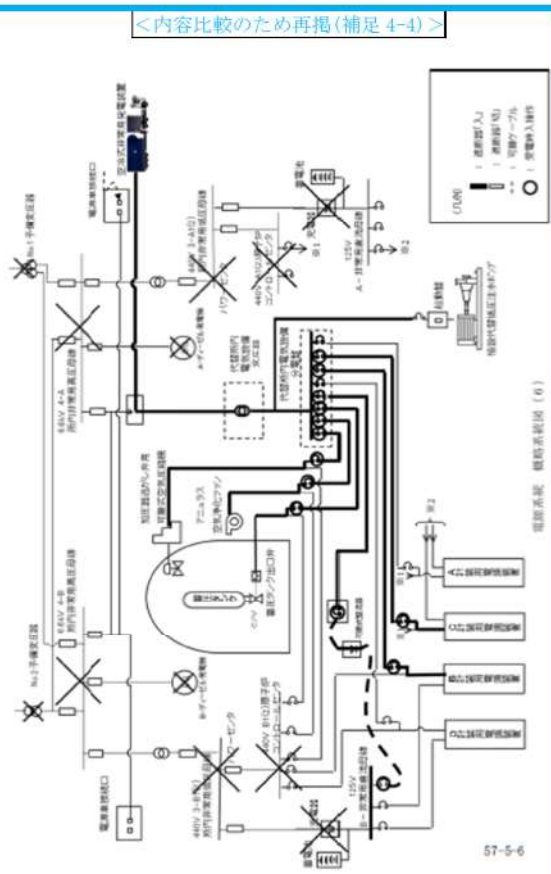
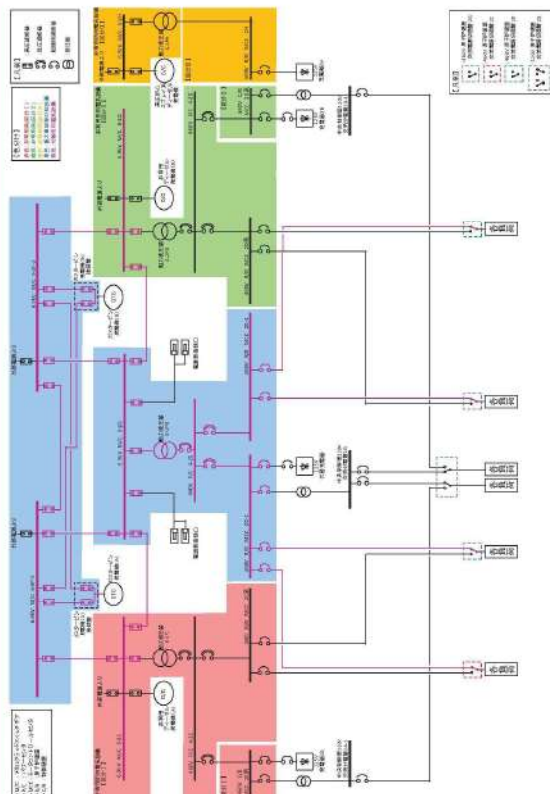
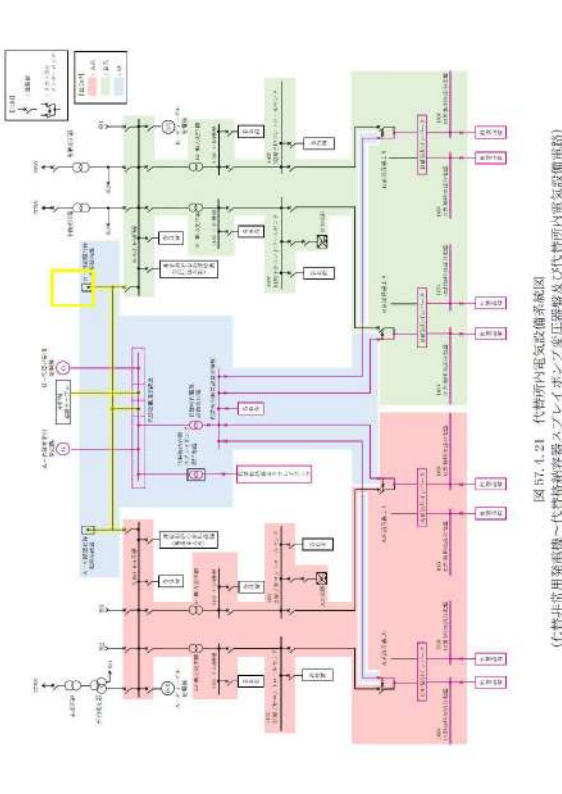
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.4.20 可搬型代替直流電源設備系統図 (燃料補給設備 (燃料タンク (SA)))</p>	<p>【大飯, 女川】 設備の相違 (可搬型代替直流電源設備) ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備) 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ) 【大飯, 女川】 ・大飯及び女川は可搬型代替直流電源設備として電源車を使用することから、電源車の燃料補給図面を再掲する。</p>

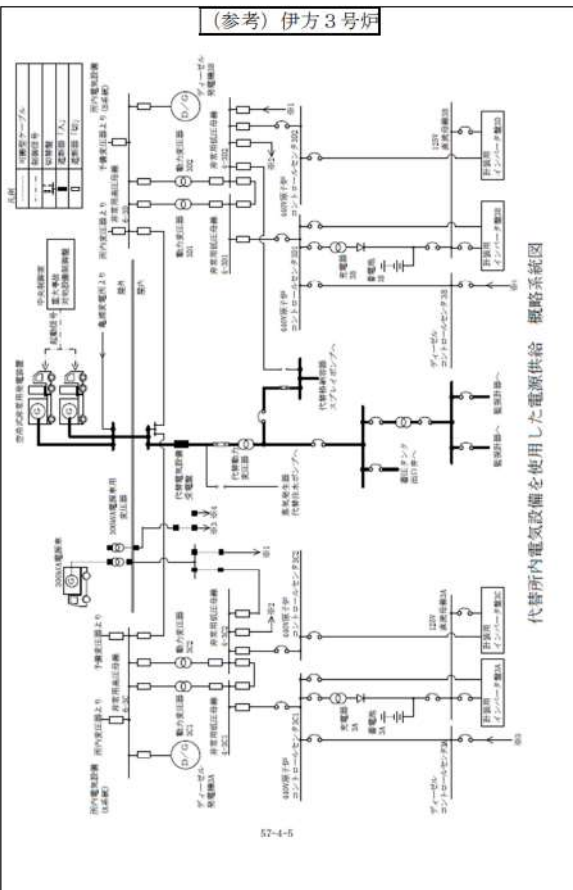
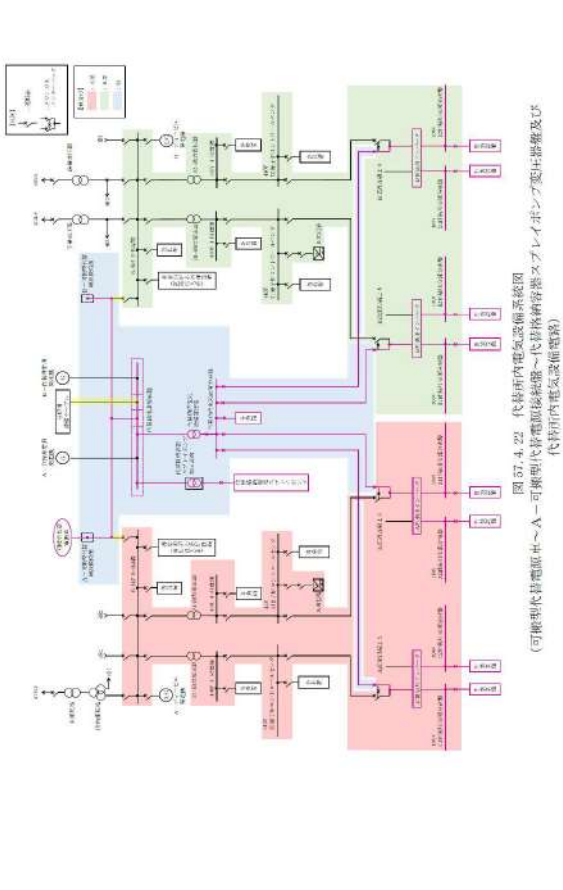
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p><内容比較のため再掲(補足4-4)></p>  <p>57-5-6</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 57-3-27 代替所内電気設備系統図</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図 57-4-21 代替所内電気設備系統図 (代替非常用発電機～代替格納容器スプレイングタンク装置及び代替所内電気設備系統図)</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等) 【大飯】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備による直流給電) 設備・運用の相違 (代替炉心注水等) 【大飯, 女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>代替所内電気設備を使用した電源供給 概略系統図</p> <p>57-4-5</p>		 <p>図 57.4.22 代替所内電気設備系統図 (可操型代替電源車～A-可操型代替電源車後継器～代替格納容器スプレッドシステム変圧器及び代替所内電気設備系統)</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備による直流給電) 設備・運用の相違 (代替炉心注水等)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.4.23 代替所内電気設備系統図 (可搬型代替電源車～ターボ可搬型代替電源機系統～代替格納容器スプレッドポンプ要圧器盤及び代替所内電気設備系統)</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備による直流給電) 設備・運用の相違 (代替炉心注水等)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>460V R/B MCC 2C系又は460V R/B MCC 2D系 (非常用所内電気設備)</p> <p>460V R/B MCC 2C系 (代替所内電気設備)</p> <p>中央制御室の停止装置</p> <p>中央制御室の所内補給制御装置等</p> <p>中央制御室の代替注水制御装置等</p> <p>中央制御室の蒸気切替操作機</p> <p>460V R/B交流蒸気切替機2C系、460V R/B交流蒸気切替機2D系及び460V R/B交流電源切替機2D系</p> <p>電動機</p> <p>同時に変電できない設計とする</p> <p>【凡例】 ー：制御ケーブル - - -：動力ケーブル ○：配線用遮断器</p> <p>R/B：原子炉建屋 MCC：モータコントロールセンタ</p>		<p>・【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

図 57-3-28 代替所内電気設備制御回路系統図
 (460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2C 系又は
 460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2D 系から電源供給時
 (低圧代替注水系の例))

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>460V R/B MCC 2C系又は460V R/B MCC 2D系 (非常用所内電気設備)</p> <p>460V R/B MCC 2C系 (代替所内電気設備)</p> <p>中央制御室の停止装置</p> <p>中央制御室の所内補給制御等</p> <p>中央制御室の代警注水制御等</p> <p>中央制御室の電源切替操作盤</p> <p>460V R/B交流電源切替機2C系、460V R/B交流電源切替機2C系及び460V R/B交流電源切替機2D系</p> <p>電動弁</p> <p>同時に受電できない設計とする</p> <p>【凡例】 - - - : 制御ケーブル - - - : 動力ケーブル ○ : 配線用遮断器 R/B : 原子炉建屋 MCC : モータコントロールセンタ</p> <p>図57-3-29 代替所内電気設備制御回路系統図 (460V原子炉建屋モータコントロールセンタ2C系から電源供給時 (低压代替注水系の例))</p>		<p>・【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

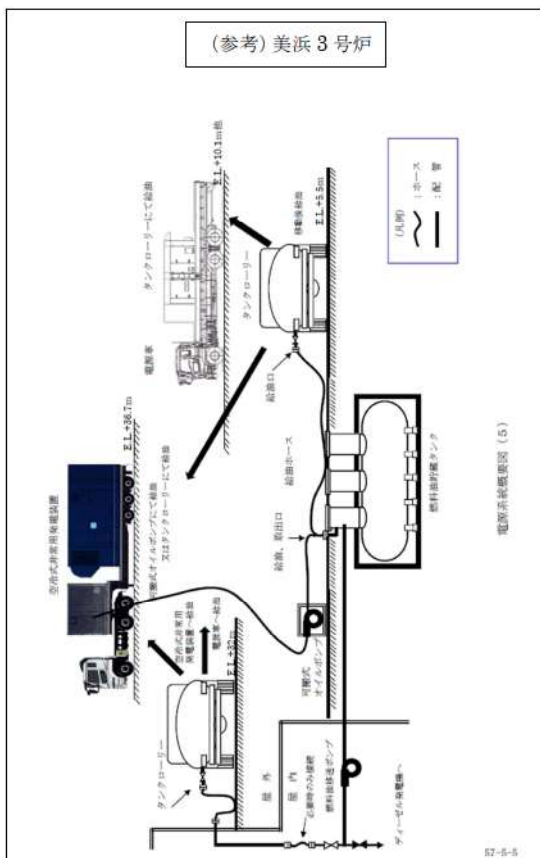
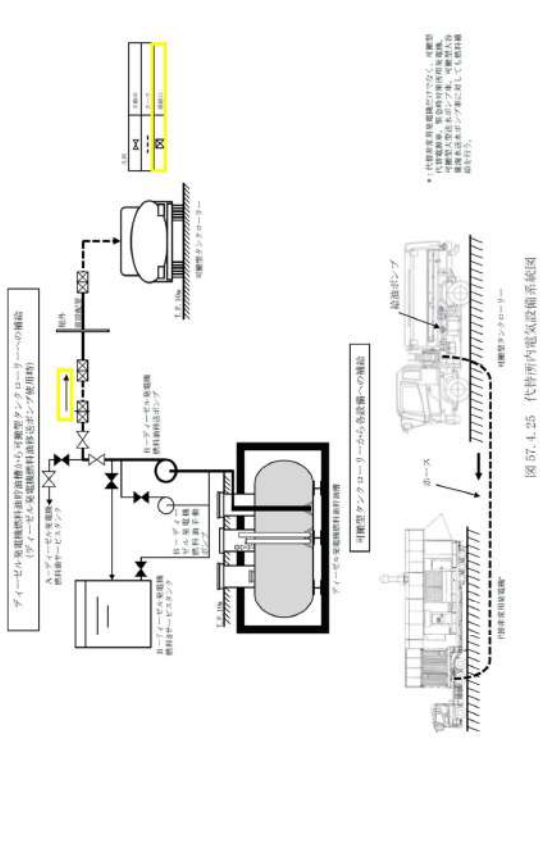
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; color: blue;"><内容比較のため再掲(補足4-5)></p> <p style="text-align: center;">57-5-7</p> </div> <p style="text-align: center;">電機系統 燃料系統図(7)</p>		<p style="text-align: center;">図57.4.24 (代替所内電気設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油供給系図 (ボース使用時)))</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等) 【大飯】 設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備) 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ) 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 美浜3号炉</p>  <p>57-5-5</p>		 <p>図 57-4-25 代替所内電気設備系統図 (燃料油設備) (ディーゼル発電機燃料油供給)</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備) 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ) 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの供給</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>燃料ポンプ</p> <p>ホース</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>代替所内電気設備*</p> <p>図 57.4.26 代替所内電気設備系範囲 (燃料油設備 (燃料タンク (SA)))</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備) 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ) 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-3-30 蓄電池室空調機系統図 (460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2C 系から電源供給時)</p>		<p>・【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

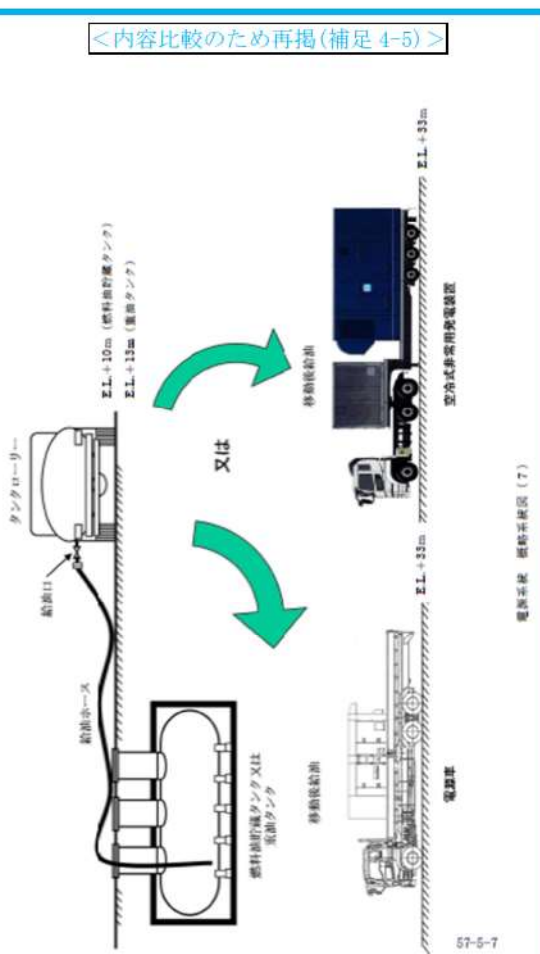
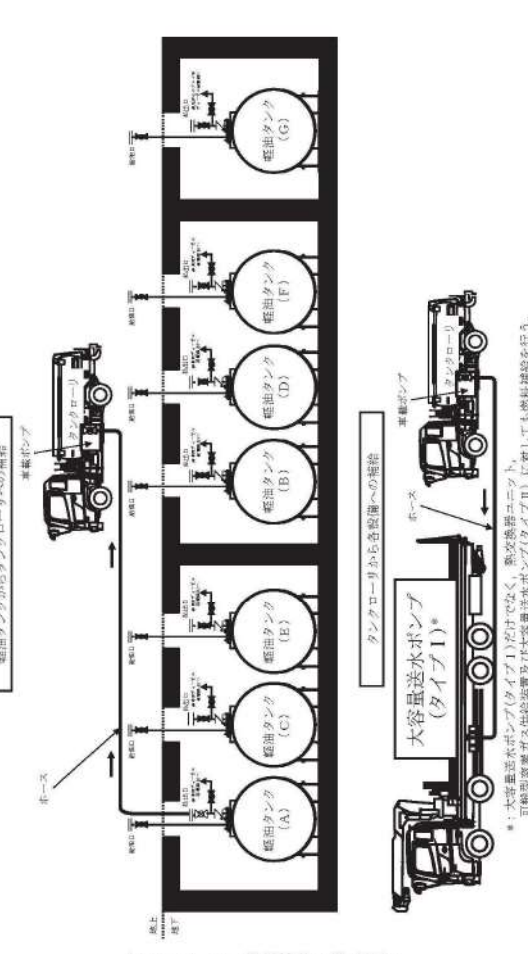
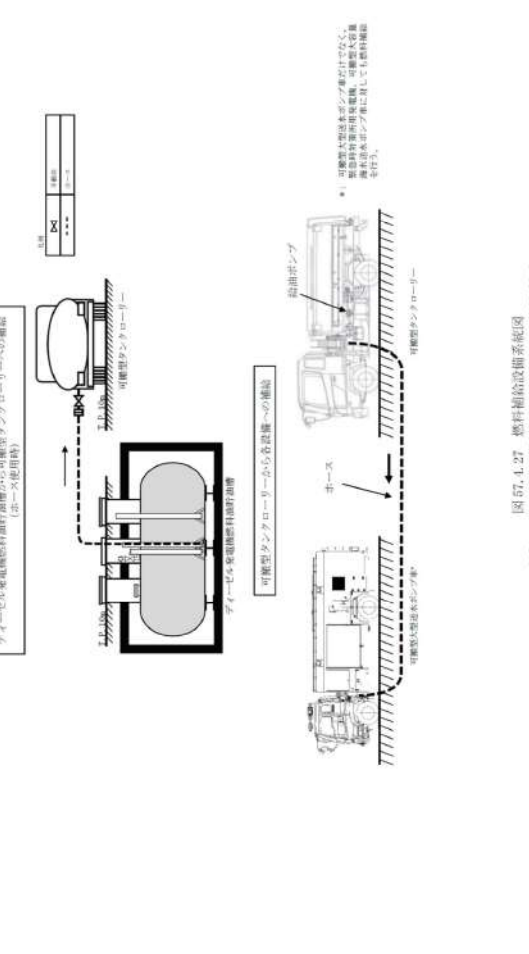
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>480V R/B MCC 20系 (代替用内電気設備)</p> <p>400V R/B MCC 20系 (非常用内電気設備)</p> <p>中央制御室の A系非常用換気空調装置</p> <p>中央制御室の 電源切換装置</p> <p>480V R/B交流電源切替機20系</p> <p>同時に発電できない設計とする</p> <p>中央制御室 (C) 換気装置 (C)</p> <p>【凡例】 - - - : 制御ケーブル — : 動力ケーブル ○ : 緊急用電源</p> <p>R/B : 原子炉建屋 MCC : モーターコントロールセンタ</p> <p>図 57-3-31 蓄電池室空調機系統図 (400V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 20系から電源供給時)</p>		<p>・【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足4-5)></p>  <p style="text-align: center;">図 57-5-7</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-3-32 燃料補給設備系統図 (軽油タンク)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-4-27 燃料補給設備系統図 (ディーゼル発電機燃料貯蔵槽 (ホース使用時))</p>	<p>【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>【大飯, 女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p style="text-align: right;">電源系統概観図 (5)</p> <p style="text-align: right;">57-5-5</p>		<p style="text-align: center;">図 57.4.28 燃料補給設備系統図 (ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンク使用時)</p>	<p>【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <p>【大飯, 女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

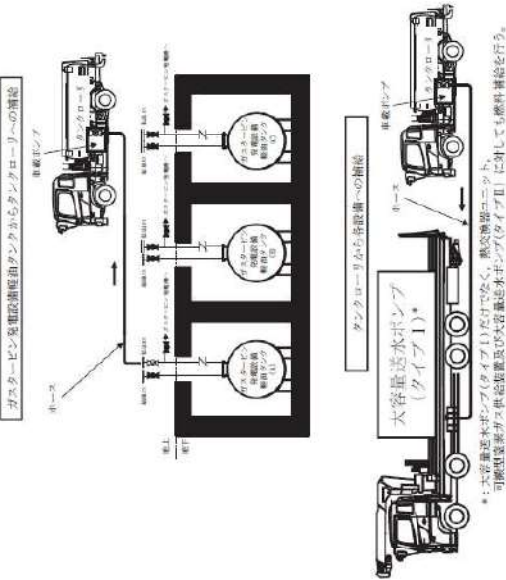
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="846 853 1070 890">図 57-3-33 燃料供給設備系統図 (ガスタービン発電機燃料タンク)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 2105 196">設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p data-bbox="1848 201 1904 225">【女川】</p> <p data-bbox="1848 229 1926 253">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 258 2157 343" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 57-6 容量設定根拠	女川原子力発電所2号炉 57-5 容量設定根拠	泊発電所3号炉 57-5 容量設定根拠	相違理由
		<div data-bbox="1272 475 1809 550" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本資料は、一部、詳細設計中のものも含まれているため、設計の進捗により変更する場合があります。 </div>	<p>【大飯】 項目番号の相違 (以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する)。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p style="text-align: center;"><女川、泊の記載箇所を比較(補足-5-1)></p> <table border="1" data-bbox="85 209 647 272"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>空冷式非常用発電装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA/個</td> <td>1,825</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】 空冷式非常用発電装置は、常設代替電源設備として設置し、非常用高圧母線に接続する。 外部電源の喪失に加え、設計基準事故対処設備の電源であるディーゼル発電機の全てが機能喪失したことにより全交流電源喪失が発生した場合において炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止並びに使用済燃料ピットの燃料損傷防止に必要な電力を供給できる設計とする。 空冷式非常用発電装置は、全交流電源喪失時に中央制御室から遠隔起動する。その後、非常用高圧母線に受電の事前準備として非常用高圧母線に接続する負荷を切り離し、非常用高圧母線に手動投入した後、非常用母線に接続する負荷を順次投入する。 また、空冷式非常用発電装置は、その機能の健全性を確認するため、検査を行うことができる設計とする。</p> <p>1. 容量 最大所要負荷は、全交流動力電源喪失時に必要な負荷の集計により、1,759kWを上回る2,920kWとする。全交流動力電源喪失時に必要な最大所要負荷を第1表に示す。 最大所要負荷に従い、発電機の容量は以下のとおり1,825kVA×2個=3,650kVA(2,920kW)とする。</p> $Q \geq \frac{P}{pf} = \frac{2,920}{0.8} = 3,650$ <p>Q：発電機の容量 (kVA) P：最大所要負荷 (kW) =2,920 pf：力率 =0.80</p>	名 称		空冷式非常用発電装置	個 数	—	2	容 量	kVA/個	1,825			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-5-36 ~)</p>
名 称		空冷式非常用発電装置										
個 数	—	2										
容 量	kVA/個	1,825										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p style="text-align: center;">＜女川、泊の記載箇所を比較(補足-5-2)＞</p> <p>第1表 全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="112 279 627 590"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A、B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A、B、C、D)</td> <td>充電器 (A、B) に含む</td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室備用ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用備用ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>1,759</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等防止技術的能力の添付資料 1.14.4-(1)より引用</p> <p>(備考)その他事象の所要負荷 ① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 372kW ② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温破損) 372kW ③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 1,759kW</p>	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A、B)	77	77	計装用電源 (A、B、C、D)	充電器 (A、B) に含む	恒設代替低圧注水ポンプ	145	高圧注入ポンプ	1,400	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室備用ファン	11	中央制御室非常用備用ファン	11	合計 (kW)	1,759			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-5-37～)</p>
負荷名称	負荷容量 (kW)																							
充電器 (A、B)	77																							
	77																							
計装用電源 (A、B、C、D)	充電器 (A、B) に含む																							
恒設代替低圧注水ポンプ	145																							
高圧注入ポンプ	1,400																							
アニュラス空気浄化ファン	19																							
中央制御室空調ファン	19																							
中央制御室備用ファン	11																							
中央制御室非常用備用ファン	11																							
合計 (kW)	1,759																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足-5-3)＞</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>電源車</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2(予備1)^(注1)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA/個</td> <td>610</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(注1) 3・4号炉共用の予備1台含む</p> <p>【設定根拠】 電源車は、可搬型代替電源設備として設置し、手で非常用高圧母線に接続する。外部電源及び設計基準事故対応設備の電源である非常用ディーゼル発電機の全てが機能喪失し、全交流電源喪失が発生した場合で、かつ、常設代替交流電源である空冷式非常用発電装置も機能喪失した場合において、プラント監視機能を維持できる設計とする。</p> <p>また、可搬性を損なわない範囲で、プラント監視機能の維持に加え事故の状況に応じて補機を動作可能な容量とし、その容量を賅うことができる設備をプラント1基あたり2セット以上に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除時時のバックアップを発電所全体で確保する設計とする。</p> <p>2. 容量 1台でプラント監視機能を維持可能な負荷容量は、第1表の集計により214kWとする。また、これに加え、事故の状態に応じて比較的小容量の補機であれば動作できるように発電機の出力は488kWとする。 電源車の容量に従い、発電機の容量は以下のとおり610kVAとする。</p> $Q \geq \frac{P}{p f} = \frac{488}{0.8} = 610$ <p>Q：発電機の容量 (kVA) P：最大所要負荷 (kW) = 488 p f：力率 = 0.80</p>	名称		電源車	個数	—	2(予備1) ^(注1)	容量	kVA/個	610	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>電源車</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>個</td> <td>4(予備1)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA/個</td> <td>490</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 設計基準事故対応設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するため、必要な電力を供給するために電源車を配備する。</p> <p>電源車の容量は、以下の①及び②について必要な負荷を基に設定する。</p> <p>① ガスタービン発電機が使用不能の場合のバックアップ給電 ② 代替所内電気設備から125V代替充電器及び250V充電器を経由し、直流負荷へ給電</p> <p>① ガスタービン発電機が使用不能の場合、復水移送ポンプを使用した低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ)にて炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は以下のとおり、最大負荷670.05kW及び連続負荷669.30kWである。したがって、電源車2台分を必要容量(680kW=400kVA×力率0.85×2台)とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>125V充電器</td><td>118.00 kW</td></tr> <tr><td>125V充電器</td><td>118.00 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室120V交流分電盤</td><td>52.50 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室120V交流分電盤</td><td>52.50 kW</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr><td>非常用照明</td><td>56.00 kW</td></tr> <tr><td>燃料プール冷却浄化系ポンプ</td><td>75.00 kW</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>107.30 kW</td></tr> <tr><td>合計(連続負荷)</td><td>669.30 kW</td></tr> <tr><td>(最大負荷)</td><td>(670.05 kW)</td></tr> </tbody> </table> <p>② 125V充電器が使用不能の場合、代替所内電気設備から125V代替充電器を経由し高圧代替注水系に給電し、低圧代替注水系が使用不能の場合、代替所内電気設備から250V充電器を経由し直流駆動低圧注水系に給電する。高圧代替注水系による炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は125V代替充電器の容量となり、連続負荷118kWである。また、直流駆動低圧注水系による炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は250V充電器の容量となり、連続負荷130kWであるため、合計で248kWとなる。したがって、電源車1台分を必要容量(340kW=400kVA×力率0.85×1台)とする。</p> <p>なお、予備については緊急時対策用代替交流電源設備の電源車(緊急時対策用)としても使用する。</p>	名称		電源車	個数	個	4(予備1)	容量	kVA/個	490	負荷名称	負荷容量	125V充電器	118.00 kW	125V充電器	118.00 kW	中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW	中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW	復水移送ポンプ	45.00 kW	復水移送ポンプ	45.00 kW	非常用照明	56.00 kW	燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00 kW	その他負荷	107.30 kW	合計(連続負荷)	669.30 kW	(最大負荷)	(670.05 kW)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型代替電源車</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2(予備2)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA/個</td> <td>2,200^(注2)</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 設計基準事故対応設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するため、必要な電力を供給するために可搬型代替電源車を配備する。 可搬型代替電源車の容量は、代替非常用発電機が使用不能の場合のバックアップ給電を基に設定する。代替非常用発電機が使用不能の場合、代替格納容器スプレイポンプによる原子格納容器冷却等を実施するために必要となる負荷は以下のとおり、最大負荷788kW及び連続負荷553kWである。^(注2)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>充電器(A, B)</td><td>113kW</td></tr> <tr><td></td><td>113kW</td></tr> <tr><td>計装用電源(安全系)</td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td>(A, B, C, D)</td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td>代替格納容器スプレイポンプ</td><td>200kW</td></tr> <tr><td>アニュラス空気浄化ファン</td><td>30kW</td></tr> <tr><td>中央制御室給気ファン</td><td>21kW</td></tr> <tr><td>中央制御室循環ファン</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>5kW</td></tr> <tr><td>中央制御室照明等</td><td>23kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td><td>7kW</td></tr> <tr><td>CV水素濃度計電源盤</td><td>6kW</td></tr> <tr><td>合計(連続負荷)</td><td>553kW</td></tr> <tr><td>(最大負荷)</td><td>788kW</td></tr> </tbody> </table> <p>したがって、発電機の出力は最大負荷である788kWに対し、余裕を有する1,760kWとする。 なお、可搬型代替電源車の容量は以下のとおり、2,200kVA/個とする。</p> $Q \geq \frac{P}{p f} = \frac{1,760}{0.8} = 2,200$ <p>Q：発電機の容量 (kVA)、P：発電機の定格出力 (kW) = 1,760、p f：力率=0.8</p>	名称		可搬型代替電源車	個数	—	2(予備2)	容量	kVA/個	2,200 ^(注2)	負荷名称	負荷容量	充電器(A, B)	113kW		113kW	計装用電源(安全系)	22kW (A充電器を含む)	(A, B, C, D)	22kW (B充電器を含む)		22kW (A充電器を含む)		22kW (B充電器を含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	30kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW	CV水素濃度計電源盤	6kW	合計(連続負荷)	553kW	(最大負荷)	788kW	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違(可搬型代替電源車)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・泊は美浜と同様にディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、可搬型代替交流電源設備の負荷としてディーゼル発電機燃料油移送ポンプを追加している。</p> <p>【大飯、女川】 記載方針の相違(負荷値) ・泊は伊方と同様に最大負荷について、基本設計時点での値を示す(以降、「記載方針の相違(負荷値)と記載する」)。</p>
名称		電源車																																																																																								
個数	—	2(予備1) ^(注1)																																																																																								
容量	kVA/個	610																																																																																								
名称		電源車																																																																																								
個数	個	4(予備1)																																																																																								
容量	kVA/個	490																																																																																								
負荷名称	負荷容量																																																																																									
125V充電器	118.00 kW																																																																																									
125V充電器	118.00 kW																																																																																									
中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW																																																																																									
中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW																																																																																									
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																																									
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																																									
非常用照明	56.00 kW																																																																																									
燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00 kW																																																																																									
その他負荷	107.30 kW																																																																																									
合計(連続負荷)	669.30 kW																																																																																									
(最大負荷)	(670.05 kW)																																																																																									
名称		可搬型代替電源車																																																																																								
個数	—	2(予備2)																																																																																								
容量	kVA/個	2,200 ^(注2)																																																																																								
負荷名称	負荷容量																																																																																									
充電器(A, B)	113kW																																																																																									
	113kW																																																																																									
計装用電源(安全系)	22kW (A充電器を含む)																																																																																									
(A, B, C, D)	22kW (B充電器を含む)																																																																																									
	22kW (A充電器を含む)																																																																																									
	22kW (B充電器を含む)																																																																																									
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																																									
アニュラス空気浄化ファン	30kW																																																																																									
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																									
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																									
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																									
中央制御室照明等	23kW																																																																																									
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																									
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW																																																																																									
CV水素濃度計電源盤	6kW																																																																																									
合計(連続負荷)	553kW																																																																																									
(最大負荷)	788kW																																																																																									
<p>第1表 プラント監視機能の維持に必要な負荷</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>充電器(A, B)</td><td>77</td></tr> <tr><td></td><td>77</td></tr> <tr><td>計装用電源(A, B, C, D)</td><td>充電器(A, B)を含む</td></tr> <tr><td>アニュラス空気浄化ファン</td><td>19</td></tr> <tr><td>中央制御室空調ファン</td><td>19</td></tr> <tr><td>中央制御室循環ファン</td><td>11</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>11</td></tr> <tr><td>合計 (kW)</td><td>214</td></tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器(A, B)	77		77	計装用電源(A, B, C, D)	充電器(A, B)を含む	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計 (kW)	214		<p>(注1) 公称値 (注2) 最大負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>																																																																						
負荷名称	負荷容量 (kW)																																																																																									
充電器(A, B)	77																																																																																									
	77																																																																																									
計装用電源(A, B, C, D)	充電器(A, B)を含む																																																																																									
アニュラス空気浄化ファン	19																																																																																									
中央制御室空調ファン	19																																																																																									
中央制御室循環ファン	11																																																																																									
中央制御室非常用循環ファン	11																																																																																									
合計 (kW)	214																																																																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>第1表 プラント監視機能の維持に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="89 255 638 550"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A、B)</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>88</td> </tr> <tr> <td>計器用電源 (A、B、C、D)</td> <td>充電器(A,B)に含む</td> </tr> <tr> <td>アニュラス循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>制御建屋送気ファン</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>制御建屋循環ファン</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ (A、B)</td> <td>3*1</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)</td> <td>1*1</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>287</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 E.L+5.5m燃料油取出口が使用できない場合に使用するものであるが、電源車の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p>	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A、B)	88	88	計器用電源 (A、B、C、D)	充電器(A,B)に含む	アニュラス循環ファン	15	制御建屋送気ファン	55	制御建屋循環ファン	22	中央制御室非常用循環ファン	15	燃料油移送ポンプ (A、B)	3*1	燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)	1*1	合計 (kW)	287			<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・泊は美浜と同様にディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、可搬型代替交流電源設備の負荷としてディーゼル発電機燃料油移送ポンプを追加している。 <p>【大飯、女川】 記載方針の相違（負荷値）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は伊方と同様に最大負荷について、基本設計時点での値を示す（以降、「記載方針の相違（負荷値）と記載する」）。
負荷名称	負荷容量 (kW)																							
充電器 (A、B)	88																							
	88																							
計器用電源 (A、B、C、D)	充電器(A,B)に含む																							
アニュラス循環ファン	15																							
制御建屋送気ファン	55																							
制御建屋循環ファン	22																							
中央制御室非常用循環ファン	15																							
燃料油移送ポンプ (A、B)	3*1																							
燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)	1*1																							
合計 (kW)	287																							
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <p>1. 容量 全交流動力電源喪失時における蒸気発生器による1次冷却材系統の除熱及びプラント監視機能を維持するために必要な負荷の集計を基に設定する。最大所要負荷は、153kWである。^(注1) したがって、発電機の出力は最大所要負荷である153kWに対し十分な余裕を有する240kWとする。 発電機の容量は以下のとおり300kVAとなる。 300kVA電源車用変圧器は発電機と同様の300kVAとなる。</p> $Q \geq \frac{P}{pf} = \frac{240}{0.8} = 300$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA) P : 発電機の定格出力 (kW) = 240 pf : 力率 = 0.8</p> <p>(注1) 公称値 (注2) 最大所要負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
<table border="1" data-bbox="85 177 642 300"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)</th> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/個</td> <td>150 (165)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>—</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </table> <p data-bbox="91 284 622 300">その他発電用原子炉の附属施設 (補機駆動用燃料設備) のうち燃料貯蔵設備と兼用</p> <p data-bbox="91 320 203 336">【設定根拠】</p> <ul data-bbox="91 341 642 954" style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設 <ul style="list-style-type: none"> 非常用電源設備のうち非常用発電装置燃料貯蔵設備として使用する燃料油貯蔵タンクは、設計基準対象施設として、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子伊格納容器の破損、使用済み燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給する、非常用発電装置用の燃料を貯蔵するために設置する。 燃料油貯蔵タンクは、設計基準対象施設の電源喪失 (全交流動力電源喪失) した場合に、重油タンクからタンクローリーを用いて燃料油貯蔵タンクを経由し非常用予備発電装置ディーゼル発電機 (以下「ディーゼル発電機」と略称) へ、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを用いて空冷式非常用発電装置、電源車、電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) 及び電源車 (緊急時対策所用) 及び大容量ポンプへ燃料を補給できる設計とする。 また、所内電源設備の非常用母線等の機能が喪失した場合に、発生する重大事故等の対応に必要な設備に、電力を供給する代替所内電気設備用の燃料を、タンクローリーを用いて補給できる設計とする。 以上より、燃料油貯蔵タンクは、重油タンクと合わせてディーゼル発電機、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)、電源車 (緊急時対策所用)、大容量ポンプへ必要な燃料油を補給するために設置する。 燃料油貯蔵タンクは、設計基準対象施設として2個設置している。 重大事故等対処設備 <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備及び補機駆動用燃料設備として使用する燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、以下の機能を有する。 燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても原子炉を冷却し、炉心の著しい損傷を防止するために必 	名称		燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)	容量	m ³ /個	150 (165)	最高使用圧力	—	大気圧	最高使用温度	℃	40	<table border="1" data-bbox="674 177 1229 316"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>軽油タンク</th> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>基</td> <td>6 (1系列につき3基) 1 (1系列につき1基)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kL/個</td> <td>110 (1基当たり) 170</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa [gauge]</td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>66</td> </tr> </table> <p data-bbox="674 320 757 336">【設定根拠】</p> <p data-bbox="674 341 1229 373">軽油タンクは、重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が7日間連続運転する場合に必要な燃料を保有する。</p> <p data-bbox="674 394 741 410">1. 容量</p> <p data-bbox="674 414 1229 446">設置許可基準規則第三章 (重大事故等対処施設) において配備を要求される設備のうち、軽油タンクより燃料補給を必要とする設備は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="707 467 1211 754"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>46条</td><td>可搬型代替直流電源設備^{*1}</td></tr> <tr><td>47条</td><td>大容量送水ポンプ (タイプI)</td></tr> <tr><td>48条</td><td>熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置</td></tr> <tr><td>49条</td><td>大容量送水ポンプ (タイプI)</td></tr> <tr><td>50条</td><td>熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置</td></tr> <tr><td>51条</td><td>熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)</td></tr> <tr><td>52条</td><td>大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置</td></tr> <tr><td>54条</td><td>熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)</td></tr> <tr><td>55条</td><td>大容量送水ポンプ (タイプII)</td></tr> <tr><td>56条</td><td>大容量送水ポンプ (タイプI)、大容量送水ポンプ (タイプII)</td></tr> <tr><td>57条</td><td>可搬型代替交流電源設備^{*1}、常設代替交流電源設備^{*2}、可搬型代替直流電源設備^{*1}</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="707 759 790 775">*1：電源車</p> <p data-bbox="707 780 873 796">*2：ガスタービン発電機</p> <p data-bbox="674 817 1229 865">軽油タンクの容量は、重大事故等時において、同時にその機能を要求される重大事故等対処設備が最大数となる有効性評価の各重要事故シーケンス等から選定した設備が、7日間 (168時間) の連続運転にて消費する燃料消費量を基に設定する。</p>	名称		軽油タンク	基数	基	6 (1系列につき3基) 1 (1系列につき1基)	容量	kL/個	110 (1基当たり) 170	最高使用圧力	kPa [gauge]	静水頭	最高使用温度	℃	66	条文	重大事故等対処設備	46条	可搬型代替直流電源設備 ^{*1}	47条	大容量送水ポンプ (タイプI)	48条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置	49条	大容量送水ポンプ (タイプI)	50条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置	51条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)	52条	大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置	54条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)	55条	大容量送水ポンプ (タイプII)	56条	大容量送水ポンプ (タイプI)、大容量送水ポンプ (タイプII)	57条	可搬型代替交流電源設備 ^{*1} 、常設代替交流電源設備 ^{*2} 、可搬型代替直流電源設備 ^{*1}	<table border="1" data-bbox="1261 177 1809 300"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</th> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kL/個</td> <td>135以上 (140)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>—</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> </table> <p data-bbox="1261 304 1406 320">() 内は公称値を示す。</p> <p data-bbox="1261 325 1335 341">【設定根拠】</p> <p data-bbox="1261 346 1809 410">ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処施設が7日間連続運転する場合に必要な燃料を、燃料タンク (SA) の燃料保有量を考慮して保有する。</p> <p data-bbox="1261 442 1319 458">1. 容量</p> <p data-bbox="1261 462 1809 494">設置許可基準規則第三章 (重大事故等対処施設) において配備を要求される設備のうち、ディーゼル発電機燃料油貯油槽より燃料補給を必要とする設備は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1301 531 1771 826"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>47条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>48条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>49条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>50条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>52条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>54条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>55条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>56条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>57条</td><td>常設代替交流電源設備^{*1}、可搬型代替交流電源設備^{*2}、可搬型代替直流電源設備^{*3}</td></tr> <tr><td>61条</td><td>緊急時対策用発電機</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1301 831 1426 847">*1：代替非常用発電機</p> <p data-bbox="1301 852 1426 868">*2：可搬型代替電源車</p> <p data-bbox="1301 873 1464 888">*3：可搬型直流電源用発電機</p>	名称		ディーゼル発電機燃料油貯油槽	容量	kL/個	135以上 (140)	最高使用圧力	—	大気圧	最高使用温度	℃	40	個数	—	4	条文	重大事故等対処設備	47条	可搬型大型送水ポンプ車	48条	可搬型大型送水ポンプ車	49条	可搬型大型送水ポンプ車	50条	可搬型大型送水ポンプ車	52条	可搬型大型送水ポンプ車	54条	可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車	55条	可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車	56条	可搬型大型送水ポンプ車	57条	常設代替交流電源設備 ^{*1} 、可搬型代替交流電源設備 ^{*2} 、可搬型代替直流電源設備 ^{*3}	61条	緊急時対策用発電機	<p data-bbox="1843 145 2136 193">【大飯、女川】 設備名称の相違 (燃料油貯油槽)</p> <p data-bbox="1843 197 2136 245">【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 250 2157 336" style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
名称		燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)																																																																																									
容量	m ³ /個	150 (165)																																																																																									
最高使用圧力	—	大気圧																																																																																									
最高使用温度	℃	40																																																																																									
名称		軽油タンク																																																																																									
基数	基	6 (1系列につき3基) 1 (1系列につき1基)																																																																																									
容量	kL/個	110 (1基当たり) 170																																																																																									
最高使用圧力	kPa [gauge]	静水頭																																																																																									
最高使用温度	℃	66																																																																																									
条文	重大事故等対処設備																																																																																										
46条	可搬型代替直流電源設備 ^{*1}																																																																																										
47条	大容量送水ポンプ (タイプI)																																																																																										
48条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置																																																																																										
49条	大容量送水ポンプ (タイプI)																																																																																										
50条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置																																																																																										
51条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)																																																																																										
52条	大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置																																																																																										
54条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)																																																																																										
55条	大容量送水ポンプ (タイプII)																																																																																										
56条	大容量送水ポンプ (タイプI)、大容量送水ポンプ (タイプII)																																																																																										
57条	可搬型代替交流電源設備 ^{*1} 、常設代替交流電源設備 ^{*2} 、可搬型代替直流電源設備 ^{*1}																																																																																										
名称		ディーゼル発電機燃料油貯油槽																																																																																									
容量	kL/個	135以上 (140)																																																																																									
最高使用圧力	—	大気圧																																																																																									
最高使用温度	℃	40																																																																																									
個数	—	4																																																																																									
条文	重大事故等対処設備																																																																																										
47条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
48条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
49条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
50条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
52条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
54条	可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車																																																																																										
55条	可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車																																																																																										
56条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
57条	常設代替交流電源設備 ^{*1} 、可搬型代替交流電源設備 ^{*2} 、可搬型代替直流電源設備 ^{*3}																																																																																										
61条	緊急時対策用発電機																																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
<p>要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプの電源に給電するため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプの電源に給電するため、燃料油貯蔵タンクからディーゼル発電機へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても原子炉を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替炉心注入、代替再循環、格納容器水張り及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車 (可搬型代替低圧注水ポンプ電源用) へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において最終ヒートシンクへ熱を輸送し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損 (炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。) を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ、炉心の著しい損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ、原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保</p>	<table border="1" data-bbox="689 183 1214 335"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数 (台)</th> <th>②燃料消費率 (kL/h)</th> <th>①×②燃料消費量 (kL/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスタービン発電機</td> <td>2</td> <td>1.230</td> <td>約160[※]</td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ (タイプI)</td> <td>2</td> <td>0.188</td> <td>約64</td> </tr> <tr> <td>熱交換器ユニット</td> <td>1</td> <td>0.056</td> <td>約10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>約234</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ガスタービン発電機の燃料消費量は約414kLであるが、軽油タンクからタンクローリーによるガスタービン発電設備軽油タンクへの燃料補給量である約160kLを記載。(タンクローリーの容量設定根拠参照。)</p> <p>以上のとおり、使用する設備に対して、7日間連続運転した場合の必要容量の最大値約234kLに対し、軽油は合計で830kL (110kL/個×6個及び170kL/個×1個) 保有し、必要容量に対して余裕を有している。</p> <p>【参考】 可搬型窒素ガス供給装置1台 (48条、50条及び52条)、大容量送水ポンプ (タイプII) 2台 (55条及び56条) 及び電源車2台 (46条及び57条) は上記設備と同時に使用するものではないが、各設備が定格出力にて7日間連続運転した場合の燃料消費量は以下のとおり、約234kL以下となることから、軽油タンクの必要容量は約234kLとなる。</p> <table border="1" data-bbox="701 627 1202 778"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数 (台)</th> <th>②燃料消費率 (kL/h)</th> <th>①×②燃料消費量 (kL/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型窒素ガス供給装置</td> <td>1</td> <td>0.044</td> <td>約8</td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ (タイプII)</td> <td>2</td> <td>0.230</td> <td>約78</td> </tr> <tr> <td>電源車</td> <td>2</td> <td>0.100</td> <td>約34</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>約120</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 最高使用圧力の設定根拠 軽油タンクの最高使用圧力は、軽油タンクが開放型であることから静水頭とする。</p> <p>3. 最高使用温度の設定根拠 軽油タンクの最高使用温度は、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系及び高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備燃料移送系の最高使用温度と同じ66℃とする。</p>	使用機器	①台数 (台)	②燃料消費率 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)	ガスタービン発電機	2	1.230	約160 [※]	大容量送水ポンプ (タイプI)	2	0.188	約64	熱交換器ユニット	1	0.056	約10	計			約234	使用機器	①台数 (台)	②燃料消費率 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)	可搬型窒素ガス供給装置	1	0.044	約8	大容量送水ポンプ (タイプII)	2	0.230	約78	電源車	2	0.100	約34	計			約120	<p>ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽は、重大事故等時において、同時にその機能を要求される重大事故対処設備が最大数となる有効性評価の各重要事故シナジェンシ等から選定した設備が、7日間 (168時間) の連続運転にて消費する燃料消費量を基に設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1279 255 1798 446"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数 (台)</th> <th>②燃料消費量 (kL/h)</th> <th>①×②燃料消費量 (kL/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>2</td> <td>1.5687</td> <td>約527.1</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>1</td> <td>0.074</td> <td>約12.5</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用発電機</td> <td>2</td> <td>0.0571</td> <td>約19.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>約558.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上のとおり、使用する設備に対して、7日間連続運転した場合の必要容量の最大値約558.8kLから燃料タンク (SA) の容量50kLを差し引いた508.8kLに対し、軽油は合計で540kL (135kL/個×4個) 保有し、必要容量を有している。</p> <p>【参考】 可搬型代替電源車1台 (57条)、代替非常用発電機2台 (57条)、可搬型直流電源用発電機1台 (57条)、可搬型大容量海水送水ポンプ車1台 (54条及び55条) は上記設備と同時に使用するものではないが、各設備が定格出力にて7日間連続運転した場合の燃料消費量は以下のとおり、約508.8kL以下となることから、ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽の必要容量は約508.8kLとなる。</p> <table border="1" data-bbox="1279 715 1798 930"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数 (台)</th> <th>②燃料消費量 (kL/h)</th> <th>①×②燃料消費量 (kL/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車</td> <td>1</td> <td>0.443</td> <td>約74.5</td> </tr> <tr> <td>代替非常用発電機</td> <td>2</td> <td>0.411</td> <td>約138.1</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源用発電機</td> <td>1</td> <td>0.0282</td> <td>約4.74</td> </tr> <tr> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>1</td> <td>0.310</td> <td>約52.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>約269.44</td> </tr> </tbody> </table>	使用機器	①台数 (台)	②燃料消費量 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)	ディーゼル発電機	2	1.5687	約527.1	可搬型大型送水ポンプ車	1	0.074	約12.5	緊急時対策用発電機	2	0.0571	約19.2	計			約558.8	使用機器	①台数 (台)	②燃料消費量 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)	可搬型代替電源車	1	0.443	約74.5	代替非常用発電機	2	0.411	約138.1	可搬型直流電源用発電機	1	0.0282	約4.74	可搬型大容量海水送水ポンプ車	1	0.310	約52.1	計			約269.44	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (燃料油貯蔵槽)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
使用機器	①台数 (台)	②燃料消費率 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)																																																																																				
ガスタービン発電機	2	1.230	約160 [※]																																																																																				
大容量送水ポンプ (タイプI)	2	0.188	約64																																																																																				
熱交換器ユニット	1	0.056	約10																																																																																				
計			約234																																																																																				
使用機器	①台数 (台)	②燃料消費率 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)																																																																																				
可搬型窒素ガス供給装置	1	0.044	約8																																																																																				
大容量送水ポンプ (タイプII)	2	0.230	約78																																																																																				
電源車	2	0.100	約34																																																																																				
計			約120																																																																																				
使用機器	①台数 (台)	②燃料消費量 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)																																																																																				
ディーゼル発電機	2	1.5687	約527.1																																																																																				
可搬型大型送水ポンプ車	1	0.074	約12.5																																																																																				
緊急時対策用発電機	2	0.0571	約19.2																																																																																				
計			約558.8																																																																																				
使用機器	①台数 (台)	②燃料消費量 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)																																																																																				
可搬型代替電源車	1	0.443	約74.5																																																																																				
代替非常用発電機	2	0.411	約138.1																																																																																				
可搬型直流電源用発電機	1	0.0282	約4.74																																																																																				
可搬型大容量海水送水ポンプ車	1	0.310	約52.1																																																																																				
計			約269.44																																																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイ及び格納容器内自然対流冷却のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において溶融して原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイのため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、水素濃度低減及び水素濃度監視のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、水素濃度監視のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p>		<p>2. 最高使用圧力 ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽の最高使用圧力は、ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽が大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽の最高使用温度は、ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽が大気開放であり屋外設置の地下埋設タンクであることから外気の温度^(注1)を上回る40℃とする。</p> <p>(注1) 外気の温度は、原子炉設置許可申請書添付書類六に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6℃（寿都特別地域気象観測所24.5℃、小樽特別地域気象観測所25.6℃）とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯蔵槽） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替再循環のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内の燃料体 (以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。) の著しい損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設置する。</p> <p>系統構成は、全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇の対応のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、電源車、大容量ポンプ又は空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、居住性の確保及び汚染持込防止のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、緊急時対策所が、重大事故等が発生した場合においても、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容すること</p>			<p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (燃料油貯油槽)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ができるよう設置する。</p> <p>系統構成は、電源の確保のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、電源車（緊急時対策所用）へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、重大事故等が発生した場合において原子炉施設の内外の通信連絡に必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、通信設備のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準対象施設として2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>1. 容量（150m³/個） 設計基準対象施設として使用する燃料油貯蔵タンクの容量は、事故シーケンス上、7日間の燃料（重油）の消費量が最も多い事象を満たす容量としている。事故シーケンス上、燃料消費量が最も多い事象は、燃料取出前のミッドループ運転中における余熱除去機能喪失であり、 である。 以上より、燃料油貯蔵タンクの容量は、 から重油タンク2基の容量（320 m³）を差し引いた を上回るものとして、1個当たり150m³（2個で300m³）とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、150m³/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力（大気圧） 設計基準対象施設として使用する燃料油貯蔵タンクの最高使用圧力は、大気開放タンクであることから、大気圧とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度（40℃） 設計基準対象施設として使用する燃料油貯蔵タンクの最高使用温度は、屋外設置の地下埋設大気開放タンクであることから、外気温度が最も高くなる条件を基に設定する。過去の最高気温は40℃であり、燃料油貯蔵タンクは地下埋設であることか</p> <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ら周辺温度は外気温度より低くなるため、40℃とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、40℃とする。</p>			<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1" data-bbox="85 199 645 303"> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td>重油タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/個</td> <td>160 (200)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>—</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </table> <p data-bbox="85 303 645 327">その他発電用原子炉の附属施設（補機駆動用燃料設備）のうち燃料貯蔵設備と兼用</p> <p data-bbox="85 343 645 367">【設 定 根 拠】</p> <ul data-bbox="85 367 645 391" style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 <p data-bbox="85 391 645 494">非常用電源設備のうち非常用発電装置燃料貯蔵設備として使用する重油タンクは、設計基準対象施設として、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済み燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給する、非常用発電装置用の燃料を貯蔵するために設置する。</p> <p data-bbox="85 494 645 614">重油タンクは、設計基準対象施設の電源喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重油タンクからタンクローリーを用いて燃料油貯蔵タンクを經由し非常用予備発電装置ディーゼル発電機（以下「ディーゼル発電機」と略称）へ、重油タンクからタンクローリーを用いて空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び電源車（緊急時対策所用）及び大容量ポンプへ燃料を補給できる設計とする。</p> <p data-bbox="85 614 645 678">また、所内電源設備の非常用母線等の機能が喪失した場合に、発生する重大事故等の対応に必要な設備に、電力を供給する代替所内電気設備用の燃料を、タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p data-bbox="85 694 645 758">以上より、重油タンクは、燃料油貯蔵タンクと合わせてディーゼル発電機、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）、大容量ポンプへ必要な燃料油を補給するために設置する。</p> <p data-bbox="85 774 645 798">重油タンクは、設計基準対象施設として2個設置している。</p> <ul data-bbox="85 813 645 837" style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p data-bbox="85 837 645 901">重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備及び補機駆動用燃料設備として使用する重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、以下の機能を有する。</p> <p data-bbox="85 917 645 997">重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても原子炉を冷却し炉心の著しい損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p>	名 称		重油タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)	容 量	m ³ /個	160 (200)	最高使用圧力	—	大気圧	最高使用温度	℃	40			<p data-bbox="1848 143 2150 199">【大飯】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
名 称		重油タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)													
容 量	m ³ /個	160 (200)													
最高使用圧力	—	大気圧													
最高使用温度	℃	40													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、電動補助給水ポンプの電源に給電するため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプの電源に給電するため、重油タンクからディーゼル発電機へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても原子炉を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替炉心注入、代替再循環、格納容器水張り及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車（可燃式代替低圧注水ポンプ電源用）へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において最終ヒートシンクへ熱を輸送し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ、炉心の著しい損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ、原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p>			<p>【大飯】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、代替格納容器スプレイ及び格納容器内自然対流冷却のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において溶融して原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイのため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、水素濃度低減及び水素濃度監視のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、水素濃度監視のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制のため、重油タンクからタンクローリーを介し、大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために</p>			<p>【大飯】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替再循環のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる常設の直流電源設備の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇の対応のため、重油タンクからタンクローリーを介し、電源車、大容量ポンプ又は空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、居住性の確保及び汚染持込防止のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、緊急時対策所が、重大事故等が発生した場合においても、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるよう設置する。</p> <p>系統構成は、電源の確保のため、重油タンクからタンクローリーを介し、電源車（緊急時対策所用）へ給油できる設計とする。</p>			<p>【大飯】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、重大事故等が発生した場合において原子炉施設の内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡に必要なとなる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、通信設備のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策用）へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準対象施設として2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>1. 容量（160m³/個） 設計基準対象施設として使用する重油タンクの容量は、事故シーケンス上、7日間の燃料（重油）の消費量が最も多い事象を満たす容量としている。事故シーケンス上、燃料消費量が最も多い事象は、燃料取出前のミッドループ運転における余熱除去機能喪失であり、[REDACTED]である。 以上より、重油タンクの容量は、[REDACTED]から燃料油貯蔵タンク2基の容量（300 m³）を差し引いて、[REDACTED]に回るものとして、1個当たり160m³/個（2個で320m³）とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、160m³/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力（大気圧） 設計基準対象施設として使用する重油タンクの最高使用圧力は、大気開放タンクであることから、大気圧とする。 重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度（40℃） 設計基準対象施設として使用する重油タンクの最高使用温度は、屋外設置の地下埋設大気開放タンクであることから、外気温度が最も高くなる条件を基に設定する。過去の最高気温は40℃であり、重油タンクは地下埋設であることから周辺温度は外気温度より低くなるため、40℃とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、40℃とする。</p> <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			<p>【大飯】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<table border="1" data-bbox="674 172 1229 272"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>ガスタービン発電設備軽油タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kL/個</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa [gage]</td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 ガスタービン発電設備軽油タンクは、重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が7日間連続運転する場合に必要な燃料を、軽油タンクからの燃料補給量を考慮して保有する。</p> <p>1. 容量 ガスタービン発電設備軽油タンクの容量は、ガスタービン発電機2台の常用連続運用仕様の燃料消費量及び軽油タンクからタンクローリによるガスタービン発電設備軽油タンクへの燃料補給量を基に設定する。</p> <p>①ガスタービン発電機の燃料消費量 (7日間 (168時間)) $V = c \times H \times n = 1.230\text{kL/h} \times 168\text{h} \times 2\text{台} \approx 414\text{kL}$ V:燃料消費量 (kL) H:運転時間 (h) c:燃料消費率 (kL/h) n:個数 (個)</p> <p>②軽油タンクからの燃料補給量 約160kL (タンクローリの容量設定根拠参照。)</p> <p>③ガスタービン発電設備軽油タンクの必要容量 ①-②より、 約414kL - 約160kL = 約254kL</p> <p>必要容量約254kLに対し、軽油は合計で330kL (110kL/個×3個) 保有しており、必要容量に対して余裕を有している。</p> <p>また、重大事故等時に非常用ディーゼル発電機から電源供給している場合において、同時にその機能を要求される可搬型重大事故等対処設備が最大数となる有効性評価の各重要事故シナリオ等から選定した設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料の必要容量約74kLに対しても、余裕を有している。</p> <p>2. 最高使用圧力の設定根拠 ガスタービン発電設備軽油タンクの最高使用圧力は、開放型タンクであることから静水頭とする。</p> <p>3. 最高使用温度の設定根拠 ガスタービン発電設備軽油タンクの最高使用温度は、ガスタービン発電設備燃料移送系の最高使用温度と同じ50℃とする。</p>	名称		ガスタービン発電設備軽油タンク	個数	—	3	容量	kL/個	110	最高使用圧力	kPa [gage]	静水頭	最高使用温度	℃	50		<p>【女川】 設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p>
名称		ガスタービン発電設備軽油タンク																
個数	—	3																
容量	kL/個	110																
最高使用圧力	kPa [gage]	静水頭																
最高使用温度	℃	50																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>軽油タンク</th> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kl/基</td> <td>60^(注1)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 軽油タンクは、重大事故等対処設備として、中型ポンプ車、加圧ポンプ車、大型ポンプ車、300kVA電源車、75kVA電源車および緊急時対策所用発電機に補給する燃料を確保するため、必要な燃料を保有できる容量のものを1基設置する。</p> <p>1. 容量 軽油タンクの容量は、燃料消費が最大となる事象において各機器類が重大事故等発生後7日間の連続運転が可能な容量としている。 各事故シーケンスにおいて、燃料消費が最大となるのは、以下の機器を同時に使用した場合である。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>燃料消費率</th> <th>運転期間</th> <th>台 数</th> <th>燃料補給量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型ポンプ車</td> <td>約43.1L/h^{※1}</td> <td>7日間(168h)</td> <td>3台^{※2}</td> <td>43.1L/h×168h×3台=21.73kL</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>約14L/h^{※3}</td> <td>7日間(168h)</td> <td>2台</td> <td>14L/h×168h×2台=4.71kL</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td> <td>26.5kL</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※1 定機長時時の燃料消費率 ※2 運転に要した燃料消費量 ※3 2台自給対流冷却器2台、補助給水タンク増設&3F増設1台</small></p> <p>以上より、軽油タンクの容量は26.5kLを上回るものとして60kLとする。</p> <p>2. 最高使用圧力 軽油タンクの最高使用圧力は、大気開放タンクであることから、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 軽油タンクの最高使用温度は、屋外に設置する地下埋設の大気開放タンクであることから、同様に屋外に地下埋設で設置の燃料油貯油槽の最高使用温度に合わせ40℃とする。</p> <p>(注1) 公称値</p>	名 称		軽油タンク	個 数	—	1	容 量	kl/基	60 ^(注1)	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	40	設 備	燃料消費率	運転期間	台 数	燃料補給量	中型ポンプ車	約43.1L/h ^{※1}	7日間(168h)	3台 ^{※2}	43.1L/h×168h×3台=21.73kL	緊急時対策所用発電機	約14L/h ^{※3}	7日間(168h)	2台	14L/h×168h×2台=4.71kL	合 計				26.5kL		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>燃料タンク (SA)</th> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kl/個</td> <td>50以上 (55)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>() 内は公称値を示す。 【設定根拠】 燃料タンク (SA) は、重大事故等時において、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策所用発電機に補給する燃料を確保するため、必要な燃料を保有できる容量のものを1基設置する設計とする。</p> <p>1. 容量 燃料タンク (SA) の容量は、燃料消費が最大となる事象において各機器類が重大事故等時に7日間の連続運転が可能な容量としている。各事故シーケンスにおいて、燃料が最大となるのが、以下の機器を同時に使用した場合である。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数 (台)</th> <th>②燃料消費量 (kl/h)</th> <th>①×②燃料消費量 (kl/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>2</td> <td>0.074</td> <td>約25.0</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>2</td> <td>0.0571</td> <td>約19.2</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>約44.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、燃料タンク (SA) の容量は約44.2kLを上回るものとして50kLとする。</p> <p>2. 最高使用圧力 燃料タンク (SA) の最高使用圧力は、燃料タンク (SA) が大気開放であることから大気圧とする設計とする。</p> <p>3. 最高使用温度 燃料タンク (SA) の最高使用温度は、屋外に設置する地下埋設の大気開放タンクとする設計とし、同様に屋外に地下埋設で設置のディーゼル発電機燃料油貯油槽の最高使用温度に合わせて40℃とする設計とする。</p>	名 称		燃料タンク (SA)	容 量	kl/個	50以上 (55)	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	40	個 数	—	1	使用機器	①台数 (台)	②燃料消費量 (kl/h)	①×②燃料消費量 (kl/168時間)	可搬型大型送水ポンプ車	2	0.074	約25.0	緊急時対策所用発電機	2	0.0571	約19.2	計			約44.2	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備) 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯、女川】 記載方針の相違 ・泊は伊方と同様に、重大事故等時に使用するタンクを設置している事から、伊方の記載を参考としている。</p>
名 称		軽油タンク																																																																			
個 数	—	1																																																																			
容 量	kl/基	60 ^(注1)																																																																			
最高使用圧力	MPa	大気圧																																																																			
最高使用温度	℃	40																																																																			
設 備	燃料消費率	運転期間	台 数	燃料補給量																																																																	
中型ポンプ車	約43.1L/h ^{※1}	7日間(168h)	3台 ^{※2}	43.1L/h×168h×3台=21.73kL																																																																	
緊急時対策所用発電機	約14L/h ^{※3}	7日間(168h)	2台	14L/h×168h×2台=4.71kL																																																																	
合 計				26.5kL																																																																	
名 称		燃料タンク (SA)																																																																			
容 量	kl/個	50以上 (55)																																																																			
最高使用圧力	MPa	大気圧																																																																			
最高使用温度	℃	40																																																																			
個 数	—	1																																																																			
使用機器	①台数 (台)	②燃料消費量 (kl/h)	①×②燃料消費量 (kl/168時間)																																																																		
可搬型大型送水ポンプ車	2	0.074	約25.0																																																																		
緊急時対策所用発電機	2	0.0571	約19.2																																																																		
計			約44.2																																																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足-5-4)＞</p> <table border="1" data-bbox="672 199 1232 295"> <tr> <th>名称</th> <th>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</th> </tr> <tr> <td>台</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>m³/h/個</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>MPa</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>kW</td> <td>1.5</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、重大事故等時にガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電機に燃料を補給するために設置する。 なお、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機1台あたり、100%容量を1台設置する。</p> <p>1. 容量の設定根拠 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの容量は、ガスタービン発電機1台の単位時間当たりの燃料最大消費量 1,400L/h (約 24L/min) をガスタービン発電機に供給するため、それよりも容量の大きい50L/min (3.0m³/h) とする。</p> <p>2. 全圧力の設定根拠 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの必要となる全圧力は、以下のとおり、0.24MPa (約 27.6m) である。</p> <p>軽油タンク吸込管下端及び燃料小出槽レベルHとの差 : 約 4.6m 配管圧損 : 約 23.0m 合計 : 約 27.6m</p> <p>以上より、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの全圧力は、0.24MPa を上回る0.5MPa とする。</p> <p>3. 原動機出力の設定根拠 上記に示す容量及び揚程を満足するポンプの必要軸動力は以下のとおり0.40kW となる。</p> $P = (g \times \rho \times Q \times H) \div (\eta \times 60)$ $= (9.80665 \times 0.86 \times 0.05 \times 27.6) \div (0.4 \times 60)$ $= 0.40 \text{ kW}$ <p>P : 必要軸動力 (kW) g : 重力加速度 (m/s²) Q : 吐出量 (m³/min) ρ : 比重 (t/m³) H : 全揚程 (m) η : ポンプ効率 (-) *1: 比重は JIS K 2204:2007 より 15℃における軽油密度 0.86 (t/m³) を使用</p> <p>上記の必要軸動力を満足する原動機を選定すると、原動機出力は 1.5kW となる。よって、電動機として出力 1.5kW の電動機を選定する。</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	名称	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	台	2	m ³ /h/個	3.0	MPa	0.5	kW	1.5	<table border="1" data-bbox="1265 215 1814 335"> <tr> <th>名称</th> <th>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kt/h/個 26以上(26)</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa[age] 0.3</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個 11</td> </tr> </table> <p>()内は公称値を示す。</p> <p>【設定根拠】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、重大事故等時にディーゼル発電機燃料油貯槽からディーゼル発電機燃料油サービスタンクまで燃料を移送するために設置する。 なお、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、ディーゼル発電機燃料油サービスタンク1基あたり、100%容量を1台設置する。</p> <p>1. 容量 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの容量は、ディーゼル発電機燃料油サービスタンク1基 (13kl) を30分程度で充てん可能な容量26kl/h (433.4L/min) とする。</p> <p>2. 吐出圧力 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの必要となる吐出圧力は、以下のとおり、<input type="text"/> MPa となる。</p> <p>静水頭 : <input type="text"/> 配管及び弁圧損 : <input type="text"/> 合計 : <input type="text"/> (Pa)</p> <p>以上より、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの吐出圧力は、<input type="text"/> MPa を上回る 0.3MPa 以上とする。</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名称	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	個数	2	容量	kt/h/個 26以上(26)	吐出圧力	MPa[age] 0.3	原動機出力	kW/個 11	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ) 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・美浜は設置許可段階ではディーゼル発電機燃料油移送ポンプの記載していないため、女川の燃料移送ポンプの構文を用いて比較する。</p>
名称	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ																						
台	2																						
m ³ /h/個	3.0																						
MPa	0.5																						
kW	1.5																						
名称	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ																						
個数	2																						
容量	kt/h/個 26以上(26)																						
吐出圧力	MPa[age] 0.3																						
原動機出力	kW/個 11																						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 原動機出力</p> <p>上記に示す容量及び圧力を満足するポンプの必要軸動力は以下のとおり \square kWとなる。</p> $L = \frac{Q}{\eta} \times P$ $L = \frac{433.4}{\square} \times \square = \square$ <p>L：必要軸動力 (kW) Q：ポンプ流量 (L/min) = 433.4 P：全圧力 (MPa) = \square η：ポンプ効率 = \square</p> <p>上記の必要軸動力を満足する原動機を選定すると、原動機出力は11kWとなる。 よって、電動機として出力11kWの電動機を選定する。</p> <p>\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・美浜は設置許可段階ではディーゼル発電機燃料油移送ポンプの記載していないため、女川の燃料移送ポンプの構文を用いて比較する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<table border="1" data-bbox="67 175 660 279"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>タンクローリー（3号及び4号炉共用）</th> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>ℓ/個</td> <td>3,440</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </table> <p data-bbox="67 279 660 295">その他発電用原子炉の付属施設のうち補機駆動用燃料設備と兼用</p> <p data-bbox="67 311 660 335">【設定根拠】</p> <ul data-bbox="67 335 660 414" style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（非常用発電装置）及び補機駆動用燃料設備（燃料貯蔵設備）として使用するタンクローリーは、以下の機能を有する。 <p data-bbox="67 430 660 518">タンクローリーは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高压の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するために、必要となる電源の燃料移送を目的に設置する。</p> <p data-bbox="67 518 660 582">系統構成は、補助給水ポンプ機能回復のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p data-bbox="67 598 660 686">タンクローリーは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高压の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために、必要となる電源の燃料移送を目的に設置する。</p> <p data-bbox="67 686 660 750">系統構成は、補助給水ポンプ及び加圧器逃がし弁の機能回復のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p data-bbox="67 766 660 853">タンクローリーは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために、必要となる電源の燃料移送を目的に設置する。</p> <p data-bbox="67 869 660 957">系統構成は、代替炉心注入、代替再循環、格納容器水張り及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ電源用）へ給油できる設計とする。</p>	名称		タンクローリー（3号及び4号炉共用）	容量	ℓ/個	3,440	最高使用圧力	kPa	24	最高使用温度	℃	40	<table border="1" data-bbox="660 175 1243 279"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>タンクローリー</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>個</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>ℓ/個</td> <td>4,0</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa(gage)</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </table> <p data-bbox="660 279 1243 295">【設定根拠】</p> <p data-bbox="660 295 1243 399">タンクローリーは、重大事故等時に、同時にその機能を要求される燃料補給を必要とする重大事故等対処設備が最大数となる有効性評価の各重要事故シナシス等から選定し、注水用の大容量送水ポンプ（タイプ1）、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプ1）、熱交換器ユニット及びガスタービン発電機（ガスタービン発電設備軽油タンク）とする。</p> <p data-bbox="660 414 1243 438">1. 容量</p> <p data-bbox="660 438 1243 510">重大事故等対処設備への燃料補給は、タンクローリー2台で行い、それぞれ注水用の大容量送水ポンプ（タイプ1）、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプ1）及び熱交換器ユニットに対してタンクローリー1台並びにガスタービン発電機に対してタンクローリー1台にて補給を行う。</p> <p data-bbox="660 526 1243 550">(1) タンクローリーA</p> <p data-bbox="660 550 1243 574">a. 各機器の運転可能時間</p> <p data-bbox="660 574 1243 598">○注水用の大容量送水ポンプ（タイプ1）の運転可能時間</p> <p data-bbox="660 598 1243 622">運転可能時間 = $V_f \div C_f = 990\ell \div 188\ell/h = 5.2h$ (312min)</p> <p data-bbox="660 622 1243 646">V_f: 注水用の大容量送水ポンプ（タイプ1）の</p> <p data-bbox="660 646 1243 670">燃料タンク容量(L) = 990ℓ</p> <p data-bbox="660 670 1243 694">C_f: 燃料消費率(L/h) = 188ℓ/h</p> <p data-bbox="660 694 1243 718">保守的に300分とする。</p> <p data-bbox="660 734 1243 758">○熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプ1）の運転可能時間</p> <p data-bbox="660 758 1243 782">運転可能時間 = $V_f \div C_f = 990\ell \div 188\ell/h = 5.2h$ (312min)</p> <p data-bbox="660 782 1243 805">V_f: 熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプ1）の</p> <p data-bbox="660 805 1243 829">燃料タンク容量(L) = 990ℓ</p> <p data-bbox="660 829 1243 853">C_f: 燃料消費率(L/h) = 188ℓ/h</p> <p data-bbox="660 853 1243 877">保守的に300分とする。</p> <p data-bbox="660 893 1243 917">○熱交換器ユニットの運転可能時間</p> <p data-bbox="660 917 1243 941">運転可能時間 = $V_f \div C_f = 900\ell \div 55.5\ell/h = 16.2h$ (972min)</p> <p data-bbox="660 941 1243 965">V_f: 熱交換器ユニットの燃料タンク容量(L) = 900ℓ</p> <p data-bbox="660 965 1243 989">C_f: 燃料消費率(L/h) = 55.5ℓ/h</p> <p data-bbox="660 989 1243 1013">保守的に900分とする。</p> <p data-bbox="660 1029 1243 1053">b. 燃料補給手順</p> <p data-bbox="660 1053 1243 1077">注水用の大容量送水ポンプ（タイプ1）、熱交換器ユニット用の大容量送水</p>	名称		タンクローリー	個数	個	2（予備1）	容量	ℓ/個	4,0	最高使用圧力	kPa(gage)	24	最高使用温度	℃	40	<table border="1" data-bbox="1243 175 1825 279"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型タンクローリー</th> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>ℓ</td> <td>3,468.5以上 (3,860)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa(gage)</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>個</td> <td>2（予備2）</td> </tr> </table> <p data-bbox="1243 279 1825 295">() 内は公称値を示す。</p> <p data-bbox="1243 311 1825 335">【設定根拠】</p> <p data-bbox="1243 335 1825 446">可搬型タンクローリーは、重大事故等時に、同時にその機能を要求される燃料補給を必要とする重大事故等対処設備が最大数となる有効性評価の各重要事故シナシス等から選定し、可搬型大型送水ポンプ車A及びB、緊急時対策用発電機（指揮所側）、緊急時対策用（待機所側）及び代替非常用発電機とする。</p> <p data-bbox="1243 462 1825 486">1. 容量</p> <p data-bbox="1243 486 1825 510">重大事故等対処設備への燃料補給は、可搬型タンクローリー1台で行う。</p> <p data-bbox="1243 526 1825 550">(1) 可搬型タンクローリーによる直接汲み上げ手段を用いる場合</p> <p data-bbox="1243 550 1825 574">a. 各機器の運転可能時間</p> <p data-bbox="1243 574 1825 598">○ 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p data-bbox="1243 598 1825 622">運転可能時間 = $V_f \div C_f = 400\ell \div 74\ell/h = 5.4h$ (324min)</p> <p data-bbox="1243 622 1825 646">V_f: 燃料タンク容量 (ℓ) = 400ℓ</p> <p data-bbox="1243 646 1825 670">C_f: 燃料消費量 (ℓ/h) = 74ℓ/h</p> <p data-bbox="1243 670 1825 694">保守的に320分とする。</p> <p data-bbox="1243 710 1825 734">○ 緊急時対策用発電機（指揮所側）</p> <p data-bbox="1243 734 1825 758">運転可能時間 = $V_f \div C_f = 470\ell \div 24.4\ell/h = 19.2h$ (1,152min)</p> <p data-bbox="1243 758 1825 782">V_f: 燃料タンク容量 (ℓ) = 470ℓ</p> <p data-bbox="1243 782 1825 805">C_f: 燃料消費量 (ℓ/h) = 24.4ℓ/h</p> <p data-bbox="1243 805 1825 829">保守的に1,150分とする。</p>	名称		可搬型タンクローリー	容量	ℓ	3,468.5以上 (3,860)	最高使用圧力	kPa(gage)	24	最高使用温度	℃	40	個数	個	2（予備2）	<p data-bbox="1825 143 2172 167">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1825 167 2172 191">設備名称の相違（可搬型タンクローリー）</p> <p data-bbox="1825 199 2172 223">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1825 223 2172 247">設備の相違（可搬型タンクローリー）</p> <p data-bbox="1825 255 2172 279">設備の相違</p> <ul data-bbox="1825 279 2172 367" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。
名称		タンクローリー（3号及び4号炉共用）																																											
容量	ℓ/個	3,440																																											
最高使用圧力	kPa	24																																											
最高使用温度	℃	40																																											
名称		タンクローリー																																											
個数	個	2（予備1）																																											
容量	ℓ/個	4,0																																											
最高使用圧力	kPa(gage)	24																																											
最高使用温度	℃	40																																											
名称		可搬型タンクローリー																																											
容量	ℓ	3,468.5以上 (3,860)																																											
最高使用圧力	kPa(gage)	24																																											
最高使用温度	℃	40																																											
個数	個	2（予備2）																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>タンクローリーは、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損が発生する前に生じるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度低下させるため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、タンクローリーは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイ及び格納容器自然対流冷却のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイ及び格納容器自然対流冷却のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイのため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発(以下「水素爆発」という。)による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p>	<p>ポンプ(タイプ1)及び熱交換器ユニットへの燃料補給の手順は以下のとおり。</p> <p>【所要時間の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対応要員の移動時間は、移動時間が最大となる緊急時対策所から、タンクローリーを保管している第3保管エリアまでの移動を想定し20分とする。 タンクローリーの移動時間は、各設備までの移動距離に応じたものとする。 軽油タンクからタンクローリーの補給時間は、軽油補給作業の実績に余裕を見込んだ時間を想定し105分とする。 各機器への補給時間は、補給時間が最大となる注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)への補給(準備作業を含む)を想定し30分とする。 <p>【タンクローリーAによる補給手順(注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)及び熱交換器ユニットへの補給)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 移動(重大事故等対応要員(緊急時対策所⇒保管エリア)):20分 移動(タンクローリー(保管エリア⇒軽油タンク)):10分 補給(軽油タンク⇒タンクローリー(4.0kL)):105分 移動(タンクローリー(軽油タンク⇒注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所)):10分 補給(タンクローリー⇒注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)):30分 補給(タンクローリー⇒注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)):30分 補給(タンクローリー⇒注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)):30分 移動(タンクローリー(注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所⇒軽油タンク)):10分 補給(軽油タンク⇒タンクローリー(4.0kL)):105分 移動(タンクローリー(軽油タンク⇒注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所)):10分 補給(タンクローリー⇒注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)):30分 移動(タンクローリー(注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所⇒熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所)):10分 補給(タンクローリー⇒熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)):30分 移動(タンクローリー(熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)設置場所⇒熱交換器ユニット設置場所)):10分 補給(タンクローリー⇒熱交換器ユニット):30分 移動(タンクローリー(熱交換器ユニット設置場所⇒軽油タンク)):5分 <p>タイムチャートは、「図57-5-1 タンクローリーAから注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)及び熱交換器ユニットへの補給のタイムチャート」に示す。移動ルートは「57-</p>	<p>○ 緊急時対策所用発電機(待機所側)</p> <p>運転可能時間=V₁+C₁=470L÷19.3L/h=24.3h(1,458min)</p> <p>V₁:燃料タンク容量(L)=470L C₁:燃料消費量(L/h)=19.3L/h</p> <p>保守的に1,450分とする。</p> <p>○ 代替非常用発電機の運転可能時間</p> <p>運転可能時間=V₂+C₂=1,620L÷253L/h=6.4h(384min)</p> <p>V₂:燃料タンク容量(L)=1,620L C₂:燃料消費量(L/h)=253L/h</p> <p>保守的に380分とする。</p> <p>h. 燃料補給手順</p> <p>緊急時対策所用発電機(指揮所側)、緊急時対策所用発電機(待機所側)、可搬型大型送水ポンプ車A及びB、代替非常用発電機への燃料補給手順は以下のとおり。</p> <p>【所用時間の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策要員の移動時間は、緊急時対策所から可搬型タンクローリーを保管している1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)までの移動を想定し、60分とする。 可搬型タンクローリーへの移動時間は、各設備までの移動時間に応じた時間とする。 燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ時間は、軽油汲み上げ作業の実績に余裕を見込んだ想定時間とする。 各機器への補給は類似作業の実績に余裕を見込んだ想定時間とする。 <p>【可搬型タンクローリーによる補給手順(緊急時対策所用発電機(指揮所側)、緊急時対策所用発電機(待機所側)、可搬型大型送水ポンプ車A及びB、代替非常用発電機への燃料補給)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 移動(災害対策要員(緊急時対策所⇒保管エリア)) 移動(可搬型タンクローリー(保管エリア⇒燃料油貯油槽))、燃料汲み上げ準備 ⑦⑧⑨ 燃料汲み上げ(燃料油貯油槽⇒可搬型タンクローリー) ⑩ 移動(可搬型タンクローリー(燃料油貯油槽⇒代替非常用発電機))、燃料補給 	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違(可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違(可搬型タンクローリー) 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、水素濃度低減及び水素濃度監視のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設 (以下「原子炉建屋等」という。) の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、水素濃度監視のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料 (以下「貯蔵槽内燃料体等」という。) を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、タンクローリーは、使用済燃料貯蔵槽から大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、使用済燃料ピットへのスプレイのため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ電源用) へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替再循環のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p>	<p>11 燃料補給に関する補足説明資料」に示す。</p> <p>c. タンクローリーAの補給成立性</p> <p>(a) 注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) への補給成立性</p> <p>注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) は、事象発生10時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から10時間以降であり、手順①②③④はアクセスルートの復旧が完了する事象発生後4時間から注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) が起動する事象発生後10時間までに実施する。</p> <p>注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) への1回目の補給 (手順⑤) 以降の燃料補給時間 (n回補給完了から (n+1) 回補給完了までの時間) は以下のとおり。</p> <p>1回目 運転開始30分後 (⑤) に補給完了 2回目 1回目の補給後から140分後に補給する。 140分+⑥=170分 3回目 2回目の補給後から145分後に補給する。 145分+⑦=175分 4回目 ⑧+⑨+⑩+⑪=155分 5回目 ⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱=230分 6回目以降は、5回目と同じサイクルを実施する。</p> <p>したがって、注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) の燃料補給時間は最大で230分である。</p> <p>(b) 熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) への補給成立性</p> <p>熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) は、事象発生19時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から19時間以降に実施する。熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) への補給は、注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) へ補給後に実施する。</p> <p>熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) への1回目の補給 (手順⑲) 以降の燃料補給時間 (n回補給完了から (n+1) 回補給完了までの時間) は以下のとおり。</p> <p>1回目 運転開始30分後 (⑲) に補給完了 2回目 ⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙=230分 3回目以降は、2回目と同じサイクルを実施する。</p> <p>したがって、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) の燃料補給時間は最大で230分である。</p> <p>(c) 熱交換器ユニットへの補給成立性</p> <p>熱交換器ユニットは、事象発生19時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは事象発生から19時間以降に実施する。熱交換器ユニットへの補給は、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) へ補給後に実施する。</p>	<p>準備</p> <p>⑤⑬ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→代替非常用発電機) ⑥⑭ 移動 (可搬型タンクローリー (代替非常用発電機→燃料油貯油槽)), 燃料汲み上げ準備 ⑤⑯ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽→可搬型大型送水ポンプ車A)), 燃料補給準備 ⑥⑰ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→可搬型大型送水ポンプ車A) ⑥⑱ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A→燃料油貯油槽)), 燃料補給準備 ⑥⑲ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A→緊急時対策用発電機)), 燃料補給準備 ⑥⑳ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→緊急時対策用発電機 (指揮所側)) ⑥㉑ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→緊急時対策用発電機 (待機所側)) ⑥㉒ 移動 (可搬型タンクローリー (緊急時対策所→燃料油貯油槽)), 燃料汲み上げ準備 ⑥㉓⑥㉔ 燃料汲み上げ (燃料油貯油槽→可搬型タンクローリー) ⑥㉕⑥㉖ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽→代替非常用発電機)), 燃料補給準備 ⑥㉗⑥㉘ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→代替非常用発電機) ⑥㉙⑥㉚ 移動 (可搬型タンクローリー (代替非常用発電機→燃料油貯油槽)), 燃料汲み上げ準備 ⑥㉛⑥㉜ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽→可搬型大型送水ポンプ車A及びB)), 燃料補給準備 ⑥㉝⑥㉞ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→可搬型大型送水ポンプ車A) ⑥㉟⑥㊱ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→可搬型大型送水ポンプ車B) ⑥㊲ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A及びB→燃料油貯油槽)), 燃料補給準備 ⑥㊳ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A及びB→緊急時対策用発電機)), 燃料補給準備 ⑥㊴ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→緊急時対策用発電機 (指揮所側)) ⑥㊵ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→緊急時対策用発電機 (待機所側)) ⑥㊶ 移動 (可搬型タンクローリー (緊急時対策所→燃料油貯油槽)), 燃料汲み上げ準備</p>	<p>【大飯, 女川】 設備名称の相違 (可搬型タンクローリー) 【大飯, 女川】 設備の相違 (可搬型タンクローリー) 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>タンクローリーは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体 (以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。) の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、タンクローリーは、第四十五条第一項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設置する。</p> <p>系統構成は、全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇の対応のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、電源車、大容量ポンプ又は空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、重大事故が発生し、計測機器 (非常用のものを含む。) の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ (設置許可基準規則第十六条第三項第二号に規定するパラメータをいう。以下同じ。) を計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために設置する。</p> <p>系統構成は、計測機器への給電のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、電源車、又は空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、第三十八条第一項の規定により設置される原子炉制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、居住性の確保及び汚染持込防止のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、重大事故等が発生した場合に工場及びその周辺 (工場等の周辺海域を含む。) において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができるように、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、タンクローリーは、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができるように、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、全交流動力電源喪失時に、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</p>	<p>熱交換器ユニットへの1回目の補給 (手順⑤) 以降の燃料補給時間 (n回補給完了から (n+1) 回補給完了までの時間) は以下のとおり。</p> <p>1回目 運転開始70分後 (③+④+⑤) に補給完了 2回目 ⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬=230分 3回目以降は、2回目と同じサイクルを実施する。 したがって、熱交換器ユニットの燃料補給時間は最大で230分である。</p> <p>d. 評価結果 注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) の燃料補給時間は230分であり、運転可能時間である300分以内に燃料補給は可能である。 熱交換器ユニットの燃料補給時間は230分であり、運転可能時間である900分以内に燃料補給は可能である。 軽油の必要量は、上記3台全てに補給する場合が最大で990L+990L+990L=2,880Lであり、タンクローリーの容量は4,000Lを有していることから、必要量に対して余裕を有している。</p> <p>(2) タンクローリーB</p> <p>a. ガスタービン発電機の運転可能時間 運転可能時間 = $(V_0 + V_1) \div C_0 = (300\text{kL} + 160\text{kL}) \div 2.46\text{kL/h} = 186\text{h}$ V_0: ガスタービン発電設備軽油タンクの容量 (kL) = 300kL V_1: タンクローリーの補給量 (kL) = 4 kL/回 × 40 回 = 160kL (補給回数 = 40 回) C_0: 燃料消費率 (kL/h) = 2.46kL/h</p> <p>b. 燃料補給手順 ガスタービン発電設備軽油タンクへの燃料補給の手順は以下のとおり。</p> <p>【所要時間の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対応要員の移動時間は、移動時間が最大となる緊急時対策所から、タンクローリーを保管している第3保管エリアまでの移動を想定し20分とする。 タンクローリーの移動時間は、各設備までの移動距離に応じたものとする。 軽油タンクからタンクローリーの補給時間は、軽油補給作業の実績に余裕を見込んだ時間を想定し105分とする。 ガスタービン発電設備軽油タンクへの補給時間は、軽油補給作業に余裕を見込んだ時間を想定し40分とする。 <p>【タンクローリーBによる補給手順 (ガスタービン発電設備軽油タンクへの補給)】</p> <p>①移動 (重大事故等対応要員 (緊急時対策所→保管エリア)): 20分</p>	<p>タイムチャートは、「図57.5.1 可搬型タンクローリーから各機器への補給 (可搬型タンクローリーから直接補給する場合) タイムチャート」に示す。移動ルートは「57-11 燃料補給に関する補足説明資料」に示す。</p> <p>c. 可搬型タンクローリーの補給成立性</p> <p>(a) 代替非常用発電機への補給成立性 代替非常用発電機は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から25分以降であり、手順①②③④は、事象発生約6時間までに実施する。 代替非常用発電機への1回目の補給 (手順⑤) 以降の燃料補給時間 (n回補給完了から (n+1) 回補給完了までの時間) は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始40分後 (⑤) に補給完了 2回目 1回目の補給後から190分以内に補給する。 $⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬=190\text{分}$ 3回目 2回目の補給後から225分以内に補給する。 $⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒=225\text{分}$ 4回目 3回目の補給後から240分以内に補給する。 $㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚=200\text{分} + \text{余裕時間} 40\text{分} = 240\text{分}$ 5回目 4回目の補給後から240分以内に補給する。 $㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴=235\text{分} + \text{余裕時間} 5\text{分} = 240\text{分}$ 6回目以降は、4回目以降と同じサイクルを実施する。 したがって、代替非常用発電機の燃料補給時間は最大で240分である。</p> <p>(b) 可搬型大型送水ポンプ車Aへの補給成立性 可搬型大型送水ポンプ車Aは、事象発生約5.5時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約7時間以降に実施する。可搬型大型送水ポンプ車Aへの補給は、代替非常用発電機への補給後に実施する。 可搬型大型送水ポンプ車Aへの1回目の補給 (手順⑥) 以降の燃料補給時間 (n回補給完了から (n+1) 回補給完了までの時間) は以下のとおり。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 (可搬型タンクローリー) 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>から、タンクローリーを介し、電源車(緊急時対策用)へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、緊急時対策所が、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう設置する。重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じられるよう、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を收容することができるよう設置する。</p> <p>系統構成は、電源の確保のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、電源車(緊急時対策用)へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、重大事故等が発生した場合において当該発電原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、通信設備のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車(緊急時対策用)へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、重大事故等対処設備として2個設置する。</p>	<p>②移動(タンクローリー(保管エリア⇒軽油タンク)):10分 ③補給(軽油タンク⇒タンクローリー(4.0kL)):105分 ④移動(タンクローリー(軽油タンク⇒ガスタービン発電設備軽油タンク)):10分 ⑤補給(タンクローリー⇒ガスタービン発電設備軽油タンク):40分 ⑥移動(タンクローリー(ガスタービン発電設備軽油タンク⇒軽油タンク)):10分 ⑦補給(軽油タンク⇒タンクローリー(4.0kL)):105分</p> <p>タイムチャートは、「図 57-5-2 タンクローリーBからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給のタイムチャート」に示す。移動ルートは、「57-11 燃料補給に関する補足説明資料」に示す。</p> <p>c. タンクローリーBの補給成立性 ガスタービン発電設備軽油タンクは、事象発生10時間後に補給を開始するため、1回目の補給を行うのは事象発生から10時間以降であり、手順①②③④はアクセスルートの復旧が完了する事象発生後4時間からガスタービン発電設備軽油タンクに軽油を補給する事象発生後10時間までに実施する。ガスタービン発電設備軽油タンクへの1回目の補給(手順⑤)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始40分後(⑤)に補給完了 2回目 1回目の補給後から4時間以内に補給する。 ⑥+⑦+④+⑤=165分+余裕時間75分=240分 3回目以降は、2回目と同じサイクルを実施する。 したがって、ガスタービン発電設備軽油タンクの燃料補給時間は240分である。</p> <p>d. 評価結果 ガスタービン発電設備軽油タンクへの燃料補給時間は240分(4時間)であり、7日間(168時間)の必要容量160kLについて、1回4kLの補給を40回実施することが可能である。</p> <p>2. 最高使用圧力の設定根拠 タンク内圧が上昇すると、20kPa[gage]<タンク内圧≤24kPa[gage]の範囲内で安全装置が作動し、内圧の上昇が抑えられることから24kPa[gage]とする。</p> <p>3. 最高使用温度の設定根拠 タンクローリーの最高使用温度は、屋外温度が40℃を下回るため、40℃とする。</p>	<p>1回目 補給開始10分後(⑤)に補給完了 2回目 1回目の補給後から190分以内に補給する。 ⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤=190分 3回目 2回目の補給後から225分以内に補給する。 ⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤=225分 4回目 3回目の補給後から240分以内に補給する。 ⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤=200分+余裕時間40分=240分 5回目 4回目の補給後から240分以内に補給する。 ⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤=235分+余裕時間5分=240分 6回目以降は、4回目以降と同じサイクルを実施する。 したがって、可搬型大型送水ポンプ車Aの燃料補給時間は最大で240分である。</p> <p>(c) 可搬型大型送水ポンプ車Bへの補給成立性 可搬型大型送水ポンプ車Bは、事象発生約13時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約13時間以降に実施する。可搬型大型送水ポンプ車Bの補給は、可搬型大型送水ポンプ車Aへの3回目の補給後に実施する。 可搬型大型送水ポンプ車Bへの1回目の補給(手順⑥)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始10分後(⑥)に補給完了 2回目 1回目の補給後から240分以内に補給する。 ⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤=200分+余裕時間40分=240分 3回目 2回目の補給後から240分以内に補給する。 ⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤=235分+余裕時間5分=240分 4回目以降は、2回目以降と同じサイクルを実施する。 したがって、可搬型大型送水ポンプ車Bの燃料補給時間は最大で240分である。</p> <p>(d) 緊急時対策用発電機(指揮所側)への補給成立性 緊急時対策用発電機(指揮所側)は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約25分以降に実施する。緊急時対策用発電機(指揮所側)の補給は、可搬型大型送水ポンプ車Aへの2回目の補給後に実施する。</p>	<p>【大飯, 女川】 設備名称の相違 (可搬型タンクローリー) 【大飯, 女川】 設備の相違 (可搬型タンクローリー) 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>1. 容量 (3,440 t/個)</p> <p>タンクローリーの容量は、各機器類へ燃料を補給するために十分な容量である3,440 tとし、個数を2個とする。</p> <p>タンクローリーは、重大事故対処時に、各機器の燃料タンクへ燃料を補給する。各機器に給油するタンクローリーは、4時間当たり1回燃料を汲み上げることができるため、タンクローリーの容量は、時間当たりの燃料消費量が最大となる事象において、4時間当たりの燃料消費量が5,692.8 tであることから、3,440 tのタンクローリーを2台配備し、6,880 tを確保する。</p> <p>ディーゼル発電機を使用しない場合で時間当たりの燃料消費量が最大となる事象とは、大LOCA及びECCS注入失敗、格納容器スプレイ失敗が生じた時において、次の機器を同時に使用した場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置 4台 (3号炉2台、4号炉2台) ・電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) 2台 (3号炉1台、4号炉1台) ・電源車 (緊急時対策所用) 1台 (3号及び4号炉共用1台) ・電源車 (緊急時対策所用) (待機側) 1台 (3号及び4号炉共用1台) ・大容量ポンプ 1台 (3号及び4号炉共用1台) <p>ディーゼル発電機を使用しない場合で時間当たりの燃料消費量が最大となる事象におけるタンクローリーの4時間当たりの燃料消費量は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">使用機器</th> <th style="width: 5%;">台数 (台)</th> <th style="width: 15%;">燃料消費量 (t/h)</th> <th style="width: 15%;">燃料消費量 (t/4h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>4</td> <td>248.2</td> <td>3,971.2</td> </tr> <tr> <td>電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)</td> <td>2</td> <td>49.2</td> <td>393.6</td> </tr> <tr> <td>電源車 (緊急時対策所用)</td> <td>1</td> <td>18.0</td> <td>72.0</td> </tr> <tr> <td>電源車 (緊急時対策所用) (待機側)</td> <td>1</td> <td>4.0</td> <td>16.0</td> </tr> <tr> <td>大容量ポンプ</td> <td>1</td> <td>310</td> <td>1,240</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>5,692.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、タンクローリーで使用する7日間の燃料消費量は、約248.6k tである。 タンクローリーへの燃料油補給は、タンクローリーによって、燃料油貯蔵</p>	使用機器	台数 (台)	燃料消費量 (t/h)	燃料消費量 (t/4h)	空冷式非常用発電装置	4	248.2	3,971.2	電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	2	49.2	393.6	電源車 (緊急時対策所用)	1	18.0	72.0	電源車 (緊急時対策所用) (待機側)	1	4.0	16.0	大容量ポンプ	1	310	1,240	計			5,692.8		<p>緊急時対策所用発電機 (指揮所側) への1回目の補給 (手順⑧) 以降の燃料補給時間 (n回補給完了から (n+1) 回補給完了までの時間) は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始15分後 (⑨) に補給完了</p> <p>2回目 1回目の補給後から475分以内に補給する。 $\text{⑩} + \text{㉑} + \text{㉒} + \text{㉓} + \text{㉔} + \text{㉕} + \text{㉖} + \text{㉗} + \text{㉘} + \text{㉙} + \text{㉚} + \text{㉛} + \text{㉜} + \text{㉝} + \text{㉞} + \text{㉟} + \text{㊱} + \text{㊲} = 435分 + \text{余裕時間} 40分 = 475分$</p> <p>3回目 2回目の補給後から480分以内に補給する。 $\text{㉒} + \text{㉓} + \text{㉔} + \text{㉕} + \text{㉖} + \text{㉗} + \text{㉘} + \text{㉙} + \text{㉚} + \text{㉛} + \text{㉜} + \text{㉝} + \text{㉞} + \text{㉟} + \text{㊱} + \text{㊲} + \text{㊳} + \text{㊴} + \text{㊵} = 435分 + \text{余裕時間} 45分 = 480分$</p> <p>4回目以降は、3回目以降と同じサイクルを実施する。 したがって、緊急時対策所用発電機 (指揮所側) の燃料補給時間は最大で480分である。</p> <p>(e) 緊急時対策所用発電機 (待機側) への補給成立性</p> <p>緊急時対策所用発電機 (待機側) は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約25分以降に実施する。緊急時対策所用発電機 (待機側) の補給は、緊急時対策所用発電機 (指揮所側) への1回目の補給後に実施する。</p> <p>緊急時対策所用発電機 (待機側) への1回目の補給 (手順⑧) 以降の燃料補給時間 (n回補給完了から (n+1) 回補給完了までの時間) は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始10分後 (⑨) に補給完了</p> <p>2回目 1回目の補給後から475分以内に補給する。 $\text{㉑} + \text{㉒} + \text{㉓} + \text{㉔} + \text{㉕} + \text{㉖} + \text{㉗} + \text{㉘} + \text{㉙} + \text{㉚} + \text{㉛} + \text{㉜} + \text{㉝} + \text{㉞} + \text{㉟} + \text{㊱} + \text{㊲} + \text{㊳} + \text{㊴} + \text{㊵} = 435分 + \text{余裕時間} 40分 = 475分$</p> <p>3回目 2回目の補給後から480分以内に補給する。 $\text{㉓} + \text{㉔} + \text{㉕} + \text{㉖} + \text{㉗} + \text{㉘} + \text{㉙} + \text{㉚} + \text{㉛} + \text{㉜} + \text{㉝} + \text{㉞} + \text{㉟} + \text{㊱} + \text{㊲} + \text{㊳} + \text{㊴} + \text{㊵} + \text{㊶} + \text{㊷} = 435分 + \text{余裕時間} 45分 = 480分$</p> <p>4回目以降は、3回目以降と同じサイクルを実施する。 したがって、緊急時対策所用発電機 (待機側) の燃料補給時間は最大で480分である。</p>	<p>【大飯, 女川】 設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯, 女川】 設備の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>
使用機器	台数 (台)	燃料消費量 (t/h)	燃料消費量 (t/4h)																												
空冷式非常用発電装置	4	248.2	3,971.2																												
電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	2	49.2	393.6																												
電源車 (緊急時対策所用)	1	18.0	72.0																												
電源車 (緊急時対策所用) (待機側)	1	4.0	16.0																												
大容量ポンプ	1	310	1,240																												
計			5,692.8																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>タンク及び重油タンクの燃料油を抜き取ることで行うが、地上から10mの深さまで重油を吸上げることが可能であることをタンクローリーの性能確認試験の結果において確認しており、使用可能量は燃料油貯蔵タンクでは、600kℓ (号炉あたり300kℓ)である。又、重油タンクでは、640kℓ (号炉あたり320kℓ)であることから必要容量の燃料を確保している。</p> <p>2. 最高使用圧力 (24kPa) タンクローリーの最高使用圧力は、タンクローリーが20kPa～24kPaの範囲で動作する安全装置を備えているため、24kPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度 (40℃) タンクローリーの最高使用温度は、屋外での温度が40℃を下回るため40℃とする。</p>		<p>d. 評価結果</p> <p>代替非常用発電機への燃料補給時間は最大で240分であり、運転可能時間である380分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車Aへの燃料補給時間は最大で240分であり、運転可能時間である320分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車Bへの燃料補給時間は最大で240分であり、運転可能時間である320分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>緊急時対策用発電機 (指揮所側) への燃料補給時間は最大で480分であり、運転可能時間である1,150分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>緊急時対策用発電機 (待機所側) への燃料補給時間は最大で480分であり、運転可能時間である1,450分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げ手段を用いる場合</p> <p>a. 各機器の運転可能時間</p> <p>○ 可搬型大型送水ポンプ車 運転可能時間 = $V_t \div G_t = 400L \div 74L/h = 5.4h (324min)$ V_t : 燃料タンク容量 (L) = 400L G_t : 燃料消費量 (L/h) = 74L/h 保守的に320分とする。</p> <p>○ 緊急時対策用発電機 (指揮所側) 運転可能時間 = $V_t \div G_t = 470L \div 24.4L/h = 19.2h (1,152min)$ V_t : 燃料タンク容量 (L) = 470L G_t : 燃料消費量 (L/h) = 24.4L/h 保守的に1,150分とする。</p> <p>○ 緊急時対策用発電機 (待機所側) 運転可能時間 = $V_t \div G_t = 470L \div 19.3L/h = 24.3h (1,458min)$ V_t : 燃料タンク容量 (L) = 470L G_t : 燃料消費量 (L/h) = 19.3L/h 保守的に1,450分とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 (可搬型タンクローリー) 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>○ 代替非常用発電機の運転可能時間 運転可能時間 = $V_f \div C_f = 1,620L \div 253L/h = 6.4h (384min)$ V_f: 燃料タンク容量 (L) = 1,620L C_f: 燃料消費量 (L/h) = 253L/h 保守的に380分とする。</p> <p>b. 燃料補給手順 緊急時対策用発電機 (指揮所側)、緊急時対策用発電機 (待機所側)、可搬型大型送水ポンプ車A及びB、代替非常用発電機への燃料補給手順は以下のとおり。</p> <p>【所用時間の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策要員の移動時間は、緊急時対策所から可搬型タンクローリーを保管している1号が西側31mエリア及び2号が東側31mエリア (b) までの移動を想定し、60分とする。 ・可搬型タンクローリーへの移動時間は、各設備までの移動時間に応じた時間とする。 ・燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ時間は、軽油汲み上げ作業の実績に余裕を見込んだ想定時間とする。 ・各機器への補給は類似作業の実績に余裕を見込んだ想定時間とする。 <p>【可搬型タンクローリーによる補給手順 (緊急時対策用発電機 (指揮所側)、緊急時対策用発電機 (待機所側)、可搬型大型送水ポンプ車A及びB、代替非常用発電機への燃料補給)】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 移動 (災害対策要員 (緊急時対策所⇒保管エリア)) ② 移動 (可搬型タンクローリーA及びB (保管エリア⇒ホース敷設箇所)) ③ ホース敷設 (燃料油移送ポンプ出ライン⇒燃料汲み上げ箇所) ④ 移動 (可搬型タンクローリーA及びB (ホース敷設箇所⇒燃料汲み上げ箇所))、燃料汲み上げ準備 ⑤⑥⑦ 燃料汲み上げ (燃料油貯油槽⇒可搬型タンクローリー) ⑧⑨ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽⇒代替非常用発電機))、燃料補給準備 ⑩⑪ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒代替非常用発電機) ⑫⑬ 移動 (可搬型タンクローリー (代替非常用発電機⇒燃料油貯油槽))、燃料汲み上げ準備 	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (可搬型タンクローリー) 【大飯、女川】 設備の相違 (可搬型タンクローリー) 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>⑩⑪ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽⇒可搬型大型送水ポンプ車A))、燃料補給準備</p> <p>⑫⑬ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒可搬型大型送水ポンプ車A)</p> <p>⑭ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A⇒燃料油貯油槽))、燃料補給準備</p> <p>⑮ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A⇒緊急時対策用発電機))、燃料補給準備</p> <p>⑯ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒緊急時対策用発電機 (指揮所側))</p> <p>⑰ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒緊急時対策用発電機 (待機所側))</p> <p>⑱ 移動 (可搬型タンクローリー (緊急時対策所⇒燃料油貯油槽))、燃料汲み上げ準備</p> <p>⑲⑳㉑ 燃料汲み上げ (燃料油貯油槽⇒可搬型タンクローリー)</p> <p>㉒㉓ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽⇒代替非常用発電機))、燃料補給準備</p> <p>㉔㉕ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒代替非常用発電機)</p> <p>㉖㉗ 移動 (可搬型タンクローリー (代替非常用発電機⇒燃料油貯油槽))、燃料汲み上げ準備</p> <p>㉘㉙ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽⇒可搬型大型送水ポンプ車A及びB))、燃料補給準備</p> <p>㉚㉛ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒可搬型大型送水ポンプ車A)</p> <p>㉜㉝ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒可搬型大型送水ポンプ車B)</p> <p>㉞ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A及びB⇒燃料油貯油槽))、燃料補給準備</p> <p>㉟ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A及びB⇒緊急時対策用発電機))、燃料補給準備</p> <p>㊱ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒緊急時対策用発電機 (指揮所側))</p> <p>㊲ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒緊急時対策用発電機 (待機所側))</p> <p>㊳ 移動 (可搬型タンクローリー (緊急時対策所⇒燃料油貯油槽))、燃料汲み上げ準備</p> <p>タイムチャートは、「図57.5.2 可搬型タンクローリーから各機器への補給 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) タイムチャート」に示す。移動ルートは「57-11 燃料補給に関する補足説明資料」に示す。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>e. 可搬型タンクローリーの補給成立性</p> <p>(a) 代替非常用発電機への補給成立性</p> <p>代替非常用発電機は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から25分以降であり、手順①②③④⑤⑥は、代替非常用発電機に燃料を補給する約6時間までに実施する。</p> <p>代替非常用発電機への1回目の補給(手順⑦)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始45分後(⑦)に補給完了</p> <p>2回目 1回目の補給後から240分以内に補給する。 ⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮=200分+余裕時間40分=240分</p> <p>3回目 2回目の補給後から240分以内に補給する。 ⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕=240分</p> <p>4回目 3回目の補給後から245分以内に補給する。 ㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞=210分+余裕時間35分=245分</p> <p>5回目 4回目の補給後から245分以内に補給する。 ㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹=245分</p> <p>6回目以降は、4回目以降と同じサイクルを実施する。 したがって、代替非常用発電機の燃料補給時間は最大で245分である。</p> <p>(b) 可搬型大型送水ポンプ車Aへの補給成立性</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車Aは、事象発生約7時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約7時間以降である。可搬型大型送水ポンプ車Aの補給は、代替非常用発電機への補給後に実施する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車Aへの1回目の補給(手順①)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始10分後(①)に補給完了</p> <p>2回目 1回目の補給後から200分以内に補給する。 ②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨=200分</p> <p>3回目 2回目の補給後から240分以内に補給する。</p>	<p>【大飯, 女川】 設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯, 女川】 設備の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=240分</p> <p>4回目 3回目の補給後から245分以内に補給する。 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=210分+余裕時間35分=245分</p> <p>5回目 4回目の補給後から245分以内に補給する。 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨=245分</p> <p>6回目以降は、4回目以降と同じサイクルを実施する。 したがって、可搬型大型送水ポンプ車Aの燃料補給時間は最大で245分である。</p> <p>(c) 可搬型大型送水ポンプ車Bへの補給成立性 可搬型大型送水ポンプ車Bは、事象発生約13時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約13時間以降に実施する。可搬型大型送水ポンプ車Bの補給は、可搬型大型送水ポンプ車Aへの3回目の補給後に実施する。 可搬型大型送水ポンプ車Bへの1回目の補給(手順⑩)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始15分後(⑩)に補給完了 2回目 1回目の補給後から245分以内に補給する。 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=210分+余裕時間35分=245分</p> <p>3回目 2回目の補給後から245分以内に補給する。 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨=245分</p> <p>4回目以降は、2回目以降と同じサイクルを実施する。 したがって、可搬型大型送水ポンプ車Bの燃料補給時間は最大で245分である。</p> <p>(d) 緊急時対策所用発電機(指揮所側)への補給成立性 緊急時対策所用発電機(指揮所側)は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約25分以降に実施する。緊急時対策所用発電機(指揮所側)の補給は、可搬型大型送水ポンプ車Aへの2回目の補給後に実施する。 緊急時対策所用発電機(指揮所側)への1回目の補給(手順⑪)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始15分後(⑪)に補給完了 2回目 1回目の補給後から495分以内に補給する。 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩=460分+余裕時間35分=495分</p> <p>3回目 2回目の補給後から490分以内に補給する。</p> <p>⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩=455分+余裕時間35分=490分</p> <p>4回目以降は、3回目以降と同じサイクルを実施する。</p> <p>したがって、緊急時対策所用発電機(指揮所側)の燃料補給時間は最大で495分である。</p> <p>(6) 緊急時対策所用発電機(待機所側)への補給成立性</p> <p>緊急時対策所用発電機(待機所側)は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約25分以降に実施する。緊急時対策所用発電機(待機所側)の補給は、緊急時対策所用発電機(指揮所側)への1回目の補給後に実施する。</p> <p>緊急時対策所用発電機(待機所側)への1回目の補給(手順⑩)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始15分後(⑩)に補給完了</p> <p>2回目 1回目の補給後から495分以内に補給する。</p> <p>⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩=460分+余裕時間35分=495分</p> <p>3回目 2回目の補給後から490分以内に補給する。</p> <p>⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩+⑩=455分+余裕時間35分=490分</p> <p>4回目以降は3回目以降と同じサイクルを実施する。</p> <p>したがって、緊急時対策所用発電機(待機所側)の燃料補給時間は最大で495分である。</p> <p>d. 評価結果</p> <p>代替非常用発電機への燃料補給時間は最大で245分であり、運転可能時間である380分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車Aへの燃料補給時間は最大で245分であり、運転可能時間である320分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車Bへの燃料補給時間は最大で245分であり、運転可能時間である320分以内に燃料補給は可能である。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違(可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違(可搬型タンクローリー)</p> <p>設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

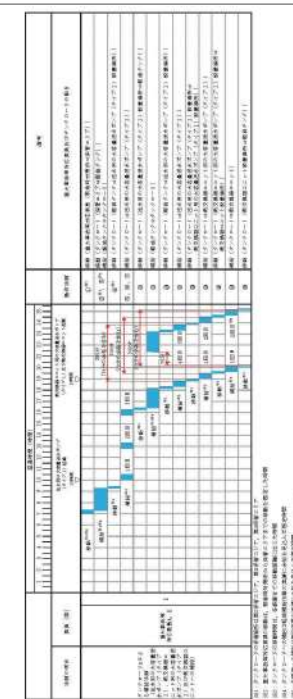
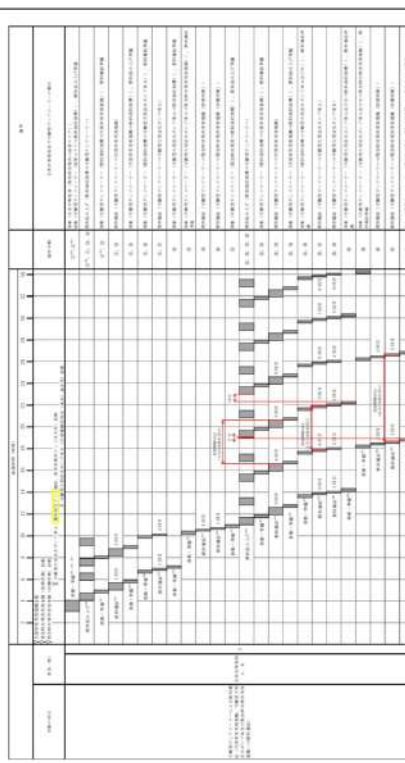
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>緊急時対策用発電機 (指揮所側) への燃料補給時間は最大で495分であり、運転可能時間である1,150分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>緊急時対策用発電機 (待機所側) への燃料補給時間は最大で495分であり、運転可能時間である1,450分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>2. 最高使用圧力 可搬型タンクローリーのタンク内圧が上昇すると、20kPa [gauge] < タンク内圧 ≤ 24kPa [gauge] の範囲内で安全装置が作動し、内圧の上昇が抑えられることから24kPa [gauge] とする。</p> <p>3. 最高使用温度 可搬型タンクローリーの最高使用温度は、室外温度^(注1)が40℃を下回るため、40℃とする。</p> <p>(注1) 外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6℃ (寿都特別地域気象観測所24.5℃、小樽特別地域気象観測所25.6℃) とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

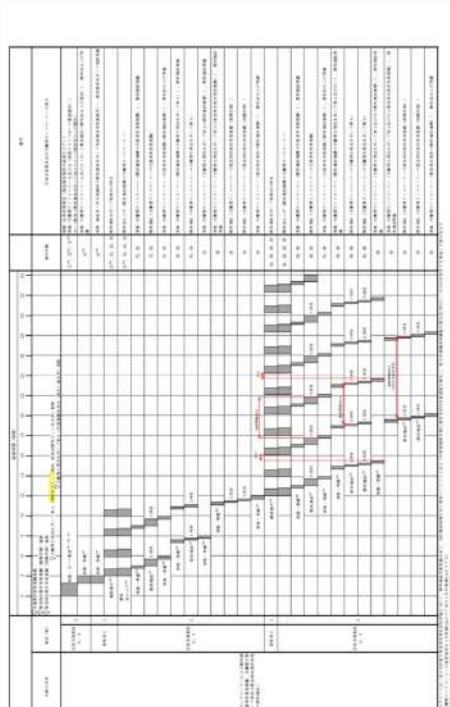
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-5-1 タンクローリ A から注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニットへの補給のタイムチャート</p>	 <p>図 57-A-1 可搬型タンクローリから各機器への補給 (可搬型タンクローリから直接補給する場合) タイムチャート</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (可搬型タンクローリ) 【大飯、女川】 設備の相違 (可搬型タンクローリ) 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-5-2 タンクローリーBからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給のタイムチャート</p>	 <p>図57-5-3 可搬型タンクローリーにより補給する場合のタイムチャート</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (可搬型タンクローリー) 【大飯、女川】 設備の相違 (可搬型タンクローリー) 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																								
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">＜内容比較のため再掲(補足-5-1)＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称</td> <td style="width: 30%;">空冷式非常用発電装置</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>1,825</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 空冷式非常用発電装置は、常設代替電源設備として設置し、非常用高圧母線に接続する。 外部電源の喪失に加え、設計基準事故対処設備の電源であるディーゼル発電機の全てが機能喪失したことにより全交流電源喪失が発生した場合において炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止並びに使用済燃料ピットの燃料損傷防止に必要な電力を供給できる設計とする。 空冷式非常用発電装置は、全交流電源喪失時に中央制御室から遠隔起動する。その後、非常用高圧母線に受電の事前準備として非常用高圧母線に接続する負荷を切り離し、非常用高圧母線に手動投入した後、非常用母線に接続する負荷を順次投入する。 また、空冷式非常用発電装置は、その機能の健全性を確認するため、検査を行うことができる設計とする。</p> <p>1. 容量 最大所要負荷は、全交流動力電源喪失時に必要な負荷の集計により、1,759kWを上回る2,920kWとする。全交流動力電源喪失時に必要な最大所要負荷を第1表に示す。 最大所要負荷に従い、発電機の容量は以下のとおり1,825kVA×2個=3,650kVA(2,920kW)とする。</p> $Q \geq \frac{P}{\text{pf}} = \frac{2,920}{0.8} = 3,650$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA) P : 最大所要負荷 (kW) = 2,920 pf : 力率 = 0.80</p>	名称	空冷式非常用発電装置			個数	2			容量	1,825			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称</td> <td colspan="2" style="width: 40%;">ガスタービン発電機 (発電機)</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>4,500 (連続定格: 約 3,791.2)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 ガスタービン発電機は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量 最大負荷は4,614.24kWである。また、その際の連続負荷は3,220.00kWである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>緊急時対策建屋</td><td>305.00 kW</td></tr> <tr><td>緊急用電気品建屋</td><td>375.00 kW</td></tr> <tr><td>125V充電器</td><td>118.00 kW</td></tr> <tr><td>125V充電器</td><td>118.00 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室120V交流分電盤</td><td>52.50 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室120V交流分電盤</td><td>52.50 kW</td></tr> <tr><td>非常用照明</td><td>180.00 kW</td></tr> <tr><td>非常用照明</td><td>180.00 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室送風機</td><td>110.00 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室再循環送風機</td><td>15.00 kW</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr><td>燃料プールの冷却浄化系ポンプ</td><td>75.00 kW</td></tr> <tr><td>非常用ガス処理系排風機等^{*1}</td><td>35.00 kW</td></tr> <tr><td>非常用ガス処理系排風機等^{*1}</td><td>35.00 kW</td></tr> <tr><td>モニタリングポスト</td><td>10.00 kW</td></tr> <tr><td>モニタリングポスト</td><td>10.00 kW</td></tr> <tr><td>代替循環冷却ポンプ</td><td>90.00 kW</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器pH調整系ポンプ</td><td>22.00 kW</td></tr> <tr><td>補機類</td><td>573.50 kW</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>773.50 kW</td></tr> <tr><td>合計 (連続負荷)</td><td>3,220.00 kW</td></tr> <tr><td>(最大負荷)</td><td>(4,614.24 kW)</td></tr> </tbody> </table> <p>*1: 非常用ガス処理系空気乾燥装置を含む</p> <p>したがって、発電機の出力は最大負荷である4,614.24kWに対し、余裕を有する7,200kW (3,600kW×2台)とする。(連続定格: 6,066kW (3,033kW×2台)) なお、ガスタービン発電機1台あたりの容量は以下のとおり、4,500kVA (連続定格: 3,791.2kVA)とする。 $Q = P \div \text{Pf} = 3,600 \div 0.8 = 4,500$ (連続定格: 3,033 ÷ 0.8 ≈ 3,791.2) Q : 発電機の容量 (kVA), P : 発電機の出力 (kW) = 3,600 (連続定格: 3,033), Pf : 力率 = 0.80</p>	名称	ガスタービン発電機 (発電機)			個数	2			容量	4,500 (連続定格: 約 3,791.2)			負荷名称	負荷容量	緊急時対策建屋	305.00 kW	緊急用電気品建屋	375.00 kW	125V充電器	118.00 kW	125V充電器	118.00 kW	中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW	中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW	非常用照明	180.00 kW	非常用照明	180.00 kW	中央制御室送風機	110.00 kW	中央制御室再循環送風機	15.00 kW	復水移送ポンプ	45.00 kW	復水移送ポンプ	45.00 kW	燃料プールの冷却浄化系ポンプ	75.00 kW	非常用ガス処理系排風機等 ^{*1}	35.00 kW	非常用ガス処理系排風機等 ^{*1}	35.00 kW	モニタリングポスト	10.00 kW	モニタリングポスト	10.00 kW	代替循環冷却ポンプ	90.00 kW	原子炉格納容器pH調整系ポンプ	22.00 kW	補機類	573.50 kW	その他負荷	773.50 kW	合計 (連続負荷)	3,220.00 kW	(最大負荷)	(4,614.24 kW)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称</td> <td colspan="2" style="width: 40%;">代替非常用発電機</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>1,725^(注1)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 代替非常用発電機は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。 最大負荷は2,139kWである。また、その際の連続負荷は1,645kWである。^(注2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高圧注入ポンプ</td><td>1,098kW</td></tr> <tr><td>充電器 (A, B)</td><td>113kW</td></tr> <tr><td></td><td>113kW</td></tr> <tr><td>計装用電源 (安全系)</td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td>(A, B, C, D)</td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td>代替格納容器スプレッドポンプ</td><td>206kW</td></tr> <tr><td>アユラス空気浄化ファン</td><td>39kW</td></tr> <tr><td>中央制御室結露ファン</td><td>21kW</td></tr> <tr><td>中央制御室排風ファン</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>5kW</td></tr> <tr><td>中央制御室照明等</td><td>23kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ^{*1}</td><td>7kW</td></tr> <tr><td>合計 (連続負荷)</td><td>1,645kW</td></tr> <tr><td>(最大負荷)</td><td>2,139kW</td></tr> </tbody> </table> <p>*1: 事故シナジェンシ上の最大負荷としては考慮していないが、代替非常用発電機の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p> <p>したがって、発電機の出力は最大負荷である2,139kWに対し、余裕を有する2,760kW (1,380kW/個×2個)とする。 なお、代替非常用発電機1台あたりの容量は以下のとおり、1,725kVA/個とする。</p> $Q \geq \frac{P}{\text{Pf}} = \frac{1,380}{0.8} = 1,725$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA), P : 発電機の定格出力 (kW) = 1,380, Pf : 力率 = 0.8</p> <p>(注1)公称値 (注2)最大負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称	代替非常用発電機			個数	2			容量	1,725 ^(注1)			負荷名称	負荷容量	高圧注入ポンプ	1,098kW	充電器 (A, B)	113kW		113kW	計装用電源 (安全系)	22kW (A充電器を含む)	(A, B, C, D)	22kW (B充電器を含む)		22kW (A充電器を含む)		22kW (B充電器を含む)	代替格納容器スプレッドポンプ	206kW	アユラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室結露ファン	21kW	中央制御室排風ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{*1}	7kW	合計 (連続負荷)	1,645kW	(最大負荷)	2,139kW	<p>【大飯, 女川】 設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【大飯, 女川】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>運用の相違 ・女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シナジェンシの負荷を選定している。 ・泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シナジェンシの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。</p>
名称	空冷式非常用発電装置																																																																																																																										
個数	2																																																																																																																										
容量	1,825																																																																																																																										
名称	ガスタービン発電機 (発電機)																																																																																																																										
個数	2																																																																																																																										
容量	4,500 (連続定格: 約 3,791.2)																																																																																																																										
負荷名称	負荷容量																																																																																																																										
緊急時対策建屋	305.00 kW																																																																																																																										
緊急用電気品建屋	375.00 kW																																																																																																																										
125V充電器	118.00 kW																																																																																																																										
125V充電器	118.00 kW																																																																																																																										
中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW																																																																																																																										
中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW																																																																																																																										
非常用照明	180.00 kW																																																																																																																										
非常用照明	180.00 kW																																																																																																																										
中央制御室送風機	110.00 kW																																																																																																																										
中央制御室再循環送風機	15.00 kW																																																																																																																										
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																																																																										
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																																																																										
燃料プールの冷却浄化系ポンプ	75.00 kW																																																																																																																										
非常用ガス処理系排風機等 ^{*1}	35.00 kW																																																																																																																										
非常用ガス処理系排風機等 ^{*1}	35.00 kW																																																																																																																										
モニタリングポスト	10.00 kW																																																																																																																										
モニタリングポスト	10.00 kW																																																																																																																										
代替循環冷却ポンプ	90.00 kW																																																																																																																										
原子炉格納容器pH調整系ポンプ	22.00 kW																																																																																																																										
補機類	573.50 kW																																																																																																																										
その他負荷	773.50 kW																																																																																																																										
合計 (連続負荷)	3,220.00 kW																																																																																																																										
(最大負荷)	(4,614.24 kW)																																																																																																																										
名称	代替非常用発電機																																																																																																																										
個数	2																																																																																																																										
容量	1,725 ^(注1)																																																																																																																										
負荷名称	負荷容量																																																																																																																										
高圧注入ポンプ	1,098kW																																																																																																																										
充電器 (A, B)	113kW																																																																																																																										
	113kW																																																																																																																										
計装用電源 (安全系)	22kW (A充電器を含む)																																																																																																																										
(A, B, C, D)	22kW (B充電器を含む)																																																																																																																										
	22kW (A充電器を含む)																																																																																																																										
	22kW (B充電器を含む)																																																																																																																										
代替格納容器スプレッドポンプ	206kW																																																																																																																										
アユラス空気浄化ファン	39kW																																																																																																																										
中央制御室結露ファン	21kW																																																																																																																										
中央制御室排風ファン	13kW																																																																																																																										
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																																																										
中央制御室照明等	23kW																																																																																																																										
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																																																										
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{*1}	7kW																																																																																																																										
合計 (連続負荷)	1,645kW																																																																																																																										
(最大負荷)	2,139kW																																																																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">＜内容比較のため再掲(補足-5-2)＞</p> <p>第1表 全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="107 260 636 579"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A、B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A、B、C、D)</td> <td>充電器 (A、B) に含む</td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>1,759</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等防止技術的能力の添付資料 1.14.4-(1)より引用</p> <p>(備考)その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 372kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温破損) 372kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 1,759kW</p>	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A、B)	77	77	計装用電源 (A、B、C、D)	充電器 (A、B) に含む	恒設代替低圧注水ポンプ	145	高圧注入ポンプ	1,400	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計 (kW)	1,759			<p>【大飯, 女川】 設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【大飯, 女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷を選定している。 泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。
負荷名称	負荷容量 (kW)																							
充電器 (A、B)	77																							
	77																							
計装用電源 (A、B、C、D)	充電器 (A、B) に含む																							
恒設代替低圧注水ポンプ	145																							
高圧注入ポンプ	1,400																							
アニュラス空気浄化ファン	19																							
中央制御室空調ファン	19																							
中央制御室循環ファン	11																							
中央制御室非常用循環ファン	11																							
合計 (kW)	1,759																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>第1表 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷】^{※1}</p> <table border="1" data-bbox="129 255 537 813"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>容量 (kW) ^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>充電器(A,B)</td> <td rowspan="2">88</td> </tr> <tr> <td> S A監視操作盤 静的熱媒体水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話 (固定) 安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明 (SA) </td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>アニュラス循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>制御建屋送気ファン</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>制御建屋循環ファン</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>補助建屋非常用発電機用変圧器</td> <td>70^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ (A、B)</td> <td>3^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)</td> <td>1^{※3}</td> </tr> <tr> <td>合計(kW)</td> <td>1,567</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 重大事故事象シナリオにおいて負荷容量の合計が最大となる事象を示す。 ※2 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。 ※3 事故シナリオ上負荷として考慮しないが、空冷式非常用発電装置の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p> <p>(備考) その他事象の所部負荷(重大事故等への対応に係る措置の有効性評価より引用) ① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 616kW ② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温保護) 622kW ③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 713kW</p>	負荷名称	容量 (kW) ^{※2}	余熱除去ポンプ	270	充てん/高圧注入ポンプ	780	充電器(A,B)	88	S A監視操作盤 静的熱媒体水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話 (固定) 安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明 (SA)	恒設代替低圧注水ポンプ	160	アニュラス循環ファン	15	制御建屋送気ファン	55	制御建屋循環ファン	22	中央制御室非常用循環ファン	15	補助建屋非常用発電機用変圧器	70 ^{※3}	燃料油移送ポンプ (A、B)	3 ^{※3}	燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)	1 ^{※3}	合計(kW)	1,567			<p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シナリオの負荷を選定している。 泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シナリオの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。
負荷名称	容量 (kW) ^{※2}																													
余熱除去ポンプ	270																													
充てん/高圧注入ポンプ	780																													
充電器(A,B)	88																													
S A監視操作盤 静的熱媒体水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話 (固定) 安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明 (SA)																														
恒設代替低圧注水ポンプ	160																													
アニュラス循環ファン	15																													
制御建屋送気ファン	55																													
制御建屋循環ファン	22																													
中央制御室非常用循環ファン	15																													
補助建屋非常用発電機用変圧器	70 ^{※3}																													
燃料油移送ポンプ (A、B)	3 ^{※3}																													
燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)	1 ^{※3}																													
合計(kW)	1,567																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><泊の記載箇所と比較(補足-5-4)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称</td> <td>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</td> </tr> <tr> <td>台</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>m³/h/個</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>MPa</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>kW</td> <td>1.5</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、重大事故等時にガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電機に燃料を補給するために設置する。 なお、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機1台あたり、100%容量を1台設置する。</p> <p>1. 容量の設定根拠 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの容量は、ガスタービン発電機1台の単位時間当たりの燃料最大消費量 1,400L/h (約 24L/min) をガスタービン発電機に供給するため、それよりも容量の大きい 50L/min (3.0m³/h) とする。</p> <p>2. 全圧力の設定根拠 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの必要となる全圧力は、以下のとおり、0.24MPa (約 27.6m) である。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">軽油タンク吸込管下端及び燃料小出槽レベルHとの差</td> <td style="width: 20%;">：</td> <td style="width: 20%;">約 4.6m</td> </tr> <tr> <td>配管圧損</td> <td>：</td> <td>約 23.0m</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>約 27.6m</td> </tr> </table> <p>以上より、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの全圧力は、0.24MPa を上回る 0.5MPa とする。</p> <p>3. 原動機出力の設定根拠 上記に示す容量及び揚程を満足するポンプの必要軸動力は以下のとおり 0.40kW とする。</p> $P = (g \times \rho \times Q \times H) \div (\eta \times 60)$ $= (9.80665 \times 0.86 \times 0.05 \times 27.6) \div (\text{ } \times 60)$ $= 0.40\text{kW}$ <p>P：必要軸動力 (kW) g：重力加速度 (m/s²) Q：吐出量 (m³/min) ρ：比重 (t/m³) H：全揚程 (m) η：ポンプ効率 (-) *1：比重は JIS K 2204:2007 より 15℃における軽油密度 0.86 (t/m³) を使用</p> <p>上記の必要軸動力を満足する原動機を選定すると、原動機出力は 1.5kW となる。よって、電動機として出力 1.5kW の電動機を選定する。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>	名称	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	台	2	m ³ /h/個	3.0	MPa	0.5	kW	1.5	軽油タンク吸込管下端及び燃料小出槽レベルHとの差	：	約 4.6m	配管圧損	：	約 23.0m	合 計		約 27.6m		<p>【女川】 設備・運用の相違 (代替非常用発電機の燃料補給)</p> <p>【女川】 記載箇所の相違 (57-5-19 ~)</p>
名称	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ																					
台	2																					
m ³ /h/個	3.0																					
MPa	0.5																					
kW	1.5																					
軽油タンク吸込管下端及び燃料小出槽レベルHとの差	：	約 4.6m																				
配管圧損	：	約 23.0m																				
合 計		約 27.6m																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="683 167 1220 821" style="border: 1px solid black; height: 410px; width: 240px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="750 829 1153 853" style="text-align: center;"> <p>図 57-5-3 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ性能曲線</p> </div> <div data-bbox="862 917 1220 941" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px; margin: 10px auto; width: 160px;"> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		<p>【女川】 設備・運用の相違 (代替非常用発電機の燃料補給)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p style="text-align: center;">＜女川、泊の記載箇所を比較(補足-5-3)＞</p> <table border="1" data-bbox="89 231 642 295"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>電源車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2 (予備1) (注1)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA/個</td> <td>610</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注1) 3・4号炉共用の予備1台含む</p> <p>【設 定 根 拠】 電源車は、可搬型代替電源設備として設置し、手動で非常用高圧母線に接続する。外部電源及び設計基準事故対処設備の電源である非常用ディーゼル発電機の全てが機能喪失し、全交流電源喪失が発生した場合で、かつ、常設代替交流電源である空冷式非常用発電装置も機能喪失した場合において、プラント監視機能を維持できる設計とする。 また、可搬性を損なわない範囲で、プラント監視機能の維持に加え事故の状況に応じて補機を動作可能な容量とし、その容量を賄うことができる設備をプラント1基あたり2セット以上に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する設計とする。</p> <p>2. 容量 1台でプラント監視機能を維持可能な負荷容量は、第1表の集計により214kWとする。また、これに加え、事故の状態に応じて比較的小容量の補機であれば動作可能なように発電機の出力は488kWとする。 電源車の容量に従い、発電機の容量は以下のとおり610kVAとする。</p> $Q \geq \frac{P}{p.f.} = \frac{488}{0.8} = 610$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA) P : 最大所要負荷 (kW) = 488 p.f. : 力率 = 0.80</p> <p>第1表 プラント監視機能の維持に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="89 1021 642 1244"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充電器 (A、B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td></td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A、B、C、D)</td> <td>充電器(A,B)を含む</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室荷電ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用荷電ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>214</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		電源車	個 数	—	2 (予備1) (注1)	容 量	kVA/個	610	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A、B)	77		77	計装用電源 (A、B、C、D)	充電器(A,B)を含む	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室荷電ファン	11	中央制御室非常用荷電ファン	11	合計 (kW)	214			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-5-4へ)</p>
名 称		電源車																												
個 数	—	2 (予備1) (注1)																												
容 量	kVA/個	610																												
負荷名称	負荷容量 (kW)																													
充電器 (A、B)	77																													
	77																													
計装用電源 (A、B、C、D)	充電器(A,B)を含む																													
アニュラス空気浄化ファン	19																													
中央制御室空調ファン	19																													
中央制御室荷電ファン	11																													
中央制御室非常用荷電ファン	11																													
合計 (kW)	214																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">蓄電池(安全防護系用)</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">容 量</td> <td style="text-align: center;">A・h/組</td> <td style="text-align: center;">2,400(10時間率)</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>・設計基準対象施設 蓄電池（安全防護系用）は、2系列の非常用直流母線に分離独立して接続し、外部電源喪失時に1つの系列が作動しないと仮定した場合でも、運転時の異常な過渡変化時において、燃料の許容設計限界及び原子炉冷却材圧力バウングリの設計条件を超えることなく原子炉を停止し、冷却でき、あるいは、原子炉冷却材喪失等の事故時において、炉心冷却を行い、かつ原子炉格納容器の健全性及びその他の必要の系統及び機器の安全性を確保するのに十分な容量及び機能を有する設計としている。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）は、設計基準対象施設として各系列に1組、合計2組設置している。</p> <p>・重大事故等対処設備 その他発電用原子炉の附属施設のうち、その他の電源装置として使用する蓄電池（安全防護系用）は、以下の機能を有する。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）は、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な工学的安全施設、タービン動補助給水ポンプ起動盤等の継電器、開閉器、電磁弁、無停電電源装置等への電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、蓄電池（安全防護系用）から直流分電盤、直流分電盤を経由して必要な直流負荷に給電し、また、蓄電池（安全防護系用）から直流分電盤、計装用電源、計装用分電盤を経由して必要な交流負荷に給電する設計としている。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）は、設計基準事故等対処設備として2組設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>1. 容量 (2,400A・h (10時間率) /組) 蓄電池（安全防護系用）の容量は、中央制御室又はその隣室からの簡易な操作で負荷の切り離しを行い8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行うことができる容量に設定する。 交流動力電源喪失時の負荷電流から、蓄電池（安全防護系用）の必要容量は以下の通り2,139A・hとなる。</p>	名 称		蓄電池(安全防護系用)	容 量	A・h/組	2,400(10時間率)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">名 称</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">125V 蓄電池 2A</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">容 量</td> <td style="text-align: center;">Ah</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">8,000</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>125V 蓄電池 2A は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において不要な負荷の切り離しを行う。さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V 蓄電池 2A から必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>1. 容量 125V 蓄電池 2A の負荷は以下のとおりとなる。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <caption>125V 蓄電池 2A 負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th>0～1分</th> <th>1～60分</th> <th>60～570分^{*1}</th> <th>570～1,440分^{*1}</th> </tr> <tr> <th>I_{30}</th> <th>I_{15}</th> <th>I_{60}</th> <th>I_{240}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系真空ポンプ</td> <td>89.0</td> <td>45.0</td> <td>45.0</td> <td>45.0</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系復水ポンプ</td> <td>113.0</td> <td>57.0</td> <td>57.0</td> <td>57.0</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系制御</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器フィルタベント系制御</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>中央制御室直流通明</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>主蒸気速がし安全弁制御</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>直流電動低圧注水系制御</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機初期励磁^{*2}</td> <td>(177.0)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し^{*1}</td> <td>215.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>1,546.7</td> <td>579.7</td> <td>164.0</td> <td>93.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計(A)</td> <td>1,984.7</td> <td>702.7</td> <td>287.0</td> <td>216.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}：事象発生後480分から負荷切り離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では570分まで給電を継続するものとしている。 ^{*2}：非常用ディーゼル発電機初期励磁とメタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外しは重なって操作されることがないため、値の大きい方のみを、蓄電池容量計算上含める。</p> <p>容量計算条件 (1)蓄電池容量算定法は下記規格による。 電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014) (2)蓄電池温度は+10℃とする。 (3)放電終止電圧は1.75V/セルとする。 (4)保守率は0.8とする。 (5)容量算出の一般式</p>	名 称		125V 蓄電池 2A				容 量	Ah	8,000				負荷名称	0～1分	1～60分	60～570分 ^{*1}	570～1,440分 ^{*1}	I_{30}	I_{15}	I_{60}	I_{240}	原子炉隔離時冷却系真空ポンプ	89.0	45.0	45.0	45.0	原子炉隔離時冷却系復水ポンプ	113.0	57.0	57.0	57.0	原子炉隔離時冷却系制御	3.0	3.0	3.0	3.0	原子炉格納容器フィルタベント系制御	7.0	7.0	7.0	7.0	中央制御室直流通明	2.0	2.0	2.0	2.0	主蒸気速がし安全弁制御	1.0	1.0	1.0	1.0	直流電動低圧注水系制御	8.0	8.0	8.0	8.0	非常用ディーゼル発電機初期励磁 ^{*2}	(177.0)	-	-	-	メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し ^{*1}	215.0	-	-	-	その他負荷	1,546.7	579.7	164.0	93.5	合計(A)	1,984.7	702.7	287.0	216.5	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">名 称</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">所内常設蓄電池式直流電源設備</th> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">容 量</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">蓄電池（非常用）</td> <td style="text-align: center;">A蓄電池</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">2,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B蓄電池</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">2,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">後備蓄電池</td> <td style="text-align: center;">A後備蓄電池</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">2,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B後備蓄電池</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">2,400</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室及び隣接する安全系計装室において不要な負荷の切り離しを行う。さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池から必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>1. 容量 各蓄電池の負荷は以下の通りとなる。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <caption>A蓄電池 負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th>0～1秒</th> <th>1～60秒</th> <th>1～5分</th> <th>5～60分</th> <th>60～510分^{*1}</th> <th>510～1,000分^{*2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流分電盤</td> <td>25.6</td> <td>25.6</td> <td>25.6</td> <td>25.6</td> <td>20.4</td> <td>26.4</td> </tr> <tr> <td>遮断器操作回路</td> <td>44.0</td> <td>42.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ起動盤</td> <td>50.4</td> <td>167.5</td> <td>47.5</td> <td>2.4</td> <td>2.4</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>A計装用インバータ</td> <td>88.0</td> <td>88.0</td> <td>88.0</td> <td>88.0</td> <td>75.3</td> <td>62.9</td> </tr> <tr> <td>C計装用インバータ</td> <td>75.2</td> <td>75.2</td> <td>75.2</td> <td>75.2</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機制御盤</td> <td>3.5</td> <td>143.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> <td>6.9</td> <td>6.9</td> <td>6.9</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>地下水排水設備</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計電流(A)</td> <td>302.1^{*3}</td> <td>548.2^{*3}</td> <td>253.2</td> <td>208.1</td> <td>115.0</td> <td>99.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}：事象発生後8時間（480分）から負荷切り離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では8時間30分（510分）まで給電を継続するものとしている。 ^{*2}：事象発生後17時間（1,020分）から後備蓄電池接続作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では17時間30分（1,050分）まで給電を継続するものとしている。 ^{*3}：容量計算では、より大きい1～60秒の電流値が60秒間流れたものとして計算する。</p>	名 称		所内常設蓄電池式直流電源設備				容 量	蓄電池（非常用）	A蓄電池	2,400			B蓄電池	2,400			後備蓄電池	A後備蓄電池	2,400			B後備蓄電池	2,400			負荷名称	0～1秒	1～60秒	1～5分	5～60分	60～510分 ^{*1}	510～1,000分 ^{*2}	直流分電盤	25.6	25.6	25.6	25.6	20.4	26.4	遮断器操作回路	44.0	42.0	2.0	2.0	2.0	2.0	タービン動補助給水ポンプ起動盤	50.4	167.5	47.5	2.4	2.4	2.4	A計装用インバータ	88.0	88.0	88.0	88.0	75.3	62.9	C計装用インバータ	75.2	75.2	75.2	75.2	0.0	0.0	ディーゼル発電機制御盤	3.5	143.5	3.5	3.5	3.5	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	1.9	1.9	6.9	6.9	6.9	6.9	地下水排水設備	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	合計電流(A)	302.1 ^{*3}	548.2 ^{*3}	253.2	208.1	115.0	99.1	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
名 称		蓄電池(安全防護系用)																																																																																																																																																																																		
容 量	A・h/組	2,400(10時間率)																																																																																																																																																																																		
名 称		125V 蓄電池 2A																																																																																																																																																																																		
容 量	Ah	8,000																																																																																																																																																																																		
負荷名称	0～1分	1～60分	60～570分 ^{*1}	570～1,440分 ^{*1}																																																																																																																																																																																
	I_{30}	I_{15}	I_{60}	I_{240}																																																																																																																																																																																
原子炉隔離時冷却系真空ポンプ	89.0	45.0	45.0	45.0																																																																																																																																																																																
原子炉隔離時冷却系復水ポンプ	113.0	57.0	57.0	57.0																																																																																																																																																																																
原子炉隔離時冷却系制御	3.0	3.0	3.0	3.0																																																																																																																																																																																
原子炉格納容器フィルタベント系制御	7.0	7.0	7.0	7.0																																																																																																																																																																																
中央制御室直流通明	2.0	2.0	2.0	2.0																																																																																																																																																																																
主蒸気速がし安全弁制御	1.0	1.0	1.0	1.0																																																																																																																																																																																
直流電動低圧注水系制御	8.0	8.0	8.0	8.0																																																																																																																																																																																
非常用ディーゼル発電機初期励磁 ^{*2}	(177.0)	-	-	-																																																																																																																																																																																
メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し ^{*1}	215.0	-	-	-																																																																																																																																																																																
その他負荷	1,546.7	579.7	164.0	93.5																																																																																																																																																																																
合計(A)	1,984.7	702.7	287.0	216.5																																																																																																																																																																																
名 称		所内常設蓄電池式直流電源設備																																																																																																																																																																																		
容 量	蓄電池（非常用）	A蓄電池	2,400																																																																																																																																																																																	
		B蓄電池	2,400																																																																																																																																																																																	
	後備蓄電池	A後備蓄電池	2,400																																																																																																																																																																																	
		B後備蓄電池	2,400																																																																																																																																																																																	
負荷名称	0～1秒	1～60秒	1～5分	5～60分	60～510分 ^{*1}	510～1,000分 ^{*2}																																																																																																																																																																														
	直流分電盤	25.6	25.6	25.6	25.6	20.4	26.4																																																																																																																																																																													
遮断器操作回路	44.0	42.0	2.0	2.0	2.0	2.0																																																																																																																																																																														
タービン動補助給水ポンプ起動盤	50.4	167.5	47.5	2.4	2.4	2.4																																																																																																																																																																														
A計装用インバータ	88.0	88.0	88.0	88.0	75.3	62.9																																																																																																																																																																														
C計装用インバータ	75.2	75.2	75.2	75.2	0.0	0.0																																																																																																																																																																														
ディーゼル発電機制御盤	3.5	143.5	3.5	3.5	3.5	0.0																																																																																																																																																																														
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	1.9	1.9	6.9	6.9	6.9	6.9																																																																																																																																																																														
地下水排水設備	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5																																																																																																																																																																														
合計電流(A)	302.1 ^{*3}	548.2 ^{*3}	253.2	208.1	115.0	99.1																																																																																																																																																																														
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <p style="text-align: center;">後述 (57-5-54～57-5-68)</p>	<p style="text-align: center;">(参考) 島根2号炉</p> <p style="text-align: center;">後述 (57-5-54～57-5-56)</p>																																																																																																																																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																		
$C = \frac{1}{L} \cdot (K_1 \times I_1)$ $C = \frac{1}{0.9} (1.38 \times 542) = 831A \cdot h$ <p>C₁: 1分間給電での必要容量 (A・h) L: 保守率 = 0.9 K₁: 容量換算時間 (時) = 1.38 I₁: 負荷電流 (A) = 542</p> $C = \frac{1}{L} \{ K_1 \times I_1 + K_2 (I_2 - I_1) \}$ $C = \frac{1}{0.9} \{ 1.45 \times 542 + 1.43 \times (246 - 542) \} = 403A \cdot h$ <p>C: 5分間給電での必要容量 (A・h) L: 保守率 = 0.9 K₁: 容量換算時間 (時) = 1.45 K₂: 容量換算時間 (時) = 1.43 I₁: 負荷電流 (A) = 542 I₂: 負荷電流 (A) = 246</p>	$C = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})]$ <p>ここに、 C: +10℃における定格放電率換算容量 (Ah) L: 保守率 K: 放電時間 T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間 (時) I: 放電電流 (A) サフィックス 1, 2, 3, ……n: 放電電流の変化の順に付番</p> <p>なお、各容量換算時間 K は下表の値及び計算値を用いた。 制御弁式蓄電池の容量換算時間は下表の通りであり、10 時間以降は以下の式にて計算した値を用いる。 $K = K_m - T_m + T$ K_m: 放電時間 T_m (時) に対応する容量換算時間 (時)</p> <table border="1" data-bbox="817 478 1086 654"> <caption>制御弁式蓄電池容量換算時間一覧表</caption> <thead> <tr> <th>放電時間 (分)</th> <th>K_m</th> <th>容量換算時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>K_{1m}</td><td>0.58</td></tr> <tr><td>59</td><td>K_{59m}</td><td>1.83</td></tr> <tr><td>60 (1h)</td><td>K_{1h}</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>510 (8h30m)</td><td>K_{5.5h}</td><td>8.81</td></tr> <tr><td>569 (9h29m)</td><td>K_{6.2h}</td><td>9.54</td></tr> <tr><td>570 (9h30m)</td><td>K_{6.3h}</td><td>9.55</td></tr> <tr><td>600 (10h)</td><td>K_{10h}</td><td>9.89</td></tr> </tbody> </table> <p>14 時間 30 分 K_{14.5h} = 9.89 - 10 + 14.5 = 14.39 23 時間 K_{23h} = 9.89 - 10 + 23 = 22.89 23 時間 59 分 K_{23.98h} = 9.89 - 10 + 23.983 = 23.87 24 時間 K_{24h} = 9.89 - 10 + 24 = 23.89</p>	放電時間 (分)	K _m	容量換算時間	1	K _{1m}	0.58	59	K _{59m}	1.83	60 (1h)	K _{1h}	1.85	510 (8h30m)	K _{5.5h}	8.81	569 (9h29m)	K _{6.2h}	9.54	570 (9h30m)	K _{6.3h}	9.55	600 (10h)	K _{10h}	9.89	<table border="1" data-bbox="1276 191 1803 478"> <caption>B蓄電池 負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0～1秒</th> <th>1～5分</th> <th>5～60分</th> <th>60～510分</th> <th>510分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>直流分電盤</td><td>22.0</td><td>22.0</td><td>22.0</td><td>22.0</td><td>17.4</td></tr> <tr><td>遮断器操作回路</td><td>43.9</td><td>41.9</td><td>1.9</td><td>1.9</td><td>1.9</td></tr> <tr><td>タービン動補給水ポンプ起動盤</td><td>59.4</td><td>167.5</td><td>47.5</td><td>2.4</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>B計装用インバータ</td><td>78.9</td><td>78.9</td><td>78.9</td><td>78.9</td><td>59.2</td></tr> <tr><td>D計装用インバータ</td><td>81.4</td><td>81.4</td><td>81.4</td><td>81.4</td><td>58.2</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機制御盤</td><td>3.5</td><td>143.5</td><td>3.5</td><td>3.5</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>3.5</td><td>3.5</td><td>3.5</td></tr> <tr><td>地下水排水設備</td><td>4.5</td><td>4.5</td><td>4.5</td><td>4.5</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>合計電流 (A)</td><td>294.6</td><td>540.7</td><td>243.2</td><td>198.1</td><td>124.0</td></tr> </tbody> </table> <p>*1: 事象発生後 8 時間 (480分) から負荷切離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では 8 時間 30 分 (510分) まで給電を継続するものとしている。 *2: 事象発生後 13 時間 (780分) から後備蓄電池接続作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では 13 時間 30 分 (810分) まで給電を継続するものとしている。 *3: 容量計算では、より大きい 1～60 秒の電流値が 60 秒間流れたものとして計算する。</p> <table border="1" data-bbox="1366 638 1713 925"> <caption>A後備蓄電池 負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>1,020～1,439分</th> <th>1,439～1,440分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>直流分電盤</td><td>20.4</td><td>20.4</td></tr> <tr><td>遮断器操作回路</td><td>2.0</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>タービン動補給水ポンプ起動盤</td><td>2.4</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>A計装用インバータ</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>C計装用インバータ</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機制御盤</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td><td>6.9</td><td>38.9</td></tr> <tr><td>地下水排水設備</td><td>4.5</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>合計電流 (A)</td><td>99.1</td><td>131.1</td></tr> </tbody> </table>	負荷名称	0～1秒	1～5分	5～60分	60～510分	510分	直流分電盤	22.0	22.0	22.0	22.0	17.4	遮断器操作回路	43.9	41.9	1.9	1.9	1.9	タービン動補給水ポンプ起動盤	59.4	167.5	47.5	2.4	2.4	B計装用インバータ	78.9	78.9	78.9	78.9	59.2	D計装用インバータ	81.4	81.4	81.4	81.4	58.2	ディーゼル発電機制御盤	3.5	143.5	3.5	3.5	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	1.0	1.0	3.5	3.5	3.5	地下水排水設備	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	合計電流 (A)	294.6	540.7	243.2	198.1	124.0	負荷名称	1,020～1,439分	1,439～1,440分	直流分電盤	20.4	20.4	遮断器操作回路	2.0	2.0	タービン動補給水ポンプ起動盤	2.4	2.4	A計装用インバータ	0.0	0.0	C計装用インバータ	0.0	0.0	ディーゼル発電機制御盤	0.0	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	6.9	38.9	地下水排水設備	4.5	4.5	合計電流 (A)	99.1	131.1	<p>【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成) 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
放電時間 (分)	K _m	容量換算時間																																																																																																																			
1	K _{1m}	0.58																																																																																																																			
59	K _{59m}	1.83																																																																																																																			
60 (1h)	K _{1h}	1.85																																																																																																																			
510 (8h30m)	K _{5.5h}	8.81																																																																																																																			
569 (9h29m)	K _{6.2h}	9.54																																																																																																																			
570 (9h30m)	K _{6.3h}	9.55																																																																																																																			
600 (10h)	K _{10h}	9.89																																																																																																																			
負荷名称	0～1秒	1～5分	5～60分	60～510分	510分																																																																																																																
直流分電盤	22.0	22.0	22.0	22.0	17.4																																																																																																																
遮断器操作回路	43.9	41.9	1.9	1.9	1.9																																																																																																																
タービン動補給水ポンプ起動盤	59.4	167.5	47.5	2.4	2.4																																																																																																																
B計装用インバータ	78.9	78.9	78.9	78.9	59.2																																																																																																																
D計装用インバータ	81.4	81.4	81.4	81.4	58.2																																																																																																																
ディーゼル発電機制御盤	3.5	143.5	3.5	3.5	0.0																																																																																																																
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	1.0	1.0	3.5	3.5	3.5																																																																																																																
地下水排水設備	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5																																																																																																																
合計電流 (A)	294.6	540.7	243.2	198.1	124.0																																																																																																																
負荷名称	1,020～1,439分	1,439～1,440分																																																																																																																			
直流分電盤	20.4	20.4																																																																																																																			
遮断器操作回路	2.0	2.0																																																																																																																			
タービン動補給水ポンプ起動盤	2.4	2.4																																																																																																																			
A計装用インバータ	0.0	0.0																																																																																																																			
C計装用インバータ	0.0	0.0																																																																																																																			
ディーゼル発電機制御盤	0.0	0.0																																																																																																																			
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	6.9	38.9																																																																																																																			
地下水排水設備	4.5	4.5																																																																																																																			
合計電流 (A)	99.1	131.1																																																																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> $C = \frac{1}{L} \left\{ K_1 \times I_1 + K_2(I_2 - I_1) + K_3(I_3 - I_2) + K_4(I_4 - I_3) \right\}$ $C = \frac{1}{0.9} \left\{ 2.54 \times 542 + 2.53 \times (246 - 542) + 2.45 \times (216 - 246) + 1.38 \times (217 - 216) \right\} = 618A \cdot h$ <p>C₁: 60分間 (1時間) 給電での必要容量 (A・h) L₁: 保守率 = 0.9 K₁: 容量換算時間 (時) = 2.54 K₂: 容量換算時間 (時) = 2.53 K₃: 容量換算時間 (時) = 2.45 K₄: 容量換算時間 (時) = 1.38 I₁: 負荷電流 (A) = 542 I₂: 負荷電流 (A) = 246 I₃: 負荷電流 (A) = 216 I₄: 負荷電流 (A) = 217</p> $C = \frac{1}{L} \left\{ K_1 \times I_1 + K_2(I_2 - I_1) + K_3(I_3 - I_2) + K_4(I_4 - I_3) + K_5(I_5 - I_4) \right\}$ $C = \frac{1}{0.9} \left\{ 9.48 \times 542 + 9.47 \times (246 - 542) + 9.42 \times (216 - 246) + 8.81 \times (217 - 216) + 8.80 \times (102 - 217) \right\} = 1,166A \cdot h$ <p>C₁: 540分間 (9時間) 給電での必要容量 (A・h) L₁: 保守率 = 0.9 K₁: 容量換算時間 (時) = 9.48 K₂: 容量換算時間 (時) = 9.47 K₃: 容量換算時間 (時) = 9.42 K₄: 容量換算時間 (時) = 8.81 K₅: 容量換算時間 (時) = 8.80 I₁: 負荷電流 (A) = 542 I₂: 負荷電流 (A) = 246 I₃: 負荷電流 (A) = 216 I₄: 負荷電流 (A) = 217 I₅: 負荷電流 (A) = 102</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p>125V 蓄電池2Aの容量計算結果</p> <p>・1分時の定格放電率換算容量C₁</p> $C_1 = \frac{1}{L} [K_1 I_{1a}]$ $C_1 = \frac{1}{0.8} [0.58 \times 1,984.7]$ <p>= 1,439.0</p> <p>・1時間時の定格放電率換算容量C₂</p> $C_2 = \frac{1}{L} [K_1 I_{1a} + K_{20h}(I_{1a} - I_{1b})]$ $C_2 = \frac{1}{0.8} [1.86 \times 1,984.7 + 1.83 \times (702.7 - 1,984.7)]$ <p>= 1,657.1</p> <p>・9時間30分時の定格放電率換算容量C₃</p> $C_3 = \frac{1}{L} [K_{300h} I_{1a} + K_{20h}(I_{1a} - I_{1b}) + K_{900h}(I_{100h} - I_{1b})]$ $C_3 = \frac{1}{0.8} [9.55 \times 1,984.7 + 9.54 \times (702.7 - 1,984.7) + 8.81 \times (287.0 - 702.7)]$ <p>= 3,826.7</p> <p>・24時間時の定格放電率換算容量C₄</p> $C_4 = \frac{1}{L} [K_1 I_{1a} + K_{20h}(I_{1a} - I_{1b}) + K_{20h}(I_{100h} - I_{1b}) + K_{420h}(I_{20h} - I_{100h})]$ $C_4 = \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1,984.7 + 23.87 \times (702.7 - 1,984.7) + 22.89 \times (287.0 - 702.7) + 14.39 \times (216.5 - 287.0)]$ <p>= 7,854.1</p> <p>上記計算より、125V蓄電池2Aの蓄電池容量は、7,854.1Ahを上回る8,000Ahを選定する。</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">B後備蓄電池 負荷一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>780~ 1,439分</th> <th>1,439~ 1,440分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流分電盤</td> <td>13.2</td> <td>13.2</td> </tr> <tr> <td>遮断器操作回路</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ起動電</td> <td>2.4</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>B計装用インバータ</td> <td>46.8</td> <td>46.8</td> </tr> <tr> <td>D計装用インバータ</td> <td>51.7</td> <td>51.7</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機制御盤</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>補助給水ポンプ出口流量調節弁電</td> <td>3.5</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>地下水排水設備</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>合計電流 (A)</td> <td>124.0</td> <td>158.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>容量算出条件</p> <p>(1)蓄電池容量算定法は下記規格による。 電池工業会規格「増置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2001)</p> <p>(2)蓄電池温度は+10℃とする。</p> <p>(3)放電終止電圧は1.80V/セルとする。</p> <p>(4)保守率は0.9とする。</p> <p>(5)容量算出の一般式</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2(I_2 - I_1) + K_3(I_3 - I_2) + \dots + K_n(I_n - I_{n-1})]$ <p>ここに、 C: +10℃における定格放電率換算容量 (Ah) L: 保守率 K: 放電時間T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間 (時) I: 放電電流 (A) n: サフィックス1, 2, 3, …, n; 放電電流の変化の順に付番</p>	負荷名称	780~ 1,439分	1,439~ 1,440分	直流分電盤	13.2	13.2	遮断器操作回路	1.9	1.9	タービン動補助給水ポンプ起動電	2.4	2.4	B計装用インバータ	46.8	46.8	D計装用インバータ	51.7	51.7	ディーゼル発電機制御盤	0.0	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁電	3.5	38.0	地下水排水設備	4.5	4.5	合計電流 (A)	124.0	158.5	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p>【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成) 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備 について設備毎に記載しているが、泊 は島根と同様に所内常設蓄電池式直流 電源設備としてまとめて記載してい る。</p>
負荷名称	780~ 1,439分	1,439~ 1,440分																															
直流分電盤	13.2	13.2																															
遮断器操作回路	1.9	1.9																															
タービン動補助給水ポンプ起動電	2.4	2.4																															
B計装用インバータ	46.8	46.8																															
D計装用インバータ	51.7	51.7																															
ディーゼル発電機制御盤	0.0	0.0																															
補助給水ポンプ出口流量調節弁電	3.5	38.0																															
地下水排水設備	4.5	4.5																															
合計電流 (A)	124.0	158.5																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
<p style="text-align: center;">125V蓄電池2B</p> $C = \frac{1}{L} \left\{ K_1 \times I_1 + K_2(I_2 - I_1) + K_3(I_3 - I_2) + K_4(I_4 - I_3) + K_5(I_5 - I_4) + K_6(I_6 - I_5) \right\}$ $C = \frac{1}{0.9} \left\{ 24.05 \times 542 + 24.04 \times (246 - 542) + 23.97 \times (216 - 246) + 23.07 \times (217 - 216) + 23.05 \times (102 - 217) + 15.05 \times (59 - 102) \right\}$ <p style="text-align: center;">= 2,139A・h</p> <p>C₁: 1,440分間 (24時間) 給電での必要容量 (A・h) L₁: 保守率 = 0.9 K₁: 容量換算時間 (時) = 24.05 K₂: 容量換算時間 (時) = 24.04 K₃: 容量換算時間 (時) = 23.97 K₄: 容量換算時間 (時) = 23.07 K₅: 容量換算時間 (時) = 23.05 K₆: 容量換算時間 (時) = 15.05 I₁: 負荷電流 (A) = 542 I₂: 負荷電流 (A) = 246 I₃: 負荷電流 (A) = 216 I₄: 負荷電流 (A) = 217 I₅: 負荷電流 (A) = 102 I₆: 負荷電流 (A) = 59</p> <p>(参考文献: 「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2001))</p> <p>以上より、蓄電池の容量は2,139A・hを上回る2,400A・hとする。</p>	<p style="text-align: center;">125V蓄電池2B</p> <p>【設定根拠】 125V蓄電池2Bは、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行う。さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間におあたり、125V蓄電池2Bから必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>1. 容量 125V蓄電池2Bの負荷は以下のとおりとなる。</p> <p style="text-align: center;">125V蓄電池2B 負荷一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th>0~1分</th> <th>1~60分</th> <th>60~570分^{*1}</th> <th>570~1,440分^{*1}</th> </tr> <tr> <th>I_{1B}</th> <th>I_{1B}</th> <th>I_{120min}</th> <th>I₁₂₀</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧代替注水系制御</td> <td>18.5</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器フィルタベント系制御</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>中央制御室直流照明</td> <td>22.0</td> <td>22.0</td> <td>22.0</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁制御</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機初期励磁^{*2}</td> <td>(177.0)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し^{*1}</td> <td>215.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>1,085.0</td> <td>597.1</td> <td>170.1</td> <td>98.9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,345.9</td> <td>631.5</td> <td>204.5</td> <td>133.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}: 事象発生後480分から負荷切離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では570分まで給電を継続するものとしている。 ^{*2}: 非常用ディーゼル発電機初期励磁とメタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外しは重なって操作されることがないため、値の大きい方のみを、蓄電池容量計算上含める。</p> <p>容量計算条件 (1) 蓄電池容量算定法は下記規格による。 電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014) (2) 蓄電池温度は+10℃とする。 (3) 放電終止電圧は1.75V/セルとする。 (4) 保守率は0.8とする。 (5) 容量算出の一般式</p>	負荷名称	0~1分	1~60分	60~570分 ^{*1}	570~1,440分 ^{*1}	I _{1B}	I _{1B}	I _{120min}	I ₁₂₀	高圧代替注水系制御	18.5	7.0	7.0	7.0	原子炉格納容器フィルタベント系制御	5.0	5.0	5.0	5.0	中央制御室直流照明	22.0	22.0	22.0	22.0	主蒸気逃がし安全弁制御	0.4	0.4	0.4	0.4	非常用ディーゼル発電機初期励磁 ^{*2}	(177.0)	-	-	-	メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し ^{*1}	215.0	-	-	-	その他負荷	1,085.0	597.1	170.1	98.9	合計	1,345.9	631.5	204.5	133.3	<p>なお、各容量換算時間Kは下表の値及び計算値を用いた。 ベント式蓄電池の容量換算時間は下表の通りであり、500分以降は以下の式にて計算した値を用いる。 $K = K_0 - T_0 + T$ K₀: 放電時間T₀(時)に対応する容量換算時間(Ah)</p> <p style="text-align: center;">ベント式蓄電池容量換算時間一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>放電時間(分)</th> <th>K₀</th> <th>容量換算時間K</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>K_{1B}</td><td>1.62</td></tr> <tr><td>4</td><td>K_{1B}</td><td>1.74</td></tr> <tr><td>5</td><td>K_{1B}</td><td>1.77</td></tr> <tr><td>55</td><td>K₁₂₀</td><td>2.82</td></tr> <tr><td>59</td><td>K₁₂₀</td><td>2.90</td></tr> <tr><td>60(1時間)</td><td>K_{1B}</td><td>2.93</td></tr> <tr><td>300(5時間)</td><td>K_{1B}</td><td>7.32</td></tr> <tr><td>420(7時間)</td><td>K_{1B}</td><td>9.07</td></tr> <tr><td>450(7時間30分)</td><td>K_{120min}</td><td>9.47</td></tr> <tr><td>500(8時間20分)</td><td>K_{120min}</td><td>10.05</td></tr> </tbody> </table> <p>505分(8時間25分) K_{120min} = 10.05 - (500/60) + (505/60) = 10.14 509分(8時間29分) K_{120min} = 10.05 - (500/60) + (509/60) = 10.20 510分(8時間30分) K_{120min} = 10.05 - (500/60) + (510/60) = 10.22 540分(9時間) K_{1B} = 10.05 - (500/60) + (540/60) = 10.72 600分(10時間) K₁₂₀ = 10.05 - (500/60) + (600/60) = 12.72 750分(12時間30分) K_{120min} = 10.05 - (500/60) + (750/60) = 14.22 805分(13時間25分) K_{120min} = 10.05 - (500/60) + (805/60) = 15.14 809分(13時間29分) K_{120min} = 10.05 - (500/60) + (809/60) = 15.29 810分(13時間30分) K_{120min} = 10.05 - (500/60) + (810/60) = 15.22 990分(16時間30分) K_{120min} = 10.05 - (500/60) + (990/60) = 18.22 1,045分(17時間25分) K_{120min} = 10.05 - (500/60) + (1,045/60) = 19.14 1,049分(17時間29分) K_{120min} = 10.05 - (500/60) + (1,049/60) = 19.20 1,050分(17時間30分) K_{120min} = 10.05 - (500/60) + (1,050/60) = 19.22</p>	放電時間(分)	K ₀	容量換算時間K	1	K _{1B}	1.62	4	K _{1B}	1.74	5	K _{1B}	1.77	55	K ₁₂₀	2.82	59	K ₁₂₀	2.90	60(1時間)	K _{1B}	2.93	300(5時間)	K _{1B}	7.32	420(7時間)	K _{1B}	9.07	450(7時間30分)	K _{120min}	9.47	500(8時間20分)	K _{120min}	10.05	<p>【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成) 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
負荷名称	0~1分		1~60分	60~570分 ^{*1}	570~1,440分 ^{*1}																																																																																
	I _{1B}	I _{1B}	I _{120min}	I ₁₂₀																																																																																	
高圧代替注水系制御	18.5	7.0	7.0	7.0																																																																																	
原子炉格納容器フィルタベント系制御	5.0	5.0	5.0	5.0																																																																																	
中央制御室直流照明	22.0	22.0	22.0	22.0																																																																																	
主蒸気逃がし安全弁制御	0.4	0.4	0.4	0.4																																																																																	
非常用ディーゼル発電機初期励磁 ^{*2}	(177.0)	-	-	-																																																																																	
メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し ^{*1}	215.0	-	-	-																																																																																	
その他負荷	1,085.0	597.1	170.1	98.9																																																																																	
合計	1,345.9	631.5	204.5	133.3																																																																																	
放電時間(分)	K ₀	容量換算時間K																																																																																			
1	K _{1B}	1.62																																																																																			
4	K _{1B}	1.74																																																																																			
5	K _{1B}	1.77																																																																																			
55	K ₁₂₀	2.82																																																																																			
59	K ₁₂₀	2.90																																																																																			
60(1時間)	K _{1B}	2.93																																																																																			
300(5時間)	K _{1B}	7.32																																																																																			
420(7時間)	K _{1B}	9.07																																																																																			
450(7時間30分)	K _{120min}	9.47																																																																																			
500(8時間20分)	K _{120min}	10.05																																																																																			

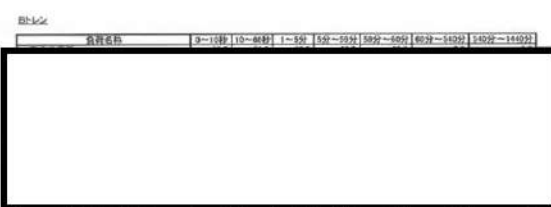
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
<p style="text-align: center;">安全系蓄電池2.4時間給電評価</p> <p>【評価条件】 蓄電池型式、容量：CS型、2,400A・h 周囲温度：25℃ 最低終止電圧：1.80V/セル 保守率：0.9</p> <p>【大飯3号炉】</p> <p>△△△△</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: 8px;">機器名称</td> <td style="font-size: 8px;">0-10分</td> <td style="font-size: 8px;">10-20分</td> <td style="font-size: 8px;">20-30分</td> <td style="font-size: 8px;">30-40分</td> <td style="font-size: 8px;">40分-60分</td> <td style="font-size: 8px;">60分-90分</td> <td style="font-size: 8px;">90分-140分</td> <td style="font-size: 8px;">140分-180分</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; height: 100px;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: 8px;">19圖に引用する算定値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td>54.0</td> <td>247.0</td> <td>217.0</td> <td>218.0</td> <td>102.0</td> <td>37.0</td> </tr> </table> <p>1分給電 $C = \frac{1}{0.9} [1.38 \times 540] = 833A \cdot h$</p> <p>5分給電 $C = \frac{1}{0.9} [1.45 \times 543 + 1.43 \times (247-543)] = 405A \cdot h$</p> <p>40分給電 $C = \frac{1}{0.9} [2.54 \times 543 + 2.53 \times (247-543) + 2.45 \times (217-247) + 1.28 \times (218-217)] = 621A \cdot h$</p> <p>540分給電 $C = \frac{1}{0.9} [8.48 \times 543 + 8.47 \times (247-543) + 8.42 \times (217-247) + 8.81 \times (218-217) + 8.80 \times (102-218) + 13.05 \times (52-102)] = 1,167A \cdot h$</p> <p>1,440分給電 $C = \frac{1}{0.9} [24.05 \times 543 + 24.04 \times (247-543) + 23.97 \times (217-247) + 23.07 \times (218-217) + 23.05 \times (102-218) + 13.05 \times (52-102)] = 2,024A \cdot h$</p> <p>以上より、24時間給電に必要な容量は2,024A・hとなる。</p>	機器名称	0-10分	10-20分	20-30分	30-40分	40分-60分	60分-90分	90分-140分	140分-180分										54.0	247.0	217.0	218.0	102.0	37.0	$C = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})]$ <p>ここに、 C: +10℃における定格放電率換算容量(Ah) L: 保守率 K: 放電時間T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間(時) I: 放電電流(A) n: サフィックス1, 2, 3, ……、n: 放電電流の変化の順に付番</p> <p>なお、各容量換算時間Kは下表の値及び計算値を用いた。 制御弁式蓄電池の容量換算時間は下表の通りであり、10時間以降は以下の式にて計算した値を用いる。 $K = K_m - T_m + T$ Km: 放電時間 Tm (時) に対応する容量換算時間 (時)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>制御弁式蓄電池容量換算時間一覧表</caption> <thead> <tr> <th>放電時間 (分)</th> <th>容量換算時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>K1a</td> <td>0.58</td> </tr> <tr> <td>59</td> <td>K59a</td> <td>1.83</td> </tr> <tr> <td>60 (1h)</td> <td>K1h</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>510 (9h30m)</td> <td>K510a</td> <td>8.81</td> </tr> <tr> <td>569 (9h29m)</td> <td>K569a</td> <td>9.54</td> </tr> <tr> <td>570 (9h30m)</td> <td>K570a</td> <td>9.55</td> </tr> <tr> <td>600 (10h)</td> <td>K10h</td> <td>9.89</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center; font-size: 8px;"> <tr> <td>11時間 30分</td> <td>K14639a</td> <td>= 9.89</td> <td>- 10</td> <td>+ 14.5</td> <td>= 14.39</td> </tr> <tr> <td>23時間</td> <td>K23h</td> <td>= 9.89</td> <td>- 10</td> <td>+ 23</td> <td>= 22.89</td> </tr> <tr> <td>23時間 59分</td> <td>K23h59a</td> <td>= 9.89</td> <td>- 10</td> <td>+ 23.983</td> <td>= 23.87</td> </tr> <tr> <td>24時間</td> <td>K24h</td> <td>= 9.89</td> <td>- 10</td> <td>+ 24</td> <td>= 23.89</td> </tr> </table>	放電時間 (分)	容量換算時間	1	K1a	0.58	59	K59a	1.83	60 (1h)	K1h	1.85	510 (9h30m)	K510a	8.81	569 (9h29m)	K569a	9.54	570 (9h30m)	K570a	9.55	600 (10h)	K10h	9.89	11時間 30分	K14639a	= 9.89	- 10	+ 14.5	= 14.39	23時間	K23h	= 9.89	- 10	+ 23	= 22.89	23時間 59分	K23h59a	= 9.89	- 10	+ 23.983	= 23.87	24時間	K24h	= 9.89	- 10	+ 24	= 23.89	<p>A蓄電池の容量計算結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 1分時の定格放電率換算容量C₁ $C_1 = \frac{1}{0.9} [K_{1a} I_{1a}]$ $C_1 = \frac{1}{0.9} [1.62 \times 548.2] = 987(Ah)$ 5分時の定格放電率換算容量C₂ $C_2 = \frac{1}{0.9} [K_{5a} I_{5a} + K_{6a} (I_{6a} - I_{5a})]$ $C_2 = \frac{1}{0.9} [1.77 \times 548.2 + 1.74 \times (253.2 - 548.2)]$ $= 508(Ah)$ 60分時の定格放電率換算容量C₃ $C_3 = \frac{1}{0.9} [K_{60a} I_{60a} + K_{59a} (I_{59a} - I_{60a}) + K_{61a} (I_{61a} - I_{60a})]$ $C_3 = \frac{1}{0.9} [2.93 \times 548.2 + 2.90 \times (253.2 - 548.2) + 2.82 \times (208.1 - 253.2)]$ $= 693(Ah)$ 510分時の定格放電率換算容量C₄ $C_4 = \frac{1}{0.9} [K_{510a} I_{510a} + K_{509a} (I_{509a} - I_{510a}) + K_{511a} (I_{511a} - I_{510a}) + K_{512a} (I_{512a} - I_{510a})]$ $C_4 = \frac{1}{0.9} [10.22 \times 548.2 + 10.20 \times (253.2 - 548.2) + 10.14 \times (208.1 - 253.2) + 9.47 \times (115.0 - 208.1)]$ $= 1,395(Ah)$ 1,050分時の定格放電率換算容量C₅ $C_5 = \frac{1}{0.9} [K_{1050a} I_{1050a} + K_{1049a} (I_{1049a} - I_{1050a}) + K_{1051a} (I_{1051a} - I_{1050a}) + K_{1052a} (I_{1052a} - I_{1050a}) + K_{1053a} (I_{1053a} - I_{1050a})]$ $C_5 = \frac{1}{0.9} [19.22 \times 548.2 + 19.20 \times (253.2 - 548.2) + 19.14 \times (208.1 - 253.2) + 18.22 \times (115.0 - 208.1) + 10.72 \times (99.1 - 115.0)]$ $= 2,381(Ah)$ 	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成) 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
機器名称	0-10分	10-20分	20-30分	30-40分	40分-60分	60分-90分	90分-140分	140分-180分																																																																		
54.0	247.0	217.0	218.0	102.0	37.0																																																																					
放電時間 (分)	容量換算時間																																																																									
1	K1a	0.58																																																																								
59	K59a	1.83																																																																								
60 (1h)	K1h	1.85																																																																								
510 (9h30m)	K510a	8.81																																																																								
569 (9h29m)	K569a	9.54																																																																								
570 (9h30m)	K570a	9.55																																																																								
600 (10h)	K10h	9.89																																																																								
11時間 30分	K14639a	= 9.89	- 10	+ 14.5	= 14.39																																																																					
23時間	K23h	= 9.89	- 10	+ 23	= 22.89																																																																					
23時間 59分	K23h59a	= 9.89	- 10	+ 23.983	= 23.87																																																																					
24時間	K24h	= 9.89	- 10	+ 24	= 23.89																																																																					


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯3号炉】</p> <p>図1-2-2</p>  <p>1分放電 $C_1 = \frac{1}{0.9} (1.38 \times 542) = 831A \cdot h$</p> <p>5分放電 $C_5 = \frac{1}{0.9} (1.45 \times 542 + 1.43 \times (246 - 542)) = 403A \cdot h$</p> <p>60分放電 $C_{60} = \frac{1}{0.9} [2.54 \times 542 + 2.53 \times (246 - 542) + 2.45 \times (216 - 246) + 1.38 \times (217 - 216)] = 618A \cdot h$</p> <p>540分放電 $C_{540} = \frac{1}{0.9} [9.49 \times 542 + 9.47 \times (246 - 542) + 9.42 \times (216 - 246) + 9.81 \times (217 - 216) + 9.80 \times (102 - 217)] = 1,166A \cdot h$</p> <p>1,440分放電 $C_{1440} = \frac{1}{0.9} [24.05 \times 542 + 24.04 \times (246 - 542) + 23.97 \times (216 - 246) + 23.07 \times (217 - 216) + 23.05 \times (102 - 217) + 19.05 \times (09 - 102)] = 2,139A \cdot h$</p> <p>以上より、24時間放電に必要な容量は2,139A・hとなる。</p>	<p>125V 蓄電池2Bの容量計算結果</p> <p>・1分時の定格放電率換算容量 C_1</p> $C_1 = \frac{1}{L} [K_{1p} I_{1p}]$ $C_1 = \frac{1}{0.8} [0.58 \times 1,345.9]$ $= 975.8$ <p>・1時間時の定格放電率換算容量 C_2</p> $C_2 = \frac{1}{L} [K_{1h} I_{1h} + K_{09h} (I_{1h} - I_{1p})]$ $C_2 = \frac{1}{0.8} [1.85 \times 1,345.9 + 1.83 \times (631.5 - 1,345.9)]$ $= 1,478.3$ <p>・9時間30分時の定格放電率換算容量 C_9</p> $C_9 = \frac{1}{L} [K_{0930h} I_{1h} + K_{0930h} (I_{1h} - I_{1p}) + K_{0930h} (I_{0930h} - I_{1h})]$ $C_9 = \frac{1}{0.8} [9.55 \times 1,345.9 + 9.54 \times (631.5 - 1,345.9) + 8.81 \times (204.5 - 631.5)]$ $= 2,845.2$ <p>・24時間時の定格放電率換算容量 C_{24}</p> $C_{24} = \frac{1}{L} [K_{24h} I_{1h} + K_{24h} (I_{1h} - I_{1p}) + K_{24h} (I_{0930h} - I_{1h}) + K_{0930h} (I_{24h} - I_{0930h})]$ $C_{24} = \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1,345.9 + 23.87 \times (631.5 - 1,345.9) + 22.89 \times (204.5 - 631.5) + 14.39 \times (133.3 - 204.5)]$ $= 5,377.8$ <p>上記計算より、125V 蓄電池2Bの蓄電池容量は、5,377.8Ahを上回る6,000Ahを選定する。</p>	<p>B蓄電池の容量計算結果</p> <p>・1分時の定格放電率換算容量 C_1</p> $C_1 = \frac{1}{L} (0.61 I_{1h})$ $C_1 = \frac{1}{0.9} (1.62 \times 540.7) = 971(Ah)$ <p>・5分時の定格放電率換算容量 C_5</p> $C_5 = \frac{1}{L} [K_{5h} I_{1h} + K_{5h} (I_{5h} - I_{1h})]$ $C_5 = \frac{1}{0.9} [(1.77 \times 540.7 + 1.74 \times (243.2 - 540.7))]$ $= 489(Ah)$ <p>・60分時の定格放電率換算容量 C_{60}</p> $C_{60} = \frac{1}{L} [K_{60h} I_{1h} + K_{60h} (I_{60h} - I_{1h}) + K_{60h} (I_{60h} - I_{1h})]$ $C_{60} = \frac{1}{0.9} [2.93 \times 540.7 + 2.90 \times (243.2 - 540.7) + 2.82 \times (198.1 - 243.2)]$ $= 661(Ah)$ <p>・510分時の定格放電率換算容量 C_{510}</p> $C_{510} = \frac{1}{L} [K_{510h} I_{1h} + K_{510h} (I_{510h} - I_{1h}) + K_{510h} (I_{60h} - I_{1h}) + K_{510h} (I_{510h} - I_{60h})]$ $C_{510} = \frac{1}{0.9} [10.22 \times 540.7 + 10.20 \times (243.2 - 540.7) + 10.14 \times (198.1 - 243.2) + 9.47 \times (150.6 - 198.1)]$ $= 1,761(Ah)$ <p>・610分時の定格放電率換算容量 C_{610}</p> $C_{610} = \frac{1}{L} [K_{610h} I_{1h} + K_{610h} (I_{610h} - I_{1h}) + K_{610h} (I_{60h} - I_{1h}) + K_{610h} (I_{610h} - I_{60h}) + K_{610h} (I_{610h} - I_{60h})]$ $C_{610} = \frac{1}{0.9} [15.22 \times 540.7 + 15.20 \times (243.2 - 540.7) + 15.14 \times (198.1 - 243.2) + 14.22 \times (150.6 - 198.1) + 7.32 \times (124.0 - 150.6)]$ $= 2,394(Ah)$	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成) ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>【大飯4号炉】</p> <p>AbLc</p> <table border="1" data-bbox="85 260 642 276"> <tr> <td>負荷系統</td> <td>9~10時</td> <td>10~11時</td> <td>11~12時</td> <td>12~13時</td> <td>13~14時</td> <td>14~15時</td> <td>15~16時</td> <td>16~17時</td> </tr> </table>  <table border="1" data-bbox="85 443 642 459"> <tr> <td>計測に使用した電流値</td> <td>320.0</td> <td>243.0</td> <td>218.0</td> <td>210.0</td> <td>199.0</td> <td>202.0</td> <td>202.0</td> <td>202.0</td> </tr> </table> <p>1分給電 $C = \frac{1}{0.9} (1.38 \times 539) = 827A \cdot h$</p> <p>3分給電 $C = \frac{1}{0.9} [1.45 \times 539 + 1.42 \times (243 - 539)] = 288A \cdot h$</p> <p>40分給電 $C = \frac{1}{0.9} [2.54 \times 539 + 2.53 \times (243 - 539) + 2.45 \times (213 - 243) + 1.38 \times (214 - 213)] = 808A \cdot h$</p> <p>540分給電 $C = \frac{1}{0.9} [9.48 \times 539 + 9.47 \times (243 - 539) + 9.42 \times (213 - 243) + 9.81 \times (214 - 213) + 8.80 \times (102 - 214)] = 1,164A \cdot h$</p> <p>1,440分給電 $C = \frac{1}{0.9} [24.05 \times 539 + 24.04 \times (243 - 539) + 23.87 \times (213 - 243) + 23.01 \times (214 - 213) + 23.05 \times (102 - 214) + 13.05 \times (52 - 102)] = 2,019A \cdot h$</p> <p>以上により、24時間給電に必要な容量は2,019A・hとなる。</p>	負荷系統	9~10時	10~11時	11~12時	12~13時	13~14時	14~15時	15~16時	16~17時	計測に使用した電流値	320.0	243.0	218.0	210.0	199.0	202.0	202.0	202.0		<p>上記計算より、A蓄電池の蓄電池容量は2,381Ahを上回る2,400Ahを選定し、B蓄電池の蓄電池容量は2,394Ahを上回る2,400Ahを選定する。</p> <p>A後備蓄電池の容量計算結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,440分時の定格放電率換算容量C_1 $C_1 = \frac{1}{U} [K_{10} I_{10min} + K_{10} (I_{10} - I_{10min})]$ $C_1 = \frac{1}{0.9} [9.07 \times 99.1 + 1.62 \times (131.1 - 99.1)]$ $= 1,057(Ah)$ <p>B後備蓄電池の容量計算結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,440分時の定格放電率換算容量C_1 $C_1 = \frac{1}{U} [K_{10} I_{10min} + K_{10} (I_{10} - I_{10min})]$ $C_1 = \frac{1}{0.9} [12.72 \times 121.0 + 1.62 \times (158.5 - 121.0)]$ $= 1,815(Ah)$ <p>上記計算より、A後備蓄電池の蓄電池容量は1,057Ahを上回る2,400Ahを選定し、B後備蓄電池の蓄電池容量は1,815Ahを上回る2,400Ahを選定する。</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>【女川】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。
負荷系統	9~10時	10~11時	11~12時	12~13時	13~14時	14~15時	15~16時	16~17時													
計測に使用した電流値	320.0	243.0	218.0	210.0	199.0	202.0	202.0	202.0													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯4号炉】</p> <p>図表</p>  <p>1分前電 $C = \frac{1}{0.9} (1.38 \times 542) = 831A \cdot h$</p> <p>5分前電 $C = \frac{1}{0.9} (1.45 \times 542 + 1.43 \times (246 - 542)) = 483A \cdot h$</p> <p>60分前電 $C = \frac{1}{0.9} (2.54 \times 542 + 2.53 \times (246 - 542) + 2.45 \times (216 - 246) + 1.38 \times (217 - 216)) = 618A \cdot h$</p> <p>540分前電 $C = \frac{1}{0.9} (9.46 \times 542 + 9.47 \times (246 - 542) + 8.42 \times (216 - 246) + 6.88 \times (217 - 216) + 8.80 \times (102 - 217)) = 1,166A \cdot h$</p> <p>1,440分前電 $C = \frac{1}{0.9} (24.05 \times 542 + 24.04 \times (246 - 542) + 23.97 \times (216 - 246) + 23.07 \times (217 - 216) + 23.05 \times (102 - 217) + 15.05 \times (59 - 107)) = 2,138A \cdot h$</p> <p>以上により、2時間前電に必要な容量は2,138A・hとなる。</p>			<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備 (補足説明資料)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

Comparison table for power equipment between Daiichi 3 and Onagawa 2 reactors. It is divided into two main sections: 3A (DC load shedding) and 3C (DC load shedding). Each section contains a detailed table of equipment with columns for name, status, and location. A 'Difference Reason' column on the right explains discrepancies, such as equipment capacity differences and DC power source configurations.

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																								
<p>3 B 計装用インバータ(分電盤)直流負荷切り離しリスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>用途名称</th> <th>取替計 量</th> <th>機内備付</th> <th>実効(A)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電設備(3B900-1)(1100機内機)</td> <td>○</td> <td>機内可変電</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電設備(3B900-2)(1100機内機)</td> <td>○</td> <td>機内可変電</td> <td>170</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電設備(3B900-3)(1100機内機)</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>25</td> <td>機内可変電が備付されていない</td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>○</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>○</td> <td>機内可変電</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>140</td> <td>機内可変電が備付されていない</td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>○</td> <td>機内可変電</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>25</td> <td>機内可変電が備付されていない</td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>○</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>○</td> <td>機内可変電</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>○</td> <td>機内可変電</td> <td>1040</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>○</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>1000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td>機内可変電が備付されていない</td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>○</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(計装用可変電)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4790</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装用可変電設備容量(A)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>581</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○：機内可変電が備付 ×：機内可変電が備付されていない</p>	設備名称	用途名称	取替計 量	機内備付	実効(A)	備考	3B計装用可変電	3号炉計装用可変電設備(3B900-1)(1100機内機)	○	機内可変電	300		3B計装用可変電	3号炉計装用可変電設備(3B900-2)(1100機内機)	○	機内可変電	170		3B計装用可変電	3号炉計装用可変電設備(3B900-3)(1100機内機)	×	機内可変電	25	機内可変電が備付されていない	電圧計	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	30		3号炉計装用可変電	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	100		3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	140	機内可変電が備付されていない	3号炉計装用可変電	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	100		3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	25	機内可変電が備付されていない	電圧計	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	30		3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	90		3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	1040		電圧計	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	0		電圧計	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	30		3号炉計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	1000		3号炉計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない	3号炉計装用可変電	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	30		3号炉計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30		合計(計装用可変電)				4790		計装用可変電設備容量(A)				581				<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
設備名称	用途名称	取替計 量	機内備付	実効(A)	備考																																																																																																																						
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電設備(3B900-1)(1100機内機)	○	機内可変電	300																																																																																																																							
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電設備(3B900-2)(1100機内機)	○	機内可変電	170																																																																																																																							
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電設備(3B900-3)(1100機内機)	×	機内可変電	25	機内可変電が備付されていない																																																																																																																						
電圧計	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	30																																																																																																																							
3号炉計装用可変電	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	100																																																																																																																							
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	140	機内可変電が備付されていない																																																																																																																						
3号炉計装用可変電	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	100																																																																																																																							
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	25	機内可変電が備付されていない																																																																																																																						
電圧計	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	30																																																																																																																							
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	90																																																																																																																							
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	1040																																																																																																																							
電圧計	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	0																																																																																																																							
電圧計	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	30																																																																																																																							
3号炉計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	1000																																																																																																																							
3号炉計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない																																																																																																																						
3号炉計装用可変電	3号炉計装用可変電	○	機内可変電	30																																																																																																																							
3号炉計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30																																																																																																																							
合計(計装用可変電)				4790																																																																																																																							
計装用可変電設備容量(A)				581																																																																																																																							
<p>3 D 計装用インバータ(分電盤)直流負荷切り離しリスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>用途名称</th> <th>取替計 量</th> <th>機内備付</th> <th>実効(A)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3D計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電設備(3D900-1)(1100機内機)</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td>その後の3号炉計装用可変電設備での機内可変電が可能なため</td> </tr> <tr> <td>3D計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電設備(3D900-2)(1100機内機)</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td>機内可変電が可能なため</td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td>機内可変電が備付されていない</td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td>機内可変電が備付されていない</td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td>機内可変電が備付されていない</td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td>機内可変電が備付されていない</td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td>機内可変電が備付されていない</td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td>機内可変電が備付されていない</td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td>機内可変電が備付されていない</td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td>機内可変電が備付されていない</td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td>機内可変電が備付されていない</td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td>機内可変電が備付されていない</td> </tr> <tr> <td>3B計装用可変電</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td>機内可変電が備付されていない</td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td>3号炉計装用可変電</td> <td>×</td> <td>機内可変電</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(計装用可変電)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装用可変電設備容量(A)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>60</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○：機内可変電が備付 ×：機内可変電が備付されていない</p>	設備名称	用途名称	取替計 量	機内備付	実効(A)	備考	3D計装用可変電	3号炉計装用可変電設備(3D900-1)(1100機内機)	×	機内可変電	30	その後の3号炉計装用可変電設備での機内可変電が可能なため	3D計装用可変電	3号炉計装用可変電設備(3D900-2)(1100機内機)	×	機内可変電	30	機内可変電が可能なため	電圧計	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30		電圧計	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30		3号炉計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない	3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない	3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない	3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない	3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない	3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない	3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない	3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない	3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない	3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない	3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない	電圧計	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30		合計(計装用可変電)				60		計装用可変電設備容量(A)				60										
設備名称	用途名称	取替計 量	機内備付	実効(A)	備考																																																																																																																						
3D計装用可変電	3号炉計装用可変電設備(3D900-1)(1100機内機)	×	機内可変電	30	その後の3号炉計装用可変電設備での機内可変電が可能なため																																																																																																																						
3D計装用可変電	3号炉計装用可変電設備(3D900-2)(1100機内機)	×	機内可変電	30	機内可変電が可能なため																																																																																																																						
電圧計	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30																																																																																																																							
電圧計	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30																																																																																																																							
3号炉計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない																																																																																																																						
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない																																																																																																																						
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない																																																																																																																						
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない																																																																																																																						
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない																																																																																																																						
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない																																																																																																																						
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない																																																																																																																						
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない																																																																																																																						
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない																																																																																																																						
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない																																																																																																																						
3B計装用可変電	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30	機内可変電が備付されていない																																																																																																																						
電圧計	3号炉計装用可変電	×	機内可変電	30																																																																																																																							
合計(計装用可変電)				60																																																																																																																							
計装用可変電設備容量(A)				60																																																																																																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																												
<p>4 A 計装用インバータ(分電盤)直流負荷切り離しリスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>用途名称</th> <th>数量</th> <th>操作機材</th> <th>容量(VA)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-1) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置の取付位置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-2) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置の取付位置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-3) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-4) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-5) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-6) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-7) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-8) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-9) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-10) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-11) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-12) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-13) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-14) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-15) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-16) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-17) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-18) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-19) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-20) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-21) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-22) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-23) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-24) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-25) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-26) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-27) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-28) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-29) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4A計装用中電圧整流装置 (APFR-30) (11000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>55</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (VA)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>55</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (VA)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>55</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	用途名称	数量	操作機材	容量(VA)	備考	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-1) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置の取付位置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-2) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置の取付位置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-3) (11000VA)		1	※	55	女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	電圧計		1	※	55		4A計装用中電圧整流装置 (APFR-4) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-5) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-6) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-7) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-8) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-9) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-10) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-11) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-12) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-13) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-14) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-15) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-16) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-17) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-18) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-19) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-20) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-21) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-22) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-23) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-24) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-25) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-26) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-27) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-28) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-29) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4A計装用中電圧整流装置 (APFR-30) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	計装用電源 (VA)				55		計装用電源 (VA)				55				<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
設備名称	用途名称	数量	操作機材	容量(VA)	備考																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-1) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置の取付位置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-2) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置の取付位置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-3) (11000VA)		1	※	55	女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
電圧計		1	※	55																																																																																																																																																																																																											
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-4) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-5) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-6) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-7) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-8) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-9) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-10) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-11) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-12) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-13) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-14) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-15) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-16) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-17) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-18) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-19) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-20) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-21) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-22) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-23) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-24) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-25) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-26) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-27) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-28) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-29) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4A計装用中電圧整流装置 (APFR-30) (11000VA)		1	※	55	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
計装用電源 (VA)				55																																																																																																																																																																																																											
計装用電源 (VA)				55																																																																																																																																																																																																											
<p>4 C 計装用インバータ(分電盤)直流負荷切り離しリスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>用途名称</th> <th>数量</th> <th>操作機材</th> <th>容量(VA)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-1) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-2) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-3) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>500</td> <td>女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-4) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-5) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>500</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-6) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td>500</td> <td>本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置</td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-7) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-8) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-9) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-10) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-11) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-12) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-13) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-14) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-15) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-16) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-17) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-18) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-19) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-20) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-21) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-22) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-23) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-24) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-25) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-26) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-27) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-28) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-29) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4C計装用中電圧整流装置 (APFR-30) (1000VA)</td> <td></td> <td>1</td> <td>○</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (VA)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (VA)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	用途名称	数量	操作機材	容量(VA)	備考	4C計装用中電圧整流装置 (APFR-1) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-2) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-3) (1000VA)		1	※	500	女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	電圧計		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-4) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-5) (1000VA)		1	※	500	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4C計装用中電圧整流装置 (APFR-6) (1000VA)		1	※	500	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置	4C計装用中電圧整流装置 (APFR-7) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-8) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-9) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-10) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-11) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-12) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-13) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-14) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-15) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-16) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-17) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-18) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-19) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-20) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-21) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-22) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-23) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-24) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-25) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-26) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-27) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-28) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-29) (1000VA)		1	○	500		4C計装用中電圧整流装置 (APFR-30) (1000VA)		1	○	500		計装用電源 (VA)				500		計装用電源 (VA)				500				
設備名称	用途名称	数量	操作機材	容量(VA)	備考																																																																																																																																																																																																										
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-1) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-2) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-3) (1000VA)		1	※	500	女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
電圧計		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-4) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-5) (1000VA)		1	※	500	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-6) (1000VA)		1	※	500	本設備の女子学舎直線計装用の中電圧整流装置																																																																																																																																																																																																										
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-7) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-8) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-9) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-10) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-11) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-12) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-13) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-14) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-15) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-16) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-17) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-18) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-19) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-20) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-21) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-22) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-23) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-24) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-25) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-26) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-27) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-28) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-29) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
4C計装用中電圧整流装置 (APFR-30) (1000VA)		1	○	500																																																																																																																																																																																																											
計装用電源 (VA)				500																																																																																																																																																																																																											
計装用電源 (VA)				500																																																																																																																																																																																																											

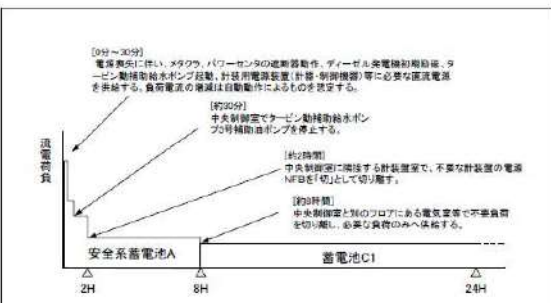
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1" data-bbox="89 231 638 303"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>蓄電池 (非常用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>組</td> <td>2 (1組あたり60個)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>Ah/組</td> <td>1,600 (10時間率)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】 蓄電池 (非常用) は、全交流動力電源喪失時において、重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置から交流動力電源が供給されるまで、直流の電気を供給するために設置する。 また、空冷式非常用発電装置からの交流動力電源供給が困難な場合でも、中央制御室に降接する計装盤室において簡易な操作で必要な負荷以外を切り離すことにより、8時間にわたって直流の電気を供給するために設置する。 蓄電池 (非常用) は、非常用電源設備として多重性を有するものとし、1組で十分な容量を有する蓄電池を、蓄電池A及び蓄電池Bの2組設置する。</p> <p>1. 容量 蓄電池1組に必要な容量は、重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置から交流動力電源が供給されるまでの40分間、直流の電気を供給するために十分な容量とする (①)。 また、空冷式非常用発電装置からの交流動力電源供給が困難な場合でも、運転員が重大事故等の対応に専念できるよう、中央制御室に降接する計装盤室において簡易な操作で必要な負荷以外を切り離すことにより、8時間にわたって直流の電気を供給できる容量とする (②)。この場合、全交流動力電源喪失発生から8時間経過以降は、さらに不要な負荷を中央制御室と別フロアの電気室等で切り離すとともに、電源元を蓄電池 (重大事故等対処用) に切り替えることで、全交流動力電源喪失発生から2.4時間以上にわたって直流の電気を供給できる。 必要な蓄電池容量は、給電継続時間40分間の①より、給電継続時間8時間の②のほうが大きいので、容量設定根拠は②について示す。 想定する給電パターンを図1に示す。</p>	名 称		蓄電池 (非常用)	個 数	組	2 (1組あたり60個)	容 量	Ah/組	1,600 (10時間率)	<p style="text-align: center;">(参考) 島根2号炉</p> <table border="1" data-bbox="672 215 1220 327"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>所内常設蓄電池式直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-115V系蓄電池</td> <td>Ah</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>B1-115V系蓄電池(SA)</td> <td>Ah</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>230V系蓄電池(RCIC)</td> <td>Ah</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】 B-115V系蓄電池及びB1-115V系蓄電池(SA)、は設計事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、負荷切離しを行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり必要な設備へ直流電源を供給できる設計とする。 230V系蓄電池(RCIC)は設計事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、負荷切離しを行わずに24時間にわたり必要な設備へ直流電源を供給できる設計とする。</p> <p>1. 容量 各蓄電池の負荷は以下の通りとなる。</p> <table border="1" data-bbox="694 574 1198 798"> <caption>B-115V系蓄電池負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0~1分</th> <th>1~510分^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M/C遮断器操作回路</td> <td>281</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>L/C遮断器操作回路</td> <td>53</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機初期励磁^{※1}</td> <td>0(230)^{※1}</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>非常用照明</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>制御電源 (制御盤関係)</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>計装用無停電交流電源装置</td> <td>154</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>合計 (A)</td> <td>603</td> <td>269</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：非常用ディーゼル発電機初期励磁電流はM/C及びL/C遮断器操作回路電流 (遮断器投入・開放電流) と重なって操作されることはなく、各動作時間は1分未満である。また、非常用ディーゼル発電機初期励磁電流はM/C及びL/C制御電源電流より小さいため、電流値の大きいM/C及びL/C遮断器操作回路電流に1分間電源供給するものとして蓄電池容量を計算する。 ※2：事象発生後8時間後から負荷切替作業を実施するが、作業時間を考慮し8.5時間電源給電を継続するものとして容量を計算する。</p>	名 称		所内常設蓄電池式直流電源設備	B-115V系蓄電池	Ah	3,000	B1-115V系蓄電池(SA)	Ah	1,500	230V系蓄電池(RCIC)	Ah	1,500	負荷名称	0~1分	1~510分 ^{※1}	M/C遮断器操作回路	281	0	L/C遮断器操作回路	53	0	非常用ディーゼル発電機初期励磁 ^{※1}	0(230) ^{※1}	0	非常用照明	50	50	制御電源 (制御盤関係)	65	65	計装用無停電交流電源装置	154	154	合計 (A)	603	269		<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成) ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
名 称		蓄電池 (非常用)																																														
個 数	組	2 (1組あたり60個)																																														
容 量	Ah/組	1,600 (10時間率)																																														
名 称		所内常設蓄電池式直流電源設備																																														
B-115V系蓄電池	Ah	3,000																																														
B1-115V系蓄電池(SA)	Ah	1,500																																														
230V系蓄電池(RCIC)	Ah	1,500																																														
負荷名称	0~1分	1~510分 ^{※1}																																														
M/C遮断器操作回路	281	0																																														
L/C遮断器操作回路	53	0																																														
非常用ディーゼル発電機初期励磁 ^{※1}	0(230) ^{※1}	0																																														
非常用照明	50	50																																														
制御電源 (制御盤関係)	65	65																																														
計装用無停電交流電源装置	154	154																																														
合計 (A)	603	269																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>図1 蓄電池給電パターン (Aトレン給電の場合)</p>	<p>(参考) 島根2号炉</p> <p>【設定根拠】(続き)</p> <p>B-1-115V系蓄電池(SA)負荷一覧表</p> <table border="1" data-bbox="683 327 1220 478"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0~480分</th> <th>481~1439分</th> <th>1439~1440分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M/C遮断器操作回路^{※3}</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>非常用照明</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>制御電源(制御盤関係)</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>S A対策設備用分電盤(1)</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>30</td> <td>55</td> <td>155</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：常設代替交流電源設備からの電源供給を考慮し、24時間後に遮断器を投入する。</p> <p>230V系蓄電池(RCIC)負荷一覧表</p> <table border="1" data-bbox="683 566 1220 718"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0~1分</th> <th>1分~480分</th> <th>481分~1440分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RCIC復水ポンプ^{※4}</td> <td>60</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>RCIC真空ポンプ</td> <td>58</td> <td>23</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>RCIC注入弁^{※4}</td> <td>86</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他の弁^{※4}</td> <td>82</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>286</td> <td>47</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：開欠運転機器については、電池工業会規格(据置蓄電池の容量算出法)(SBA S 0601-2014)による時間当たりの平均電流値(約13A)の合計よりも、RCIC復水ポンプ単体が定格連続運転した時の定格電流値が上回るため、RCIC復水ポンプが定格連続運転するものとして蓄電池容量を計算する。</p> <p>※5：RCICミニマムフロー弁、RCIC復水器冷却水入口弁、RCICタービン蒸気入口弁を含む。</p> <p>・B-115V系蓄電池の容量計算結果</p> <p>①1分間供給が必要となる蓄電池容量</p> $C_1 = \frac{1}{L} \times [K_1 I_1] - \frac{1}{0.8} \times [0.66 \times 803] = 423 \text{Ah}$ <p>$K_1 : 0.59 (1分), I_1 : 603 (A)$</p> <p>②8.5時間(510分)供給が必要となる蓄電池容量</p> $C_2 = \frac{1}{L} \times [K_2 I_2 + K_3 (I_2 - I_1)] - \frac{1}{0.8} \times [8.79 \times 603 + 8.79 \times (269 - 603)] = 2,956 \text{Ah}$ <p>$K_2 : 8.79 (510分), K_3 : 8.79 (509分)$ $I_1 : 603 (A), I_2 : 269 (A)$</p> <p>上記計算より、B-115V系蓄電池の蓄電池容量は約3,000Ahを選定する。</p>	負荷名称	0~480分	481~1439分	1439~1440分	M/C遮断器操作回路 ^{※3}	0	0	100	非常用照明	0	10	10	制御電源(制御盤関係)	0	15	15	S A対策設備用分電盤(1)	30	30	30	合計(A)	30	55	155	負荷名称	0~1分	1分~480分	481分~1440分	RCIC復水ポンプ ^{※4}	60	24	24	RCIC真空ポンプ	58	23	23	RCIC注入弁 ^{※4}	86	0	0	その他の弁 ^{※4}	82	0	0	合計(A)	286	47	47		<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違(蓄電池の構成) ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
負荷名称	0~480分	481~1439分	1439~1440分																																																
M/C遮断器操作回路 ^{※3}	0	0	100																																																
非常用照明	0	10	10																																																
制御電源(制御盤関係)	0	15	15																																																
S A対策設備用分電盤(1)	30	30	30																																																
合計(A)	30	55	155																																																
負荷名称	0~1分	1分~480分	481分~1440分																																																
RCIC復水ポンプ ^{※4}	60	24	24																																																
RCIC真空ポンプ	58	23	23																																																
RCIC注入弁 ^{※4}	86	0	0																																																
その他の弁 ^{※4}	82	0	0																																																
合計(A)	286	47	47																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>(1) 蓄電池A 全交流動力電源喪失時の蓄電池Aの負荷を表1~3に示す。</p> <p>表1 蓄電池負荷 (Aトレン結電の場合) (単位:A)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th colspan="4">蓄電池Aでの給電</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>0~10秒</th> <th>10~30分</th> <th>30分~2時間</th> <th>2~24時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通電源</td> <td>約2</td> <td>約2</td> <td>約2</td> <td>約2</td> <td rowspan="2">蓄電池であり、設備相違はNTRで行かため不属。</td> </tr> <tr> <td>メタラフ・パワーセンター制御電源</td> <td>約57</td> <td>約6</td> <td>約6</td> <td>約6</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機(原電機)</td> <td>約104</td> <td>約104</td> <td>約104</td> <td>約42</td> <td rowspan="2">交流動力電源喪失時には、交流電源設備であるメタラフ・パワーセンターを使用しないため不属。</td> </tr> <tr> <td>計測用インバータ装置3A</td> <td>約110</td> <td>約110</td> <td>約110</td> <td>約23</td> </tr> <tr> <td>計測用インバータ装置3C</td> <td>約144</td> <td>約4</td> <td>約4</td> <td>約2</td> <td rowspan="2">交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機稼働用として他の規定であり不属。</td> </tr> <tr> <td>タービン駆動油ポンプ駆動時のみ必要であり、回送ポンプ駆動を要した後は機内給電ポンプによる回送が行われるため、本設備は不属。</td> <td>約167</td> <td>約47</td> <td>約2</td> <td>約2</td> </tr> <tr> <td>タービン駆動油ポンプ駆動</td> <td>約30</td> <td>約10</td> <td>約10</td> <td>約10</td> <td>中央制御室で機内給電ポンプ停止操作(30分)、電機室でNTR操作(8時間)を行う。</td> </tr> <tr> <td>補助電源系成分電機</td> <td>約485</td> <td>約403</td> <td>約238</td> <td>約121</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 機内給電の負荷容量を考慮して必要となる電圧以下を通り上げたりする場合は、蓄電池容量の余裕を考慮して記載。 注2) 設計給電出時により負荷が異なる場合は、蓄電池容量の余裕を考慮して記載。 ① 0~30分：自働停止による負荷容量が大きい。 ② 30分~2時間：中央制御室での負荷は9割し操作(10分経過まで)および中央制御室と別フロアでの負荷は9割し操作を記述。 ③ 8時間以降：中央制御室と別フロアでの負荷は9割し操作を記述。</p>	負荷名称	蓄電池Aでの給電				備考	0~10秒	10~30分	30分~2時間	2~24時間	共通電源	約2	約2	約2	約2	蓄電池であり、設備相違はNTRで行かため不属。	メタラフ・パワーセンター制御電源	約57	約6	約6	約6	ディーゼル発電機(原電機)	約104	約104	約104	約42	交流動力電源喪失時には、交流電源設備であるメタラフ・パワーセンターを使用しないため不属。	計測用インバータ装置3A	約110	約110	約110	約23	計測用インバータ装置3C	約144	約4	約4	約2	交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機稼働用として他の規定であり不属。	タービン駆動油ポンプ駆動時のみ必要であり、回送ポンプ駆動を要した後は機内給電ポンプによる回送が行われるため、本設備は不属。	約167	約47	約2	約2	タービン駆動油ポンプ駆動	約30	約10	約10	約10	中央制御室で機内給電ポンプ停止操作(30分)、電機室でNTR操作(8時間)を行う。	補助電源系成分電機	約485	約403	約238	約121		合計						<p>(参考) 島根2号炉</p> <p>【設定根拠】(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> B1-115V系蓄電池の容量計算結果 <ul style="list-style-type: none"> ①24時間供給で必要となる蓄電池容量 $C_1 = \frac{1}{L} \times [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2)]$ $= \frac{1}{0.8} \times [23.88 \times 30 + 15.88 \times (55 - 30) + 0.56 \times (155 - 55)] = 1,462Ah$ $K_1 : 23.88 (1440分), K_2 : 15.88 (959分), K_3 : 0.56 (1分)$ $I_1 : 30(A), I_2 : 55(A), I_3 : 155(A)$ 上記計算より、B1-115V系蓄電池(SA)の蓄電池容量は1,500Ahを選定する。 230V系蓄電池(RCIC)の容量計算結果 <ul style="list-style-type: none"> ①1分間供給で必要となる蓄電池容量 $C_1 = \frac{1}{L} \times [K_1 I_1] = \frac{1}{0.8} \times [0.66 \times 286] = 236Ah$ $K_1 : 0.66 (1分), I_1 : 286(A)$ ②8時間供給(480分)で必要となる蓄電池容量 $C_2 = \frac{1}{L} \times [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1)] = \frac{1}{0.8} \times [8.72 \times 286 + 8.72 \times (47 - 286)] = 513Ah$ $K_1 : 8.72 (480分), K_2 : 8.72 (479分)$ $I_1 : 286(A), I_2 : 47(A)$ ③24時間(1440分)供給で必要となる蓄電池容量 $C_3 = \frac{1}{L} \times [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1)] = \frac{1}{0.8} \times [24.32 \times 286 + 24.32 \times (47 - 286)] = 1,429Ah$ $K_1 : 24.32 (1440分), K_2 : 24.32 (1439分)$ $I_1 : 286(A), I_2 : 47(A)$ 上記計算より、230V系蓄電池(RCIC)の蓄電池容量は1,500Ahを選定する。 		<p>相違理由</p> <p>【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成) ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
負荷名称		蓄電池Aでの給電					備考																																																									
	0~10秒	10~30分	30分~2時間	2~24時間																																																												
共通電源	約2	約2	約2	約2	蓄電池であり、設備相違はNTRで行かため不属。																																																											
メタラフ・パワーセンター制御電源	約57	約6	約6	約6																																																												
ディーゼル発電機(原電機)	約104	約104	約104	約42	交流動力電源喪失時には、交流電源設備であるメタラフ・パワーセンターを使用しないため不属。																																																											
計測用インバータ装置3A	約110	約110	約110	約23																																																												
計測用インバータ装置3C	約144	約4	約4	約2	交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機稼働用として他の規定であり不属。																																																											
タービン駆動油ポンプ駆動時のみ必要であり、回送ポンプ駆動を要した後は機内給電ポンプによる回送が行われるため、本設備は不属。	約167	約47	約2	約2																																																												
タービン駆動油ポンプ駆動	約30	約10	約10	約10	中央制御室で機内給電ポンプ停止操作(30分)、電機室でNTR操作(8時間)を行う。																																																											
補助電源系成分電機	約485	約403	約238	約121																																																												
合計																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">表3 補助種屋直流分電盤負荷切り離し対象</p> <p>種屋種屋直流分電盤A</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>切離可能</th> <th>切離可能</th> <th>切離可能</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th></th> <th>切離可能</th> <th>切離可能</th> <th>切離可能</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉トリップ用制御盤3A</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>電気室 原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後に必要。</td> </tr> <tr> <td>原子炉トリップ用制御盤3C</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>電気室 原子炉トリップ後に必要。</td> </tr> <tr> <td>主変圧機用制御盤3A</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>電気室 原子炉トリップ後に必要。</td> </tr> <tr> <td>制御室用加工用機盤3A</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>電気室 原子炉トリップ後に必要。</td> </tr> <tr> <td>種屋種屋直流分電盤3A1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>電気室 制御室からのみ使用可能。</td> </tr> <tr> <td>種屋種屋直流分電盤3A2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>電気室 制御室からのみ使用可能。</td> </tr> <tr> <td>種屋種屋直流分電盤3A3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>電気室 制御室からのみ使用可能。</td> </tr> <tr> <td>種屋種屋直流分電盤3A4</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>電気室 制御室からのみ使用可能。</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>【備考】 △：電気室・中央制御室又は制御室からのみ使用可能。</small></p> <p>全交流動力電源喪失時の蓄電池Aの負荷電流から、必要な容量は以下のとおり1,400Ahであり、1,600Ah以下に収まっている。</p> $C = \frac{1}{L} (K_1 I_1)$ $= \frac{1}{0.9} (1.38 \times 486)$ $= 745 \text{ Ah}$ <p>C : 1分間給電での必要容量(Ah) L : 保守率 = 0.9 K₁ : 容量換算時間(時) = 1.38 I₁ : 負荷電流(A) = 486</p> </div>	負荷名称	切離可能	切離可能	切離可能	備考		切離可能	切離可能	切離可能		原子炉トリップ用制御盤3A	○	○	×	電気室 原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後に必要。	原子炉トリップ用制御盤3C	○	○	×	電気室 原子炉トリップ後に必要。	主変圧機用制御盤3A	○	○	×	電気室 原子炉トリップ後に必要。	制御室用加工用機盤3A	○	○	×	電気室 原子炉トリップ後に必要。	種屋種屋直流分電盤3A1	○	○	△	電気室 制御室からのみ使用可能。	種屋種屋直流分電盤3A2	○	○	×	電気室 制御室からのみ使用可能。	種屋種屋直流分電盤3A3	○	○	×	電気室 制御室からのみ使用可能。	種屋種屋直流分電盤3A4	○	○	×	電気室 制御室からのみ使用可能。			<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成) 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
負荷名称	切離可能	切離可能	切離可能	備考																																																	
	切離可能	切離可能	切離可能																																																		
原子炉トリップ用制御盤3A	○	○	×	電気室 原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後に必要。																																																	
原子炉トリップ用制御盤3C	○	○	×	電気室 原子炉トリップ後に必要。																																																	
主変圧機用制御盤3A	○	○	×	電気室 原子炉トリップ後に必要。																																																	
制御室用加工用機盤3A	○	○	×	電気室 原子炉トリップ後に必要。																																																	
種屋種屋直流分電盤3A1	○	○	△	電気室 制御室からのみ使用可能。																																																	
種屋種屋直流分電盤3A2	○	○	×	電気室 制御室からのみ使用可能。																																																	
種屋種屋直流分電盤3A3	○	○	×	電気室 制御室からのみ使用可能。																																																	
種屋種屋直流分電盤3A4	○	○	×	電気室 制御室からのみ使用可能。																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (I_2 - I_1)]$ $= \frac{1}{0.9} [1.96 \times 486 + 1.94 \times (283 - 486)]$ $= 620 \text{ Ah}$ <p> C : 30分間給電での必要容量(Ah) L : 保守率 = 0.9 K₁ : 容量換算時間(時) = 1.96 K₂ : 容量換算時間(時) = 1.94 I₁ : 負荷電流(A) = 486 I₂ : 負荷電流(A) = 283 </p> $C = \frac{1}{L} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2)]$ $= \frac{1}{0.9} [3.65 \times 486 + 3.63 \times (283 - 486) + 3.11 \times (238 - 283)]$ $= 996 \text{ Ah}$ <p> C : 120分間給電での必要容量(Ah) L : 保守率 = 0.9 K₁ : 容量換算時間(時) = 3.65 K₂ : 容量換算時間(時) = 3.63 K₃ : 容量換算時間(時) = 3.11 I₁ : 負荷電流(A) = 486 I₂ : 負荷電流(A) = 283 I₃ : 負荷電流(A) = 238 </p>			<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + K_4 (I_4 - I_3)]$ $= \frac{1}{0.9} [8.80 \times 486 + 8.78 \times (283 - 486) + 8.45 \times (238 - 283) + 7.30 \times (121 - 238)]$ $= 1.400 \text{ Ah}$ <p>C : 480分間給電での必要容量(Ah) L : 保守率 = 0.9 K₁ : 容量換算時間(時) = 8.80 K₂ : 容量換算時間(時) = 8.78 K₃ : 容量換算時間(時) = 8.45 K₄ : 容量換算時間(時) = 7.30 I₁ : 負荷電流(A) = 486 I₂ : 負荷電流(A) = 283 I₃ : 負荷電流(A) = 238 I₄ : 負荷電流(A) = 121</p>			<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																														
<p>(2) 蓄電池B 全交流動力電源喪失時の蓄電池Bの負荷を表1～3に示す。</p> <p>表1 蓄電池Bの負荷 (Bトレン給電の場合) (単位：A)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th colspan="3">蓄電池Bの給電</th> <th rowspan="2">操作場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>① 0～10分</th> <th>② 10～30分</th> <th>③ 30分～2時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通電源</td> <td>約2</td> <td>約1</td> <td>約2</td> <td>電気室</td> <td rowspan="2">蓄電池室であり、設置設備は30分で行方不明な状態に陥る可能性がある。交流電源設備であるメタタカ・パワーセンタを使用しないため不備。</td> </tr> <tr> <td>メタタカ・パワーセンタ類</td> <td>約57</td> <td>約4</td> <td>約6</td> <td>電気室</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>約106</td> <td>約106</td> <td>約47</td> <td>第5号機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装用インバータ3B</td> <td>約117</td> <td>約117</td> <td>約40</td> <td>第5号機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装用インバータ3D</td> <td>約144</td> <td>約4</td> <td>約42</td> <td>第5号機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 (発電機)</td> <td>約59</td> <td>約4</td> <td>0</td> <td>電気室</td> <td>交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機が起動し、蓄電池Bの負荷をカバーする。蓄電池Bの容量は、ディーゼル発電機の起動に必要な容量を確保し、ディーゼル発電機の起動に必要となる容量を確保する。また、ディーゼル発電機の起動に必要な容量を確保する。</td> </tr> <tr> <td>タービン駆動給水ポンプ駆動機</td> <td>約20</td> <td>約2</td> <td>約2</td> <td>30分中央制御室</td> <td>中央制御室で補助ポンプ停止操作(30分)、緊急停止操作(30分)を行う。</td> </tr> <tr> <td>補助制御系分の電機</td> <td>約504</td> <td>約20</td> <td>約10</td> <td>第6号機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約1421</td> <td>約30</td> <td>約131</td> <td>約93</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 機器製造時の負荷容量を合算してから、必要に応じて繰り上げられたものを設計として記載。 注2) 30分中央制御室による負荷の発生となる場合、蓄電池容量の余裕が確保されている。 注3) 0～30分：自動制御による負荷発生機のみを算入。 注4) 30分～2時間：中央制御室での負荷発生機のみを算入。 注5) 2時間以降：中央制御室と別フロアでの負荷発生機のみを算入。</p>	負荷名称	蓄電池Bの給電			操作場所	備考	① 0～10分	② 10～30分	③ 30分～2時間	共通電源	約2	約1	約2	電気室	蓄電池室であり、設置設備は30分で行方不明な状態に陥る可能性がある。交流電源設備であるメタタカ・パワーセンタを使用しないため不備。	メタタカ・パワーセンタ類	約57	約4	約6	電気室	蓄電池	約106	約106	約47	第5号機		計装用インバータ3B	約117	約117	約40	第5号機		計装用インバータ3D	約144	約4	約42	第5号機		ディーゼル発電機 (発電機)	約59	約4	0	電気室	交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機が起動し、蓄電池Bの負荷をカバーする。蓄電池Bの容量は、ディーゼル発電機の起動に必要な容量を確保し、ディーゼル発電機の起動に必要となる容量を確保する。また、ディーゼル発電機の起動に必要な容量を確保する。	タービン駆動給水ポンプ駆動機	約20	約2	約2	30分中央制御室	中央制御室で補助ポンプ停止操作(30分)、緊急停止操作(30分)を行う。	補助制御系分の電機	約504	約20	約10	第6号機		合計	約1421	約30	約131	約93				<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成) 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
負荷名称		蓄電池Bの給電					操作場所	備考																																																									
	① 0～10分	② 10～30分	③ 30分～2時間																																																														
共通電源	約2	約1	約2	電気室	蓄電池室であり、設置設備は30分で行方不明な状態に陥る可能性がある。交流電源設備であるメタタカ・パワーセンタを使用しないため不備。																																																												
メタタカ・パワーセンタ類	約57	約4	約6	電気室																																																													
蓄電池	約106	約106	約47	第5号機																																																													
計装用インバータ3B	約117	約117	約40	第5号機																																																													
計装用インバータ3D	約144	約4	約42	第5号機																																																													
ディーゼル発電機 (発電機)	約59	約4	0	電気室	交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機が起動し、蓄電池Bの負荷をカバーする。蓄電池Bの容量は、ディーゼル発電機の起動に必要な容量を確保し、ディーゼル発電機の起動に必要となる容量を確保する。また、ディーゼル発電機の起動に必要な容量を確保する。																																																												
タービン駆動給水ポンプ駆動機	約20	約2	約2	30分中央制御室	中央制御室で補助ポンプ停止操作(30分)、緊急停止操作(30分)を行う。																																																												
補助制御系分の電機	約504	約20	約10	第6号機																																																													
合計	約1421	約30	約131	約93																																																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表6 補助建屋直流分電盤負荷切り離し対象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>補助建屋直流分電盤B</th> <th colspan="3">起電時間</th> <th>操作場所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0分</th> <th>1分</th> <th>3分</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉トリップ用蓄電池B</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>電気室</td> <td>原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後は不要。</td> </tr> <tr> <td>原子炉トリップ用蓄電池B</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>電気室</td> <td>原子炉トリップ後は不要。</td> </tr> <tr> <td>主タービン 供養電源盤B</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>電気室</td> <td>タービントリップに必要な設備であり、タービントリップ後は不要。</td> </tr> <tr> <td>補助用空気圧縮機駆動機</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>電気室</td> <td>全交流動力電源喪失時には補助用空気圧縮機を運転できないため不要。</td> </tr> <tr> <td>プレソイド分電盤B1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>電気室</td> <td>操縦員が緊急停止の操作不可、加圧設備がしきり装置によって駆動可能。</td> </tr> <tr> <td>プレソイド分電盤B2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>電気室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレソイド分電盤B3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>電気室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレソイド分電盤B4</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>電気室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最大容量対称負荷用蓄電池B2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最大容量対称負荷用蓄電池B3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内線電圧調整用電機</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td>適用が無く、女川が特電源Bに設置することを示している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補足説明】 ・電気室、中央制御室は別フロアの電気室</p> <p>全交流動力電源喪失時の蓄電池Bの負荷電流から、必要な容量は以下のとおり1,511Ahであり、1,600Ah以下に収まっている。</p> $C = \frac{1}{L} (K_1 \cdot I_1)$ $= \frac{1}{0.9} (1.38 \times 504)$ $= 772 \text{ Ah}$ <p>C : 1分間給電での必要容量 (Ah) L : 保守率 = 0.9 K₁ : 容量換算時間 (時) = 1.38 I₁ : 負荷電流 (A) = 504</p> </div>	補助建屋直流分電盤B	起電時間			操作場所	備考	負荷名称	0分	1分	3分			原子炉トリップ用蓄電池B	○	○	×	電気室	原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後は不要。	原子炉トリップ用蓄電池B	○	○	×	電気室	原子炉トリップ後は不要。	主タービン 供養電源盤B	○	○	×	電気室	タービントリップに必要な設備であり、タービントリップ後は不要。	補助用空気圧縮機駆動機	○	○	×	電気室	全交流動力電源喪失時には補助用空気圧縮機を運転できないため不要。	プレソイド分電盤B1	○	○	△	電気室	操縦員が緊急停止の操作不可、加圧設備がしきり装置によって駆動可能。	プレソイド分電盤B2	○	○	×	電気室		プレソイド分電盤B3	○	○	×	電気室		プレソイド分電盤B4	○	○	×	電気室		最大容量対称負荷用蓄電池B2	○	○	○			最大容量対称負荷用蓄電池B3	○	○	○			内線電圧調整用電機	-	-	-		適用が無く、女川が特電源Bに設置することを示している。			<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成) 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
補助建屋直流分電盤B	起電時間			操作場所	備考																																																																												
負荷名称	0分	1分	3分																																																																														
原子炉トリップ用蓄電池B	○	○	×	電気室	原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後は不要。																																																																												
原子炉トリップ用蓄電池B	○	○	×	電気室	原子炉トリップ後は不要。																																																																												
主タービン 供養電源盤B	○	○	×	電気室	タービントリップに必要な設備であり、タービントリップ後は不要。																																																																												
補助用空気圧縮機駆動機	○	○	×	電気室	全交流動力電源喪失時には補助用空気圧縮機を運転できないため不要。																																																																												
プレソイド分電盤B1	○	○	△	電気室	操縦員が緊急停止の操作不可、加圧設備がしきり装置によって駆動可能。																																																																												
プレソイド分電盤B2	○	○	×	電気室																																																																													
プレソイド分電盤B3	○	○	×	電気室																																																																													
プレソイド分電盤B4	○	○	×	電気室																																																																													
最大容量対称負荷用蓄電池B2	○	○	○																																																																														
最大容量対称負荷用蓄電池B3	○	○	○																																																																														
内線電圧調整用電機	-	-	-		適用が無く、女川が特電源Bに設置することを示している。																																																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> $C = \frac{1}{L} [K_1 J_1 + K_2 (J_2 - I_1)]$ $= \frac{1}{0.9} [1.96 \times 504 + 1.94 \times (301 - 504)]$ $= 660 \text{ Ah}$ <p>C : 30分間給電での必要容量(Ah) L : 保守率 = 0.9 K₁ : 容量換算時間(時) = 1.96 K₂ : 容量換算時間(時) = 1.94 J₁ : 負荷電流(A) = 504 J₂ : 負荷電流(A) = 301</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 J_1 + K_2 (J_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2)]$ $= \frac{1}{0.9} [3.65 \times 504 + 3.63 \times (301 - 504) + 3.11 \times (256 - 301)]$ $= 1069 \text{ Ah}$ <p>C : 120分間給電での必要容量(Ah) L : 保守率 = 0.9 K₁ : 容量換算時間(時) = 3.65 K₂ : 容量換算時間(時) = 3.63 K₃ : 容量換算時間(時) = 3.11 J₁ : 負荷電流(A) = 504 J₂ : 負荷電流(A) = 301 J₃ : 負荷電流(A) = 256</p> </div>			<p>【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成) 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

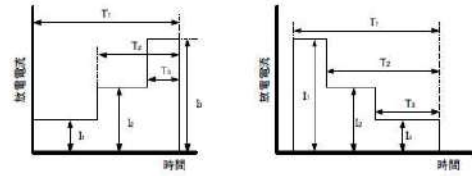
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + K_4 (I_4 - I_3)]$ $= \frac{1}{0.9} [8.80 \times 504 + 8.78 \times (301 - 504) + 8.45 \times (256 - 301) + 7.30 \times (131 - 256)]$ $= 1,511 \text{Ah}$ <p>C : 480分間給電での必要容量(Ah) L : 保守率 = 0.9 K₁ : 容量換算時間(時) = 8.80 K₂ : 容量換算時間(時) = 8.78 K₃ : 容量換算時間(時) = 8.45 K₄ : 容量換算時間(時) = 7.30 I₁ : 負荷電流(A) = 504 I₂ : 負荷電流(A) = 301 I₃ : 負荷電流(A) = 256 I₄ : 負荷電流(A) = 131</p>			<p>【大飯, 女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <p>○容量計算方法について</p> <p>蓄電池容量の計算にあたっては、「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2601)を参考文献とし、以下の一般式を用いている。</p> $C = \frac{1}{I} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (U_2 - I_2) + K_3 (U_3 - I_3) + \dots + K_n (U_n - I_n)]$ <p>ここで K_n は時間 T_n における容量換算時間である。</p> <p>時間経過とともに放電電流が増減するような負荷特性では、電流が減少する直前までの負荷特性に区切って必要な蓄電池容量を求める。求めた容量のうち最大の値が必要容量である。</p> 			<p>【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成) 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>蓄電池（重大事故等対処用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>組</td> <td>2（1組あたり60個）</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>Ah/組</td> <td>2,400（10時間率）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】 蓄電池（重大事故等対処用）は、全交流動力電源喪失時に蓄電池（非常用）によって8時間の電気の供給を行った後、さらに必要な負荷以外を切り離して残り16時間、電気の供給を行うために設置する。 蓄電池（重大事故等対処用）は、十分な容量を有する蓄電池を1組に、予備として1組を加えて2組設置し、直流コントロールセンタAに接続するものを蓄電池C1、直流コントロールセンタBに接続するものを蓄電池C2とする。</p> <p>I. 容量</p> <p>(1) 蓄電池C1 表1に示した全交流動力電源喪失時の蓄電池C1の負荷電流から、必要な容量は以下のとおり1,413Ahであり、2,400Ah以下に収まっている。</p> $C = \frac{1}{Z} (K_1 \cdot I_1)$ $= \frac{1}{0.9} (16.1 \times 79)$ $= 1413 \text{ Ah}$ <p>C : 960分間給電での必要容量(Ah) Z : 保守率 = 0.9 K₁ : 容量換算時間(時) = 16.1 I₁ : 負荷電流(A) = 79</p>	名 称		蓄電池（重大事故等対処用）	個 数	組	2（1組あたり60個）	容 量	Ah/組	2,400（10時間率）			<p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
名 称		蓄電池（重大事故等対処用）										
個 数	組	2（1組あたり60個）										
容 量	Ah/組	2,400（10時間率）										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 蓄電池C2 表4に示した全交流動力電源喪失時の蓄電池C2の負荷電流から、必要な容量は以下のとおり1,610Ahであり、2,400Ah以下に収まっている。</p> $C = \frac{1}{L} (K_1 \cdot I_1)$ $= \frac{1}{0.9} (16.1 \times 93)$ $= 1,663 \text{ Ah}$ <p>C : 960分間給電での必要容量(Ah) L : 保守率 = 0.9 K₁ : 容量換算時間(時) = 16.1 I₁ : 負荷電流(A) = 93</p> <p>○容量計算方法について 蓄電池容量の計算にあたっては、蓄電池（非常用）と同様に「蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2001)を参考文献としている。</p> </div>			<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な負荷に電力を供給できる容量を確保している点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p>名称 125V充電器2A</p> <p>出力 A 700</p> <p>【設定根拠】 125V充電器2Aは、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、ガスタービン発電機や電源車を非常用所内電気設備へ接続することにより、125V充電器2Aを経由し、125V蓄電池2Aによる24時間給電以降において、原子炉隔離時冷却系、原子炉格納容器フィルタベント系等の必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量 全交流動力電源喪失から24時間後の125V充電器2Aの負荷は以下のとおりとなる。</p> <p>125V充電器2A負荷一覧表</p> <table border="1" data-bbox="761 383 1142 574"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉隔離時冷却系真空ポンプ</td><td>45.0 A</td></tr> <tr><td>原子炉隔離時冷却系復水ポンプ</td><td>57.0 A</td></tr> <tr><td>原子炉隔離時冷却系制御</td><td>3.0 A</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器フィルタベント系制御</td><td>7.0 A</td></tr> <tr><td>中央制御室直流照明</td><td>2.0 A</td></tr> <tr><td>主蒸気逃がし安全弁制御</td><td>1.0 A</td></tr> <tr><td>直流駆動低圧注水系制御</td><td>8.0 A</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>93.5 A</td></tr> <tr><td>合計</td><td>216.5 A</td></tr> </tbody> </table> <p>容量計算条件 (1)充電器容量計算は、負荷電流と、125V蓄電池2Aへの充電電流を加えたものとする。 (2)充電器容量計算は、125V蓄電池2Aが放電している状態から20時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{20}$ <p>I : 125V充電器2A電流容量(A) I_L : 負荷電流(A) (216.5A) C : 125V蓄電池2A容量(8,000Ah) 20 : 充電時間(20時間)</p> <p>125V充電器2Aの容量計算結果</p> $I = 216.5 + \frac{8,000}{20} = 616.5$ <p>したがって、125V充電器2Aの出力は所要負荷である、616.5Aに対し、余裕を有する700Aとする。</p>	負荷名称	負荷電流	原子炉隔離時冷却系真空ポンプ	45.0 A	原子炉隔離時冷却系復水ポンプ	57.0 A	原子炉隔離時冷却系制御	3.0 A	原子炉格納容器フィルタベント系制御	7.0 A	中央制御室直流照明	2.0 A	主蒸気逃がし安全弁制御	1.0 A	直流駆動低圧注水系制御	8.0 A	その他負荷	93.5 A	合計	216.5 A	<p>名称 所内常設蓄電池式直流電源設備</p> <p>出力 A A充電器 700</p> <p>【設定根拠】 A充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、代替非常用発電機や可換型代替電源車を非常用所内電気設備へ接続することにより、A充電器を経由し、蓄電池(非常用)および従属蓄電池による24時間給電以降において必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量 全交流電源喪失から24時間後のA充電器の負荷は以下の通りとなる。</p> <p>A充電器 負荷一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1388 446 1680 686"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>直流分電盤</td><td>20.4</td></tr> <tr><td>遮断器操作回路</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>タービン駆動補助給水ポンプ起動盤</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>A計装用インバータ</td><td>62.9</td></tr> <tr><td>C計装用インバータ</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機制御盤</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td><td>38.9</td></tr> <tr><td>地下排水設備</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>合計電流 (A)</td><td>131.1</td></tr> </tbody> </table> <p>容量計算条件 (1)充電器容量計算は、負荷電流とA蓄電池への充電電流を加えたものとする。 (2)充電器容量計算は、A蓄電池が放電している状態から10時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{10}$ <p>ここに、 I : 充電器電流容量 (A) I_L : 負荷電流 (A) C : 蓄電池容量 (2,400Ah)</p> <p>10 : 充電時間 (10時間)</p> <p>A充電器の容量計算結果</p> $I = 131.1 + \frac{2,400}{10} = 371.1(A)$ <p>上記計算より、A充電器の出力は所要の負荷である、371.1Aを上回る700Aを備える。</p>	負荷名称	負荷電流	直流分電盤	20.4	遮断器操作回路	2.0	タービン駆動補助給水ポンプ起動盤	2.4	A計装用インバータ	62.9	C計装用インバータ	0.0	ディーゼル発電機制御盤	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	38.9	地下排水設備	4.5	合計電流 (A)	131.1	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (充電器)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <p>・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
負荷名称	負荷電流																																										
原子炉隔離時冷却系真空ポンプ	45.0 A																																										
原子炉隔離時冷却系復水ポンプ	57.0 A																																										
原子炉隔離時冷却系制御	3.0 A																																										
原子炉格納容器フィルタベント系制御	7.0 A																																										
中央制御室直流照明	2.0 A																																										
主蒸気逃がし安全弁制御	1.0 A																																										
直流駆動低圧注水系制御	8.0 A																																										
その他負荷	93.5 A																																										
合計	216.5 A																																										
負荷名称	負荷電流																																										
直流分電盤	20.4																																										
遮断器操作回路	2.0																																										
タービン駆動補助給水ポンプ起動盤	2.4																																										
A計装用インバータ	62.9																																										
C計装用インバータ	0.0																																										
ディーゼル発電機制御盤	0.0																																										
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	38.9																																										
地下排水設備	4.5																																										
合計電流 (A)	131.1																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
	<table border="1" data-bbox="672 167 1232 215"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">125V 充電器 2B</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>A</td> <td>700</td> </tr> </table> <p data-bbox="672 215 1232 311">【設定根拠】 125V 充電器 2B は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、ガスタービン発電機や電源車を非常用所内電気設備へ接続することにより、125V 充電器 2B を経由し、125V 蓄電池 2B による 24 時間給電以降において、高圧代替注水系等の必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p data-bbox="672 319 1232 367">1. 容量 全交流動力電源喪失から 24 時間後の 125V 充電器 2B の負荷は以下のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="761 375 1142 534"> <caption>125V 充電器 2B 負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧代替注水系制御</td> <td>7.0 A</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器フィルタベント系制御</td> <td>5.0 A</td> </tr> <tr> <td>中央制御室直流照明</td> <td>22.0 A</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁制御</td> <td>0.4 A</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>98.9 A</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>133.3 A</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="672 542 1232 566">容量計算条件 (1) 充電器容量計算は、負荷電流と、125V 蓄電池 2B への充電電流を加えたものとする。 (2) 充電器容量計算は、125V 蓄電池 2B が放電している状態から 20 時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{20}$ <p data-bbox="672 686 1232 734">I : 125V 充電器 2B 電流容量 (A) I_L : 負荷電流 (A) (133.3A) C : 125V 蓄電池 2B 容量 (6,000Ah) 20 : 充電時間 (20時間)</p> <p data-bbox="672 742 1232 766">125V 充電器 2B の容量計算結果</p> $I = 133.3 + \frac{6,000}{20}$ $= 433.3$ <p data-bbox="672 829 1232 877">したがって、125V 充電器 2B の出力は所要負荷である、433.3A に対し、余裕を有する 700A とする。</p>	名称	125V 充電器 2B		出力	A	700	負荷名称	負荷電流	高圧代替注水系制御	7.0 A	原子炉格納容器フィルタベント系制御	5.0 A	中央制御室直流照明	22.0 A	主蒸気逃がし安全弁制御	0.4 A	その他負荷	98.9 A	合計	133.3 A	<table border="1" data-bbox="1254 167 1814 215"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">所内常設蓄電式直流電源設備</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>A</td> <td>700</td> </tr> </table> <p data-bbox="1254 215 1814 335">【設定根拠】 B 充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、代替非常用系発電機や可搬型代替電源車を非常用所内電気設備へ接続することにより、B 充電器を經由し、蓄電池 (非常用) および後備蓄電池による 24 時間給電以降において必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p data-bbox="1254 359 1814 406">1. 容量 全交流電源喪失から 24 時間後の B 充電器の負荷は以下の通りとなる。</p> <table border="1" data-bbox="1388 430 1680 702"> <caption>D 充電器 負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流分電盤</td> <td>13.2</td> </tr> <tr> <td>遮断器操作回路</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>タービン動補給給水ポンプ起動盤</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>D 計装用インバータ</td> <td>46.8</td> </tr> <tr> <td>D 計装用インバータ</td> <td>51.7</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機制御盤</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>地下水排水設備</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>合計電流 (A)</td> <td>158.5</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1254 726 1814 750">容量計算条件 (1) 充電器容量計算は、負荷電流と B 蓄電池への充電電流を加えたものとする。 (2) 充電器容量計算は、B 蓄電池が放電している状態から 10 時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{10}$ <p data-bbox="1254 861 1814 885">ここに、 I : 充電器電流容量 (A) I_L : 負荷電流 (A) C : 蓄電池容量 (2,400Ah)</p> <p data-bbox="1254 973 1814 997">10 : 充電時間 (10時間)</p> <p data-bbox="1254 1029 1814 1045">B 充電器の容量計算結果</p> $I = 158.5 + \frac{2,400}{10}$ $= 398.5(A)$ <p data-bbox="1254 1117 1814 1141">上記計算より、B 充電器の出力は所要の負荷である、398.5A を上回る 700A を選定する。</p>	名称	所内常設蓄電式直流電源設備		出力	A	700	負荷名称	負荷電流	直流分電盤	13.2	遮断器操作回路	1.9	タービン動補給給水ポンプ起動盤	2.4	D 計装用インバータ	46.8	D 計装用インバータ	51.7	ディーゼル発電機制御盤	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	38.0	地下水排水設備	4.5	合計電流 (A)	158.5	<p data-bbox="1836 135 2150 159">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1836 191 2150 215">【女川】 設備名称の相違 (充電器)</p> <p data-bbox="1836 247 2150 271">【女川】 設備の相違</p> <p data-bbox="1836 303 2150 399">・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
名称	125V 充電器 2B																																																
出力	A	700																																															
負荷名称	負荷電流																																																
高圧代替注水系制御	7.0 A																																																
原子炉格納容器フィルタベント系制御	5.0 A																																																
中央制御室直流照明	22.0 A																																																
主蒸気逃がし安全弁制御	0.4 A																																																
その他負荷	98.9 A																																																
合計	133.3 A																																																
名称	所内常設蓄電式直流電源設備																																																
出力	A	700																																															
負荷名称	負荷電流																																																
直流分電盤	13.2																																																
遮断器操作回路	1.9																																																
タービン動補給給水ポンプ起動盤	2.4																																																
D 計装用インバータ	46.8																																																
D 計装用インバータ	51.7																																																
ディーゼル発電機制御盤	0.0																																																
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	38.0																																																
地下水排水設備	4.5																																																
合計電流 (A)	158.5																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<table border="1" data-bbox="672 175 1232 223"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>125V 代替蓄電池</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>Ah</td> <td>2,000</td> </tr> </table> <p data-bbox="672 223 1232 239">【設定根拠】</p> <p data-bbox="672 239 1232 319">125V 代替蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、電力の供給開始から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間におたり、125V 代替蓄電池から高圧代替注水系等の必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p data-bbox="672 319 1232 351">なお、可搬型代替直流電源設備として使用する場合、24時間以降は電源車より必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p data-bbox="672 367 1232 399">1. 容量 125V 代替蓄電池の負荷は、以下のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="739 414 1187 582"> <caption>125V 代替蓄電池負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th>0～1分</th> <th>1～510分^{*1}</th> <th>510～1440分^{*1}</th> </tr> <tr> <th>I₁₀</th> <th>I₅₁₀</th> <th>I₁₄₄₀</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧代替注水系制御</td> <td>18.5</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>中央制御室直流照明</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>主蒸気速がし安全弁制御</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>981.8</td> <td>67.9</td> <td>45.9</td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>1002.7</td> <td>77.3</td> <td>55.3</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="672 590 1232 622">*1：事象発生後480分から負荷切離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では510分まで給電を継続するものとしている。</p> <p data-bbox="672 638 1232 654">容量計算条件</p> <p data-bbox="672 654 1232 670">(1)蓄電池容量算定法は下記規格による。</p> <p data-bbox="672 670 1232 686">電池工業会規格「掘置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014)</p> <p data-bbox="672 686 1232 702">(2)蓄電池温度は+10℃とする。</p> <p data-bbox="672 702 1232 718">(3)放電終止電圧は1.75V/セルとする。</p> <p data-bbox="672 718 1232 734">(4)保守率は0.8とする。</p> <p data-bbox="672 734 1232 750">(5)容量算出の一般式</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})]$ <p data-bbox="672 766 1232 782">ここに、</p> <p data-bbox="672 782 1232 798">C：+10℃における定格放電率換算容量(Ah)</p> <p data-bbox="672 798 1232 813">L：保守率</p> <p data-bbox="672 813 1232 829">K：放電時間 T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間(時)</p> <p data-bbox="672 829 1232 845">I：放電電流(A)</p> <p data-bbox="672 845 1232 861">サフィックス1, 2, 3, ……n: 放電電流の変化の順に付番</p>	名称		125V 代替蓄電池	容量	Ah	2,000	負荷名称	0～1分	1～510分 ^{*1}	510～1440分 ^{*1}	I ₁₀	I ₅₁₀	I ₁₄₄₀	高圧代替注水系制御	18.5	7.0	7.0	中央制御室直流照明	2.0	2.0	2.0	主蒸気速がし安全弁制御	0.4	0.4	0.4	その他負荷	981.8	67.9	45.9	合計(A)	1002.7	77.3	55.3		<p data-bbox="1836 143 2150 159">【女川】</p> <p data-bbox="1836 167 2150 183">設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>
名称		125V 代替蓄電池																																		
容量	Ah	2,000																																		
負荷名称	0～1分	1～510分 ^{*1}	510～1440分 ^{*1}																																	
	I ₁₀	I ₅₁₀	I ₁₄₄₀																																	
高圧代替注水系制御	18.5	7.0	7.0																																	
中央制御室直流照明	2.0	2.0	2.0																																	
主蒸気速がし安全弁制御	0.4	0.4	0.4																																	
その他負荷	981.8	67.9	45.9																																	
合計(A)	1002.7	77.3	55.3																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>なお、各容量換算時間Kは下表の値を用いた。 制御弁式蓄電池の容量換算時間は下表の通りであり、10時間以降は以下の式にて計算した値を用いる。 $K = K_m - T_m + T$ Km：放電時間 Tm (時) に対応する容量換算時間 (時)</p> <table border="1" data-bbox="806 263 1075 375"> <caption>制御弁式蓄電池容量換算時間一覧表</caption> <thead> <tr> <th>放電時間 (分)</th> <th>Km</th> <th>容量換算時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>K1m</td> <td>0.58</td> </tr> <tr> <td>509 (8h29m)</td> <td>K509m</td> <td>8.80</td> </tr> <tr> <td>510 (8h30m)</td> <td>K510m</td> <td>8.81</td> </tr> <tr> <td>600 (10h)</td> <td>K600m</td> <td>9.89</td> </tr> </tbody> </table> <p>15時間30分 $K_{15h30m} = 9.89 - 10 + 15.5 = 15.39$ 23時間59分 $K_{23h59m} = 9.89 - 10 + 23.983 = 23.87$ 24時間 $K_{24h} = 9.89 - 10 + 24 = 23.89$</p> <p>125V 代替蓄電池の容量計算結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1分時の定格放電率換算容量 C_1 $C_1 = \frac{1}{L} [K_{1m} I_{1m}]$ $C_1 = \frac{1}{0.8} [0.58 \times 1002.7]$ $= 727.0$ ・8時間30分時の定格放電率換算容量 C_8 $C_8 = \frac{1}{L} [K_{509m} I_{1m} + K_{510m} (I_{8h30} - I_{1m})]$ $C_8 = \frac{1}{0.8} [8.81 \times 1002.7 + 8.80 \times (77.3 - 1002.7)]$ $= 862.9$ ・24時間時の定格放電率換算容量 C_{24} $C_{24} = \frac{1}{L} [K_{600m} I_{1m} + K_{23h59m} (I_{24h} - I_{1m}) + K_{15h30m} (I_{24h} - I_{23h59m})]$ $C_{24} = \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1002.7 + 23.87 \times (77.3 - 1002.7) + 15.39 \times (55.3 - 77.3)]$ $= 1,908.3$ <p>上記計算より、125V 代替蓄電池容量は、1,908.3Ahを上回る2,000Ahを選定する。</p>	放電時間 (分)	Km	容量換算時間	1	K1m	0.58	509 (8h29m)	K509m	8.80	510 (8h30m)	K510m	8.81	600 (10h)	K600m	9.89		<p>【女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>
放電時間 (分)	Km	容量換算時間																
1	K1m	0.58																
509 (8h29m)	K509m	8.80																
510 (8h30m)	K510m	8.81																
600 (10h)	K600m	9.89																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																								
	<table border="1" data-bbox="674 177 1229 943"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="6">250V 蓄電池</th> </tr> <tr> <th>容量</th> <th>Ah</th> <th colspan="6">6,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">【設定根拠】</td> </tr> <tr> <td colspan="8">250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合、電力の供給開始から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間にわたり、250V 蓄電池から直流駆動低圧注水系等の必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。なお、可搬型代替直流電源設備として使用する場合、24時間以降は電源車より必要な電力を供給可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="8">1. 容量</td> </tr> <tr> <td colspan="8">250V 蓄電池の負荷は、以下のとおりとなる。</td> </tr> <tr> <td colspan="8">250V 蓄電池負荷一覧表</td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0～1分</th> <th>1～30分</th> <th>30～31分</th> <th>31～70分¹⁾</th> <th>70～270分</th> <th>270～340分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷²⁾</td> <td>1,641</td> <td>771</td> <td>771</td> <td>771</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>1,641</td> <td>771</td> <td>1,183</td> <td>977</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>340～341分</th> <th>341～400分</th> <th>400～470分</th> <th>470～471分</th> <th>471～530分</th> <th>530～600分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷²⁾</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>600～601分</th> <th>601～660分</th> <th>660～730分</th> <th>730～731分</th> <th>731～790分</th> <th>790～860分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷²⁾</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>860～861分</th> <th>861～920分</th> <th>920～990分</th> <th>990～991分</th> <th>991～1,050分</th> <th>1,050～1,120分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷²⁾</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>1,120～1,121分</th> <th>1,121～1,180分</th> <th>1,180～1,250分</th> <th>1,250～1,251分</th> <th>1,251～1,310分</th> <th>1,310～1,380分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷²⁾</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>1,380～1,381分</th> <th>1,381～1,440分</th> <th colspan="4"></th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>412</td> <td>206</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷²⁾</td> <td>0</td> <td>0</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>412</td> <td>206</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称		250V 蓄電池						容量	Ah	6,000						【設定根拠】								250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合、電力の供給開始から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間にわたり、250V 蓄電池から直流駆動低圧注水系等の必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。なお、可搬型代替直流電源設備として使用する場合、24時間以降は電源車より必要な電力を供給可能な設計とする。								1. 容量								250V 蓄電池の負荷は、以下のとおりとなる。								250V 蓄電池負荷一覧表								負荷名称	0～1分	1～30分	30～31分	31～70分 ¹⁾	70～270分	270～340分		直流駆動低圧注水系ポンプ	—	—	412	206	206	0		その他負荷 ²⁾	1,641	771	771	771	0	0		合計(A)	1,641	771	1,183	977	206	0		負荷名称	340～341分	341～400分	400～470分	470～471分	471～530分	530～600分		直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0		その他負荷 ²⁾	0	0	0	0	0	0		合計(A)	412	206	0	412	206	0		負荷名称	600～601分	601～660分	660～730分	730～731分	731～790分	790～860分		直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0		その他負荷 ²⁾	0	0	0	0	0	0		合計(A)	412	206	0	412	206	0		負荷名称	860～861分	861～920分	920～990分	990～991分	991～1,050分	1,050～1,120分		直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0		その他負荷 ²⁾	0	0	0	0	0	0		合計(A)	412	206	0	412	206	0		負荷名称	1,120～1,121分	1,121～1,180分	1,180～1,250分	1,250～1,251分	1,251～1,310分	1,310～1,380分		直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0		その他負荷 ²⁾	0	0	0	0	0	0		合計(A)	412	206	0	412	206	0		負荷名称	1,380～1,381分	1,381～1,440分						直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206						その他負荷 ²⁾	0	0						合計(A)	412	206							<p>【女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>
名称		250V 蓄電池																																																																																																																																																																																																																																																									
容量	Ah	6,000																																																																																																																																																																																																																																																									
【設定根拠】																																																																																																																																																																																																																																																											
250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合、電力の供給開始から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間にわたり、250V 蓄電池から直流駆動低圧注水系等の必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。なお、可搬型代替直流電源設備として使用する場合、24時間以降は電源車より必要な電力を供給可能な設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																											
1. 容量																																																																																																																																																																																																																																																											
250V 蓄電池の負荷は、以下のとおりとなる。																																																																																																																																																																																																																																																											
250V 蓄電池負荷一覧表																																																																																																																																																																																																																																																											
負荷名称	0～1分	1～30分	30～31分	31～70分 ¹⁾	70～270分	270～340分																																																																																																																																																																																																																																																					
直流駆動低圧注水系ポンプ	—	—	412	206	206	0																																																																																																																																																																																																																																																					
その他負荷 ²⁾	1,641	771	771	771	0	0																																																																																																																																																																																																																																																					
合計(A)	1,641	771	1,183	977	206	0																																																																																																																																																																																																																																																					
負荷名称	340～341分	341～400分	400～470分	470～471分	471～530分	530～600分																																																																																																																																																																																																																																																					
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																					
その他負荷 ²⁾	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																					
合計(A)	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																					
負荷名称	600～601分	601～660分	660～730分	730～731分	731～790分	790～860分																																																																																																																																																																																																																																																					
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																					
その他負荷 ²⁾	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																					
合計(A)	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																					
負荷名称	860～861分	861～920分	920～990分	990～991分	991～1,050分	1,050～1,120分																																																																																																																																																																																																																																																					
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																					
その他負荷 ²⁾	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																					
合計(A)	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																					
負荷名称	1,120～1,121分	1,121～1,180分	1,180～1,250分	1,250～1,251分	1,251～1,310分	1,310～1,380分																																																																																																																																																																																																																																																					
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																					
その他負荷 ²⁾	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																					
合計(A)	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																					
負荷名称	1,380～1,381分	1,381～1,440分																																																																																																																																																																																																																																																									
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206																																																																																																																																																																																																																																																									
その他負荷 ²⁾	0	0																																																																																																																																																																																																																																																									
合計(A)	412	206																																																																																																																																																																																																																																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>*1：事象発生後 60 分から負荷切離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では 70 分まで給電を継続するものとしている。</p> <p>*2：重大事故等時に使用しない負荷 (タービン非常用油ポンプ、大型機器用非常用油ポンプ、タービン発電機初期励磁及び計算機用無停電電源装置等)</p> <p>容量計算条件 (1)蓄電池容量算定法は下記規格による。 電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014) (2)蓄電池温度は+10℃とする。 (3)放電終止電圧は1.75V/セルとする。 (4)保守率は0.8とする。 (5)容量算出の一般式</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})]$ <p>ここに、 C：+10℃における定格放電率換算容量(Ah) L：保守率 K：放電時間T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間(時) I：放電電流(A) サフィックス1, 2, 3, …… n: 放電電流の変化の順に付番</p> <p>なお、各容量換算時間Kは下表の値及び計算値を用いた。 制御弁式蓄電池の容量換算時間は下表の通りであり、10 時間以降は以下の式にて計算した値を用いる。 $K = K_m - T_m + T$ Km：放電時間 Tm (時) に対応する容量換算時間 (時)</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																									
	<p style="text-align: center;">制御弁式蓄電池容量換算時間一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>放電時間 (分)</th> <th></th> <th>容量換算時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>K1s</td><td>0.58</td></tr> <tr><td>59</td><td>K59a</td><td>1.83</td></tr> <tr><td>60 (1h)</td><td>K1h</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>130 (2h10m)</td><td>K2h10a</td><td>3.20</td></tr> <tr><td>189 (3h 9m)</td><td>K3h 9a</td><td>4.20</td></tr> <tr><td>190 (3h10m)</td><td>K3h10a</td><td>4.21</td></tr> <tr><td>260 (4h20m)</td><td>K4h20a</td><td>5.30</td></tr> <tr><td>319 (5h19m)</td><td>K5h19a</td><td>6.14</td></tr> <tr><td>320 (5h20m)</td><td>K5h20a</td><td>6.16</td></tr> <tr><td>390 (6h30m)</td><td>K6h30a</td><td>7.20</td></tr> <tr><td>449 (7h29m)</td><td>K7h29a</td><td>7.97</td></tr> <tr><td>450 (7h30m)</td><td>K7h30a</td><td>7.99</td></tr> <tr><td>520 (8h40m)</td><td>K8h40a</td><td>8.94</td></tr> <tr><td>579 (9h39m)</td><td>K9h39a</td><td>9.66</td></tr> <tr><td>580 (9h40m)</td><td>K9h40a</td><td>9.67</td></tr> <tr><td>600 (10h)</td><td>K10h</td><td>9.89</td></tr> <tr><td>660 (10h50m)</td><td>K10h50a</td><td>10.72</td></tr> <tr><td>709 (11h49m)</td><td>K11h49a</td><td>11.71</td></tr> <tr><td>710 (11h50m)</td><td>K11h50a</td><td>11.72</td></tr> <tr><td>780 (13h)</td><td>K13h</td><td>12.89</td></tr> <tr><td>839 (13h59m)</td><td>K13h59a</td><td>13.87</td></tr> <tr><td>840 (14h)</td><td>K14h</td><td>13.89</td></tr> <tr><td>910 (15h10m)</td><td>K15h10a</td><td>15.06</td></tr> <tr><td>969 (16h 9m)</td><td>K16h 9a</td><td>16.04</td></tr> <tr><td>970 (16h10m)</td><td>K16h10a</td><td>16.06</td></tr> <tr><td>1,040 (17h20m)</td><td>K17h20a</td><td>17.22</td></tr> <tr><td>1,099 (18h19m)</td><td>K18h19a</td><td>18.21</td></tr> <tr><td>1,100 (18h20m)</td><td>K18h20a</td><td>18.22</td></tr> <tr><td>1,170 (19h30m)</td><td>K19h30a</td><td>19.39</td></tr> <tr><td>1,380 (23h50m)</td><td>K23h50a</td><td>22.72</td></tr> <tr><td>1,400 (23h29m)</td><td>K23h29a</td><td>23.37</td></tr> <tr><td>1,410 (23h30m)</td><td>K23h30a</td><td>23.39</td></tr> <tr><td>1,439 (23h59m)</td><td>K23h59a</td><td>23.87</td></tr> <tr><td>1,440 (24h)</td><td>K24h</td><td>23.89</td></tr> </tbody> </table>	放電時間 (分)		容量換算時間	1	K1s	0.58	59	K59a	1.83	60 (1h)	K1h	1.85	130 (2h10m)	K2h10a	3.20	189 (3h 9m)	K3h 9a	4.20	190 (3h10m)	K3h10a	4.21	260 (4h20m)	K4h20a	5.30	319 (5h19m)	K5h19a	6.14	320 (5h20m)	K5h20a	6.16	390 (6h30m)	K6h30a	7.20	449 (7h29m)	K7h29a	7.97	450 (7h30m)	K7h30a	7.99	520 (8h40m)	K8h40a	8.94	579 (9h39m)	K9h39a	9.66	580 (9h40m)	K9h40a	9.67	600 (10h)	K10h	9.89	660 (10h50m)	K10h50a	10.72	709 (11h49m)	K11h49a	11.71	710 (11h50m)	K11h50a	11.72	780 (13h)	K13h	12.89	839 (13h59m)	K13h59a	13.87	840 (14h)	K14h	13.89	910 (15h10m)	K15h10a	15.06	969 (16h 9m)	K16h 9a	16.04	970 (16h10m)	K16h10a	16.06	1,040 (17h20m)	K17h20a	17.22	1,099 (18h19m)	K18h19a	18.21	1,100 (18h20m)	K18h20a	18.22	1,170 (19h30m)	K19h30a	19.39	1,380 (23h50m)	K23h50a	22.72	1,400 (23h29m)	K23h29a	23.37	1,410 (23h30m)	K23h30a	23.39	1,439 (23h59m)	K23h59a	23.87	1,440 (24h)	K24h	23.89		<p>【女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>
放電時間 (分)		容量換算時間																																																																																																										
1	K1s	0.58																																																																																																										
59	K59a	1.83																																																																																																										
60 (1h)	K1h	1.85																																																																																																										
130 (2h10m)	K2h10a	3.20																																																																																																										
189 (3h 9m)	K3h 9a	4.20																																																																																																										
190 (3h10m)	K3h10a	4.21																																																																																																										
260 (4h20m)	K4h20a	5.30																																																																																																										
319 (5h19m)	K5h19a	6.14																																																																																																										
320 (5h20m)	K5h20a	6.16																																																																																																										
390 (6h30m)	K6h30a	7.20																																																																																																										
449 (7h29m)	K7h29a	7.97																																																																																																										
450 (7h30m)	K7h30a	7.99																																																																																																										
520 (8h40m)	K8h40a	8.94																																																																																																										
579 (9h39m)	K9h39a	9.66																																																																																																										
580 (9h40m)	K9h40a	9.67																																																																																																										
600 (10h)	K10h	9.89																																																																																																										
660 (10h50m)	K10h50a	10.72																																																																																																										
709 (11h49m)	K11h49a	11.71																																																																																																										
710 (11h50m)	K11h50a	11.72																																																																																																										
780 (13h)	K13h	12.89																																																																																																										
839 (13h59m)	K13h59a	13.87																																																																																																										
840 (14h)	K14h	13.89																																																																																																										
910 (15h10m)	K15h10a	15.06																																																																																																										
969 (16h 9m)	K16h 9a	16.04																																																																																																										
970 (16h10m)	K16h10a	16.06																																																																																																										
1,040 (17h20m)	K17h20a	17.22																																																																																																										
1,099 (18h19m)	K18h19a	18.21																																																																																																										
1,100 (18h20m)	K18h20a	18.22																																																																																																										
1,170 (19h30m)	K19h30a	19.39																																																																																																										
1,380 (23h50m)	K23h50a	22.72																																																																																																										
1,400 (23h29m)	K23h29a	23.37																																																																																																										
1,410 (23h30m)	K23h30a	23.39																																																																																																										
1,439 (23h59m)	K23h59a	23.87																																																																																																										
1,440 (24h)	K24h	23.89																																																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>250V 蓄電池の容量計算結果</p> <p>・24時間運転 (閉欠運転) 時の定格放電率換算容量 C_{24}</p> $C_{24} = \frac{1}{L} [K_{24}I_{24} + K_{23+24}(I_{23} - I_{24}) + K_{22+24}(I_{22} - I_{24}) \cdot \cdot \cdot \cdot K_{21}(I_{21} - I_{24})]$ $C_{24} = \frac{1}{0.8} [1,641 \times 23.89 + (771 - 1,641) \times 23.87 + (1,183 - 771) \times 23.39 + (977 - 1,183) \times 23.37 + (206 - 977) \times 22.72 + (0 - 206) \times 19.39 + (412 - 0) \times 18.22 + (206 - 412) \times 18.21 + (0 - 206) \times 17.22 + (412 - 0) \times 16.06 + (206 - 412) \times 16.04 + (0 - 206) \times 15.06 + (412 - 0) \times 13.89 + (206 - 412) \times 13.87 + (0 - 206) \times 12.89 + (412 - 0) \times 11.72 + (206 - 412) \times 11.71 + (0 - 206) \times 10.72 + (412 - 0) \times 9.67 + (206 - 412) \times 9.66 + (0 - 206) \times 8.94 + (412 - 0) \times 7.99 + (206 - 412) \times 7.97 + (0 - 206) \times 7.20 + (412 - 0) \times 6.16 + (206 - 412) \times 6.14 + (0 - 206) \times 5.30 + (412 - 0) \times 4.21 + (206 - 412) \times 4.20 + (0 - 206) \times 3.20 + (412 - 0) \times 1.85 + (206 - 412) \times 1.83]$ <p>= 4,599.9</p> <p>上記計算より、250V 蓄電池容量は、4,599.9Ahを上回る6,000Ahを決定する。</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">75kVA 電源車</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個数</td> <td style="text-align: center;">個</td> <td style="text-align: center;">2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">容量</td> <td style="text-align: center;">kVA/個</td> <td style="text-align: center;">75 (注1)</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 75kVA 電源車は、所内常設蓄電式直流電源設備の機能が喪失した場合において、重大事故等の対応に必要な設備に電気（直流）を供給するために必要な電力を確保するため、可搬型整流器と組み合わせて使用する可搬型直流電源装置として配備する。 75kVA 電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な直流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、2セット2台に故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を加えた合計3台を分散して保管する設計とする。</p> <p>1. 容量 75kVA 電源車の容量は、設計基準事故対処設備の電源が喪失後、必要な負荷以外を切り離れたうえで、必要とされる直流負荷に給電できるものとす。このとき必要な直流負荷へ供給するための可搬型整流器の出力は 92.2A である。(注2) したがって、最大所要負荷は以下のとおり 12.8kW となり、75kVA 電源車の出力は最大所要負荷である 12.8kW に対し十分な余裕を有する 60kW とする。</p> $P \geq \frac{I \times V}{\eta \times 1000} = \frac{92.2 \times 125}{0.9 \times 1000} = 12.8$ <p>P: 所要出力 (kW) I: 所要負荷 (A) = 92.2 V: 整流器電圧 (V) = 125 η: 整流器効率 = 0.9</p> <p>(注1) 公称値 (注2) 最大所要負荷については、基本設計時点での値を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 発電機の容量は以下のとおり 75kVA となる。 $Q \geq \frac{P}{pf} = \frac{12.8}{0.6} = 21.3$ <p>Q: 発電機の必要容量 (kVA) P: 最大所要出力 (kW) = 12.8 pf: 整流器力率 = 0.6</p> </div>	名称		75kVA 電源車	個数	個	2 (予備1)	容量	kVA/個	75 (注1)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">可搬型直流電源用発電機</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">2 (予備2)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">容量</td> <td style="text-align: center;">kVA/個</td> <td style="text-align: center;">125 (注1)</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池（非常用）の枯渇）した場合に、重大事故等に対処するため、必要な電力を供給するために可搬型直流電源用発電機を配備する。 最大負荷は、可搬型直流変換器の定格出力電力である 30kW である。(注2) したがって、発電機の出力は 30kW に対し十分な余裕を有する 100kW とする。発電機の容量は以下のとおり、125kVA/台となる。</p> $Q \geq \frac{P}{Pf} = \frac{100}{0.8} = 125$ <p>P: 発電機の定格出力 (kW) = 100, Pf: 力率 = 0.8, Q: 発電機の容量 (kVA)</p> <p>(注1) 公称値 (注2) 最大負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称		可搬型直流電源用発電機	個数	-	2 (予備2)	容量	kVA/個	125 (注1)	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
名称		75kVA 電源車																			
個数	個	2 (予備1)																			
容量	kVA/個	75 (注1)																			
名称		可搬型直流電源用発電機																			
個数	-	2 (予備2)																			
容量	kVA/個	125 (注1)																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																			
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型整流器</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>個</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>A/個</td> <td>100^(注1)</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 可搬型整流器は、所内常設蓄電式直流電源設備の機能が喪失した場合において、重大事故等の対応に必要な設備に電気(直流)を供給するために必要な電力を確保するため、75kVA電源車と組み合わせて使用する可搬型直流電源装置として配備する。 可搬型整流器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な直流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを1セット1個使用する。保有数は、2セット2個に故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計3個を分散して保管する設計とする。</p> <p>1. 容量 可搬型整流器の容量は、設計基準事故対処設備の電源が喪失後、必要な負荷以外を切り離したうえで、必要とされる直流負荷に給電できるものとする。 このとき必要な直流負荷へ供給するための可搬型整流器の出力は92.2Aである。^(注2) したがって、92.2Aに対し十分な余裕を有する100Aとする。</p> <p>(注1) 公称値 (注2) 最大所要負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称		可搬型整流器	個数	個	2 (予備1)	容量	A/個	100 ^(注1)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>125V代替充電器</th> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>A</td> <td>700</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 125V代替充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、電源車を代替所内電気設備へ接続することにより、125V代替充電器を経由し、125V代替蓄電池による24時間給電以降において、高圧代替注水系等の必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量 全交流動力電源喪失から24時間後の125V代替充電器の負荷は以下のとおりとなる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="3">125V代替充電器負荷一覧表</th> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th colspan="2">負荷電流</th> </tr> <tr> <td>高圧代替注水系制御</td> <td colspan="2">7.0 A</td> </tr> <tr> <td>中央制御室直流通照</td> <td colspan="2">2.0 A</td> </tr> <tr> <td>主蒸気速がし安全弁制御</td> <td colspan="2">0.4 A</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td colspan="2">45.9 A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>55.3 A</td> </tr> </table> <p>容量計算条件 (1) 充電器容量計算は、負荷電流と125V代替蓄電池への充電電流を加えたものとする。 (2) 充電器容量計算は、125V代替蓄電池が放電している状態から20時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{20}$ <p>I : 125V代替充電器電流容量(A) I_L : 負荷電流(A) (55.3A) C : 125V代替蓄電池容量(2,000Ah) 20 : 充電時間(20時間)</p> <p>125V代替充電器の容量計算結果</p> $I = 55.3 + \frac{2,000}{20} = 155.3$ <p>したがって、125V代替充電器の出力は所要負荷である、155.3Aに対し、余裕を有する700Aとする。</p>	名称		125V代替充電器	出力	A	700	125V代替充電器負荷一覧表			負荷名称	負荷電流		高圧代替注水系制御	7.0 A		中央制御室直流通照	2.0 A		主蒸気速がし安全弁制御	0.4 A		その他負荷	45.9 A			合計	55.3 A	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型直流変換器</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>個</td> <td>1 (予備2)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>A/個</td> <td>200^(注1)</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 可搬型直流変換器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合において、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給するため、可搬型直流電源用発電機と組み合わせて使用する可搬型代替直流電源設備として配備する。 可搬型直流変換器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な直流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、1セット1台に故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台を保管する設計とする。</p> <p>1. 容量 可搬型直流変換器の容量は、設計基準事故対処設備の電源が喪失後、必要な負荷以外を切離したうえで、必要とされる直流負荷に給電できるものとする。 このとき必要な直流負荷へ供給するための可搬型直流変換器の出力は158.5Aである。^(注2) したがって、158.5Aに対し十分な余裕を有する200Aとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">可搬型直流変換器 負荷一覧表^(*)</th> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流 (A)</th> </tr> <tr> <td>直流分電盤</td> <td>13.2</td> </tr> <tr> <td>遮断器操作回路</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>タービン動補給水ポンプ起動盤</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>B計装用インバータ</td> <td>46.8</td> </tr> <tr> <td>D計装用インバータ</td> <td>51.7</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機制御盤</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>地下水排水設備</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>合計電流 (A)</td> <td>158.5</td> </tr> </table> <p>*1: 負荷電流の大きいB系統の負荷を記載している</p> <p>(注1) 公称値 (注2) 負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称		可搬型直流変換器	個数	個	1 (予備2)	容量	A/個	200 ^(注1)	可搬型直流変換器 負荷一覧表 ^(*)		負荷名称	負荷電流 (A)	直流分電盤	13.2	遮断器操作回路	1.9	タービン動補給水ポンプ起動盤	2.4	B計装用インバータ	46.8	D計装用インバータ	51.7	ディーゼル発電機制御盤	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	38.0	地下水排水設備	4.5	合計電流 (A)	158.5	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映) ・参考として他PWRで記載がある伊方を記載している。</p> <p>【女川】 設備名称の相違(可搬型直流変換器)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
名称		可搬型整流器																																																																				
個数	個	2 (予備1)																																																																				
容量	A/個	100 ^(注1)																																																																				
名称		125V代替充電器																																																																				
出力	A	700																																																																				
125V代替充電器負荷一覧表																																																																						
負荷名称	負荷電流																																																																					
高圧代替注水系制御	7.0 A																																																																					
中央制御室直流通照	2.0 A																																																																					
主蒸気速がし安全弁制御	0.4 A																																																																					
その他負荷	45.9 A																																																																					
	合計	55.3 A																																																																				
名称		可搬型直流変換器																																																																				
個数	個	1 (予備2)																																																																				
容量	A/個	200 ^(注1)																																																																				
可搬型直流変換器 負荷一覧表 ^(*)																																																																						
負荷名称	負荷電流 (A)																																																																					
直流分電盤	13.2																																																																					
遮断器操作回路	1.9																																																																					
タービン動補給水ポンプ起動盤	2.4																																																																					
B計装用インバータ	46.8																																																																					
D計装用インバータ	51.7																																																																					
ディーゼル発電機制御盤	0.0																																																																					
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	38.0																																																																					
地下水排水設備	4.5																																																																					
合計電流 (A)	158.5																																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<table border="1" data-bbox="672 175 1232 215"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">250V 充電器</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>A</td> <td>400</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 250V 充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、ガスタービン発電機や電源車を非常用所内電気設備へ接続することにより、250V 充電器を経由し、250V 蓄電池による24時間給電以降において、直流駆動低圧注水系の必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量 全交流動力電源喪失から24時間後の250V 充電器の負荷は以下のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="761 383 1142 454"> <tr> <th colspan="2">250V 充電器負荷一覧表</th> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流</th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>206.0 A</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>206.0 A</td> </tr> </table> <p>容量計算条件 (1) 充電器容量計算は、負荷電流と125V 代替蓄電池への充電電流を加えたものとする。 (2) 充電器容量計算は、250V 蓄電池が放電している状態から40時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{40}$ <p>I : 250V 充電器電流容量(A) I_L : 負荷電流(A) (206.0A) C : 250V 蓄電池容量(6,000Ah) 20 : 充電時間(40時間)</p> <p>250V 充電器の容量計算結果</p> $I = 206.0 + \frac{6,000}{40} = 356.0$ <p>したがって、250V 充電器の出力は所要負荷である、356.0A に対し、余裕を有する400A とする。</p>	名称	250V 充電器		出力	A	400	250V 充電器負荷一覧表		負荷名称	負荷電流	直流駆動低圧注水系ポンプ	206.0 A	合計	206.0 A		<p>【女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>
名称	250V 充電器																
出力	A	400															
250V 充電器負荷一覧表																	
負荷名称	負荷電流																
直流駆動低圧注水系ポンプ	206.0 A																
合計	206.0 A																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1" data-bbox="674 177 1232 220"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">ガスタービン発電機接続盤</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電流容量</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 ガスタービン発電機接続盤は、常設重大事故等対処設備として設置する。 ガスタービン発電機接続盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量 ガスタービン発電機接続盤は、ガスタービン発電機1台が接続可能であることから、ガスタービン発電機1台の定格電流*1以上に設定する。</p> <p>ガスタービン発電機1台分の定格電流である約377Aに対し、余裕を有する1,200Aとする。</p> <p>*1:ガスタービン発電機1台分の定格電流; $4,500\text{kVA} \div (\sqrt{3} \times 6.9\text{kV}) = \text{約} 377\text{A}$</p>	名称		ガスタービン発電機接続盤	電流容量	A	1,200		<p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p>
名称		ガスタービン発電機接続盤							
電流容量	A	1,200							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1" data-bbox="674 164 1232 204"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">緊急用高圧母線</td> </tr> <tr> <td>母線電流容量</td> <td>A</td> <td>1,200</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 緊急用高圧母線は、常設重大事故等対処設備として設置する。 緊急用高圧母線 2F 系及び緊急用高圧母線 2G 系は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量 緊急用高圧母線の母線電流容量は、最大でガスタービン発電機2台が接続可能であることから、ガスタービン発電機2台の定格電流^{*1}以上に設定する。</p> <p>ガスタービン発電機2台分の定格電流である約754Aに対し、余裕を有する1,200Aとする。</p> <p>*1:ガスタービン発電機1台分の定格電流: $4,500\text{kVA} \div (\sqrt{3} \times 6.9\text{kV}) = \text{約} 377\text{A}$ ガスタービン発電機2台分の定格電流: $\text{約} 377\text{A} \times 2 \text{ 個} = \text{約} 754\text{A}$</p>	名称	緊急用高圧母線		母線電流容量	A	1,200		<p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p>
名称	緊急用高圧母線								
母線電流容量	A	1,200							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<table border="1" data-bbox="672 188 1234 231"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">緊急用動力変圧器</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA</td> <td>750</td> </tr> </table> <p data-bbox="672 231 1234 303">【設定根拠】 緊急用動力変圧器は、常設重大事故等対処設備として設置する。 緊急用動力変圧器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p data-bbox="672 319 1234 359">1. 容量 負荷は約340kVAである。</p> <table border="1" data-bbox="705 375 1187 454"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>460V 原子炉建屋 MCC 2G-1</td> <td>約220kVA</td> </tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋 MCC 2G-2</td> <td>約120kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約340kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="672 470 1234 494">したがって、約340kVAに余裕を考慮し、750kVAとする。</p>	名称	緊急用動力変圧器		容量	kVA	750	負荷名称	負荷容量	460V 原子炉建屋 MCC 2G-1	約220kVA	460V 原子炉建屋 MCC 2G-2	約120kVA	合計	約340kVA	<table border="1" data-bbox="1256 188 1818 263"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">代替所内電気設備変圧器</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA</td> <td>300</td> </tr> </table> <p data-bbox="1256 263 1818 359">【設定根拠】 代替所内電気設備変圧器は、常設重大事故等対処設備として設置する。 代替所内電気設備変圧器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p data-bbox="1256 375 1818 422">1. 容量 負荷は約167kVAである。(注1)</p> <table border="1" data-bbox="1310 446 1691 502"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤</td> <td>約167kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1256 518 1818 550">したがって、約167kVAに余裕を考慮し、300kVAとする。</p> <p data-bbox="1256 598 1818 622">(注1)負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称	代替所内電気設備変圧器		個数	-	1	容量	kVA	300	負荷名称	負荷容量	代替所内電気設備分電盤	約167kVA	<p data-bbox="1841 143 2145 191">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1841 199 2145 247">【女川】 設備名称の相違 (代替所内電気設備)</p> <p data-bbox="1841 255 2145 303">【女川】 設備の相違</p> <p data-bbox="1841 311 2145 399">・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
名称	緊急用動力変圧器																													
容量	kVA	750																												
負荷名称	負荷容量																													
460V 原子炉建屋 MCC 2G-1	約220kVA																													
460V 原子炉建屋 MCC 2G-2	約120kVA																													
合計	約340kVA																													
名称	代替所内電気設備変圧器																													
個数	-	1																												
容量	kVA	300																												
負荷名称	負荷容量																													
代替所内電気設備分電盤	約167kVA																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1" data-bbox="672 159 1232 207"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">緊急用低圧母線 (パワーセンタ)</td> </tr> <tr> <td>母線定格電流</td> <td>A</td> <td>3,000</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 緊急用低圧母線は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量 緊急用動力変圧器 (750kVA) からの電力を通電可能な母線容量とする。 緊急用動力変圧器の電流約 942A ($=750kVA \div (\sqrt{3} \times 460V)$) に余裕を考慮し、3,000A とする。</p>	名称	緊急用低圧母線 (パワーセンタ)		母線定格電流	A	3,000		<p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p>
名称	緊急用低圧母線 (パワーセンタ)								
母線定格電流	A	3,000							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																	
	<table border="1" data-bbox="672 167 1232 215"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)</td> </tr> <tr> <td>母線定格電流</td> <td>A</td> <td>800</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 緊急用低圧母線は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 緊急用低圧母線 2G-1 の容量 負荷は 183.7kW である。</p> <table border="1" data-bbox="716 335 1187 526"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr><td>125V 代替充電器</td><td>118.00 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室 120V 交流分電盤 2G 用変圧器</td><td>14.00 kW</td></tr> <tr><td>フィルタベント装置出口水素・酸素濃度計吸引ポンプ</td><td>0.75 kW</td></tr> <tr><td>フィルタベント装置出口水素・酸素濃度計排気ポンプ</td><td>0.75 kW</td></tr> <tr><td>FCVS pH 測定装置サンプルポンプ</td><td>1.50 kW</td></tr> <tr><td>計測制御電源室排風機</td><td>3.70 kW</td></tr> <tr><td>合計</td><td>183.70 kW</td></tr> </tbody> </table> <p>したがって、約 289A (= (183.7kW ÷ 力率 0.8) ÷ (√3 × 460V)) に余裕を考慮し、800A とする。</p> <p>2. 緊急用低圧母線 2G-2 の容量 負荷は 90.0kW である。</p> <table border="1" data-bbox="716 654 1187 750"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.0 kW</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.0 kW</td></tr> <tr><td>合計</td><td>90.0 kW</td></tr> </tbody> </table> <p>したがって、約 150A (= (約 90.0kW ÷ 力率 0.8) ÷ (√3 × 460V)) に余裕を考慮し、800A とする。</p> <p>なお、緊急用電源切替器については、緊急用電源切替器に接続される負荷の容量にあわせた定格電流値を設定する。</p>	名称	緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)		母線定格電流	A	800	負荷名称	負荷容量	復水移送ポンプ	45.00 kW	125V 代替充電器	118.00 kW	中央制御室 120V 交流分電盤 2G 用変圧器	14.00 kW	フィルタベント装置出口水素・酸素濃度計吸引ポンプ	0.75 kW	フィルタベント装置出口水素・酸素濃度計排気ポンプ	0.75 kW	FCVS pH 測定装置サンプルポンプ	1.50 kW	計測制御電源室排風機	3.70 kW	合計	183.70 kW	負荷名称	負荷容量	復水移送ポンプ	45.0 kW	復水移送ポンプ	45.0 kW	合計	90.0 kW	<table border="1" data-bbox="1254 167 1814 247"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">代替所内電気設備分電盤</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>定格電流</td> <td>A</td> <td>600</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 代替所内電気設備分電盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量 負荷は 140kW である。*1)</p> <table border="1" data-bbox="1366 399 1702 694"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A 蓄圧タンク出口弁</td><td>26kW^{*)}</td></tr> <tr><td>B 蓄圧タンク出口弁</td><td>26kW^{*)}</td></tr> <tr><td>C 蓄圧タンク出口弁</td><td>26kW^{*)}</td></tr> <tr><td>計装用電源 (安全系)</td><td>22kW</td></tr> <tr><td>(A, B, C, D)</td><td>22kW</td></tr> <tr><td></td><td>22kW</td></tr> <tr><td></td><td>22kW</td></tr> <tr><td>アニュラス空気浄化ファン</td><td>39kW</td></tr> <tr><td>CV 水素濃度計電源盤</td><td>6 kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td><td>7 kW</td></tr> <tr><td>合計</td><td>約140kW</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。</p> <p>したがって、約 230A (= (140kW ÷ 力率 0.8) ÷ (√3 × 440V)) に余裕を考慮し、600A とする。</p> <p>(注1) 最大負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称	代替所内電気設備分電盤		個数	—	1	定格電流	A	600	負荷名称	負荷容量	A 蓄圧タンク出口弁	26kW ^{*)}	B 蓄圧タンク出口弁	26kW ^{*)}	C 蓄圧タンク出口弁	26kW ^{*)}	計装用電源 (安全系)	22kW	(A, B, C, D)	22kW		22kW		22kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	CV 水素濃度計電源盤	6 kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7 kW	合計	約140kW	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (代替所内電気設備)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <p>・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
名称	緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)																																																																			
母線定格電流	A	800																																																																		
負荷名称	負荷容量																																																																			
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																			
125V 代替充電器	118.00 kW																																																																			
中央制御室 120V 交流分電盤 2G 用変圧器	14.00 kW																																																																			
フィルタベント装置出口水素・酸素濃度計吸引ポンプ	0.75 kW																																																																			
フィルタベント装置出口水素・酸素濃度計排気ポンプ	0.75 kW																																																																			
FCVS pH 測定装置サンプルポンプ	1.50 kW																																																																			
計測制御電源室排風機	3.70 kW																																																																			
合計	183.70 kW																																																																			
負荷名称	負荷容量																																																																			
復水移送ポンプ	45.0 kW																																																																			
復水移送ポンプ	45.0 kW																																																																			
合計	90.0 kW																																																																			
名称	代替所内電気設備分電盤																																																																			
個数	—	1																																																																		
定格電流	A	600																																																																		
負荷名称	負荷容量																																																																			
A 蓄圧タンク出口弁	26kW ^{*)}																																																																			
B 蓄圧タンク出口弁	26kW ^{*)}																																																																			
C 蓄圧タンク出口弁	26kW ^{*)}																																																																			
計装用電源 (安全系)	22kW																																																																			
(A, B, C, D)	22kW																																																																			
	22kW																																																																			
	22kW																																																																			
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																			
CV 水素濃度計電源盤	6 kW																																																																			
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7 kW																																																																			
合計	約140kW																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1" data-bbox="674 188 1229 231"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">非常用高圧母線</td> </tr> <tr> <td>母線電流容量</td> <td>A</td> <td>1,200</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は、常設重大事故等対処設備として設置する。 非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量 非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は、ガスタービン発電機からの電力を通电可能な設計とする。 具体的には、非常用高圧母線 2C 系(又は非常用高圧母線 2D 系)の母線電流容量は、ガスタービン発電機の定格容量 4,500kVA と非常用ディーゼル発電機約 7,625kVA の容量の大きい非常用ディーゼル発電機の定格電流以上に設定する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機 1 個分の定格電流である約 639A(7,625kVA ÷ (√3 × 6.9kV) = 約 639A)に対し、十分余裕を有する約 1,200A とする。</p>	名称	非常用高圧母線		母線電流容量	A	1,200		<p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p>
名称	非常用高圧母線								
母線電流容量	A	1,200							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
		<table border="1" data-bbox="1256 172 1821 247"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、常設重大事故等対処設備として設置する。 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合、重大事故等に対処するために電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量 負荷は約209kVAである。</p> <table border="1" data-bbox="1317 435 1624 485"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>約209kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p>したがって、約209kVAに余裕を考慮し、1,000kVAとする。</p> <p>(注1)最大負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称		代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	個数	—	1	容量	kVA	1,000	負荷名称	負荷容量	代替格納容器スプレイポンプ	約209kVA	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違 (代替炉心注水等) 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
名称		代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤														
個数	—	1														
容量	kVA	1,000														
負荷名称	負荷容量															
代替格納容器スプレイポンプ	約209kVA															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-7 SA バウンダリ系統図 (参考)	57-7 バウンダリ系統図	57-6 バウンダリ系統図	【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川, 大飯】 項目番号の相違

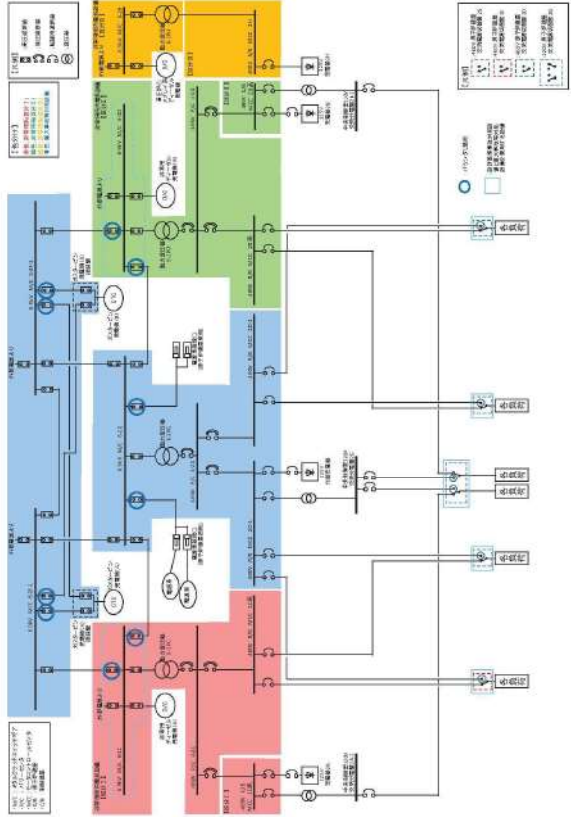
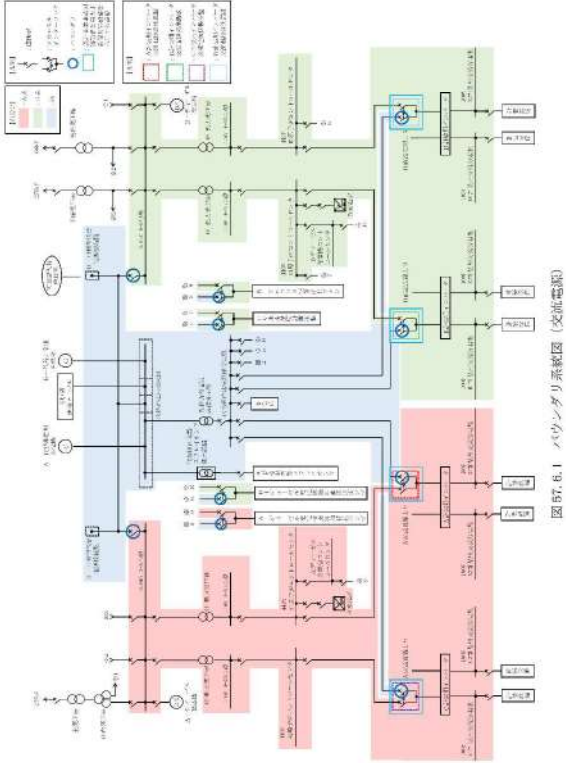
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3号炉</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は複数号炉での申請であるのに対し、女川及び泊は単独号炉での申請であるため記載していない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="94 316 636 1091" style="border: 2px solid black; height: 486px; width: 242px;"></div> <p data-bbox="120 1098 483 1114">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="580 1098 622 1114">57-7-2</p>	 <p data-bbox="788 1145 1102 1165">図57-7-1 バウングリ系統図 (交流電源)</p>	 <p data-bbox="1796 561 1818 817">図57.6.1 イウツングリ系統図 (交流電源)</p>	<p data-bbox="1841 146 1908 162">【女川】</p> <p data-bbox="1841 178 1930 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1841 210 2154 338" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、事故時に遮断器操作を実施することにより重大事故対処設備としての系統構成とすることで、通常時は他設備に悪影響を与えないという点については同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-7-2 パウンダリ系統図 (軽油タンク)</p>	<p>図 57.6.2 パウンダリ系統図 (ホース使用時)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、事故時に弁操作を実施することにより重大事故対処設備としての系統構成とすることで、通常時は他設備に悪影響を与えないという点については同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.6.3 パワンダリ系統図 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はタンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段を整備して、燃料補給するための複数のルートを確認している。 ・泊は美浜と同様に可搬型タンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を汲み上げる手段を整備して、複数のルートを確認している。 ・設備の仕様に差異があるが、事故時に弁操作を実施することにより重大事故対処設備としての系統構成とすることで、通常時は他設備に悪影響を与えないという点については同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

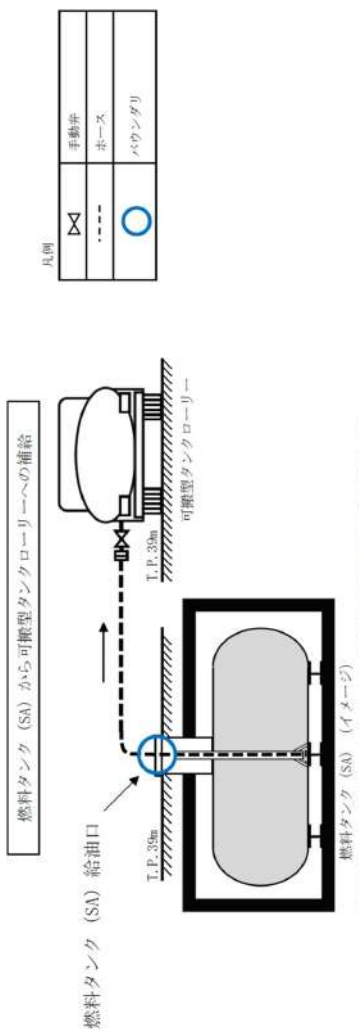
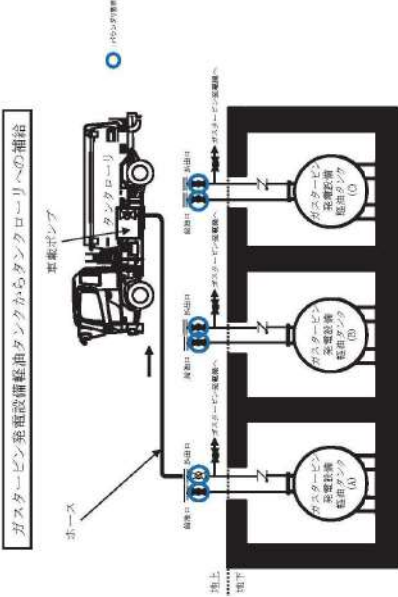
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給</p> <p>燃料タンク (SA) 給油口</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>燃料タンク (SA) (イメージ)</p> <p>※燃料タンク (SA) については、今後の検討により変更となる可能性がある。</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p>

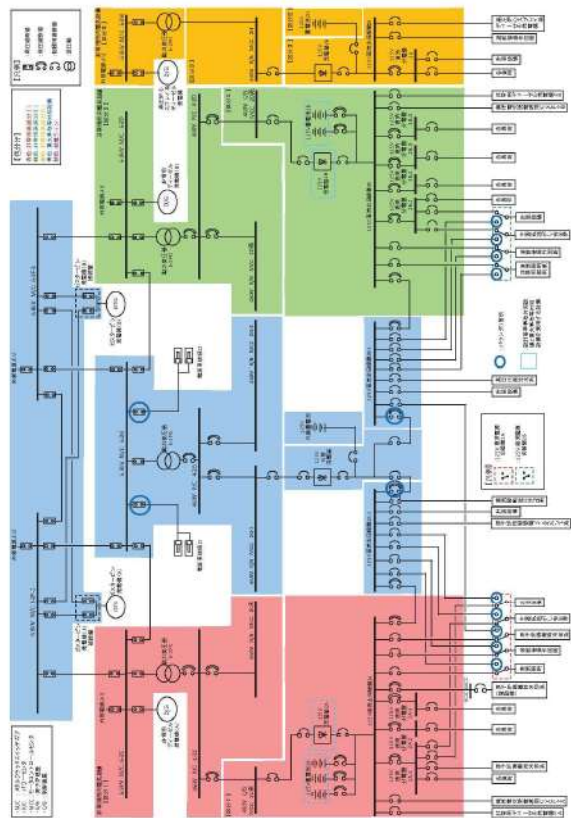
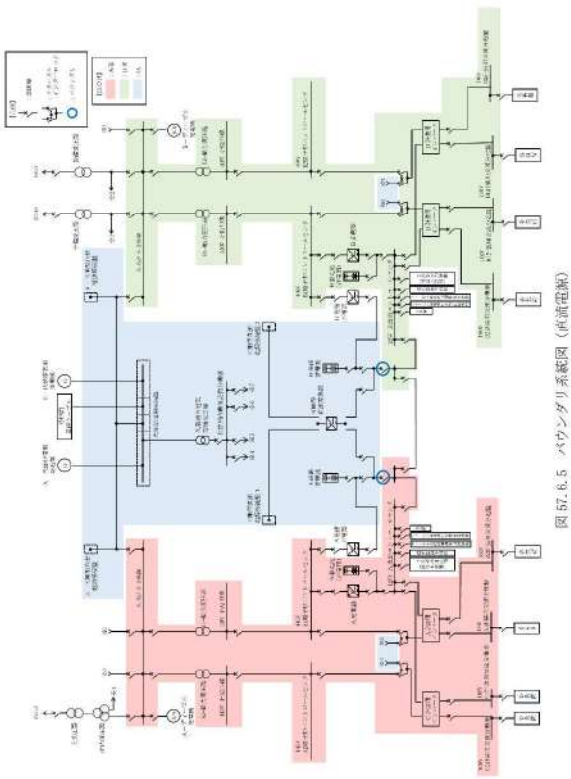
図 57.6.4 バウンダリ系統図 (燃料タンク (SA))

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 954 1220 976">図 57-7-3 バウンダリ系統図 (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>		<p data-bbox="1848 145 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 2101 194">設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 542" style="list-style-type: none"> ・女川は軽油タンクに加えてSA設備のガスタービン発電機専用のガスタービン発電設備軽油タンクを設けて燃料を確保している。 ・泊は美浜と同様にディーゼル発電機燃料油貯油槽 (美浜は燃料油貯蔵タンク) に燃料を確保している。 ・設備の仕様に差異があるが、事故時に弁操作を実施することにより重大事故対処設備としての系統構成とすることで、通常時は他設備に悪影響を与えないという点については同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-7-4 バウンダリ系統図 (直流電線)</p>	 <p>図57-6.5 バウンダリ系統図 (直流電線)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、事故時に遮断器操作を実施することにより重大事故対処設備としての系統構成とすることで、通常時は他設備に悪影響を与えないという点については同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">4号炉</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は複数号炉での申請であるのに対し、女川及び泊は単独号炉での申請であるため記載していない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="98 201 638 970" style="border: 2px solid black; height: 482px; width: 241px;"></div> <p data-bbox="107 976 504 994">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="593 976 638 994">57-7-4</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 162">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">記載方針の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 279" style="list-style-type: none"> ・大飯は複数号炉での申請であるのに対し、女川及び泊は単独号炉での申請であるため記載していない。

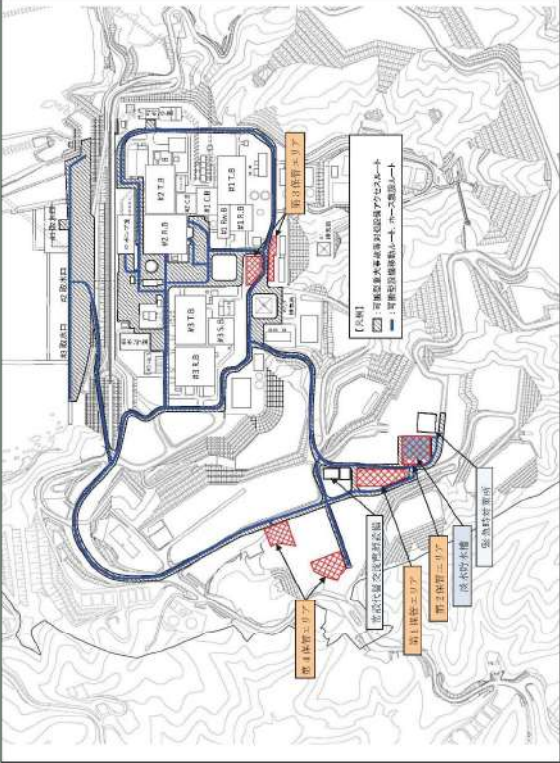
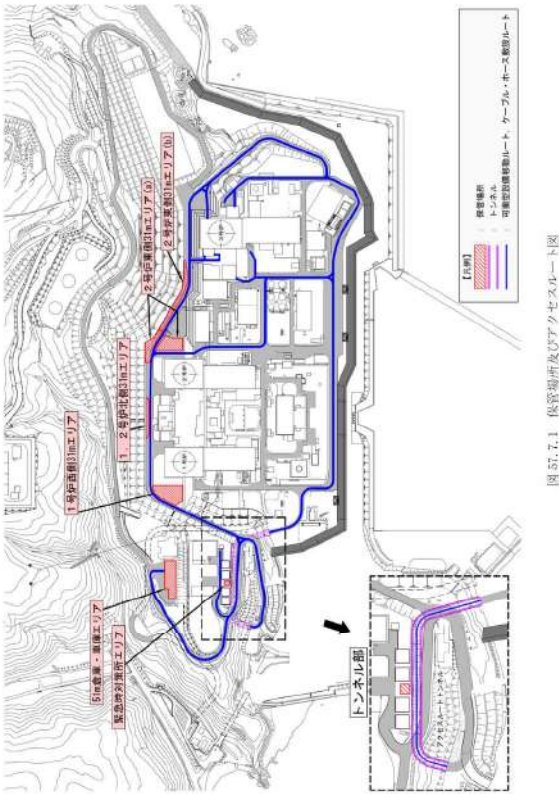
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-3 アクセスルート	57-6 アクセスルート図	57-7 アクセスルート図	【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川、大飯】 項目番号の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足7-1)></p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right; font-size: small;">57-3-8</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-6-1 保管場所及びアクセスルート図</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.7.1 保管場所及びアクセスルート図</p>	<p>【女川】 保管場所及びアクセスルートの相違 ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時において、保管場所から配備場所までのアクセスルートが確保されている点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

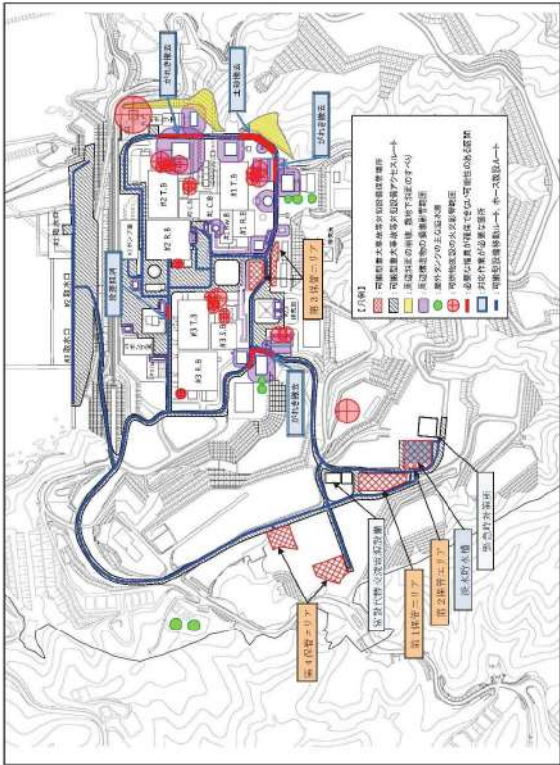
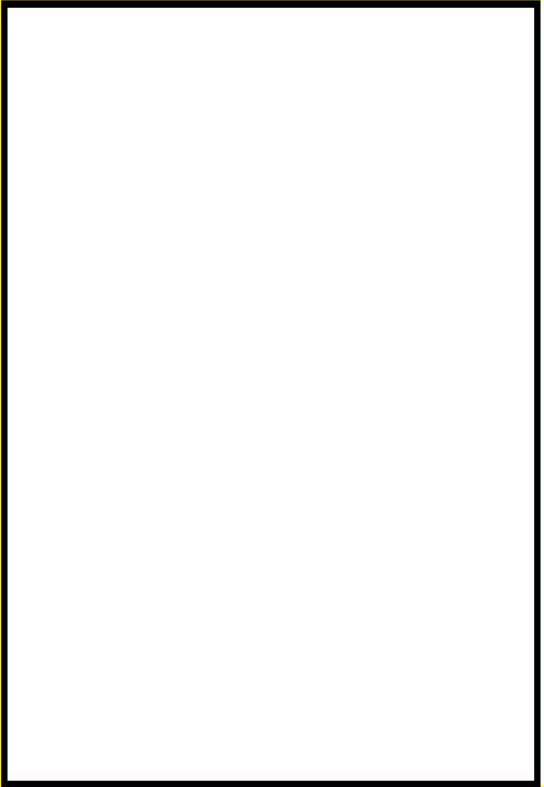
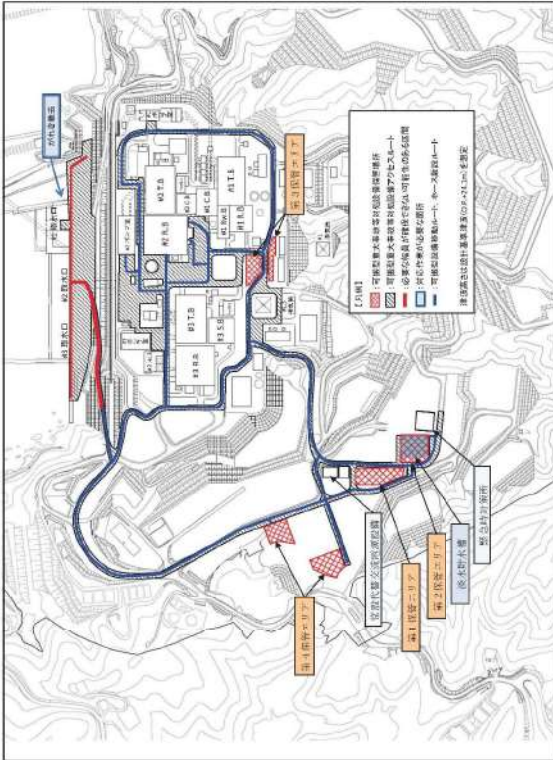
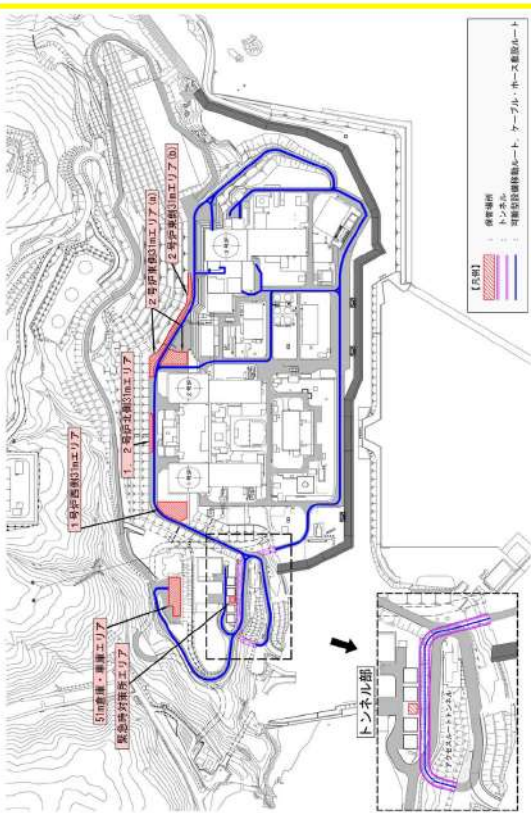
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="815 943 1093 963">図 57-6-2 地震時のアクセスルート図</p>	 <p data-bbox="1429 983 1805 1002">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p data-bbox="1848 145 1904 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2107 191">記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p data-bbox="1848 199 1904 218">【女川】</p> <p data-bbox="1848 226 2107 245">保管場所及びアクセスルートの相違</p> <ul data-bbox="1848 256 2157 395" style="list-style-type: none"> ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時に地震が発生した場合においても、保管場所から配備場所までのアクセスルートが確保されている点において同等である。

図 57.7.2 配管材のアクセスルート図

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-6-3 津波時のアクセスルート図</p>	 <p>図 57-7-3 津波時のアクセスルート図</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 保管場所及びアクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時に津波が発生した場合においても、保管場所から配備場所までのアクセスルートが確保されている点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

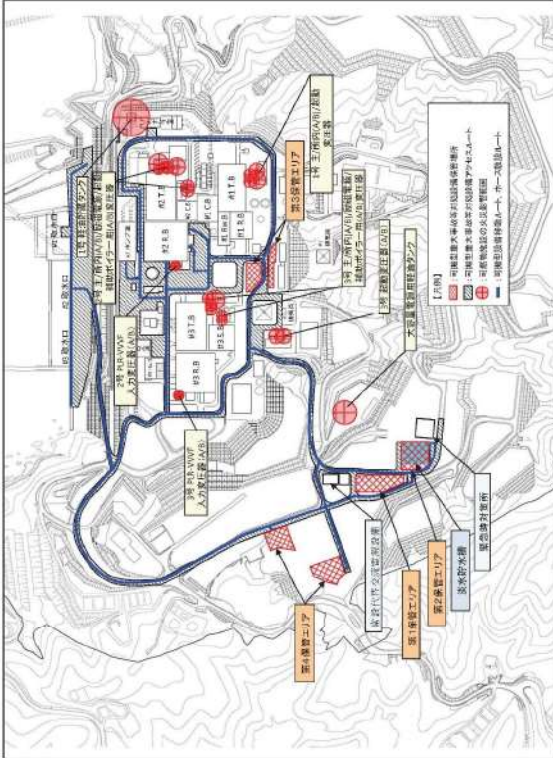
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 941 1093 960">図 57-6-4 火災時のアクセスルート図</p>	<div style="border: 2px solid yellow; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="1411 933 1780 954">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 162">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2105 191">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 201 1904 220">【女川】</p> <p data-bbox="1848 229 2116 248">保管場所及びアクセスルートの相違</p> <ul data-bbox="1848 258 2157 395" style="list-style-type: none"> ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時に火災が発生した場合においても、保管場所から配備場所までのアクセスルートが確保されている点において同等である。

図 57-6-4 火災時のアクセスルート図

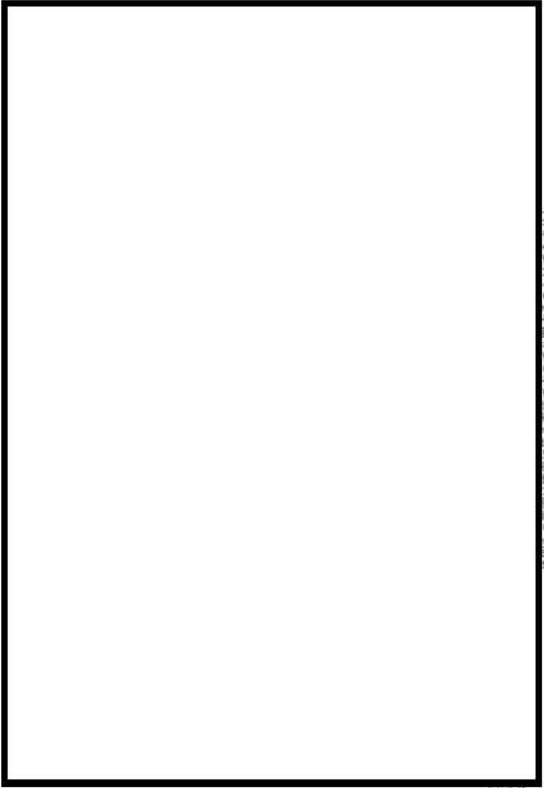
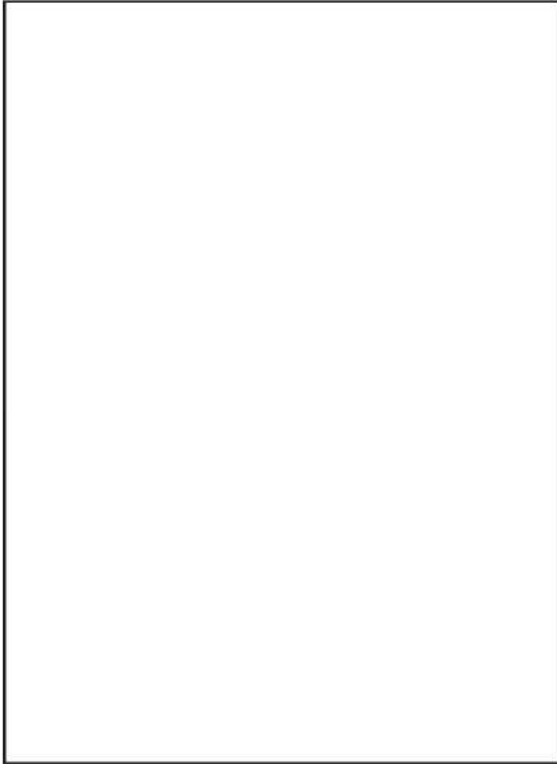
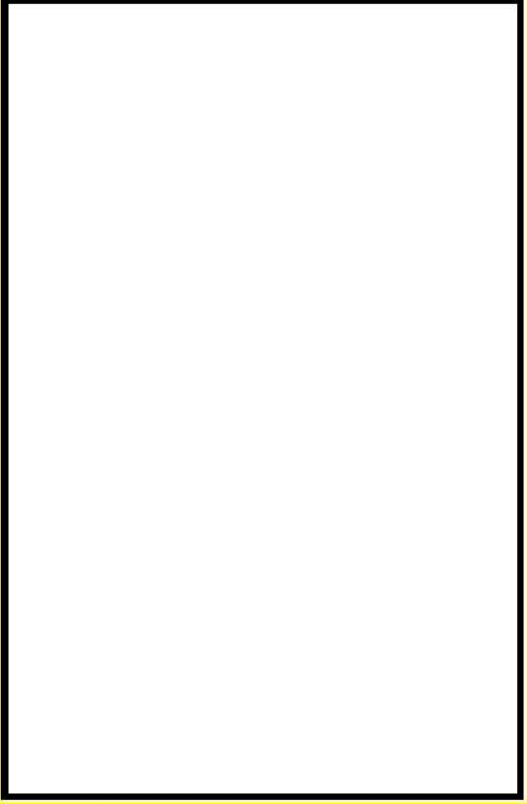
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="96 164 616 957" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 232px;"></div> <div data-bbox="616 403 638 786" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</div> <div data-bbox="551 959 595 973" style="font-size: x-small;">57-3-1</div>	<div data-bbox="674 164 1227 930" style="border: 1px solid black; height: 480px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="808 941 1093 962" style="font-size: small;">図 57-6-5 屋内アクセスルート図(1/4)</div> <div data-bbox="875 970 1218 991" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="1256 164 1787 962" style="border: 2px solid yellow; height: 500px; width: 237px;"></div> <div data-bbox="1794 432 1816 675" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: x-small;">図 57.7.6 屋内アクセスルート図 (1/2)</div> <div data-bbox="1406 970 1787 991" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川, 大飯】 アクセスルートの相違 ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</p>

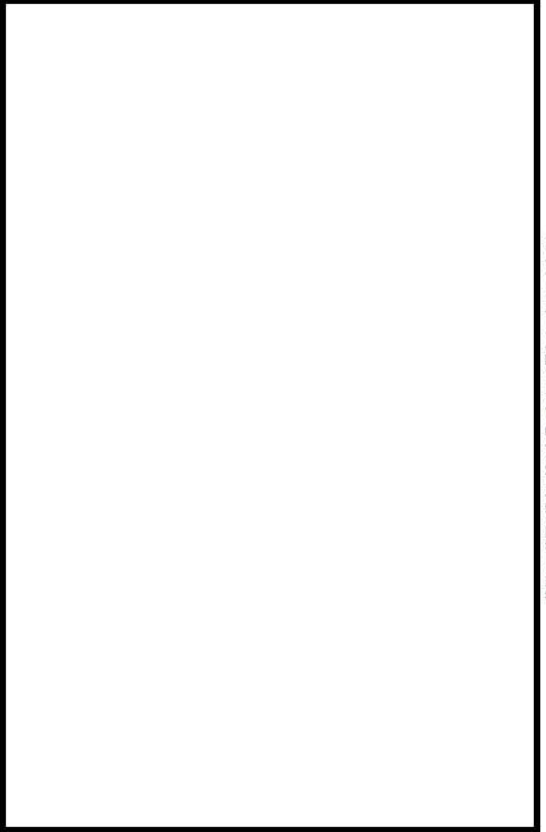
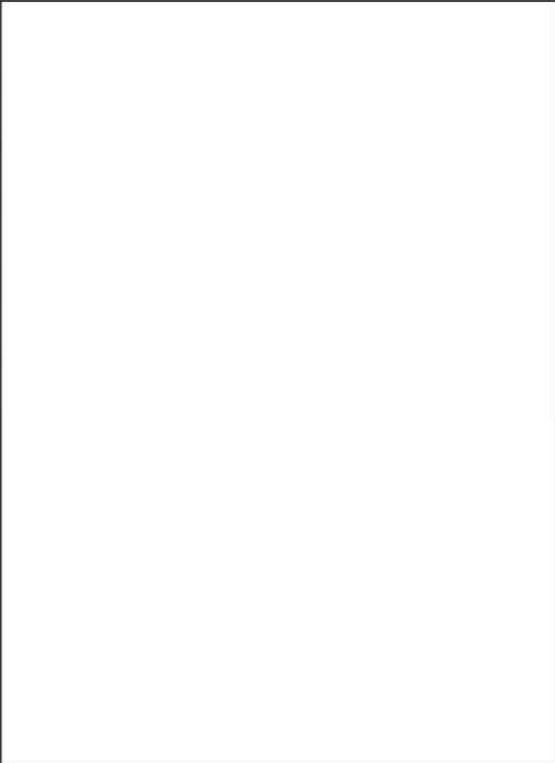
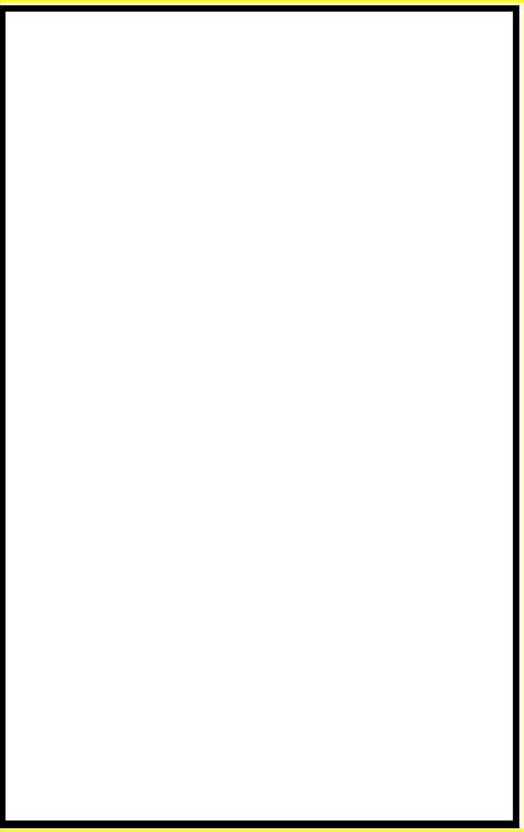
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-size: small;">図面内の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	 <p style="text-align: center; font-size: small;">図 57-6-6 屋内アクセスルート図 (2/4)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p style="text-align: center; font-size: small;">図 57.7.6 屋内アクセスルート図 (2/3)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川、大飯】 アクセスルートの相違 ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p>	 <p>図 57-6-7 屋内アクセスルート図 (3/4)</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">図 57.1.7 屋内アクセスルート図 (3/3)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川、大飯】 アクセスルートの相違 ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="94 146 629 932" style="border: 2px solid black; height: 492px; width: 239px;"></div> <div data-bbox="568 935 613 951" style="font-size: small;">57-3-4</div>	<div data-bbox="674 165 1229 932" style="border: 1px solid black; height: 480px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="808 943 1093 963" style="font-size: small;">図57-6-8 屋内アクセスルート図(4/4)</div> <div data-bbox="875 975 1229 995" style="border: 1px solid black; font-size: x-small; padding: 2px;">棒図みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>		<p>【女川、大飯】</p> <p>アクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。

棒図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="94 159 631 933" style="border: 2px solid black; height: 485px; width: 240px;"></div>			<p>【大飯】</p> <p>アクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 159 631 957" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="622 359 645 718" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;"> 付図中の範囲は機密に係る事項ですのをご注意ください。 </div>			<p>【大飯】</p> <p>アクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 181 631 962" style="border: 2px solid black; height: 489px; width: 241px;"></div> <div data-bbox="573 963 613 975" style="font-size: small;">57-3-7</div>			<p>【大飯】</p> <p>アクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。

特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 167 560 191"><女川、泊の記載箇所と比較(補足7-1)></p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p data-bbox="571 1085 616 1101" style="text-align: right;">57-3-8</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2060 196">記載箇所の相違 (57-7-2 へ)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

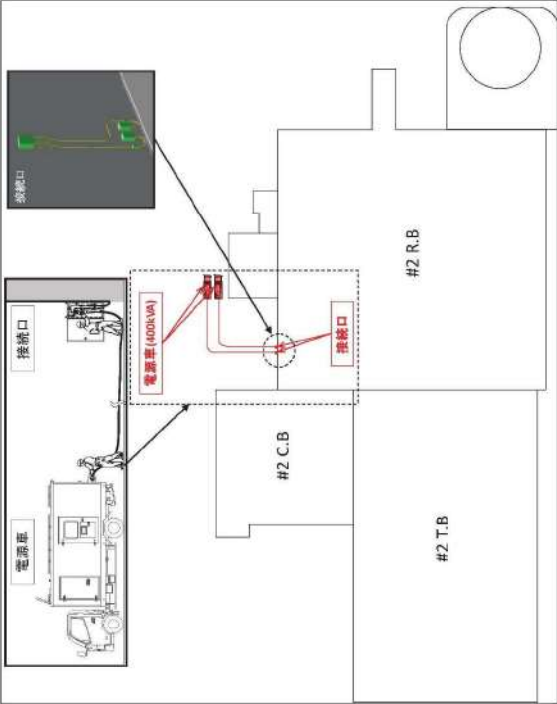
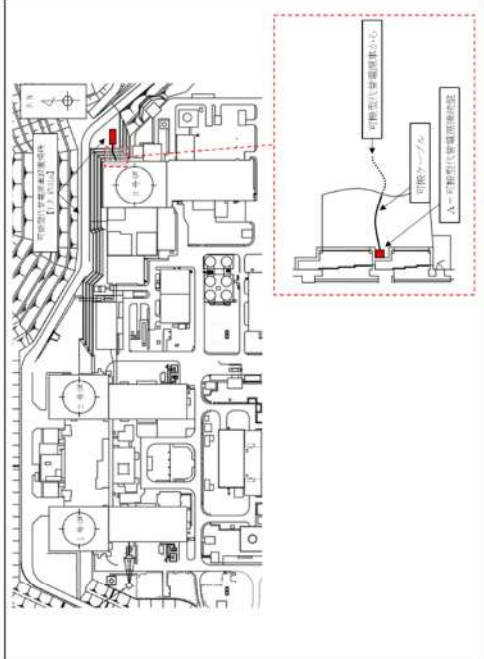
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	57-8 電源車接続に関する説明書	57-8 可搬型代替電源車, 可搬型直流電源用発電機及び 可搬型直流変換器接続に関する説明書	【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備名称の相違 (可搬型代替電源車) 【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1. 電源車接続方法について 電源車は以下の4ルートにて接続可能な設計とする。</p> <p>① 電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側) ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路 電源車配置場所図 57-8-1 系統接続図図 57-8-2</p> <p>② 電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側) ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路 電源車配置場所図 57-8-3 系統接続図図 57-8-4</p> <p>③ 電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)～緊急用低圧母線2G系電路 電源車配置場所図 57-8-5 系統接続図図 57-8-6</p> <p>④ 電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)～緊急用低圧母線2G系電路 電源車配置場所図 57-8-7 系統接続図図 57-8-8</p>	<p>1. 可搬型代替電源車接続方法について 可搬型代替電源車は以下2ルートにて接続可能な設計とする。</p> <p>① 可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源接続盤 ～非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路 可搬型代替電源車配置場所 図 57.8.1 系統接続図 図 57.8.2</p> <p>② 可搬型代替電源車～B-可搬型代替電源接続盤 ～非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路 可搬型代替電源車配置場所 図 57.8.3 系統接続図 図 57.8.4</p> <p>2. 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器接続方法について 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は以下4ルートにて接続可能な設計とする。</p> <p>① 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤1 ～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤～A直流母線電路 可搬型直流電源用発電機配置場所 図 57.8.5 可搬型直流変換器配置場所 図 57.8.6 系統接続図 図 57.8.7</p> <p>② 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤1 ～可搬型直流変換器～B後備蓄電池接続盤～B直流母線電路 可搬型直流電源用発電機配置場所 図 57.8.8 可搬型直流変換器配置場所 図 57.8.9 系統接続図 図 57.8.10</p> <p>③ 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤2 ～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤～A直流母線電路 可搬型直流電源用発電機配置場所 図 57.8.11 可搬型直流変換器配置場所 図 57.8.12 系統接続図 図 57.8.13</p> <p>④ 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤2 ～可搬型直流変換器～B後備蓄電池接続盤～B直流母線電路 可搬型直流電源用発電機配置場所 図 57.8.14 可搬型直流変換器配置場所 図 57.8.15 系統接続図 図 57.8.16</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：電源車→可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機 ・女川：電源車接続口(原子炉建屋西側)及び電源車接続口(原子炉建屋東側)→泊：A-可搬型代替電源接続盤およびB-可搬型代替電源接続盤、可搬型直流電源接続盤1及び可搬型直流電源接続盤2 ・女川：非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系→泊：非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B) <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替交流電源設備のルート数には相違ないが、可搬型直流電源設備の構成の相違による、ルート数に差異がある。 ・可搬型代替直流電源設備の設備構成として女川は緊急用低圧母線2G系を經由し代替直流電源設備に給電を行うが、泊は可搬型直流変換器、A又はB後備蓄電池接続盤及びA又はB直流母線に給電する構成である。

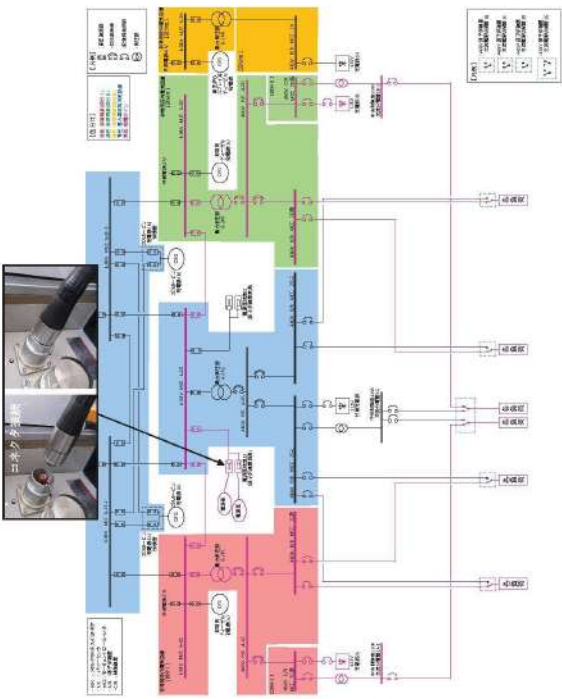
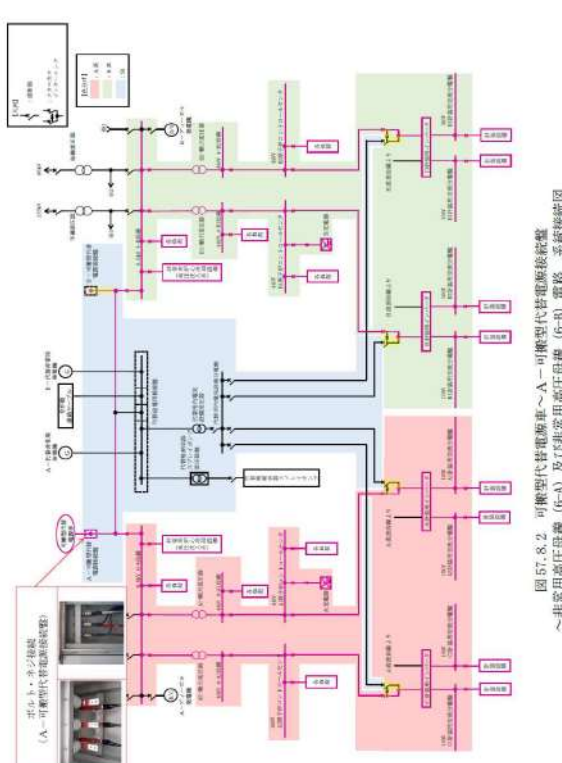
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="745 879 1164 916">図57-8-1 電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側) ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路 電源車配置場所</p>	 <p data-bbox="1767 379 1805 823">図57.8.1 可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源車接続口 ～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 可搬型代替電源車配置場所</p>	<p data-bbox="1845 145 2107 193">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 201 2157 336">【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>

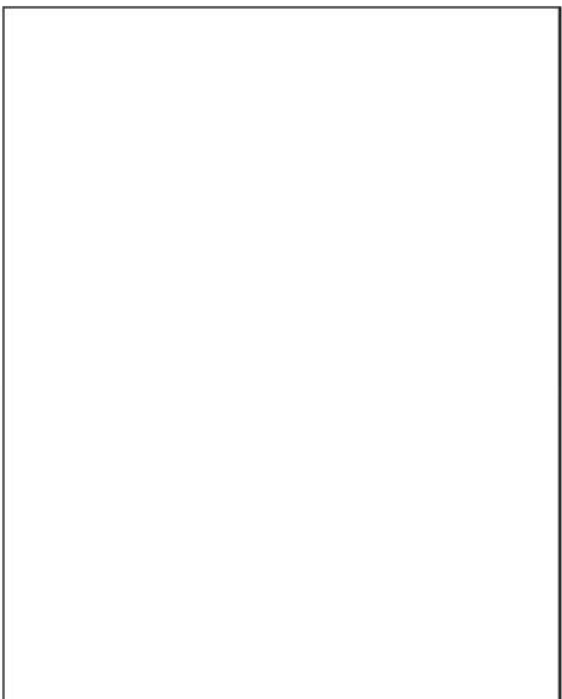
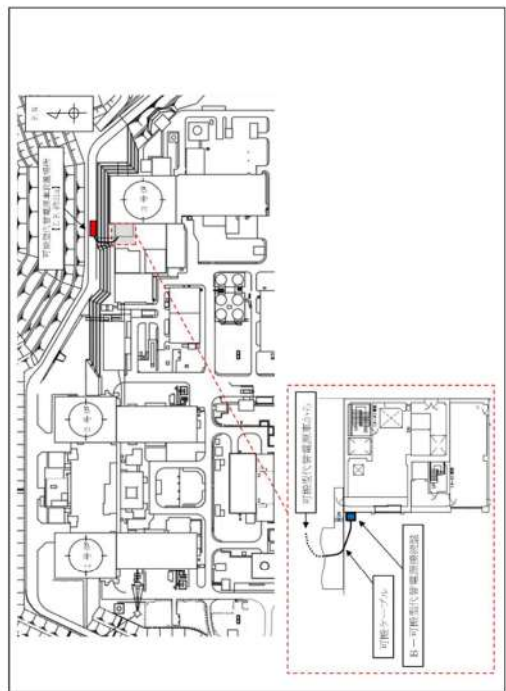
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-8-2 電源車～電送車接続口 (原子炉建屋西側)～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 系統接続図</p>	 <p>図 57.8.2 可搬型代替電源車～A-1可搬型代替電源車後継線～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 系統接続図</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

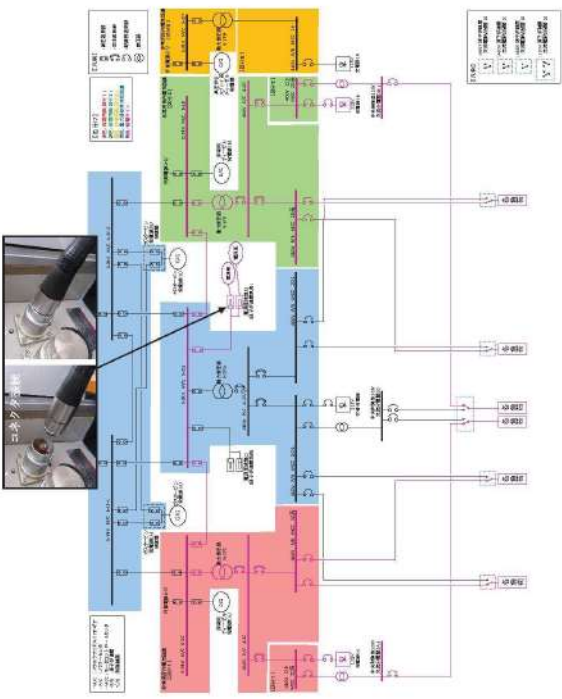
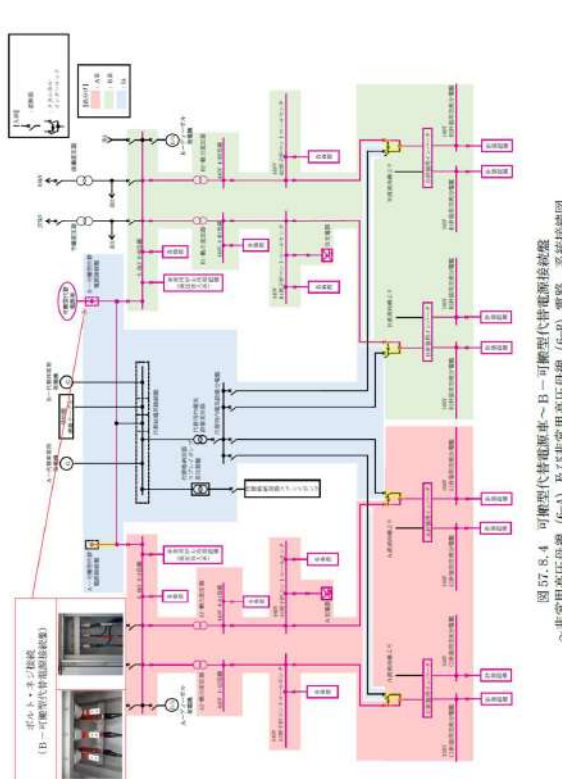
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 869 1220 933">図 57-8-3 電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側) ～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 電源車配置場所 特図みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p data-bbox="1780 287 1825 845">図 57-8-3 可搬型代替電源車～D-可搬型代替電源車電路接続線 ～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 可搬型代替電源車配置場所</p>	<p data-bbox="1848 143 2139 343">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>

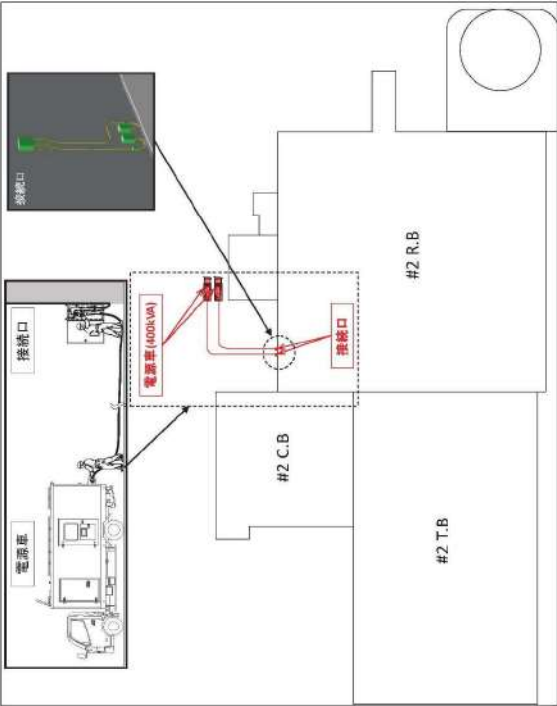
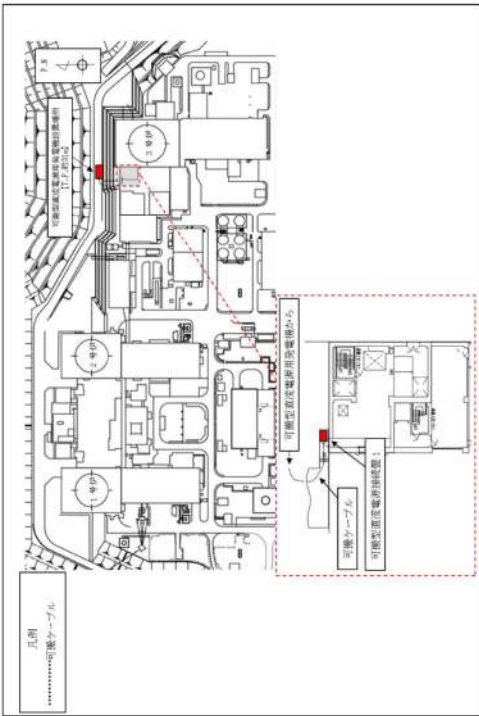
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-8-4 電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 系統接続図</p>	 <p>図 57.8.4 可搬型代替電源車～B-1可搬型代替電源接続線～非常用高圧母線 (G-A) 及び非常用高圧母線 (G-B) 電路 系統接続図</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="792 879 1111 916">図57-8-5 電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側) ↳緊急用低圧母線25系電路 電源車配置場所</p>	 <p data-bbox="1778 284 1818 826">図57-8-5 可搬型直流電源用変換器～可搬型直流電源接続線1～可搬型直流電源用変換器 ～A後備蓄電池接続盤～A直流母線電路 可搬型直流電源用変換器配置場所</p>	<p data-bbox="1845 145 2107 193">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 201 2157 336">【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>

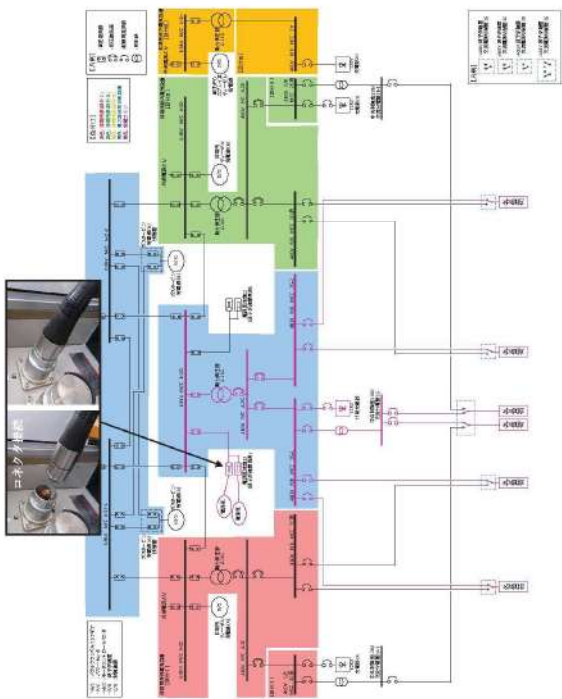
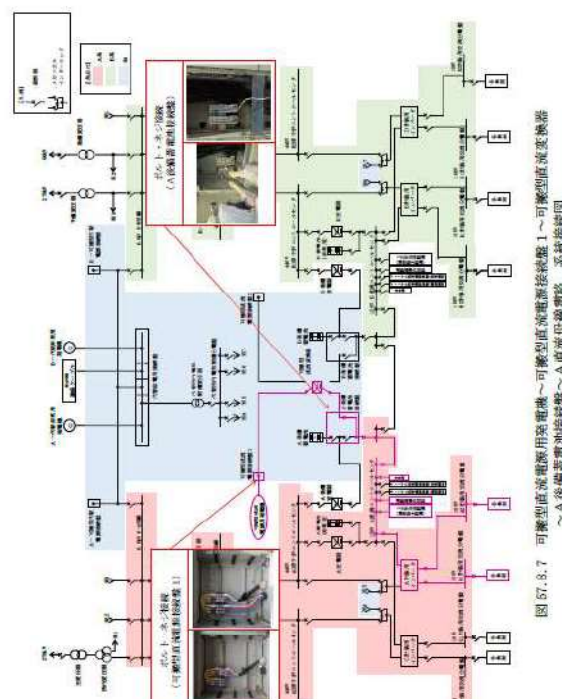
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.8.6 可搬型直流電源装置用変電機～可搬型直流電源装置接続線1～可搬型直流電源装置配置場所 ～A後継普通電池接続線～A直流母線電路 可搬型直流電源装置配置場所</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

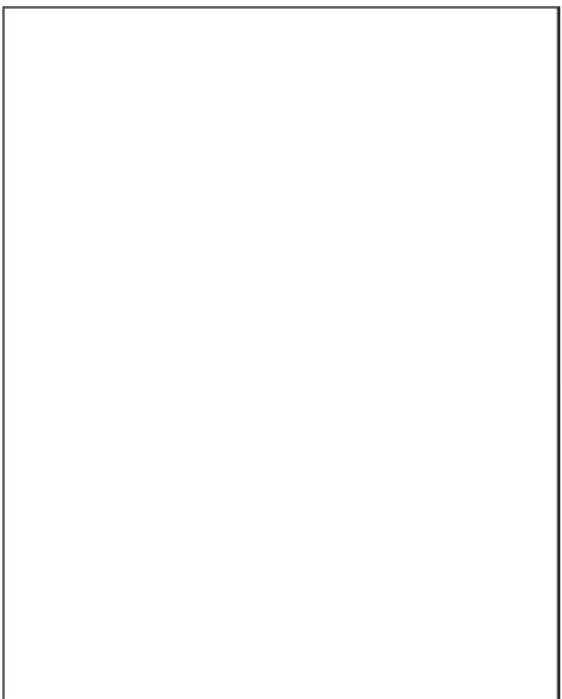
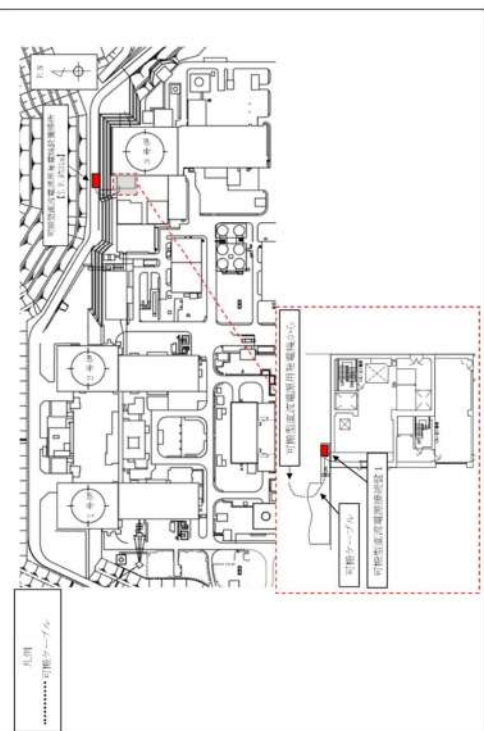
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-8-6 電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)～緊急用低圧母線20系電路 系統接続図</p>	 <p>図 57.8.7 可搬型直流電源用充電機～可搬型直流電源接続機1～可搬型直流電源機～A後継普通電池接続機～A直流母線電路 系統接続図</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="784 869 1220 933">図 57-8-7 電源車～電源車接続口(原子力建屋東側) ～緊急用低圧母線20系電路 電源車配置場所 各欄目の内容に防護上の観点から公開できません。</p>	 <p data-bbox="1769 255 1814 821">図 57-8-8 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源制御盤1～可搬型直流電源用発電機配置場所 ～B後備蓄電池接続経路～B直流母線電路 可搬型直流電源用発電機配置場所</p>	<p data-bbox="1848 143 2139 343">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>

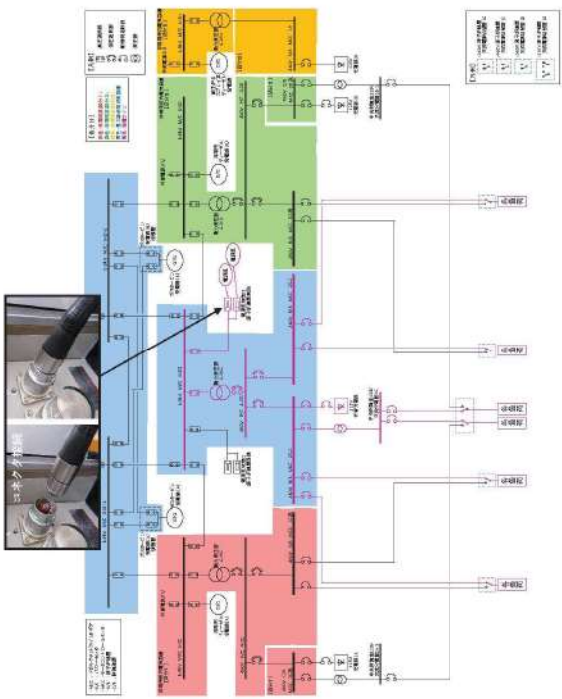
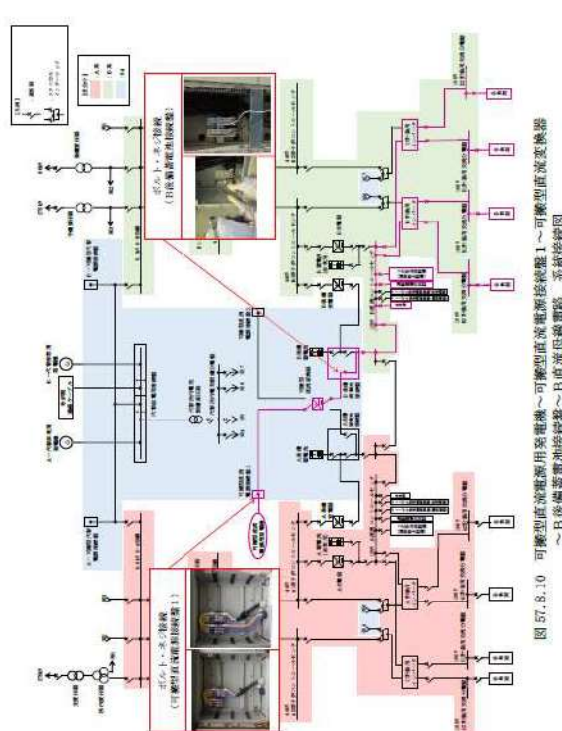
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

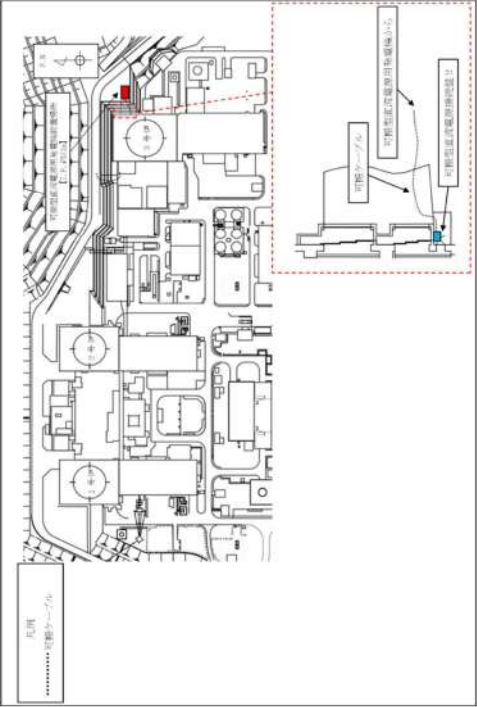
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="784 869 1120 917">図 57-8-8 電源車へ電源車接続口(原子炉建屋東側)へ緊急用低圧母線2号電路 系統接続図</p>	 <p data-bbox="1769 271 1814 798">図 57.8.10 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続装置1～可搬型直流変換器～B後置蓄電池接続装置～B直流母線 系統接続図</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2105 196">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 201 1904 225">【女川】</p> <p data-bbox="1848 229 1926 253">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 258 2150 343" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

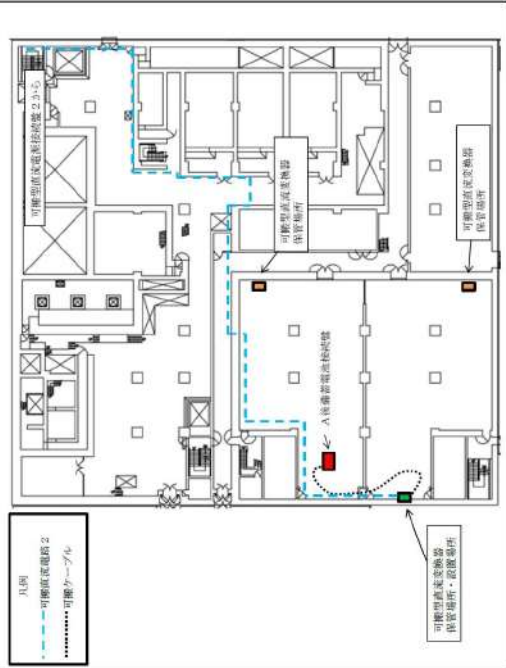
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.8.11. 可搬型直流電源機・可搬型直流電源接続機・可搬型直流電源変換器 ～A後備帯電電線経路～A直流母線電路 可搬型直流電源配置場所</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

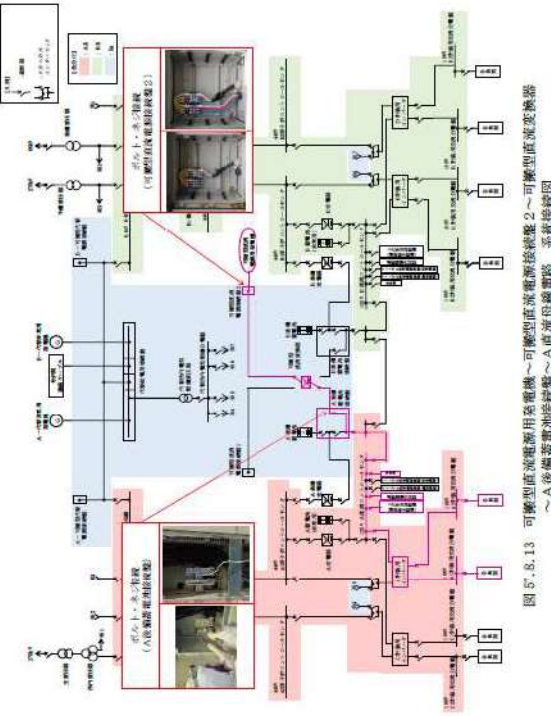
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

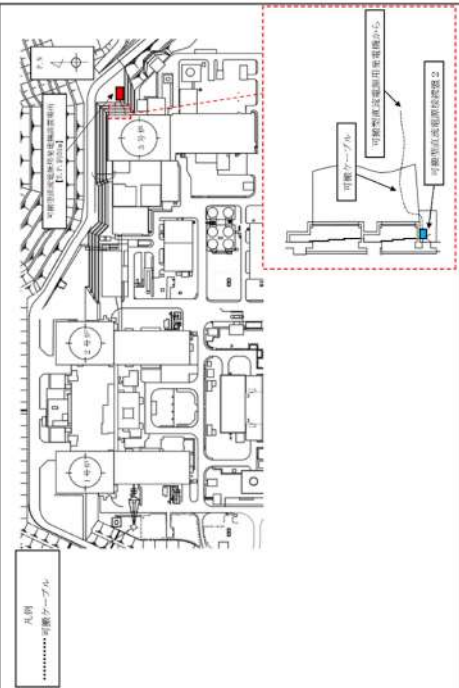
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

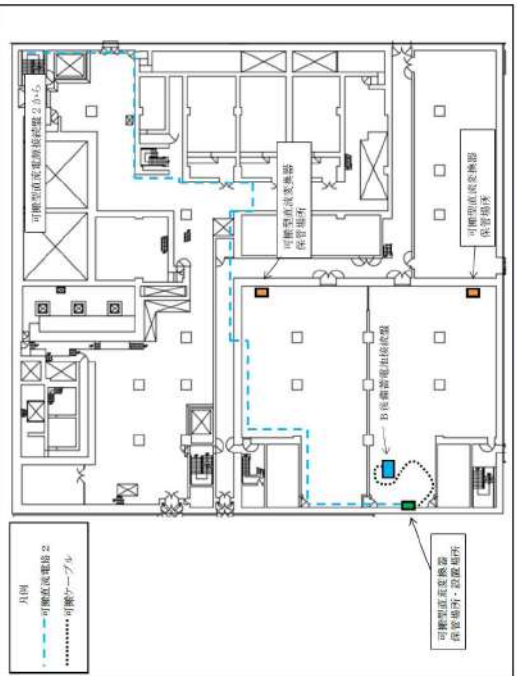
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.8.14 可搬型直流電源装置用充電機～可搬型直流電源装置2～可搬型直流電源装置1設置場所 B 後備蓄電池接続盤～B点直流母線電路 可搬型直流電源装置設置場所</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

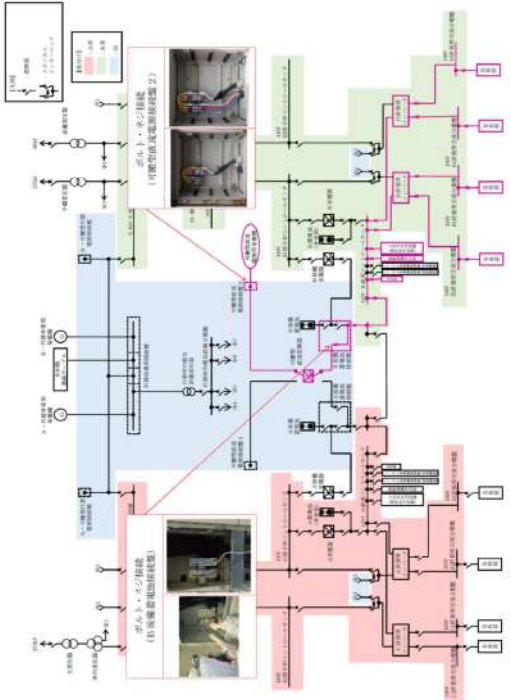
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図5.8.15 可搬型直交流電源用充電機～可搬型直交流電源接続装置2～可搬型直交流変換器保管場所 B後備蓄電池接続装置～B直流母線電箱 可搬型直交流変換器保管場所</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.3.16 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続装置2～可搬型直流電源装置～B直流母線系統～B直流母線系統 系統接続図</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-9 代替所内電気設備の設備構成について	57-9 代替電源設備について	57-9 代替電源設備について	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）

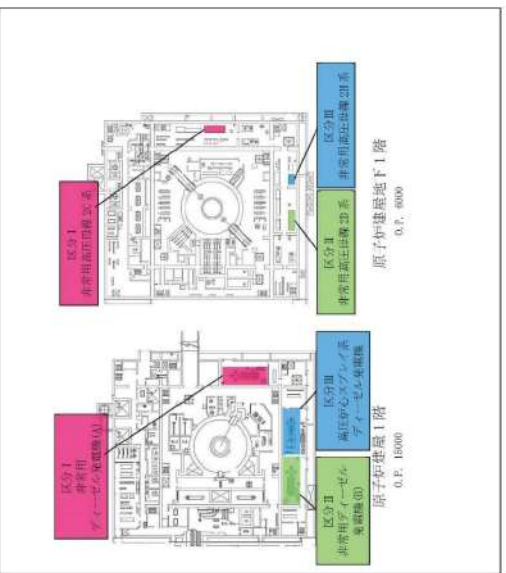
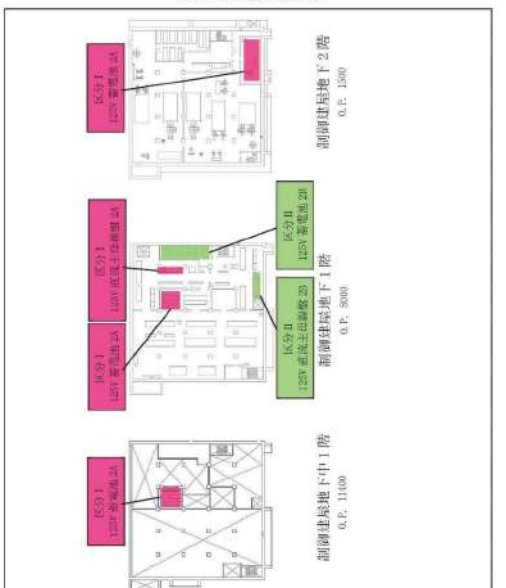
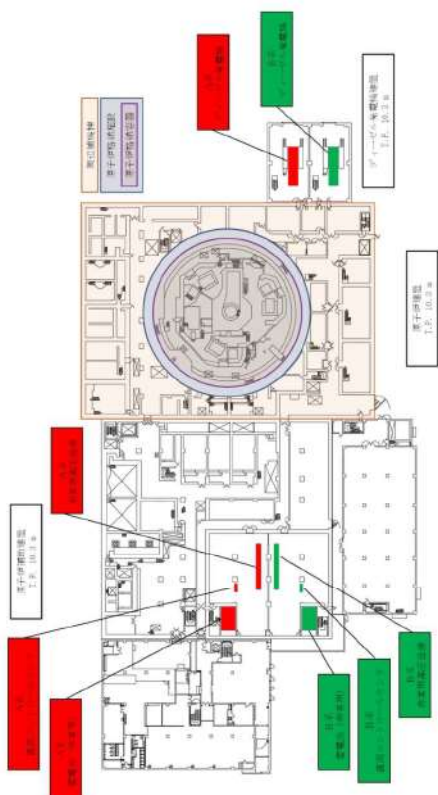
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>1. 代替電源設備について 東京電力福島第一原子力発電所事故においては、津波によりディーゼル発電機の冷却機能(海水系)が喪失するとともに、ディーゼル発電機及びメタクラ等は浸水被害により、多重化された電源設備が同時に機能喪失するに至った。</p> <p>伊方3号機においては、設計基準対象施設としてディーゼル発電機及びメタクラ等の電気設備を設置している。これら電気設備は、設計基準の津波高さよりも高所にあり、かつ隔壁によって区画化された電気室に設置し、多重化を図るとともに互いに独立させており、共通要因により同時に機能喪失することなく、人の接近性を確保できる設計としている。</p>	<p>1. 代替電源設備について 東京電力株式会社(現:東京電力ホールディングス株式会社)福島第一原子力発電所事故においては、津波により非常用ディーゼル発電機の冷却機能(海水系)が喪失するとともに、非常用ディーゼル発電機、非常用高圧母線等は浸水被害により、多重化された電源設備が同時に機能喪失するに至ったとの報告がある。</p> <p>女川原子力発電所2号炉においては、設計基準事故対処設備として非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用高圧母線等の電気設備を設置している。女川原子力発電所2号炉の敷地高さは、O.P.約+13.8mであり、設計基準津波 O.P.+23.1m より低い、高さ約 15m(O.P.約+29m)の防潮堤を設置する。また、隔壁によって区画化された電気室に設置し、多重化を図ることにより、互いに独立させており、共通要因により同時に機能喪失することなく、人の接近性を確保可能な設計としている。(図 57-9-1~3)</p> <p>*O.P.：女川 原子力発電所工事用基準面</p>	<p>1. 代替電源設備について 東京電力株式会社(現:東京電力ホールディングス株式会社)福島第一原子力発電所事故においては、津波により非常用ディーゼル発電機の冷却機能(海水系)が喪失するとともに、非常用ディーゼル発電機、非常用高圧母線等は浸水被害により、多重化された電源設備が同時に機能喪失するに至ったとの報告がある。</p> <p>泊発電所3号炉においては、設計基準事故対処設備としてディーゼル発電機、非常用高圧母線等の電気設備を設置している。泊発電所3号炉の敷地高さは、T.P.約 10.0m であり、設計基準津波 T.P. 約 16.5m より低い、高さ約 16.5m (T.P.約 26.5m)の防潮堤を設置する。また、隔壁によって区画化された電気室に設置し、多重化を図ることにより、互いに独立させており、共通要因により同時に機能喪失することなく、人の接近性を確保可能な設計としている。(図 57.9.1)</p> <p>*T.P.：東京湾平均海面</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：女川原子力発電所2号炉→泊：泊発電所3号炉 設備名称の相違 (D/G)</p> <p>【女川】 プラント設置位置高さ等の相違 ・女川：敷地高さ+13.8m→泊：+10.0m ・女川：防潮堤高さ約 15m(O.P.約+29m)→泊：約 16.5m (T.P.約+26.5m)</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違 ・女川の非常用電源設備は高圧炉心スプレイ系を有した3系統(区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ)である。 ・泊は大飯及び他 PWR と同じ2系統(A系、B系)構成である。(以降、「炉型による非常用電源設備構成の相違」と記載する。)</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：O.P.→泊：T.P. ・女川：隔壁→泊：障壁</p> <p>図表番号の相違 (以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。)</p> <p>「」の範囲については、第5条「津波による損傷の防止」の審査進捗を踏まえて今後修正を行う。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-1 非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレー系ディーゼル発電機及び非常用高圧母線の配置</p>  <p>図 57-9-2 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B 並びに 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B の配置</p>	 <p>図 57-5-1 ディーゼル発電機、非常用高圧母線、蓄電池 (非常用) 及び直流母線の配置</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-9-3 125V蓄電池2H及び125V直流主母線盤2Hの配置</p>		<p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

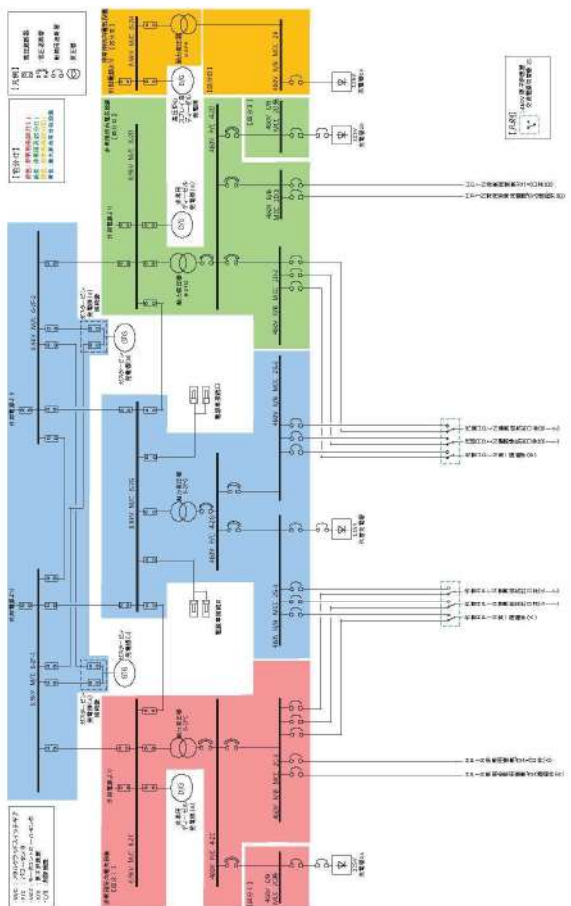
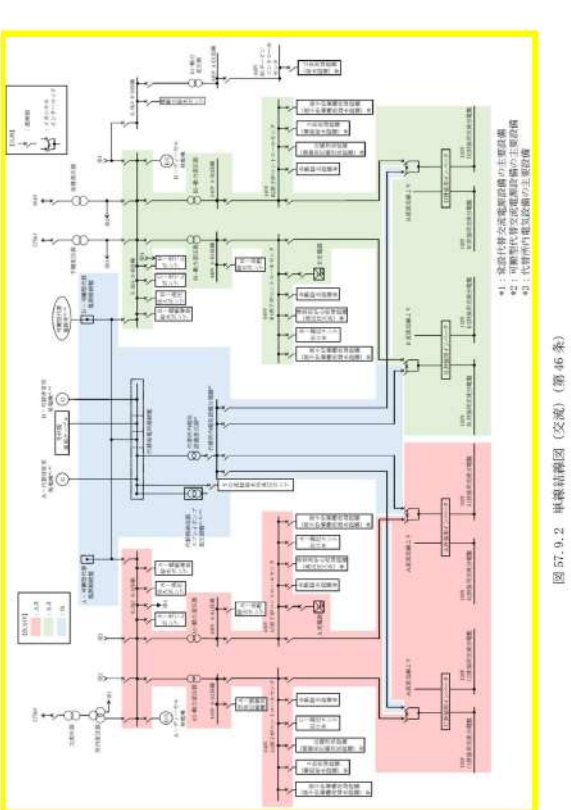
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>しかしながら、これら設計基準事故対処設備の電気設備が機能喪失した場合においても、重大事故等に対処できるよう常設又は可搬の代替電源等の設備を設置している。</p> <p>これら常設又は可搬の代替電源等の設備は、設置許可基準規則第57条及び技術基準規則第72条に要求事項が示されている。また、設置許可基準規則第57条及び技術基準規則第72条以外で、代替電源からの給電が要求される条文を表57-9-1に示す。</p> <p>また、代替電源からの給電が要求される各設備の単線結線図は下記のとおり添付している。</p> <p>設置許可基準規則第46条 / 技術基準規則第61条：図57-9-(46-1)～57-9-(46-2)</p> <p>設置許可基準規則第51条 / 技術基準規則第66条：図57-9-(51-1)～57-9-(51-2)</p> <p>設置許可基準規則第52条 / 技術基準規則第67条：図57-9-(52-1)～57-9-(52-2)</p> <p>設置許可基準規則第53条 / 技術基準規則第68条：図57-9-(53-1)～57-9-(53-2)</p> <p>設置許可基準規則第54条 / 技術基準規則第69条：図57-9-(54-1)～57-9-(54-2)</p> <p>設置許可基準規則第59条 / 技術基準規則第74条：図57-9-(59)</p> <p>設置許可基準規則第60条 / 技術基準規則第75条：図57-9-(60)</p> <p>設置許可基準規則第61条 / 技術基準規則第76条：図57-9-(61)</p> <p>設置許可基準規則第62条 / 技術基準規則第77条：図57-9-(62-1)～57-9-(62-2)</p>	<p>しかしながら、これら設計基準事故対処設備の電気設備が機能喪失した場合においても、重大事故等に対処できるよう常設又は可搬の代替電源等の設備を設置している。</p> <p>これら常設又は可搬の代替電源等の設備は、設置許可基準規則第57条及び技術基準規則第72条に要求事項が示されている。また、設置許可基準規則第57条及び技術基準規則第72条以外で、代替電源からの給電が要求される条文を表57.9.1に示す。</p> <p>また、代替電源からの給電が要求される各設備の単線結線図は下記のとおり添付している。</p> <p>設置許可基準規則第46条 / 技術基準規則第61条：図57.9.2～図57.9.3</p> <p>設置許可基準規則第51条 / 技術基準規則第66条：図57.9.4</p> <p>設置許可基準規則第52条 / 技術基準規則第67条：図57.9.5～図57.9.6</p> <p>設置許可基準規則第53条 / 技術基準規則第68条：図57.9.7～図57.9.8</p> <p>設置許可基準規則第54条 / 技術基準規則第69条：図57.9.9～図57.9.10</p> <p>設置許可基準規則第59条 / 技術基準規則第74条：図57.9.11～図57.9.12</p> <p>設置許可基準規則第60条 / 技術基準規則第75条：図57.9.13</p> <p>設置許可基準規則第61条 / 技術基準規則第76条：図57.9.14</p> <p>設置許可基準規則第62条 / 技術基準規則第77条：図57.9.15～図57.9.16</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
	<p>表 57-9-1 代替電源からの給電が要求される条文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準/技術基準条文番号</th> <th>記載内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第46条 第61条</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第51条 第66条</td> <td>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第52条 第67条</td> <td>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第53条 第68条</td> <td>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第54条 第69条</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第59条 第74条</td> <td>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第60条 第75条</td> <td>監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第61条 第76条</td> <td>緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第62条 第77条</td> <td>通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準/技術基準条文番号	記載内容	備考	第46条 第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。		第51条 第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第52条 第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第53条 第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第54条 第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第59条 第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。		第60条 第75条	監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。		第61条 第76条	緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。		第62条 第77条	通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とする。		<p>表 57.9.1 代替電源からの給電が要求される条文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準/技術基準条文番号</th> <th>記載内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第46条 第61条</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第51条 第66条</td> <td>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第52条 第67条</td> <td>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第53条 第68条</td> <td>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第54条 第69条</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第59条 第74条</td> <td>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第60条 第75条</td> <td>監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第61条 第76条</td> <td>緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。</td> <td>緊急時対策所の通信連絡設備以外は第57条と別の電源を用いるため、2.18緊急時対策所で示す。</td> </tr> <tr> <td>第62条 第77条</td> <td>通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準/技術基準条文番号	記載内容	備考	第46条 第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。		第51条 第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第52条 第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第53条 第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第54条 第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第59条 第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。		第60条 第75条	監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。		第61条 第76条	緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。	緊急時対策所の通信連絡設備以外は第57条と別の電源を用いるため、2.18緊急時対策所で示す。	第62条 第77条	通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とする。		<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>
設置許可基準/技術基準条文番号	記載内容	備考																																																													
第46条 第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。																																																														
第51条 第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第52条 第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第53条 第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第54条 第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第59条 第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第60条 第75条	監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第61条 第76条	緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。																																																														
第62条 第77条	通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とする。																																																														
設置許可基準/技術基準条文番号	記載内容	備考																																																													
第46条 第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。																																																														
第51条 第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第52条 第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第53条 第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第54条 第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第59条 第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第60条 第75条	監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第61条 第76条	緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。	緊急時対策所の通信連絡設備以外は第57条と別の電源を用いるため、2.18緊急時対策所で示す。																																																													
第62条 第77条	通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とする。																																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(46-1) 単線結線図(交流) (第46条)</p>	 <p>図 57.9.2 単線結線図 (交流) (第46条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

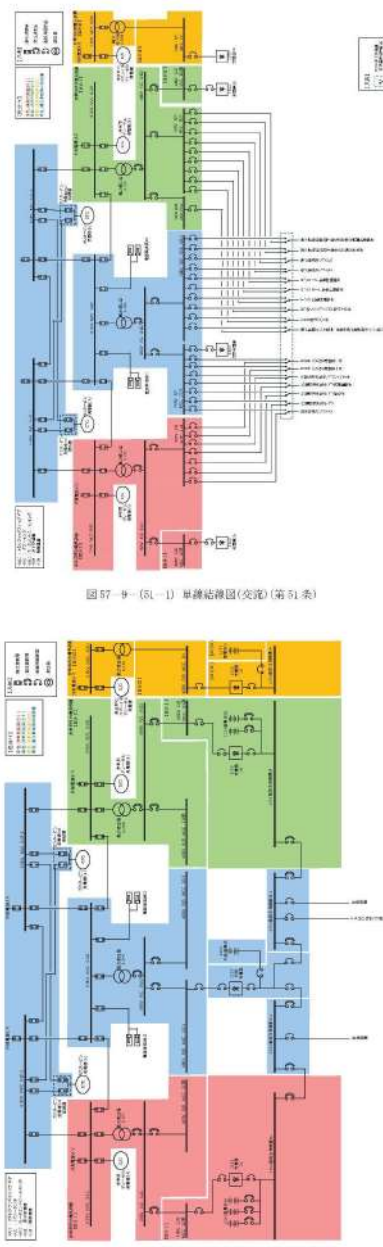
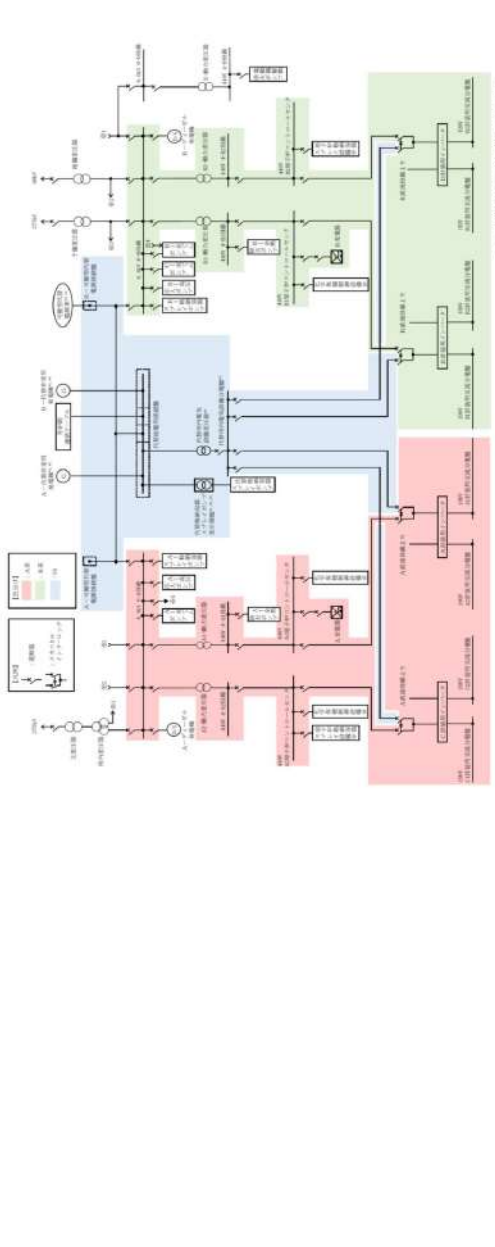
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(46-2) 単線結線図(直流)(第46条)</p>	 <p>図 57.9.3 単線結線図 (直流) (第46条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

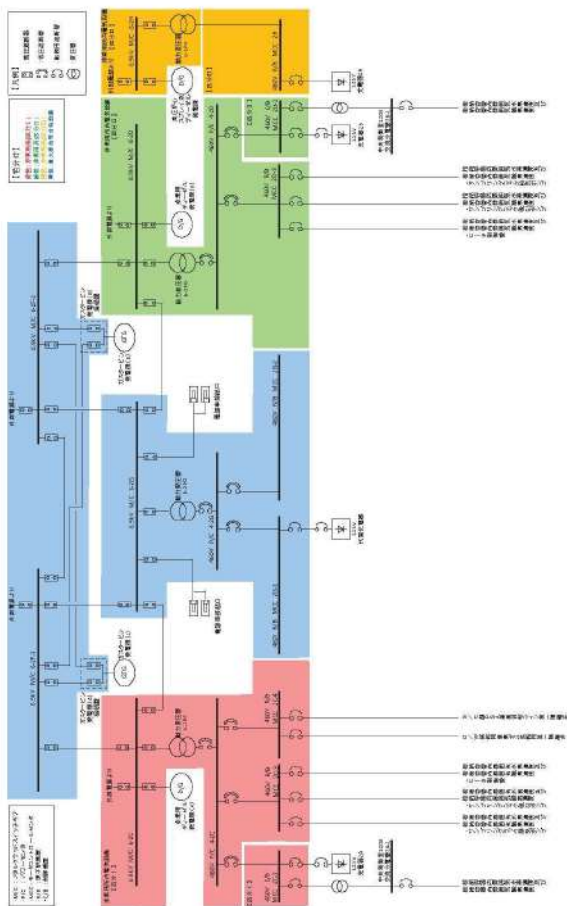
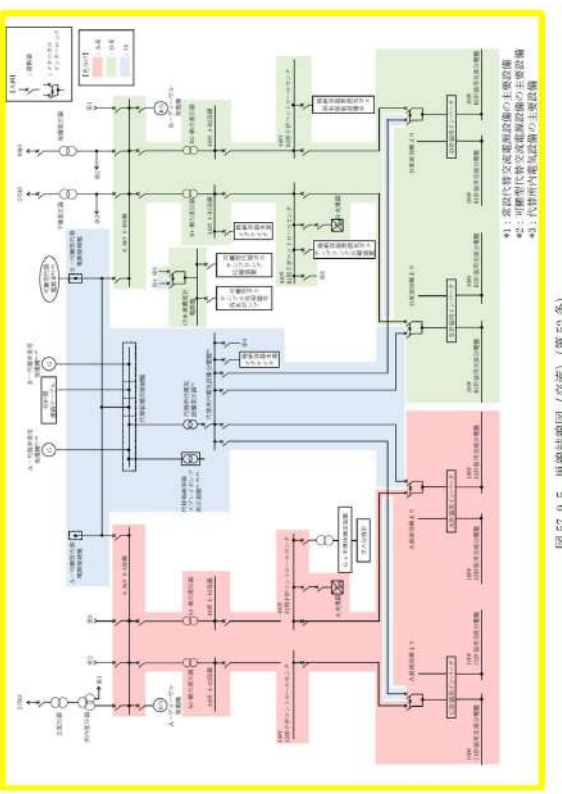
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9-(51-1) 単線結線図(交流) (第51条)</p> <p>図57-9-(51-2) 単線結線図(直流) (第51条)</p>	 <p>41：事故代替交流電源設備の主要設備 42：可搬型代替交流電源設備の主要設備 43：代替所内電気設備の主要設備</p> <p>図57.9.4 単線結線図(交流) (第51条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

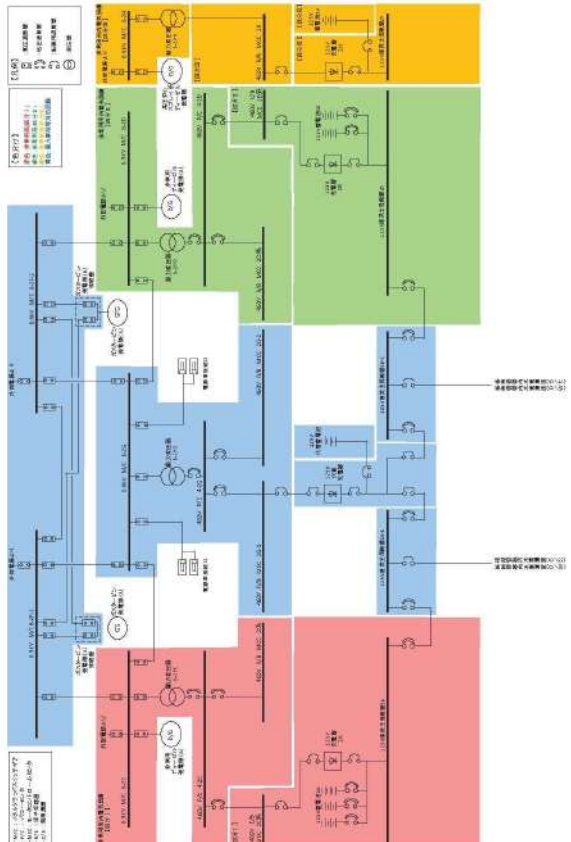
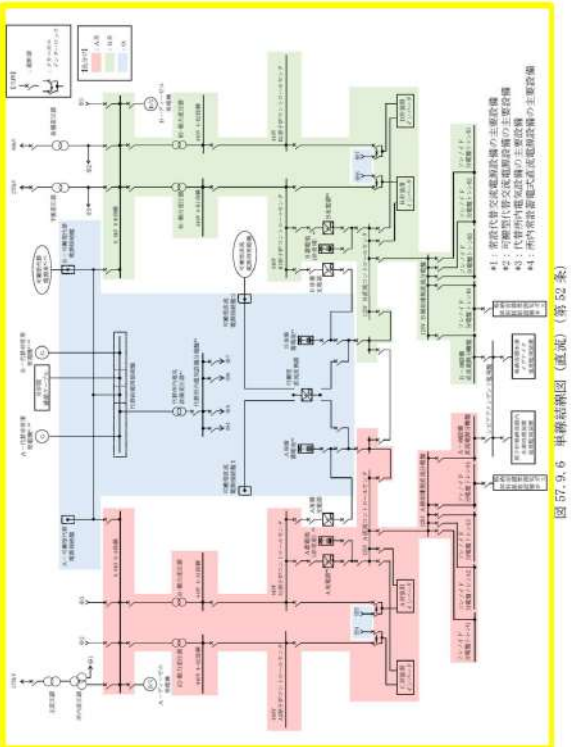
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(52-1) 単線結線図(交流)(第52条)</p>	 <p>図 57.9.5 単線結線図(交流)(第52条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

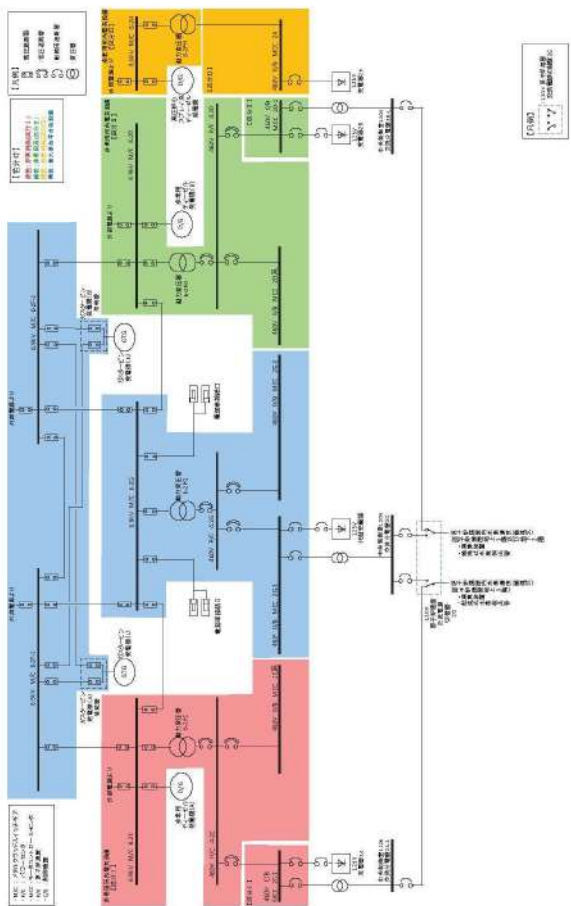
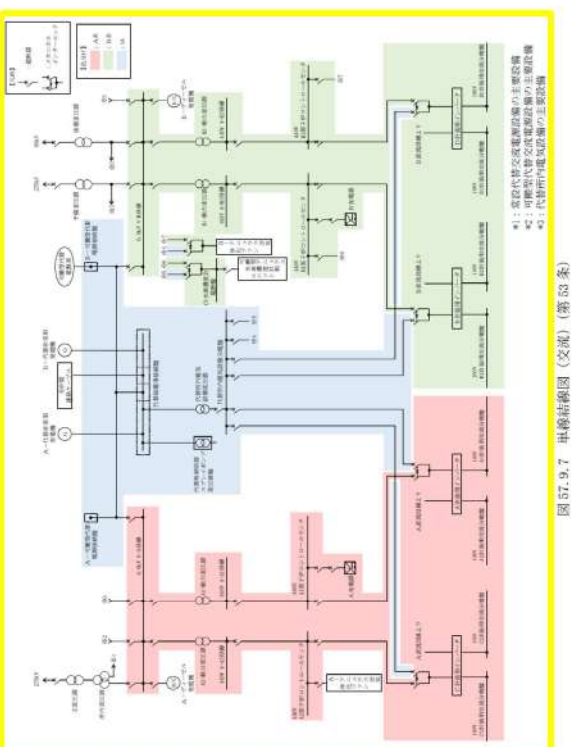
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 1029 1142 1050">図 57-9-(52-2) 単線結線図(直流) (第52条)</p>	 <p data-bbox="1803 430 1825 686">図 57.9.6 単線結線図 (直流) (第52条)</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2105 193">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 201 1904 221">【女川】</p> <p data-bbox="1848 229 1926 250">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 258 2157 335" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

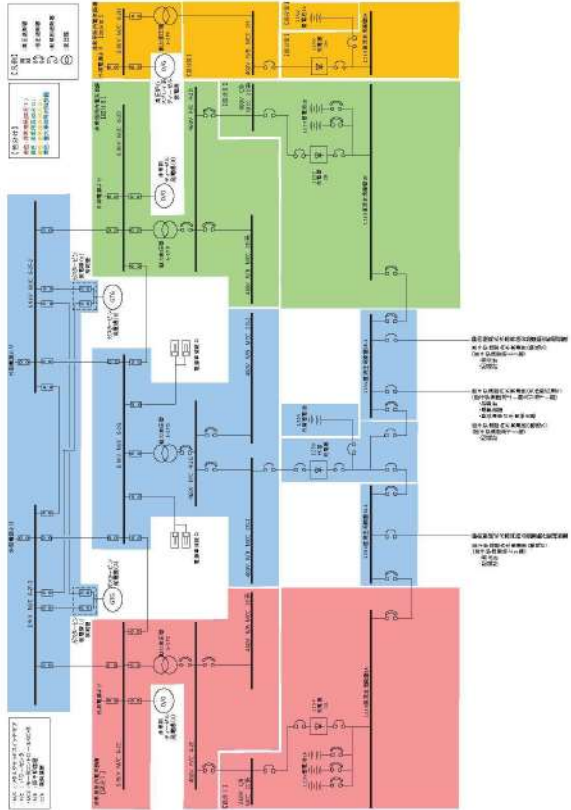
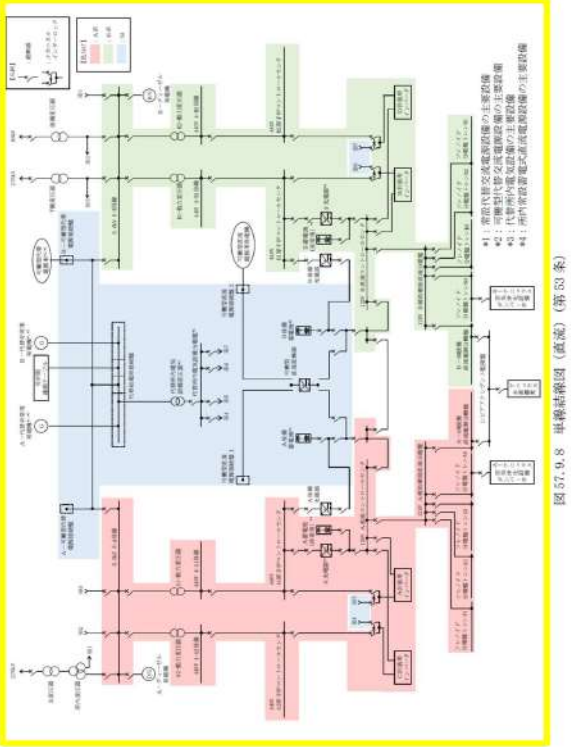
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(53-1) 単線結線図(交流) (第53条)</p>	 <p>図 57.9.7 単線結線図 (交流) (第59条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(53-2) 単線結線図(直流) (第53条)</p>	 <p>図 57.9.8 単線結線図 (直流) (第53条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。